

神戸学院大学
点検・評価報告書

2011年4月1日 神戸学院大学

目 次

序章	1
本章		
I	理念・目的	3
II	教育研究組織	29
III	教員・教員組織	36
IV	教育目標・方法・成果	
(一)	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	74
(二)	教育課程・教育内容	100
(三)	教育方法	124
(四)	成果	158
V	学生の受け入れ	176
VI	学生支援	206
VII	教育研究等環境	215
VIII	社会連携・社会貢献	223
IX	管理運営・財務	
(一)	管理運営	231
(二)	財務	237
X	内部質保証	240
終章	249

序章

神戸学院大学では、現在からさかのぼること約 20 年前、1992（平成 4）年 5 月に自己点検評価制度委員会規程を制定し、自己点検・評価を司る全学組織として学長を議長とする自己点検評価制度委員会を発足させた。この委員会のもとに専門の四つの小委員会（教育活動小委員会、学生援助活動小委員会、研究活動小委員会、大学院小委員会）を設け、各学部長、各部局長および各小委員会の座長をもって自己点検作業部会の構成メンバーとした。

この委員会成立以来、本学は着実に継続的な自己点検活動を行ってきた。まず、1993（平成 5）年 9 月には、将来計画を展望しながら、その時点での全学的、総括的な考え方を中間取りまとめとして全学の教職員に配布し、その上で本学の全構成員や各機関の自主的・自律的な現状を点検・評価し、「神戸学院大学の現状と課題」（1995（平成 7）年 3 月 31 日発行）を大学として取りまとめた。

1996 年には、大学基準協会による全国国公立大学約 200 大学（維持会員大学）間での相互評価の制度が発足し、相互評価の申し込みを 1996（平成 8）年 8 月 31 日付で行い、1997（平成 9）年 4 月 1 日付をもって本制度発足第 1 回の相互評価の結果が公表され、「大学基準」に適合している全国 22 大学の一つとして認定大学という評価結果を頂戴した。このときの相互評価用調書の大要と大学基準協会からの相互評価結果を併せて、第 2 号「神戸学院大学の現状と課題」として公表した。

2004（平成 16）年学校教育法第 69 条の 3 第 2 項に基づく、国公立すべての大学が教育研究等の状況について定期的に、文部科学大臣から認証を受けた第三者評価機関（認証評価機関）から評価を受けなければならない認証評価制度（第 1 回）が実施されることに伴い、認証評価機関である大学基準協会に 2004（平成 16）年度に相互評価申請ならびに認証評価を申し込み、2005（平成 17）年 3 月に「本協会の大学基準に適合している」ことの認定を受け、前回と同じように点検・評価報告書等の大要と大学基準協会から頂戴した相互評価結果ならびに認証評価結果を併せて第 3 号「神戸学院大学の現状と課題」として公表を行った。

この 2004（平成 16）年度の相互評価に際しては、認定は頂戴したものの、69 項目の問題点の指摘に関する助言、勧告としての 1 項目の改善報告が求められた。この助言と勧告を受け、自己点検評価制度委員会の下に設けられた自己点検作業部会の指揮のもと、各該当部局において助言と勧告への検討を行い、2008（平成 20）年 7 月 28 日にいわゆる「改善報告書」を大学基準協会に提出し、2009（平成 21）年 3 月 13 日付で大学基準協会より「今回提出された改善報告書からは、貴大学が、これらの助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることを確認できる。また、多くの項目についてその成果も満足すべきものである。」との「改善報告書検討結果（神戸学院大学）」を頂戴したところである。

とはいえ、「改善報告書検討結果（神戸学院大学）」では、一部学部における履修制限、一部研究科における教育・研究指導体制、大学院定員管理について指摘があり、また財務的には寄付金比率、補助金比率の改善努力を求められた。これらの点については、当該部局において検討を重ねているところでもある。

こうした中、新しい認証評価システムとなった 2011（平成 23）年度認証評価に、再び

評価申請を行うこととなった。改善報告書提出後2年余は経っているが、新しい認証評価システム及びその形式の全貌がおよそ明らかになったのは、2009（平成21）年10月の説明会においてであり、そのシステムと形式の理解にやや時間を割かれたことは正直にお伝え申し上げたい。

大学内部に自己点検評価のための委員会組織は当然にして常設されているが、報告書作成には、その構成委員のみならず、各部局・部署の委員以外の教職員も加わっている。そうした委員以外のいわば執筆者レベルでの新しい認証評価のシステムと形式に対する理解がなければ、十分な報告書作成は困難だったのであり、その理解を求めることに相当のエネルギーを注入する必要があったのは事実である。

しかし、このような事情がありながらも、新たなシステムと形式の理解過程も含めて、この報告書作成の過程は、我々にとって十分意義あるものであったことも同時にお伝えしたい。とくに、本学及び法人においては、現在いわゆる「中長期計画」の策定に取り組もうとしている。この点検・評価報告書作成は「中長期計画」策定に関する検討・議論点の整理として大いに有効であっただけでなく、まさにその土台を築く一環として位置づけることができた。この点に関しては、大学基準協会に心より感謝を申し上げます。

本報告書は、まさに神戸学院大学の現状とその課題を表現しているものと考えている。不十分な点も正直に記載されている箇所もあるが、欠点のない完璧な組織は存在しないのであり、常に反省と課題に直面しているのが大学を含めた組織というものであろう。そうした点も含めて、神戸学院大学の現状をご判断いただき、評価をお願いするところである。

I. 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈1〉 大学全体

a. 建学の経緯と建学理念

学校法人神戸学院は 2012（平成 24）年に創立 100 周年を迎える。

その歴史は、神戸市兵庫区に森わさ女史が私立森裁縫女学校を創設した 1912（明治 45）年に遡る。以来、森わさ女史の長男である森茂樹博士が男女共学 4 年制の神戸学院大学を 1966（昭和 41）年に創設するまでの 50 余年間、学校法人神戸学院の主な領域は女子教育の分野にあった。

森茂樹博士は熊本県立医科大学（現熊本大学医学部）に教授として在職中に、体質医学研究所創設を立案・推進して成功したことに窺えるように、その生涯を貫く念願は日本人の体質改善を通じた日本と日本文化の発展であった。森は山口医科大学（現山口大学医学部）学長を退職の後、自らが理事を務める実母森わさの創設した学校法人神戸森学園（当時）の理事会に、男女共学の 4 年制大学の設立を発議し、理事会の承認および文部省の認可を得て、神戸学院大学を創設した。

森は文部省へ提出した神戸学院大学栄養学部の設置認可申請書において、大学教育の目的につき「現在のごとき複雑多様な人類社会の現状において優れた日本文化の発達を期し、世界文化の発展に寄与するには、大学教育の振興が重視せられるべきである。」と述べた上で、神戸学院大学の建学の理念を「人文社会学を修め、広くかつ高い人生観・社会観を基盤とする人間育成につとめると共に一層高度の専門学の学理の修得と研究の実践とによって旺盛な真理愛好精神の涵養に精進」するところにあると述べ、本学が育成する人材像を「自主的で個性の発達した良識ある社会人」とした。

本学はこうして、「真理愛好・個性尊重」を建学の精神（資料 23、資料 25、資料 26、資料 87、資料 88）とし、「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」を教育目標（資料 23、資料 25、資料 88）として、栄養学部のみを置く大学として現在の地に開学した。その後、法学部法律学科、経済学部経済学科など 6 学部を新たに設置し、7 学部 8 研究科を擁する総合大学に成長した。また、神戸市西区のキャンパスに加えて、神戸市長田区と神戸市中央区にも新しいキャンパスを開設して、現在に至っている。

b. 大学および大学院の目的の明確化

1966（昭和 41）年に「神戸学院大学学則」（資料 79）、1974（昭和 49）年に「神戸学院大学大学院学則」（資料 79）を、それぞれ制定した。学校教育法第 83 条第 1 項の規程に沿って大学の目的（学則第 1 条）を「建学の理念と意義深い伝統に基づき学術の中心として広く高い教養と豊かな専門の知識と技能とを授け、もつて民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与しうる全人にふさわしい人物を育成すること」と定めた。また、

大学院の目的（大学院学則 第1条）を「社会及び自然に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と定めた。

c. 大学憲章の制定と学部・研究科の目的の明確化

創設時以来の建学の精神に加え、2007（平成19）年10月に、本学の未来への方向性を示す指針として「神戸学院大学憲章」（以下「大学憲章」という。）（資料86）、を制定し、本学の全構成員が共有する教育の基本理念として「生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育」「生涯にわたり高い専門性を修得できる教育」「グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」を掲げた。これらの理念は、地域に根差した法曹の育成を目指す法科大学院の開設、地域の医療・福祉活動の中心となる人材育成を目指す総合リハビリテーション学部の創設、地域の防災および社会貢献を支える人材育成を目指す防災・社会貢献ユニットの開始、地域に開かれたキャンパスの構築を目指すポートアイランドキャンパスの開設など、本学の近年の諸活動のバックボーンとなるものである。

また、2007（平成19）年4月には大学院設置基準の改正により、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の制定と公表が義務化されたことへの対応として、各研究科の目的を各研究科規則（資料79 大学院法学研究科規則、大学院経済学研究科規則、大学院人間文化学研究科規則、大学院総合リハビリテーション学研究科規則、大学院栄養学研究科規則、大学院薬学研究科規則、大学院食品薬品総合科学研究科規則、大学院実務法学研究科規則）に定めた。同様に2008（平成20）年4月には各学部の「教育研究上の目的」を学則（資料79 第2条の6）に定めた。

d. 学部、学科、専攻ごとの3つのポリシーの策定

2009（平成21）年4月には、学士課程教育の質の向上を目的として、全学共通の組織である「教育開発センター」（資料79 教育開発センター規則）を設置し、その下に、学部長、教務センター所長、教務センター事務部長、共通教育機構長、共通教育機構副機構長などで構成する「学士課程教育部会」（資料79 教育開発センター規則第5条）を設置して、大学憲章を踏まえた全学共通のディプロマ・ポリシーを策定した。また、各学部においても、学部・学科・専攻レベルで、相互に一貫性のある、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを検討し、2010（平成22）年9月に全学部が策定を終えた。

〈2〉 法学部

a. 法学部では、ディプロマ・ポリシー（教育目標）を設定し、「履修の手引」（資料40 巻頭）に明示している。その上で、法学部生にふさわしいリーガルマインド（法的思考力）や政治学・国際関係の素養を身につけるために、具体的な目的を定めている。

b. ディプロマ・ポリシー

法学部では2009（平成21）年10月13日の教授会においてディプロマ・

ポリシーを以下の通りに決定し、「履修の手引」に明示している。

法学部 ディプロマ・ポリシー（教育目標）

ア. 知識・理解

法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。

イ. 汎用的技能

社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。

ウ. 志向性

地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

ｃ. 具体的な目的

その上で、具体的な研究および教育の目標を以下の通り設定している。

ア. 研究

- i. 法化社会・国際化社会に対応する研究を行う。
- ii. 研究成果の公表によって、地域社会・国際社会に貢献・寄与する。

イ. 教育

- i. 大学の学修に対応する基礎的な能力を持つ多様な学生を受け入れる。
- ii. 教養教育においては、広く柔軟性のある能力を身に付けることによって、真理を追究し、個性を尊重し、責任感・倫理観を持つ人材を育成する。それと同時に、専門教育においては、法的素養および国際的素養を身に付けることによって、問題発見、課題解決において、法化・国際化に対応できる人材を育成する。
- iii. 法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人、企業・地域社会・国際社会において法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材、および、公共的な事柄に関心を持ちうる人材を育成することが法学部の存在意義であると認識する。
- iv. 学生の自主性を尊重しつつ、入学から卒業までの段階においてきめ細かなガイダンスや相談を行うことにより、学生の学修を支援する。

〈3〉 経済学部

経済学部の教育は、「自ら学んで成長する経済人」を育成することを主眼としている。経済学部の教育目的は、経済学の専門知識を身に付け、経済社会で活躍できる人材を育成することである。大学で獲得した「専門知識を主体的に学ぶ」という姿勢を身につけた人間は、自分の力で学習し、独力で成長していけると考える。激動する経済社会のなかでしっかりと成長して行けるように、確固とした土台を構築することを教育指導の基本方針としている。

教育目的を実現するため、学科ごとの目的を次のとおり設けている。経済学科の目的は、現代社会の仕組みを、理論・歴史・実証の観点から体系的に

学び、現代社会に活躍できる人材を育成すること。国際経済学科の目的は、国際経済及び各地域経済事情を体系的に学び、国際社会で活躍できる人材を育成することとしている。

2007（平成19）年度からのコース制導入にともない、各コースが目指す人材を「履修の手引」（資料41）に明示し、学生に周知し、モチベーションを高めるようにしている。

- a. 経済学科現代経済コース：現代社会を理論的・実証的に分析する人材
- b. 経済学科公共経済コース：金融財政の実際的な知識を持った人材
- c. 国際経済学科国際経済コース：グローバルに活躍できる国際的視野を持った人材
- d. 国際経済学科公共経済コース：金融財政の実際的な知識を持った人材

2011（平成23）年度入学生からは、現行の2学科体制から経済学科のみの1学科体制に改組するので、経済学部の教育目的を、新たに、「経済社会の仕組みを理論・歴史・制度の観点から体系的かつ専門的に学び、修得した知識と技能をもって現代社会の発展に貢献できる人材を養成する」と定めた。さらにコースを企業経済、公共経済、総合経済の3コースに改編することを決めた。各コースの教育目的は下記の如くである。

- a. 企業経済コース：現代の企業社会で活躍するために必要な知識と技能を修得する。地域経済や国際舞台で活躍できる企業人を育成する。
- b. 公共経済コース：財政、社会保障、金融などの公的制度や公的諸政策を理解し、公共部門や金融部門で活躍できる技能を身に付けた人材を育成する。
- c. 総合経済コース：企業経済コースや公共経済コースよりも学習領域は広く、両コースの中核部分を総合的かつ包括的に学ぶことができるカリキュラムを提供し、経済社会の多種多様な職種領域において活躍できる人材を育成する。

〈4〉 経営学部

経営学部の目的は現代社会における経営の仕組みおよび行動について体系的に学ぶことである。具体的には、経営・商学分野、会計分野および経営科学分野の基礎的な学修を通して、現代社会で活躍しうる人材を育成することである（資料42 p.109）。

〈5〉 人文学部

建学の精神に則り、「神戸学院大学学則」（資料79 第2条の6の4）において、人文学部の目的、人文学科及び人間心理学科の目的を次のように謳っている。「人文学部の目的は、人間の心理、行動及び文化を学際的に研究し教育することにより、現代社会の大きな変化に対応できうる人材の育成を目指すこととし、学科ごとの目的については次のとおりとする」として、「人文学科の目的は、人間行動及びその文化所産との有機的関連を理解し、幅広い知識及び教養を身につけ、柔軟で的確に対応できる人材の育成をめざすことと

する」こと、人間心理学科では「人間心理学科の目的は、人間の心の基礎的な理解を図るとともに、応用・臨床・実践的心理学の諸方面において積極的に貢献できる人材の育成を目指すこととする」としている。以上を設定したことにより、理念を具体化し、わかりやすく公表することができている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

「履修の手引」（資料 44）の中に「総合リハビリテーション学部の教育理念・目的」を下記のように具体的に 6 つの項目について記述している。

- a. クライアントの問題・課題を改善・解決する能力を養う
- b. 豊かな人間性を育み、クライアントとの意思疎通能力と高度な専門的技術を養う
- c. クライアントの身体・精神、社会生活を包括的に理解したうえでリハビリテーションを具体的に実践する能力を養う
- d. 医療リハビリテーション学科と社会リハビリテーション学科の有機的な連携によるチームワークのもとに、クライアントのニーズに幅広く応え、かつ支援できる能力を養う
- e. 学際領域や地域との連携・協働を通じて実践力を養う
- f. 地域社会と国際社会に貢献できる能力を養う

また、履修の手引の中に「総合リハビリテーション学部の教育目標」の 10 カ条を提示している（資料 44 巻頭）。2010 年（平成 22）度の「履修の手引」からは上記の教育目標をディプロマ・ポリシーと明記し、さらに各学科、専攻ごとのディプロマ・ポリシーを付け加え、同時に各学科、専攻ごとの教育目標を掲載した。

〈7〉 栄養学部

栄養学部の理念・目的は、人の健康を科学するとともに、世界的な視野に立った人間健康科学の拠点たることを理念としている。従って、食品の成分の食品科学的特性と、体内に入ってから食品成分の代謝、栄養生理機能を切り離すことなく、両者を体系的に結びつけた総合的視野に立った学問体系の確立を計り、かかる学問体系に基づいた人材の育成を教育目標としている。具体的には栄養学部栄養学科では、管理栄養士、栄養士、食品衛生監視員、食品衛生管理者、臨床検査技師の資格が取得でき、2005 年（平成 17 年）から栄養教諭 1 種免許が得られるようになった。しかし、本学科の主たる目的は、管理栄養士の国家試験に合格し、管理栄養士として社会に貢献する有為な人材を育成することにある。2009（平成 21）年度に栄養学部のディプロマ・ポリシー（資料 45）を策定し、学部の理念・目的をこれまで以上に明確にした。

〈8〉 薬学部

大学憲章に掲げた教育基本理念に基づき、薬学部の教育理念を「社会における医療ニーズに応えうる問題解決能力をもった薬剤師の養成」としている（資料 89）。医療技術や医薬品の創製・適用における先端技術の進歩は急速であり、少子化、高齢化による人口構成の変化は医療制度そのものを変質させている。この社会背景のもと、社会は薬学部に対して、信頼できる知識・

技能と医療倫理観を備えた薬剤師、ならびに良質な薬学研究者の養成を求めている。その観点からすれば、本学の教育理念は一定の評価を受けうると考える。また、毎年新入生に対して行っているアンケート調査の結果によれば(資料 90)、大学生生活で期待することとして、「友達や先輩・後輩、先生などの多くの人との出会い」と並んで半数以上の学生が「資格取得の勉強など将来の進路に向けた準備」を挙げている。本学の教育理念は、この薬学部に進学希望する学生の要望を的確に反映したものと評価できる。この理念の達成のために、1) 薬物治療に携わる能力を涵養する、2) 医薬品の適正使用にかかわる問題の提起と解決できる能力を涵養する、3) コミュニケーション能力を自己開発できる人材の育成、4) 地域住民に対する疾病の一次予防に貢献できる人材の育成、5) グローバル社会に対応できる国際感覚をもった人材の育成を目指している。教育は入学前教育、教養教育、薬学導入教育、高度な専門教育を柱とし、入学前教育では化学、生物、数学の通信添削授業を計 6 回行って学力の維持増進を図り、教養教育では文章表現Ⅰ、Ⅱを優先的に履修するように指導している。薬学導入教育として「薬学の基礎としての化学、生物、物理」で基礎学力の確認、「薬学への招待」、「早期体験学習(前期、後期の 2 回)」、「生と死」等の科目で薬剤師としての使命感、倫理感の発揚を促し、スモールグループディスカッション(SGD)によりより深い意識を植え付けている。また 1 年次において脳死・臓器移植調査、薬剤師の禁煙活動、出生問題、出生前診断、薬害調査、などを行い、さらには、薬害被害者の講演会を開催し、医療倫理教育を行っている。1 年次後期には心肺蘇生法/講習会も行い、日常生活での緊急時に対応できるように教育している。専門教育は講義と演習実習から構成されている。1 年次～4 年次にはそれぞれ演習実習Ⅰ～Ⅳを設け、火～金曜日の午後をその時間に当てている。演習実習Ⅰ～Ⅳには、講義と連動した実習ばかりではなく、「車椅子体験」や各種調査を通して、薬剤師としての倫理観と使命感を涵養する取り組みを行っている。さらに演習実習には SGD、調査結果の発表や相互評価を取り入れている。また、受動的な講義だけでは十分理解されない知識を定着し深めるために、講義に連動した講義演習をおこない、必要な学識とその応用能力の涵養に取り組んでいる。学生は 4 年次から研究室に配属し、4 年次科目「原著論文を読む」は、研究室単位の少人数クラス(3～16 名)で原著論文講読ならびにゼミ形式による発表をおこない、知識、応用能力、プレゼンテーション能力の育成に取り組んでいる。グローバル社会に対応した薬剤師の育成のため、「海外の薬剤師に学ぶⅠ～Ⅳ」が開設されている。「海外の薬剤師に学ぶⅠ」はアメリカへの薬学研修で、事前研修から始まってアメリカでの研修(2～3 週間)、報告会、そして成果を薬剤師学術大会や薬学会支部会で発表させている。単なる見学旅行ではなく、各自にテーマを持たせたフィールドワーク的研修である。「海外の薬剤師に学ぶⅡ～Ⅲ」は毎年アメリカの薬学部から 2 名の臨床薬学系の教員を招聘し、アメリカの薬学で行われている講義を本学で学べる科目であり、薬剤師の在り方を国際的観点から考えることができる科目である。この

ように、「社会における医療ニーズに応えうる問題解決能力をもった薬剤師の養成」を教育理念として、理念達成のためのカリキュラムを構築している。本年3月に発行された「対決！大学の教育力 p.186～191」(朝日新聞社発行) (資料91)で本学部の初年度教育が6ページにわたり紹介され、高く評価されたのは理念達成の努力の結果である。

〈11〉 法学研究科

本学大学院は、『真理愛好・個性尊重』及び、「生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育、生涯にわたり高い専門性を修得できる教育、グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」という建学の精神のもと、あらためて大学院の理念を「社会及び自然に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」(資料79 大学院学則第1条(目的))としている。そして本理念のもとで、法学研究科においては、「法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人、企業・地域社会・国際社会において高度な法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材及び公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材を育成すること」(資料79 大学院法学研究科規則 第1条の2)とその教育目標を掲げ、着実な教育活動を行っている。

この教育目標は、人材育成に関わって修士課程として二つの側面を持っている。一つは、現代社会の多様化するニーズに応じて「広い視野に立って深淵な学識を授け、研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担う卓越した能力を養う」(資料79 大学院学則第2条2項(修士課程))ことである。かつ、そのために法学、政治学の分野での最新の知識とその応用を修得させ、教育目標とした専門的職業人や広く国内外、地域社会で活躍しうる法的能力と社会への関心を強く持つ人材として育成することでもある。もう一つは、学士教育で培った問題意識を発展、深化させる再教育の機会という点である。修士課程でのより専門的な「法学または政治学、国際関係法学の分野に関する体系的な教育」によって、修士課程修了後、博士課程への進学を希望する学生に対して、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行う」のに「必要な高度の研究能力」及び「その基礎となる豊かな学識を養う」(資料79 大学院学則第2条第3項(博士課程))ための基盤を養成することである。

博士課程は前述した大学院学則に基づき、法律学・政治学分野の研究職にふさわしい人材として能力、識見に優れた人材の育成を目標にしている。

上記の如く、法学研究科の理念・目的およびそれに応じた人材育成の目標は、法令に則った神戸学院大学大学院学則の趣旨に基づいて定められており、適切なものと思料する。さらに、兵庫県行政書士会との連携講座の実施に見るように、法学研究科の理念、教育目標に沿った教育プログラムへの反映など、理念・教育目標の具体化にも努めている。

また、本学実務法学研究科(法科大学院)新設により、法曹養成という目標を法学研究科の教育目標から除き、高度専門職業人、専門知識をいかした職業

人・社会人の養成と再教育、及び研究者養成という理念、教育目標を再定立したことは、社会的要請に対応した適切なものであった。

〈12〉 経済学研究科

目的は、「経済学および経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有為な人材を育成する。」(資料 79 大学院経済学研究科規則第 1 条の 2) ことであり、大学院は、研究者養成だけでなく、多様なニーズに応えるべく工夫されているという点で、適切に設定されている。

〈13〉 人間文化学研究科

大学院人間文化学研究科規則(資料79 第1条の2)に、「研究科の目的」として以下が明示されている。「研究科の目的は、人間文化学について高度な専門的かつ総合的な研究を行い、その研究成果を教育の場や実社会において実践できる人材を育成するだけでなく、創造的・自立的な研究能力を持つ優れた研究者の育成を目指すものとする。」これについては、現在のところ、適切なものと判断している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

研究科では「医学や医療技術の進歩または社会の制度、現状と将来への展望を適切に把握して対応・支援できる人材の育成と、これからのリハビリテーション領域における教育・研究を担う人材の育成を図っている。」(資料 79 大学院総合リハビリテーション学研究科規則 第 2 条)

その目的として、①リハビリテーション病院、施設等実践の場での部門責任者やリーダーになる高度な専門職業人の育成、②大学、短期大学、専門学校等のリハビリテーション関連教育の教育者の育成、③博士課程への進学をめざし、研究機関及び企業の研究所等での研究者の育成、将来の高度な研究と大学・大学院の教育・研究者の育成を行っている。総合リハビリテーション学研究科は 2009(平成 21)年の設置で現在年次進行中であるが、設置の趣旨の中に大学院修士課程の理念・教育目標、養成したい人材について文部科学省の指導を受けて適切に設定されている。

〈15〉 栄養学研究科

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的としている。その学則をもとに、栄養学について深い知的学識を授けると共にその研究能力を養うこと、またはそれを応用する高度専門職業人を養成することを栄養学研究科の理念・目的と設定した。(資料 79 大学院栄養学研究科規則 第 1 条の 2) 具体的には従来から行われていた大学院生の研究能力の育成に加えて、医療系高度職業人教育を栄養学研究科の目的とした。

〈16〉 薬学研究科

大学院薬学研究科は学部 6 年制の発足をうけて 2010(平成 22)年度から募集停止しているが、その理念・目的は、「医薬品の研究開発又は医療分野で活躍する高度で専門的な職業能力を有する人材育成」(資料 79 大学院薬学

研究科規則 第1条の2)であった。近年薬剤師に求められている高度の臨床薬学分野の発展をうけ、研究科は従来の薬学専攻に医療薬学専攻を加え、更に医療薬学専攻は臨床薬学コースと先進医療薬学コースにわけて、高度で専門的職業能力を有する人材の育成に努めた。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

「栄養学・薬学もしくは関連領域を修めた者が、さらに専門諸分野に立って高度の食品・薬品に関する学際的総合研究を行うに必要な創造的能力の育成を図ると共に、学術水準の向上と国民の健康の保持増進に寄与する高度な専門職業人の養成をする。」と設定されており（資料79 大学院食品薬品総合科学研究科規則 第1条の2）、これまでに本学並びに他大学の大学院修士課程修了者が在学し課程博士取得者を輩出している一方、企業や研究機関等の在籍者も論文博士を取得している。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体

a. 構成員への周知方法

本学は大学改革推進プロジェクトの一環としてキャンパス活性化ワーキンググループが中心となり、2006（平成18）年10月から約1年間を費やして大学憲章（資料86）を制定した。制定後、大学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）（資料88）、大学総合案内（資料23）、同英語版（Kobe Gakuin University Prospectus）（資料24）、学生向け広報誌CAMPUS（資料92）に掲載するとともに、学生には毎年4月に配付するStudent Diary（学生手帳）（資料25）の冒頭に明示して、教職員には名札入れに入るリーフレット（資料87）にして、保護者には在学生の保護者で組織する教育後援会が毎年発行する冊子「教育ガイド」（資料26）に明示して、それぞれ周知している。

教育開発センターが発行する「FDCニューズレター」2010（平成22）年度第3号（資料93）に、各学部の3つのポリシーを網羅的に収録して、本学の教職員全員（非常勤講師を含む）に配付して周知している。

「教育ガイド」（資料26）には、大学憲章をはじめ、各学部の教育目標、カリキュラムの特徴などを保護者向けに分かりやすく解説した文章を掲載している。毎年4月から7月にかけて本学および全国に所在する19箇所の支部において、本学から役職者や各学部教員、担当事務職員を派遣して開催する教育後援会支部総会・教育懇談会を通して、在学生の保護者にも周知している。

学部等においても、その教育理念・目標を大学案内（資料21）、学部紹介パンフレット、ホームページの学部・大学院のページ（資料94）などに掲載し、周知している。

b. 社会への公表方法

大学憲章をホームページ、大学総合案内、同英語版（Kobe Gakuin University

Prospectus) に掲載している。学部等においても、その教育理念・目標を大学案内、学部紹介パンフレット、ホームページの各学部のページなどに掲載し、周知している。これらのうち、印刷物は、高等学校の教員及び生徒による大学見学会(2009(平成21)年度の参加者総数1,000名以上)や、夏期休業中に開催しているオープンキャンパスの参加者(2009(平成21)年度の参加者総数6,865名)にも配付している。

なお、2010(平成22)年10月以降にホームページの再編成を実施して大学憲章や各学部の3つのポリシーをホームページ上で具体的に公開する。

〈2〉 法学部

a. 教職員に対する周知

法学部の理念・目的について、履修の手引他において明示されているだけでなく、学部教授会でも新年度にこれらを確認することにより構成員に対する周知徹底を図っている。

b. 学生に対する周知

学生に配付される「履修の手引」(資料40)においてディプロマ・ポリシーが明示されている。また、入学時のガイダンスおよび学期初めのガイダンスにおいても、学部の理念・目的が確認され、周知徹底が図られている。

〈3〉 経済学部

「履修の手引」(資料41)への掲載を通じて、大学構成員には学部の理念・目的を周知しており、特に学生には年2回の履修指導時に学部の理念・目的を説明している。

「大学案内」(資料21)、経済学部「リーフレット」(資料28)、ホームページの経済学部のページ(資料95)において、教育理念・教育目的を公表している。学生に周知するため、履修の手引の冒頭部分に教育目的や指導方針を明記している。

〈4〉 経営学部

理念に対応したカリキュラムを次のように広報している。

a. 経営学部各教員が執筆した冊子「経営学部案内」(資料29)により、各指導教員が学部学生に理念・目的を説明している。

b. 経営学部オリジナルサイト(資料97)を通じて社会に経営学部の理念・目的を公表している。

〈5〉 人文学部

人文学部の教育の目的を実現することによって獲得される学力をディプロマ・ポリシーとして「専門知識の獲得と理解」「真の教養力」「社会で有効なリテラシー能力」「統合的な実践的知性」という4つの観点から具体的な達成行動として定めるとともに、人文学部のディプロマ・ポリシーのもとに、人文学科と人間心理学科のディプロマ・ポリシーも人文学部のディプロマ・ポリシーとともに「履修の手引」(資料43)の冒頭に明示している。

また、大学案内(資料21 p.58)やホームページの「学部概要」(資料98)などで社会にも広く告知されている。さらに、附属高校説明会や指定校の学

部を紹介する冊子「おもしろがる学問予告編」（資料 99）を配布し、学部の理念・目的をわかりやすく紹介している。この冊子は入学試験合格者全員にも配布している。オープンキャンパスにおいては別途作成した学部紹介用の資料（資料 31、資料 100、資料 101）を参加者に配布している。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

「履修の手引」（資料 44）、および、ホームページ（資料 102）に公表しているほか、新セメスターが始まる前に行われるガイダンス（毎年 3 月第 3 週ごろと 9 月第 3 週ごろに実施）、常に履修の手引を使用して説明しており、教員と学生双方が再確認を行っている。さらに、学部設立の基本に立ち戻って考えるとともに、学部設立の理念にしたがってどの程度達成することができたかについて、神戸学院大学総合リハビリテーション学部に係る設置計画書、及び、履行状況報告書をホームページで社会に公表している。

〈7〉 栄養学部

栄養学部栄養学科の目的は、栄養学についての総合的な知識及び技術を修得し、それを実社会において実践できる学士（栄養学）の育成を目指すとともに、優れた管理栄養士を養成することと、栄養学的な視点から健康の維持増進に貢献できる臨床検査技師及び栄養教諭を養成することとしている。この理念・目的・教育目標を、学部広報誌 Good Health（資料 33）や大学案内（資料 21）、刊行物などを通じて広く社会に公表している。また、ホームページの栄養学部のページを通じて周知徹底するように努力している。管理栄養士、臨床検査技師養成に関しては長い伝統があり、数千人の同窓生の活躍に支えられ、近畿圏では高い知名度を有している。今後も教育内容の向上を図るだけでなく、大学の広報機関をフルに活用して学部等の理念、目的、教育目標が学生自身や広く社会に認められるよう努力する。

〈8〉 薬学部

薬学部の教育理念ならびに目標は、「履修の手引」（資料 46 p.36）、薬学部オリジナルサイト（資料 103）に公表されている。年度初めの教務委員による履修指導において、「履修の手引」を全員に配付し、教育理念ならびに目標は繰り返し説明されている。また、新入生保護者を対象に「教育ガイド」（資料 26）を発行しており、このなかで教育理念ならびに目標を紹介し、周知と理解に努めている。ホームページの薬学部のページにおける公開により、教職員及び学生のみならず、受験生や大学関係者等、社会にも公開されている。

〈11〉 法学研究科

法学研究科の教育理念および教育目標は、教員が参加し学部生に対して行われる「大学院説明会」や、広報パンフレットやホームページを通じて広く周知に努めている。オープンキャンパス等多様な機会を通じた入試説明会、新入生・在学生対象の新学期法学研究科オリエンテーション、院生代表懇談会などを通じて周知の機会を確保している。公的刊行物としては年度ごとに作成される「大学院案内」（資料 22）の法学研究科案内部分、そして学内刊

行物として「大学院履修要項」(資料 51)、「教務案内」(資料 61) などがある。

なお、学則以下細則に渡る本学関係規則は、ホームページにおいて本学構成員が閲覧検索可能であり、法学研究科の理念、目的等全てが共有可能となっており、毎年度はじめには、その利用方法につき周知、広報されている。

なお、社会への一般的周知方法として有効なホームページについては、ホームページが全学的管理のもとにあり法学研究科で必要に応じて迅速に内容を更新しにくい課題があったが、情報の連携・共有の迅速化を図るとともに、あわせてホームページの法学研究科のページの充実に力を注ぐことにより、順次、改善が進みつつある。

〈12〉 経済学研究科

大学・学部・研究科等の理念・目的は、ホームページで公表されており、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されている。

〈13〉 人間文化学研究科

毎年、大学院生および教員に配付される「大学院履修要項」(資料 51) に上記の目的を含む「神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則」が掲載されている。また、ホームページの人間文化学研究科のページ(資料 104)に「研究科の目的」として掲載されている。毎年の大学院生への履修指導にも組み込まれ、周知徹底の態勢はとられている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

研究科については全教員に大学院研究科の設置趣旨、シラバス等を2008(平成20)年10月27日付で学部内の全教員へ送ったメールの添付書類として配信している。神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科設置に係る設置計画履行状況報告書(抜粋)をホームページで社会に公表している(資料 105)。また、研究科の目的については、学部広報誌「RE BIRTH Ver. 6」(資料 32 p. 17)で明示している。

〈15〉 栄養学研究科

以下のように周知、公表している。

- a. 構成員に対する周知方法と有効性: 研究科の目的を「大学院履修要項」(資料 51 p. 209)に明記し、毎年履修指導で確認している。
- b. 社会への公表方法は、ホームページの栄養学研究科のページ(資料 106)に研究科の目標を明記している。

〈16〉 薬学研究科

理念の徹底は学部と同様に行っていたが、6年制薬学を基盤とした大学院設置を申請準備中であり、その新大学院に旧大学院理念を活かしたいと考えている。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科の理念・目的は、「大学院履修要項」(資料 51 p. 248)、「大学総合案内」(資料 23 p. 14)、並びにホームページの食品薬品総合科学研究科のページ(資料 107)に掲載され、大学構成員、受験生、社会人に広く公表している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

a. 過去に行われた検証

近年では、大学改革推進プロジェクト内の「キャンパス活性化ワーキンググループ」〔2006（平成 18）年 10 月～2007（平成 19）年 3 月〕により、本学の基本理念についての検討が行われた。本プロジェクトが提出した答申（資料 108）は、その後、総合企画会議の決議を経て、2007（平成 19）年 10 月に大学憲章の策定に実を結んだ。

b. 現在行われている検証

2009（平成 21）年 12 月、理事会のもとに常設されている経営企画委員会のもとに、法人の中長期計画に係る 3 つのワーキンググループが設置された。①KAC・KPC 2 キャンパス問題、②高校問題、③法人・大学・高校のビジョン、ミッション等の策定、という 3 つのワーキンググループが 2010（平成 22）年 2 月から活動を開始し、特に、「法人・大学・高校のビジョン、ミッション等の策定ワーキンググループ」は 2012（平成 24）年の法人 100 周年に向けて、法人・大学・高校のビジョン、ミッションの策定に着手した。

また、本学の中期計画策定を審議する総合企画会議のもとに 2010（平成 22）年 2 月に設けられた「将来計画検討プロジェクト」では、本学の中・長期計画案の策定が進行中（資料 109）であり、2011（平成 23）年 1 月を目途に総合企画会議に答申書が提出されることが予定されている。

〈2〉 法学部

具体的な課題が生じた際に、定期的に検証を行うこととしている。具体的には、新しいカリキュラムの検証を行うときに、理念・目的の適切性を検証する予定である。

〈3〉 経済学部

経済学部では、1977（昭和 52）年 6 月に教育組織検討委員会を発足させて、この委員会が学部の理念・目的の適切性などを検証してきた。

2002（平成 14）年度からは評議員 2 名、教務委員 2 名、教授会で選ばれた 2 名の合計 6 名から構成される「経済学部活性化委員会」（資料 110）が理念・目的の適切性を定期的に検証している。経済学部の理念・目的を検証し、学科改編、カリキュラムの改正を定期的に行っている。2009（平成 21）年度には 10 回開催し、1 回につき 2 時間程度議論している。

〈4〉 経営学部

理念・目的の検証を、ほぼ 4 年に 1 回行っている。

〈5〉 人文学部

ほぼ 4 年ごとに、カリキュラムの検討を行い、理念・目的とカリキュラムの整合性について検証している。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教育目標や修学姿勢－学生版－は、2006（平成 18）年度の「履修の手引」より掲載されるようになった。学部の年次進行が終了した 2009（平成 21）年 4 月から、理念・目的について教育目標（ディプロマ・ポリシー）の観点から検討して 2010（平成 22）年 2 月の教授会で学部共通と各専攻、学科のディプロマ・ポリシーを追加決定した。加えて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーも決定した（資料 44 巻頭、資料 93、資料 79 総合リハビリテーション学部規則）。

〈7〉 栄養学部

定期的開催される教授会で、各分野から問題提起され、年度末に教授会や各種関係委員会で、その年度の理念・目的の適正性の検証を行っている。検証結果に基づき、長所と問題点を整理し、問題点は、改善・改革案を策定している。改善可能なものから次年度に向けて逐次実行している。さらに 学生による授業改善アンケート調査結果（資料 111）を踏まえ、アンケート項目を含めて定期的に改善・改革を行っている。また 管理栄養士並びに臨床検査技師の国家試験合格者（率）を検証し次年度に向けて改善・改革を行っている。

〈8〉 薬学部

学部の理念・適切性については学部内教育改善施策委員会（資料 112）が常設され、理念の適切性とそれを達成するためのカリキュラムの改善に取り組んでいる。また薬学部の自己評価書（資料 113）を毎年発行し、教員全員が毎年カリキュラム面から検証をおこなっている。

〈11〉 法学研究科

理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みとして、法学研究科専任教員を構成員とする「法学研究科委員会」のもとに「法学研究科点検・評価小委員会」が設置されている。当該、点検・評価小委員会は、法学研究科長、法学研究科選出の点検・評価委員（委員会座長）が中心となり、法学研究科委員会から理念・目的・教育目標など付託された事項に関して草案を作成し、法学研究科委員会へ上程し承認を得ることになっている。なお、必要があれば、大学院委員会への報告を行う。

〈12〉 経済学研究科

大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っていない。

〈13〉 人間文化学研究科

大学院教育にかかわることのすべてが研究科委員会（人間文化学研究科の全教員参加）や大学院 FD 等（人間文化学研究科の全教員参加）で議論される。理念・目的については、現時点では見直しの議論はしていない。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

研究科修士課程は現在年次進行中であり、研究科博士後期課程は申請中であり、完成年次までは変更することはできない。

〈15〉 栄養学研究科

カリキュラム改正時に、以下の作業を通して理念・目的の検証を行った。

- a. 修士課程の専門教育科目の各教育分野の内容を検証し、シラバスを作成した。それを「大学院履修要項」(資料 51 p.213-227)に明記した。
- b. 修士論文発表会を公開し、出席者に修士論文要旨集を配付して活発な討論を行っている。を通して社会のニーズや研究内容の移り変わりを把握し、カリキュラム改正時にフィードバックを行った。

〈16〉薬学研究科

新設予定の大学院において医療薬学を重視した理念を構築中である。この作業は大学院設置準備委員会が担当している。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科委員会が定期的に年間3回(資料 114、資料 79 食品薬品総合科学研究科規則 第8条の4)、必要であれば臨時に開催され、理念・目的の適切性の検証は行われている。

2. 点検・評価

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

大学の理念・目的は学則、大学院学則(資料 79)、大学憲章(資料 86)に定めるとともに、各学部・研究科の理念・目的は、学則、各研究科規則(資料 79)において定めている。これらの目的は、教育基本法第7条や、学校教育法第83条、大学院設置基準第3条および第4条、専門職大学院設置基準第2条に謳われた大学等の目的を踏まえて制定し、適切に設定されている。また、2009(平成21)年4月に開設した教育開発センター(資料 79 教育開発センター規則)が中心となって、その学士課程教育部会で3つのポリシーの策定を推進し、2010(平成22)年9月に全学部で策定が終わった。(資料 93 FDC ニュースレター第3号)。3つのポリシーの策定にあたって、教育開発センターおよび各学部は、2008(平成20)年3月の中教審「学士課程教育の構築について」(審議のまとめ)および12月の答申を踏まえ、学士課程教育における方針の明確化のため、ポリシー間の一貫性構築にも十分配慮しながら策定しており、3つのポリシーは適切に策定されている。

〈6〉総合リハビリテーション学部

「履修の手引」に提示されているように、目指すべき目標が明確化されていることで、各教員が行う教育の方向の統一をとることができており、学生にとっても、修得すべき項目の理解が容易である(資料 44 巻頭)。基本方針であるクライアントの身体・精神、社会生活を包括的に理解する方針は、教員に理解され、講義等でも、統一された方針で教育を行っている。これまでの卒業生は、上記の教育理念を体得し、現場において優れた専門職として勤務していることもあり、一定の成果が上がっている(資料 115)。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

研究科の理念・目的が明確化されていることで、各教員が行う教育の方向の統一をとることができる。学生にとっては、修得すべき項目の理解が容易である。現在のところ、入学してくる研究科学生は、社会人であり、各自の目的をもって入学しており、その各自の目的と大学が考える目的などは必ずしも一致するとは限らないが、専門職の範囲内でも指導者を育成する目的などは、ほぼ、一致している。

〈15〉 栄養学研究科

2005年(平成17年)9月5日の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」(資料116)および2001年(平成13年)9月の栄養士養成施設指導要領(資料117)の改正に基づいて、2008(平成20)年度に栄養学研究科カリキュラム改正を行い、研究科の目的に高度職業人教育を追加した。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

近年、入学者の学力低下ならびに学生間の学力格差が顕著であり、学部の理念・目的の実現可能性が疑わしい点が指摘されている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

「履修の手引」(資料44)に提示されている教育理念や教育目標について、教員、学生ともに理念の重要性についての認識が十分でなく、機会のあるたびに理念・目的を提示する必要がある。さらに、学生の日常生活である講義等の受講と単位の取得という目の前の目標のために、大きな理念を日常的に意識することが難しく、最低限度の単位を取得さえすれば良いといった学生がいる。また、医療リハビリテーション学科と社会リハビリテーション学科の有機的な連携を理念としているが、このことが学生に理解できるような講義等が少ない。現状では、1年次と4年次の最後に共同で受講して実習する機会があるが、1年次は一部を除いて大教室での受講であり、また、すべてが新しい内容についての受講である。4年次では、社会リハビリテーション学科では選択の講義であり、受講する学生が少なく、社会リハビリテーション学科と医療リハビリテーション学科の学生数がバランスのとれた実習となっていない。そこで、1年次学部共通科目「総合リハビリテーション論」で、さらに医療リハビリテーションと社会リハビリテーションの有機的関連性及び、各専門職のチームワークの必要性について徹底して学習しなければならないこともあり、学部の理念の浸透に関して、不十分である。

地域社会に貢献するための考え方や方法論については、教員や学生の各個人に任されており、学部全体として、この方針に沿った活動は行われていないので、このための方向性と目標を明確に示す必要がある。

入学時に外国語能力が低い学生が多いが、学生の中に語学能力を発展させるための時間は、医療リハビリテーション学科ではとることができず、また、

そのために、外国でのリハビリテーションの事情についての情報を得ることが困難である。また、授業の中でそのようなことを学習することができる科目もほとんどない。そのため、国際社会に通用する能力のひとつである外国語能力については、卒業時までには例えば英語を自由に使いこなすことができるようになる学生は少なく、卒業後すぐに国際社会に入って行って、国際的な情勢を見聞し、その成果を利用して国際貢献に生かす能力を修得できる学生は少ない。

〈7〉 栄養学部

管理栄養士養成施設に相応しい栄養士実務者養成分野の教員配置と医系教科の専門教員の補充が必要である。昨年、厚生労働省の査察で指摘を受けた問題点を改善するため学部全教員が担当分野に相応しい教育・研究を遂行する。

専門基礎並びに専門科目担当者は、教員要件だけでなく専攻分野に相応しい査読制度のある研究業績を積み上げることを目標としている。科目担当者に最低限、担当分野の学術論文を1年間に1報以上の作成を義務づけることも目標としている。

〈13〉 人間文化学研究科

理念・目的をさらに明確に発信するためには、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定する必要がある。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

2009（平成 21）年以降毎年実施している学生アンケート（資料 118、資料 119）によると、「建学の精神を理解している学生割合」は 2009（平成 21）年度の 22%から 2010（平成 22）年度は 27.9%に増加、「学部・学科の教育理念を理解している学生割合」も 2009（平成 21）年度の 26.6%から 2010（平成 22）年度は 32.6%に増加しており、印刷物やホームページでの広報活動が徐々に成果を上げている（資料 118 p.16、資料 119 p.11）。

〈4〉 経営学部

2009（平成 21）年 4 月から、学生向けに理念・目的を表した冊子「経営学部案内」（資料 29）を新入生全員に配付を開始した。一部の学生に意見を求めたところ評判は概ね良かったが厳密な資料はない。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

新セメスターが始まる前（毎年 3 月と 9 月）に行われるガイダンス時に、「2010 履修の手引」（資料 44 巻頭）を用いて、教員と学生双方が再確認を行っている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

メールの添付ファイル形式で、設立申請書類などを研究科担当の全教員に

送付してあるので、関係するすべての教員は手元にその書類の電子ファイルを持っており、必要があれば、すぐに参照することができる。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 学生が高度な知識、技術を持った管理栄養士、臨床検査技師を目指して大学院に入ってくるようになった。
- b. 2010年度（平成22年度）入学試験では学外からの受験者が増えた。2009（平成21）年度入学試験では0名だったが、2010（平成22）年度入学試験では5名の学外からの受験者があった。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

学部の理念・目的を社会に周知させるために、経済学部オリジナルサイト（資料96）を2009（平成21）年度にリニューアルし、経済学部「リーフレット」（資料28）を2008（平成20）年度、2009（平成21）年度に発行したところである。2011（平成23）年度入学生から適用するカリキュラムを改正したので、本学部の新しい取組や魅力をより効果的にアピールできるようにすることが必要である。

〈4〉 経営学部

具体的な効果を把握する必要がある。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学生は目的の重要性についての認識が低いので機会のあるたびに目的を提示する必要がある。学部の目的は、「履修の手引」の冒頭に掲載されているが、ガイダンスの時を除いては、参照して読む機会が少ない。さらに、具体的な表現が少なく、臨床実習などへ行ったときに、明記されている目標を活用できない場合がある。普段からこれらの目標提示を行っても、目の前に障がい者や患者がいないため、日常の目的とすることが困難である。

国際社会に通用する能力のひとつである外国語能力については、例えば英語を自由に使いこなすことができる学生は少なく、卒業後すぐに国際社会に入って行って、国際的な情勢を見聞し、その成果を利用して国際貢献に生かす能力を持った学生は少ない。

〈7〉 栄養学部

時代に対応した内容に合致しているか、常に検証することが必要である。

学部内に自己点検評価制度を導入し、日常的に教員間で切磋琢磨する体制を確立する必要がある。教職員及び学生にさらに周知される努力が必要である。学部全体として取り組む体制を整備する必要がある。一方、社会貢献に役立つ具体策を企画する。教員一人一人が教育・研究・社会活動など自己点検・評価が継続的に取り組む体制を構築する必要がある。

日常業務の中で適切性を定期的に検証する組織が必要である。栄養学部内

に自己点検・評価制度を導入することを計画している。教員一人一人が毎年、自ら検証することが重要である。

年度末に各教員が1年間の教育・研究を検証する体制を整備することが必要である。

〈8〉 薬学部

「履修の手引」(資料46)、「教育ガイド」(資料26)、ホームページなどには学部の理念と目的が明記されているが、受験生向けに配布されている「大学案内」(資料21)には脱落している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

設立申請書類などのなかで、理念や目的に相当する部分についても、「理念」、「目的」というタイトルをつけておらず、設立申請の書類の中に記載されている内容から判断しなければならないために、読み取りが多少難しい所がある。ホームページに掲載されている大学院研究科の設置趣旨に関する書類についても同様で、学部と同様に、「理念」、「目的」などと、分かりやすく表現されていない。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

ディプロマ・ポリシー「履修の手引」(資料40)の策定によって、学部の理念・目的に対する検証が十分にされるようになったとともに、今後の検証の際の指針となっている。

〈3〉 経済学部

経済学部活性化委員会(資料110)を通じて、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)のPDCAサイクルは有効的に機能している。

学部内に、教育目的実現に向けた団結力が形成されている。

〈5〉 人文学部

カリキュラム改編時に議論を繰り返すことにより、教員間での周知徹底が行われている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

必要に応じて更新や追加、あるいは、記述の明確化などの改定を行っており、社会情勢の変化、入学学生の変化に対応して、すでに数回の内容の改定、追加を行っている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

現代社会で実際に活躍しうる人材育成をより具体化する必要がある。検証において、就職活動の早期化に対応したキャリア教育の充実が必要であることがわかった。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教員、学生とも理念・目的の重要性についての認識が低いので意識改革をめざす必要がある。また、機会のあるたびに理念・目的とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの整合性を再検討する必要がある。すなわち、時間の経過と社会の変化に伴い、整合性が低下することが考えられることから、不定期であったとしても、たびたび見直しを行う必要がある。

〈15〉 栄養学研究科

カリキュラム改正時に理念・目的の検討を行ったが、年度ごとに理念・目的を検証する組織が必要である。

〈16〉 薬学研究科

定期的な検証は実施されていない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

現在、理事会のもとに設置された経営企画委員会で、法人・大学・附属高等学校のビジョン、ミッションを策定する作業が進行している。同時に、総合企画会議のもとに設置された将来計画検討プロジェクト(資料 109)では、経営企画委員会と随時調整し、大学の中・長期計画の立案が進行している。本学の長期ビジョンとそれに基づく中・長期(10年程度)の行動計画の策定の過程で、本学の理念・目的の検討と再構成も行っている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教員は日常から教育の理念・目的を再確認し、教員相互間でそれを共有できるようにし、臨床現場における方向と一致しているかを常に検証を繰り返す。

ガイダンスが行われるときに、教員も学生も理念・目的を再確認し、そのために何をすることが重要であるかについて、各自が考えることにしている。学生にとって単位修得は必要最低限の基準であるが、これを目標とするものではないことを再確認している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

完成年次以降にそれまでの入学生、卒業生の状況などを勘案して見直しを行っている。

〈15〉 栄養学研究科

理念・目的は適切に設定されているが、内容をさらに充実させる。さらに効果をあげるための方策として、実務系教員の追加採用や、理念・目的に沿

った教員の研究、教育および社会活動を充実させている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

入学者の学力低下ならびに学生間の学力格差が顕著である点については、入学者選抜、カリキュラム再編などの作業と関連付けた十分な検証が必要であるところ、現在、法学部では入試プロジェクトおよび初年次教育プロジェクト（資料 120）を立ち上げ、以上の諸点についての見直しを行っている。そこでは、学部の実情に関する現状認識をすることにより、理念・目的の実現のために、入試制度の在り方および教育プログラムの見直しを行っているところである。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

医療リハビリテーション学科と社会リハビリテーション学科はチーム医療・福祉にとって必要な資源であることを確認して、両者ともに必修である1年時の「総合リハビリテーション論」で徹底して学習するものとする。学生のニーズをふまえながら、よりよい授業内容を2011（平成23）年度にむけて再検討する。地域社会に貢献するための考え方や方法論については、それを体験的に学習することを推奨し、学生ボランティア活動支援室（資料 79 ボランティア活動支援室規程）の有効利用を進める。

〈7〉 栄養学部

専門基礎並びに専門科目担当者について、最低限、担当分野の学術論文（英文、和文）を1年間に1報以上の作成を義務づけることも目標としており、この履行は、大学発展にとって極めて重要であり、教員互いの検証によって、相らに向けた発展の方法として、実行することである。

〈13〉 人間文化学研究科

可及的速やかにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの策定を行う。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

2010（平成22）年内を目途に、ホームページを再構成して、本学の全学レベルおよび学部・研究科レベルの理念・目的とそれを達成するための具体的な方策を分かりやすく発信する。情報公開法の施行に合わせる形でこれを実施する。

〈4〉 経営学部

冊子「経営学部案内」（資料 29）を通じて教員が学生へ説明することで、

同時に教員も理念・目的の具体的な理解が進む。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

新セメスターが始まる前に行われるガイダンス時(毎年3月と9月に実施)に、「履修の手引」を用いて、教員と学生双方が再確認を行う。そのときに、障がい者や患者のニーズに対して、理念・目的がどのようにつながっているのかについて理解する。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

今後とも、関係書類は全教員に対して送付し、現況に対して共通の認識を持つとともに、必要に応じて、すぐに参照できるようにする。

〈15〉 栄養学研究科

さらに効果をあげるための方策は以下の通りである。

- a. 学部オープンキャンパスと同時に大学院の説明会も開催し、理念・目的をさらに周知させる。
- b. 受験生に対してだけでなく、一般の方々向けのホームページを開設する。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

改善する方策については、2011(平成23)年度入学生から適用するカリキュラム改正に対応して、ホームページの経済学部のページをリニューアルするとともに、経済学部「リーフレット」(資料28)を改訂して、受験生や社会に効果的にアピールする。さらに学外へ情報を発信する媒体を利用して、周知を徹底する。

〈4〉 経営学部

冊子「経営学部案内」(資料29)に関して調査することにより学生への理念・目的の公表効果を調べる。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

ガイダンス時以外、例えば学外実習に出る前などに専任教員、学生ともに周知するように努める。また、医療リハビリテーション学科科目「リハビリテーション英語」の充実を再検討する。

〈7〉 栄養学部

社会貢献に役立つ具体策を企画し、各教員が教育・研究・社会活動など自己点検・評価が継続的に取り組む体制を構築する必要があると上で述べたが、一部の教員はTV、ラジオ、新聞などのマス・メディアで大いに活躍しているが、学部全体で見た場合は、未だ十分とは言えず、将来に向けた発展方法として、競争原理を導入して、社会発信力の涵養を図る。

〈8〉 薬学部

受験生に対する周知を徹底するために、次年度の大学案内に理念・目的を

明記する。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

ホームページに掲載されている書類についても、学部と同様に、「理念」、「目的」などと分かりやすく表現した、独立した文書とする。研究科への入学を希望する者は事前に教員に相談を行うこととなっているが、そのときの説明資料に研究科の理念・目的を加える。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

今後のカリキュラム改編などにおいてもディプロマ・ポリシーに沿って継続して議論を行っていく。

〈3〉 経済学部

さらに効果を上げるために、今後も経済学部活性化委員会を通じて、経済学部の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っていく。

〈5〉 人文学部

定期的な検証を引き続き行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教育理念・教育目標を年2回のガイダンス時において、学生に定期的に説明しているが、その際、問題点等の検証の機会にしている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

キャリア教育の導入を理念・目的に盛り込む。理念・目的における人材育成を具体化する教育を行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

不定期であっても、たびたび理念・目的が社会情勢の変化や入学学生の変化に対応しているかどうかについて議論を繰り返し、必要があれば内容の改定、追加を行う。これからも社会情勢の変化、入学学生の変化に対応してカリキュラム変更時に改定、追加を行う。

〈15〉 栄養学研究科

研究科の施設、研究・教育内容について簡便にまとめた冊子を定期的に作成する。その過程で研究科の理念・目的の適切性について議論、検証を行う。

〈16〉 薬学研究科

新設予定の大学院の研究科委員会において、医療薬学を重視した理念・適

切性について定期的に検証を実施する。

4. 根拠資料

- 資料 21 - 「神戸学院大学大学案内 2011」
- 資料 22 - 「神戸学院大学大学院案内 2011」
- 資料 23 - 「神戸学院大学総合案内 2011」
- 資料 24 - 「Kobe Gakuin University Prospectus (神戸学院大学総合案内 英語版)」
- 資料 25 - 「2010 Student Diary (学生手帳)」
- 資料 26 - 「2010 教育ガイド」
- 資料 28 - 「経済学部リーフレット」
- 資料 29 - 「経営学部案内 2010」
- 資料 31 - 「人文学部人間心理学科 社会参加する心理学」
- 資料 32 - 「総合リハビリテーション学部広報誌 RE BIRTH」
- 資料 33 - 「栄養学部広報誌 Good Health」
- 資料 40 - 「履修の手引 2010 法学部」
- 資料 41 - 「履修の手引 2010 経済学部」
- 資料 42 - 「履修の手引 2010 経営学部」
- 資料 43 - 「履修の手引 2010 人文学部」
- 資料 44 - 「履修の手引 2010 総合リハビリテーション学部」
- 資料 45 - 「履修の手引 2010 栄養学部」
- 資料 46 - 「履修の手引 2010 薬学部」
- 資料 51 - 「大学院履修要項」
- 資料 61 - 「教務案内」
- 資料 79 - 「神戸学院大学学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院法学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院経済学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院栄養学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院薬学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

- 資料 79 - 「神戸学院大学実務法学研究科（法科大学院）規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学教育開発センター規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学総合リハビリテーション学部規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学ボランティア活動支援室規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 86 - 「神戸学院大学憲章」
- 資料 87 - 「大学憲章リーフレット」
- 資料 88 - 「大学公式ホームページ」（[URL:http://www.kobegakuin.ac.jp/](http://www.kobegakuin.ac.jp/)）
- 資料 89 - 「薬学部オリジナルサイト -薬学教育シラバス 2009-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/~pharm/syllabus/2009-1.html>）
- 資料 90 - 「薬学部教授会資料（2009年5月11日）」
- 資料 91 - 「対決！大学の教育力（抜粋 p.186-191）」
- 資料 92 - 「CAMPUS vol. 158」
- 資料 93 - 「FDC ニュースレター 第3号」
- 資料 94 - 「大学公式ホームページ -学部・大学院のページ-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/faculty/index.html>）
- 資料 95 - 「大学公式ホームページ -経済学部のページ-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/economics/index.html>）
- 資料 96 - 「経済学部オリジナルサイト」
（<http://www.eb.kobegakuin.ac.jp/~keizai/v01/index.html>）
- 資料 97 - 「経営学部オリジナルサイト」
（<http://www.ba.kobegakuin.ac.jp/~ba/top.html>）
- 資料 98 - 「大学公式ホームページ -人文学部のページ-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/humanities/index.html>）
- 資料 99 - 「おもしろがる学問予告編」（オープンキャンパス用資料 2010）
- 資料 100 - 「神戸学院大学人文学部人文学科（オープンキャンパス用資料 2010）」
- 資料 101 - 「人文学部（オープンキャンパス用資料 2010）」
- 資料 102 - 「大学公式ホームページ -総合リハビリテーション学部のページ-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/rehabili/index.html>）
- 資料 103 - 「薬学部オリジナルサイト」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/~pharm/>）
- 資料 104 - 「大学公式ホームページ -人間文化学研究科のページ-」
（<http://www.kobegakuin.ac.jp/graduate-school/culture.html>）
- 資料 105 - 「大学公式ホームページ -大学概要のページ-」

- (http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/setti_reha_daigakuin.html)
- 資料 106 - 「大学公式ホームページ - 栄養学研究科のページ-」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/graduate-school/eiyou.html>)
- 資料 107 - 「大学公式ホームページ - 食品薬品総合科学研究科のページ-」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/graduate-school/food.html>)
- 資料 108 - 「大学改革推進プロジェクト中間答申『神戸学院大学の基本理念』」
- 資料 109 - 「総合企画会議 2009 年度第 13 回配付資料」
- 資料 110 - 「経済学部活性化委員会開催記録」
- 資料 111 - 「学生による授業改善アンケート調査報告書」 2009 (平成 21) 年度後期調査 (第 20 回)
- 資料 112 - 「薬学部内教育改善施策委員会」
- 資料 113 - 「薬学部オリジナルサイト内 - 自己評価 21 報告書-」
(http://www.kobegakuin.ac.jp/~pharm/self/jikohyoka_v2.pdf)
- 資料 114 - 「食品薬品総合科学研究科課程博士審査手順フローチャート」
- 資料 115 - 「2010 年 3 月卒業生進路一覧」
- 資料 116 - 「中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo0/toushin/05090501/021.htm)
- 資料 117 - 「栄養士養成施設指導要領」
- 資料 118 - 「学生アンケート集計結果 2009 年度」
- 資料 119 - 「学生アンケート集計結果 2010 年度」
- 資料 120 - 「法学部 2010 年度学内委員・学部内役割分担一覧」

II. 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

a. 学部、研究科、教育・研究系センターの構成の現状

本学では2010（平成22）年5月1日現在、下表のと通りの7学部と8研究科を、それぞれの理念と教育目的に沿って設置している。

【学部・学科】

学部名	学科等の名称	入学定員	学部の教育目的
法学部	法律学科	475	法学部法律学科の目的は、法化社会、国際化社会の時代に対応した法律学と政治学の研究教育を行い、法的素養を身につけた職業人、そして国内外の公共的事柄に関心と責任感を持った市民を養成することとする。
	国際関係法学科（2006年度以前入学生の卒業をもって廃止予定）		
経済学部	経済学科	350	経済学部の目的は、経済学の専門知識を身に付け、経済社会で活躍できる人材を育成することとし、学科ごとの目的については次のとおりとする。
	国際経済学科（2010年度以降入学生の卒業をもって廃止予定）		
	経営学科（2003年度以前入学生の卒業をもって廃止予定）		
経営学部	経営学科	300	ア 経営学科の目的は、現代経済の仕組みを、理論・歴史・実証の観点から体系的に学び、現代社会で活躍できる人材を育成することとする。
			イ 国際経済学科の目的は、国際経済及び各地域経済事情を体系的に学び、国際社会で活躍できる人材を育成することとする。
人文学部	人文学科	360	人文学部の目的は、人間の心理、行動及び文化を学際的に研究し教育することにより、現代社会の大きな変化に対応できる人材の育成を目指すこととし、学科ごとの目的については次のとおりとする。
	人間文化学科（2005年度以前入学生の卒業をもって廃止予定）		
	人間行動学科（2005年度以前入学生の卒業をもって廃止予定）	150	ア 人文学科の目的は、人間行動及びその文化所産との有機的関連を理解し、幅広い知識及び教養を身につけ、柔軟で的確に対応できる人材の育成をめざすこととする。
	人間心理学科		イ 人間心理学科の目的は、人間の心の基礎的な理解を図るとともに、応用・実践的心理学の諸方面において積極的に貢献できる人材の育成をめざすこととする

総合リハビリテーション学部	医療リハビリテーション学科理学療法専攻	40	総合リハビリテーション学部の目的は、理学療法士、作業療法士、社会福祉士および精神保健福祉士の資格取得を基本としながら、活動制限や参加制約のある人々の生活機能の維持回復を目指すため、専門知識及び技術を修得し、広く社会に貢献する人材を養成することとし、学科または専攻ごとの目的については、次のとおりとする。
	医療リハビリテーション学科作業療法専攻	40	ア 医療リハビリテーション学科理学療法学専攻の目的は、医療及び社会の要請により理学療法の対象範囲が拡大しているなか、疾病または障害を有する人の機能障害・活動制限・社会参加制約の改善に向けて、健康の維持・増進から在宅生活支援までを含む、多様な対応を担うことができる理学療法士を養成することとする
	社会リハビリテーション学科	120	イ 医療リハビリテーション学科作業療法学専攻の目的は、医療および社会の要請により作業療法の対象範囲が拡大しているなか、身体機能・精神機能の回復、社会適応能力・対人関係能力の改善、発達機能の向上等、作業療法の多様な対応を担うことのできる作業療法士を養成することとする ウ 社会リハビリテーション学科の目的は、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得を基本とし、人と生活環境に関わる上での前提となる価値及び倫理の基盤に立ち、現状を把握し、将来への展望を持った社会福祉実践に必要な専門知識及び記述を取得した人材を養成することとする
栄養学部	栄養学科	95	栄養学部栄養学科の目的は、栄養学についての総合的な知識及び技術を修得し、それを実社会において実践できる学士（栄養学）の育成を目指すとともに、優れた管理栄養士を養成することと、栄養学的な視点から健康の維持増進に貢献できる臨床検査技師及び栄養教諭を養成することとする
薬学部	薬学科（2006年4月、修業年限を4年から6年に変更）	250	薬学部薬学科の目的は、医療人としての薬剤師に必要な知識及び技術を修得させ、社会の求める医療のニーズに応える問題解決能力を持った学士（薬学）の育成を行うとともに、高度の専門知識技能を持った薬剤師の養成を行うこととする
	生物薬学科（2005年度以前入学生の卒業をもって廃止予定）		

【研究科】

研究科名	専攻の名称	入学定員	研究科の教育目的
法学研究科	法学専攻	10(修士) 5(博士)	法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人、企業・地域社会・国際社会において高度な法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材及び公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材を育成することとする。
	国際関係法学専攻(修士課程のみ)	8(修士)	
経済学研究科	経済学専攻	10(修士) 5(博士)	経済学及び経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有為な人材を養成することとする。
	経営学専攻(修士課程のみ)	10(修士)	
人間文化学研究科	人間行動論専攻	8(修士)	人間文化学について高度な専門的かつ総合的な研究を行い、その研究成果を教育の場や実社会において実践できる人材を育成するだけでなく、創造的・自立的な研究能力を持つ優れた研究者の養成を目指すものとする。
		2(博士)	
	地域文化論専攻	12(修士)	
		3(博士)	
心理学専攻(修士課程のみ)	18(修士)		
総合リハビリテーション学研究科	医療リハビリテーション学専攻(修士課程のみ)	6(修士)	医学や医療技術の進歩又は社会の制度、現状と将来への展望を適切に把握して対応・支援できる人材の育成と、これからのリハビリテーション領域における教育・研究を担う人材の育成を図ることを目的とする。
	社会リハビリテーション学専攻(修士課程のみ)	6(修士)	
栄養学研究科	栄養学専攻(修士課程のみ)	8(修士)	栄養学について深い知的学識を授けると共にその研究能力を養うこと、又はそれを応用する高度専門職業人を養成することを目的とする。
薬学研究科	薬学専攻(修士課程のみで、2010年度入学生の修了をもって廃止予定)	20(修士)	医薬品の研究開発又は医療分野で活躍する高度で専門的な職業能力を有する人材育成を目的とする。
	医療薬学専攻(修士課程のみで、2010年度入学生の修了をもって廃止予定)	10(修士)	
食品薬品総合科学研究科	食品薬品総合科学専攻(博士課程のみ)	4(博士)	栄養学・薬学若しくは関連領域を修めた者が、さらに専門諸分野に立つて高度の食品・薬品に関する学際的総合研究を行うに必要な創造的能力の育成を図るとともに、学術水準の向上と国民の健康の保持増進に寄与する高度専門職業人の養成を目的とする。

実務法学 研究科	実務法学専攻(専門職 学位課程)	35	法曹として社会に貢献するための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。
-------------	---------------------	----	--------------------------------------

また、教育・研究関連機構の設置状況は、下記のとおりである。

【その他の教育・研究関連機構】

組織名	設置目的
学際教育機構	機構は、法学部、経済学部、経営学部および人文学部（以下「取組学部」という。）が連携して行う制度であり、それぞれの学部を横断した現代社会のニーズに応える学問領域を構築し、新たな人材養成を図ることをもって目的とする。
共通教育機構	機構は、共通教育実施機関として、建学の精神と使命に則り、全学的な協力体制のもとに、総合大学としての環境を活かした教養教育および学生・社会人として必要な基礎的な思考力・実践能力を育成するための教育を実施することを目的とする。
教育開発センター	センターは、本学における全学的な教育活動を推進および支援することを目的とする。
ライフサイエンス産学連携推進センター	LSC は、自然科学分野の高度な先端的研究を実施し科学技術の推進に資するとともに、先導性・独創性を持った有意な人材育成及び産官学の共同研究の推進を行う。
地域研究センター	地域研究センターは、本学を中心とした地域との密接なネットワークを構築し、地域社会に資する地域研究を推進するとともに、先導的・独創性を持った有為な人材育成を目的とする。
東アジア産業経済研究センター	東アジア産業経済研究センターは、本学と東アジア地域の日系企業、大学研究者等との密接なネットワークを構築し、当該地域における日系中小企業の競争力強化のための支援情報を提供するとともに、国際分業下での進取性・独創性をもった有為な人材育成を目的とする。
心理臨床カウンセリングセンター	センターは心理相談、臨床心理的地域援助およびこれらに関する調査・研究を行うこと、並びに臨床心理士を目指す大学院学生の実習の場としての機能を果たすことを目的とする。

b. 近年の主な学部・学科・研究科等の改廃・改組

本学は1966（昭和41）年に栄養学部を設置して以来、「真理愛好・個性尊重」を建学の精神とし、「自主的で個性豊かな良識のある社会人」を育成する人材像（教育目標）として掲げており、建学の精神と教育目標に沿って教育研究組織を設置している。

2004（平成16）年には、学部基礎を置かない研究科として、法科大学院を長田キャンパスに開設した。また、同年に、経済のグローバル化、情報化、サービス化の進展による企業経営の変革に対応して、これまで以上に深く広範に企業経営の問題を教育し研究する目的で、新しく経営学部を開設した。教員人事という点では、経済学部経営学科の教員全員を経営学部に移行したものであり、実質的には従来の経済学部の再編成であった（資料121）。

2005（平成17）年に開設した「総合リハビリテーション学部」は、本学において人文学部開設以来15年ぶりの実質上の新学部となった。総合リハビリテーション学部は、理学療法士・作業療法士の育成を目指す医療リハビリテーション学科と、障害者・高齢者な

ど弱い立場に置かれがちな人々が独立して生活するための支援を行える人材の育成を目指す社会リハビリテーション学科の2学科から構成されている。総合リハビリテーション学部の教育の基本理念は、建学の精神と本学の教育理念に基づき、「豊かな人間性と深い教養を備え、社会に貢献できる有能な人材、とりわけ、保健・医療・福祉の向上と地域社会ならびに国際社会に貢献できるリハビリテーション専門職者を育成する」ことにある（資料105 設置の趣旨 p.5）。

本学の学部を横断する形で設けられた全学教育に係る組織として、学際教育機構（2006年開設）、共通教育機構（2007年開設）、教育開発センター（2009年開設）という3つの組織がある。

学際教育機構（資料79 学際教育機構規則、資料36）には、学部の枠を超えて専門的知識が学べる学部横断型プログラム（ユニットと呼称）として、防災・社会貢献ユニット（2006年度開設）とスポーツマネジメント・ユニット（2007年度開設）の2つのユニットがある。これら2つのユニットは、どちらも法学部、経済学部、経営学部、人文学部の専門的領域を基礎とし、防災および社会貢献分野（防災・社会貢献ユニット）およびスポーツ分野（スポーツマネジメント・ユニット）の学際的な学習を可能としている。

本学では、1993年から2006年までの間、全学部に対して共通のプログラムを提供するものとして教養総合コースを置いて教養教育科目を提供してきた。2006（平成18）年11月に、全学の共通教育プログラムを運営する組織として、共通教育機構が設置され、2008（平成20）年4月から新たに共通教育プログラムを開講した。共通教育プログラムは、強力な全学協力体制のもとで、幅広く多様な科目を提供することを目的に、①大学での学習に必要な不可欠な技能（リテラシー）や、社会人として求められる基礎的思考力・実践能力育成するためのプログラム（リテラシー科目群）と、②学部教育の基礎となる広い視野と思考力を養うプログラム（リベラルアーツ科目群）から構成される。文系4学部、理系3学部を有する総合大学の長所は、特にリベラルアーツ科目群の運用において生かされている。リベラルアーツ科目群を構成する4つの分野（人文科学、社会科学、健康科学、地域学）は、それぞれに深く専門を極めた教員が、全学部の学生に対して提供するものである（資料79 共通教育機構規則、資料52）。

教育開発センターは、本学における全学的な教育活動を推進および支援することを目的として2009（平成21）年4月に開設された（資料79 教育開発センター規則）。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証をおこなっているか。

本学の財政、人事・組織、教学運営等の中・長期計画の審議と策定に関わる組織は総合企画会議（資料79 総合企画会議規程）である。総合企画会議は、学長、副学長、学長補佐、学部長、実務法学研究科長、事務局長、各部署の所長および事務部長で構成される。学部、学科、専攻、研究科の新設、廃止、収容定員変更などの検討は、総合企画会議および総合企画会議により諮問を受けたプロジェクト等で行われる。本学における近年の教育研究組織の開設・改編の事例として、総合企画会議のもとに設けた各種プロジェクトが2004（平成16）年から2010（平成22）年までに行った主な活動を以下に挙げる。

学際教育機構を創設するに当たっては、「インスティテュート制度（その後、学際教育機構と名称変更）導入プロジェクト」（資料122）を2004（平成16）年11月から1年間にわ

たり、総合企画会議のもとに立ち上げた。

共通教育機構の創設に際しては、2004（平成16）年11月から2006（平成18）年2月まで導入プロジェクトを設けて共通教育プログラムとして提供するカリキュラムの概要、共通教育プログラムを実施する組織の構成の検討などを行い、2006（平成18）年2月に総合企画会議に最終答申を提出した（資料123）。その後、共通教育機構の設置とカリキュラムの確定に向けた作業が共通教育機構準備委員会（資料124）で行われた後、共通教育機構が2006（平成18）年11月に発足した。

組織再整備検討プロジェクト（資料125）は、教育開発センターの設置等を検討するために、2008（平成20）年7月から2010（平成22）年3月まで総合企画会議のもとに設置された。総合企画会議は、同プロジェクトから提出された教育開発センター設置提案を審議して承認し、教育開発センターは2009年4月に発足した。

将来計画検討プロジェクト（資料126）は、本学の3つのキャンパス（有瀬キャンパス、ポートアイランド・キャンパス、長田キャンパス）の将来像を検討するために、2010年1月に総合企画会議のもとに設置され、2011年1月を目途に総合企画会議に答申書を提出することが期待されている。

2. 点検・評価

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

①効果が上がっている事項

2006年以降、全学レベルの教育に関して、学際教育機構、共通教育機構、教育開発センターという、3つの中心的組織を設けたことは大きな成果であり、本学の学士課程教育の構築に大きく貢献している。

②改善すべき事項

共通教育機構と教育開発センターは、いずれも名称は機構またはセンターであるが、実態は委員会組織として運営されており、組織に所属する専任教員は置いていない。2010年2月に総合企画会議のもとに設置された「将来計画検討プロジェクト」の教学ワーキンググループの中間答申において、「共通教育機構の運営主体が曖昧である」と指摘されている（資料127 p.6）。専任教員の不在は全学的な教育改革の推進を任務とする教育開発センターにとって特に深刻である。カリキュラム開発・改善の支援や、各種FDプログラムを学内教員向けに安定して提供する体制の構築や、各学部のカリキュラム点検活動の支援などを実行するためには、教育の質向上に関わる資質と専門性を備えたスタッフ（ファカルティ・ディベロッパー）の配置が不可欠である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

①効果が上がっている事項

総合企画会議に置かれた各種プロジェクトが中心となって、本学の教育研究組織の点

検と再構成を積極的に進めている。なかでも、将来計画検討プロジェクトは、理事会のもとに置かれた経営企画委員会と相互に調整しつつ、本学の中長期構想の策定に向けて活発に活動している（資料 127 p.3）。

②改善すべき事項

共通教育機構と教育開発センターの組織構成上の脆弱さを解消するには、①機構・センターの業務に専従する教員を配置する、あるいは、②学部の業務と機構・センターの業務を兼担する教員を配置する、という2つの選択肢があり得る。また、教員の配置の方式とは別途に、共通教育機構や教育開発センターに教員を配置するにあたって組織の再構築を行う（全学レベルの教育に関わる組織を下部組織として持つ「全学教育センター」を設立するなど）ことも視野に入れて、今後、学長のリーダーシップのもとで検討する予定である。

4. 根拠資料

資料 36 — 「学際教育機構 防災・社会貢献ユニット／スポーツマネジメント・ユニット 広報パンフレット」

資料 52 — 「共通教育はやわかり 2010」

資料 79 — 「学際教育機構規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 — 「共通教育機構規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 — 「教育開発センター規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 — 「総合企画会議規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 105 — 「大学公式ホームページ 大学概要のページ」

(http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/setti_reha_gakubu.html)

資料 121 — 「神戸学院大学経営学部の設置の趣旨等」

資料 122 — 「学際教育機構導入プロジェクト答申書」

資料 123 — 「共通教育機構導入プロジェクト最終報告書」

資料 124 — 「総合企画会議 2006 年度第 5 回記録」

資料 125 — 「総合企画会議 2007 年度第 9 回記録および配付資料 5」

資料 126 — 「総合企画会議 2009 年度第 13 回記録および配付資料 3」

資料 127 — 「将来計画検討プロジェクト中間答申について」

Ⅲ. 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

(1) 大学全体

- a. 教員に求める能力・資質等の明確化は、2007（平成 19）年 10 月に神戸学院大学憲章（資料 86 以下「大学憲章」という。）を制定した際に改めて本学の建学の精神を検証するとともに、「神戸学院大学の目指す姿」、「教育基本理念」及び「運営基本理念」を制定し、さらに「神戸学院大学が期待する教職員像」を示した。「期待する教育職員像」は①建学の精神を遵守し、教学に反映する人、②学生・教職員間の意思疎通に努め、相互理解を深めようとする人、③学生の悩みやニーズに向き合い、真摯に相談相手になろうとする人、④学生の知的好奇心を触発し、将来の進路を示そうとする人、⑤社会的常識や倫理観を備え、良識を育もうとする人、⑥よりよい教育活動と研究活動に努めようとする人、⑦自らの知見を大学運営や社会貢献に活かそうとする人、⑧大学は学生が主体的に学ぶ場であることを認識できる人の 8 項目を期待する教育職員像として示したことは、教員に求める能力や資質等の期待を示したものである。
- b. 教員構成の明確化は、「専任教員（助教以上）学内定員枠」（資料 128）を 2005（平成 17）年 2 月の総合企画会議で決定した。その要点は、①専任教員一人当たりの学生数を設定、②1997（平成 9）年施行の「大学の教員等の任期に関する法律」の規定に基づき、本学において任期を定めて任用する教員（この評価項目において「任期付教員」という。）制度を導入、③学際教育機構（法学部、経済学部、経営学部および人文学部の 4 学部による新カリキュラム制度）を導入するといったものである。具体的には、専任教員一人当たりの学生数は文系学部で 45 名、理系学部で 30 名、その中間系の学部で 35 名を設定し、その設定人数をもって、それぞれの学部学科ごとの収容定員数から除して算出したものが助教を除く専任教員定員枠である。この定員枠から学科ごとの大学設置基準数（専門担当教員数）を差し引き、学部の裁量によって残りの二分の一以上を任期付教員数（枠）（資料 79 任期付教員任用規程）とすることができるようになっている。その場合、任期付教員数の 1 名分は、1000 万円の予算枠として定めており、仮に年間 300 万円の者を雇用すれば 3 名雇用することができる。
- また、「学際教育機構」（資料 79 学際教育機構規則）は 2 つのユニットから構成されているが、文系学部（法学部、経済学部、経営学部および人文学部、以下「取組学部」という。）の学生が希望するユニットに応募し、ユニットへの所属が承認されれば 2 年次生から卒業まで「防災・社会貢献ユニット」又は「スポーツマネジメントユニット」で専門的に学ぶことができる。その機構の円滑な運営のために取組学部と特別に薬学部の学内教員定員枠から各 1 名貸出している。
- c. 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化は、2007（平成 19）年度より全学共通の教養教育・基礎教育を充実させる目的で、全学的な協力体制の下に「共通教育機構」（資料 79 共通教育機構規則）を発足させ、

従来の教養総合教育科目に代わる新しい教育プログラムとして「共通教育科目」を開講させた。共通教育科目は「リテラシー科目群」と「リベラルアーツ科目群」の2つの科目群から構成されており、リベラルアーツ科目群は文理7学部を擁する総合大学としての教育環境、地域や外国を含めた他大学との提携など学部編成や教員の研究内容を教育に生かすために、組織的な連携体制をとり、人文科学分野、社会科学分野、健康科学分野、地域学分野の4つの分野から構成されている。資格取得のための教育課程の「教職課程」や「博物館学芸員課程」については全学的な審議決定機関として、「教職課程・博物館学芸員課程運営委員会」（資料79 教職課程・博物館学芸員課程運営委員会規程）が設置され、さらに下部組織として、「教職小委員会」と「学芸員小委員会」がありそれぞれ固有の事項について審議し決定している。

〈2〉 法学部

「大学憲章」（資料86）において大学として求める教員像が定めてられており、それに基づき法学部として求める教員像を定めている。

教員組織の編成方針については、大学全体としての教員枠の中で学部教育の充実の観点から、専門教育科目ごとの定員を定めている。

〈11〉 法学研究科

「大学憲章」（資料86）に求められる教職員像が示されており、（①建学の精神を遵守し、教学に反映する人 ②学生・教職員間の意思疎通に努め、相互理解を深めようとする人 ③学生の悩みやニーズに向き合い、真摯に相談相手になろうとする人 ④学生の知的好奇心を触発し、将来の進路を示そうとする人 ⑤社会的常識や倫理観を備え、良識を育もうとする人 ⑥よりよい教育活動と研究活動に努めようとする人 ⑦自らの知見を大学運営や社会貢献に活かそうとする人 ⑧大学は学生が主体的に学ぶ場であることを認識できる人）大学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。資料129）を通じて社会的にも公示され、在籍教員においても自覚の契機となっている。学生および社会との関わりにおける人間性の陶冶と研究の深化への意欲を誠実にはたすことが求められる大学憲章の教員像は、本研究科の教育目標である「高度な法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材及び公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材を育成すること」（資料79 大学院法学研究科規則第1条の2）を果たす担い手でもある。

さらに、法学研究科の「教育・研究に関する事項の審議のために」法学研究科委員会を設置することを規定し（大学院法学研究科規則第1条の3）、広く大学院における法学研究教育の課題等に対応しうる体制をとっている。法学研究科長が委員会を主宰し運営にあたるが（大学院法学研究科規則第1条の4）、学長の総括のもとにあり（資料79 大学院学則第36条）、大学院委員会（大学院学則第38条）とともに本学全体の中での位置づけが示されている。

〈3〉 経済学部

大学として求める教員像は「大学憲章」（資料86）に明記されている。教員組織の編成方針については、学部教授会を経て、総合企画会議で検討されている。

〈4〉 経営学部

学部として記載する事項なし

〈12〉 経済学研究科

大学として求める教員像は「大学憲章」（資料 86）に明記されている。教員組織の編成方針については、研究科委員会を経て、総合企画会議で検討されている。

〈5〉 人文学部

教員像は「大学憲章」（資料86）のうち「期待する教育職員像」として8項目にわたり具体的に示すことにより、大学の理念・方針を第三者に明確に説明することが可能になった。

教員組織の編成については、1995（平成 7）年に「専任教員（助教以上）学内定員枠」（資料 128）が全学の合意により決定している

これにより採用人事の公開性が高まり、恣意的な人事が不可能になると同時に、学部ごとに中・長期的な人事計画が立てられるようになった。

〈13〉 人間文化学研究科

教員像は「大学憲章」（資料 86）のうち「期待する教育職員像」として 8 項目にわたり具体的に示されている。また教員組織の編成については、1995（平成 7）年に「専任教員（助教以上）学内定員枠」が全学の合意により決定している（資料 128）。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

大学の学部として求める教員像は「大学憲章」（資料 86）に記述されている。学部に関しては完成年度に達したが、総合リハビリテーション学研究科は年次進行中であり、現在の教員はいずれも文部科学省の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会「以下「文部科学省大学設置分科会」という。」の教員審査に合格した教員である。任期付教員及び助教については公募し、学部の教員資格審査に合格した教員を配置している（資料 79 総合リハビリテーション学部規則）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

大学として求める教員像は「大学憲章」（資料 86）に記述されている。現在の教員はいずれも文部科学省大学設置分科会の教員審査に合格した教員である。任期付教員及び助教については公募し、学部の教員資格審査に合格した教員を配置している。

〈7〉 栄養学部

教育像は「大学憲章」（資料 86）の 8 項目にわたり明確に定められている。教員組織の編成方針は、栄養士法施行令（資料 130）、栄養士施行規則（資料 131）、管理栄養士学校指定規則一部改正（資料 132）に準拠している。現状では、栄養士・管理栄養士の実践的分野を担当する教員の配置が不足している。

栄養学部では、教授 1 名、助教授 1 名、助手 2 名からなる講座制を長く布いて来た。講座制は、研究活動の推進には極めて良好な制度であり、長い期間活発な研究活動を進めて来た。一方、講座制は人事上の停滞を招き、特に定年制が 70 歳になっている本学では、人事の停滞は顕著なものとなって来た。かかる現状を改善すべく 2010（平成 22）年からは、講座制に変えて部門制度を導入した。現在、栄養・教育学部門、臨床栄養学部門、給食経営管理部門、公衆栄養・衛生学部

門、食・健康学部門、生理・生化学部門および臨床検査学部門からなる7部門で構成されている。部門制では各部門には教授2名を置くこととし、併せてあらゆる階層で昇格は業績によって評価する制度を制定した。部門制の評価は、後年になるが、人事面での改善は顕著と判断している。

〈15〉 栄養学研究科

栄養学部の准教授以上を大学院の指導教員としており、それ以上は特に明確に定めていない。現状について、次に箇条書きにする。

- a. 教員に求める能力・資質等の明確化：教員像については「大学憲章」（資料86）に明記されている。教員組織の編成方針は大学院学則第12章（資料79）に記載されているが、十分ではない。栄養学部に所属する教員数については専任教員学内定員枠で学生30人あたり教員1名と定められた。
- b. 教員構成の明確化：学部の教員組織は栄養士法施行規則（資料131）第9条および管理栄養士学校指定規則一部改正（資料132）第2条に基づき、教員がバランス良く配置されることになっている。
- c. 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化：2010（平成22）年度から学部の教員組織を部門制に移行させた。各部門における教育研究に係る責任の所在の明確化については現在議論中である。

〈8〉 薬学部

本学部の教育理念は、「社会における医療のニーズに応える問題解決能力を持った薬剤師を養成する」ことである。これを達成するために、①薬物治療に携わる能力を身につける、②医薬品の適正使用に係わる問題の提起と解決できる能力を身につける、③コミュニケーション能力を自己開発できる、④地域住民に対する疾病の一次予防に貢献できる、の4つの達成目標を掲げている。このような教育理念・目標を達成するために、本学は「大学憲章」（資料86）の中で、大学が期待する教職員像を細かく謳っている。

更に、教員の組織的な連携体制を整える為に講座制を廃止し、部門制を導入した。現在、物性薬学部門、分子薬学部門、生命薬学部門、社会薬学部門、臨床薬学部門からなる5部門で構成されている。各部門には部門長を配置することで教育研究に係わる責任の所在を明確にし、部門内・部門間で連携をとりながら教育研究活動を円滑に行っている。

薬学部の教員組織は、助教以上の教員57名（資料133）、他に助手等を含め計71名から成っている。教員（助手等を含めた人数）一人当たりの学生数は、定員ベースで21.1名、現在の薬学部学生では17.9名である。また、教員の年齢構成については60歳代の教員数が多い（資料133）が、レクチャーや実習助手などの任期制教職員を採用し、低年齢化を図っている。

〈16〉 薬学研究科

薬学研究科の教育理念は、「社会および自然に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」（資料79 大学院学則）ことである。また、修士の学位に関しては本学学位規則（資料79）において、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性

を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」を目的としている。これを達成するために、薬学研究科では、「医薬品の研究開発または医療分野で活躍する高度で専門的な職業能力を有する人材育成」を目的としている。このような教育理念・目標を達成するために、本学は「大学憲章」（資料 86）の中で、本学が期待する教育職員像を細かく謳っている。

更に、薬学部の当該項目で述べたように、教員の組織的な連携体制を整える為に講座製を廃止し、部門制を導入した。各部門には部門長を配置することで教育研究に係わる責任の所在を明確にし、部門内・部門間で連携をとりながら教育研究活動を円滑に行っている。

薬学研究科の教員組織は、学部教員の教授および准教授で構成されており、年齢構成については 60 歳代の教員数が多い（資料 133）。

なお、薬学部 6 年制への移行に伴い、本研究科は 2010（平成 22）年度より募集停止している。

〈17〉食品薬品総合科学研究科

大学院食品薬品総合科学研究科規則第 8 条の 2（資料 79）に「本研究科の運営組織として食品薬品総合科学研究科委員会を置く。委員会は本研究科担当の教授・准教授をもって組織する。」と定められている。教員に必要となる能力・資質等については、学位保有者で教育研究上の能力があることは明示されている（資料 79 栄養学部教育職員選考基準、薬学部教育職員選考基準）が、高度な専門職業人の養成するための能力・資質等については記載されていない。教員の組織的な連携体制（資料 51 大学院履修要項 p.257）は明示されており、指導する学生の教育研究に係る責任者は、当該学生の入学時の食品薬品総合科学研究科委員会にて決定（資料 79 食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規第 5 条）されている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

(2) 法学部

法学部の教育は共通教育科目と専門教育科目からなる。共通教育科目については、各学部の代表者からなる共通教育機構（資料 79 共通教育機構規則）を置き、共通教育科目の編成等を行っているが、担当教員は各学部の専任教員および非常勤講師からなる。

法学部では、専門教育科目のなかで重要な基礎専門教育科目の担当者は、ほぼすべて専任教員である。この分野は、専門課程への導入として重要な科目が配置されていて、ここでの学修が上級学年に至ると効果をあげることとなる。他の専門教育科目においても、主要な科目は専任教員が担当している。

共通教育科目についても、主要な科目につき専任教員が担当している。

専門教育科目の教育においては、演習科目をほぼ全員の専門教育科目担当の専任教員が担当している。

a. 学生/教員比率（少人数教育）

2009（平成 20）年 9 月 1 日時点で、「設置基準からみた教員数」は、「専門」27

名、「教養」16名、合計43名、学生/教員は46.0人/人となっている。

b. 性別構成（女性教員数・比率）

教員総数39名中6名が女性教員となっている（2009（平成20）年度）。

c. 外国籍教員（数・比率）

教員総数39名中1名が外国籍教員である（2009（平成20）年度）。

d. 任期付教員（数・比率）

教員総数39名中6名が任期付教員である（2009（平成20）年度）。

e. 主要科目の専任教員による担当

主要科目については原則的に専任教員（任期付教員を含む）が担当しており、一部やむを得ないものに関して非常勤講師によっている。

f. 教員間連携・交流

法学会研究会などでの交流を行っている。法学会研究会は年5～6回程度開催され、教員の研究について報告がなされる。研究会については、学部学生および大学院学生の参加も認められている。

(11) 法学研究科

「社会及び自然に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与し」（資料79 大学院学則第1条）、もってまた「法律実務や行政において活躍する専門的職業人、（中略）高度な法的能力を備えた」人材を育成するという法学研究科の理念、目的を達成するために、法研究科は法学専攻修士・博士後期課程、国際関係法学修士課程からなり、その編成のもとで法律学科目、国際関係法法学科目、政治学科目が開講され、各授業科目に教員が配置されている。

法研究科の専任教員は11名（教授8名、准教授3名）である。2010（平成22）年度における修士課程在籍学生数は12名であり、教員1人あたりの学生数は0.9となっている。専任教員の年齢構成（資料133）は、60代5名、50代4名、40代2名であり、大学院設置基準8条5項に定める基準を満たしている。

法学研究科の教員は、法学部、実務法学研究科（以下「法科大学院」という。）のいずれかに所属する兼任教員であり、本学研究科のみに所属する専任教員はいない。2010（平成22）年度では、法学部兼任教員（法学研究科担当教員）は11名、法科大学院兼任教員8名である。

修士課程について専任教員の配置を分野別に見ると、公法分野が2名、民事法分野が2名、刑事法分野が3名、基礎法学分野が2名、政治学分野が2名となっている。また、「法律実務や行政において活躍する専門的職業人、（中略）高度な法的能力を備えた」人材を育成するという法学研究科の理念・目的を達成するために、租税法講座において、複数の実務家（税理士）が非常勤講師として、税理士資格を希望する学生のためにきめ細かな教育を行っている。

なお、日本行政書士連合会、兵庫県行政書士会との連携で「行政書士のための司法研修講座」（授業科目「家事裁判法特殊講義Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「要件事実論特殊講義Ⅰ、Ⅱ」など）が置かれており、毎年数多くの兵庫県下の行政書士が受講している。教育課程としてふさわしい教員の配置がなされていると考える。

〈3〉 経済学部

経済学部の専任教員数は、「全学の教員組織」（大学基礎データ 表2）が示すように、経済学科が教授11名、准教授4名、講師5名の合計20名である。国際経済学科が教授7名、准教授4名の合計11名である。両学科とも設置基準上で定める必要専任教員数を上回っている。専任教員1人あたりの在学学生数は、経済学科が51.6人、国際経済学科が60.6人である。

基幹科目はできる限り専任教員が担当するようにしているが、その他の科目は兼任教員に依存せざるを得ない。「開設授業科目における専兼比率」（資料134）に示すように、専門教育科目の開講科目数でみた専兼比率は経済学科が65.5%（148科目中97科目）、国際経済学科が55.5%（9科目中5科目）である。

専任教員の年齢構成は、「専任教員年齢構成」（資料133）で示されているように、専任教員29名のうち、61歳以上が10人（34.4%）である。26歳～30歳が0名（0.0%）、31歳～35歳が4名（13.8%）、36歳～40歳が2名（6.9%）となっており、若手教員が少ない。このため年齢構成のバランスを取るように、近年は若手教員の採用人事を進めている。

コース制の導入に伴い、公務員試験対策、ファイナンシャル・プランナー受験対策等の就職を意識したキャリア系の科目を新設したが、これら科目については専任教員3名を採用した。2011（平成23）年度から新設する企業経済コースのコア科目については、専任教員を2名採用する予定である。

〈4〉 経営学部

主要科目（選択必修科目、専門語学）については科目数のうち80%以上を専任教員で対応し、カリキュラムに相応しい教員配置を行っている（資料134）。

〈12〉 経済学研究科

本研究科は、経済学専攻は経済学部、経営学専攻は経営学部を基礎に置く大学院であるため、両学部の教授・准教授が本研究科の教員として授業科目を担当しており、教育課程に相応しい教員組織を整備している。

〈5〉 人文学部

現在、人文学部2学科の専任教員（任期付教員を含む。）数は人文学科40名・人間心理学科19名となっている。そのうち任期付教員枠は11名、実数20名である。

それら個別の研究分野を持つ教員たちは、学科内領域（人文学科9領域、人間心理学科4領域）にほぼ均等に配置され、自然と人間の考察、人間の社会的・文化的活動について多面的に考察できるようになっている。

なお、別枠の教育課程として「教職課程」と「博物館学芸員課程」を設けているが、これらを主に担当する専任教員（教職課程教員）3名は人文学科に2名、人間心理学科に1名配属され、上記の定員数に含まれている。

演習および専門教育科目は原則として専任教員が担当している。一方、実習系科目やキャリア形成に関する科目は、非常勤講師、客員教授など社会の現場にいる方が担当している。

以上の結果、人文学科では、従来の「人文分野」「社会分野」「自然分野」といった学問領域の枠にとらわれず、領域には学問的背景が異なるが、根底に共通の

意識のある専任教員が配置され、新たな共同研究の土壌となっている。

両学科の教員配置は、2008（平成20）年度以降、人文学科から人間心理学科に定員を移行させ適正化されつつある。

2006（平成18）年度以降、任期付教員の採用により、教員一人当たりの学生数を少なくするとともに、教員の年齢構成がバランスのとれたものになりつつある。

〈13〉人間文化学研究科

現在、人間文化学研究科の専任教員数は、人間行動論専攻18名、地域文化論専攻22名、また心理学専攻は19名となっている。そのうち任期付教員枠は11名、実数20名である。

それら個別の研究分野を持つ教員たちは、専攻内講座（人間行動論専攻4講座、地域文化論専攻5講座、心理学専攻2系）に配置され、自然と人間の考察、人間の社会的・文化的活動、人間の心理について多面的に考察できるようになっている（資料51 大学院履修要項p.104-170）。

演習は専任教員が担当している。他の講義科目、ワークショップ科目の一部には非常勤講師が担当している場合がある（資料51 p.104-170）。

〈6〉総合リハビリテーション学部

教員組織は、教授会、拡大教授会、総務委員会、各専門委員会を構成し学部全体の方針決定を行い、代表者は大学の会議に出席して意見交換をしている（資料79 総合リハビリテーション学部規則）。学部内では専攻、学科には専攻長、学科長を置き月に1回以上の会議を開き、教務学生、予算、実習地配置、討議事項、研究会、学生に対する意見交換を行い細かく配慮している。

〈14〉総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学院研究科においては、月に1度の研究科委員会を開き、大学院教務委員会を置き、その代表者は全学の大学院委員会に研究科長とともに出席している。現在、総合リハビリテーション学研究科の年次進行中のため教員の変更には文部科学省大学設置分科会の教員審査を受けている。

〈7〉栄養学部

今後、6年以内に数名の教員が逐次定年を迎える。この機会に法制に準拠した適切な教員組織に整備する。2009（平成21）年10月28日、厚生労働省の査察で科目担当者の教員要件及びその分野で研究論文の不足を指摘された教員の活性化を図る必要がある。教育・研究業績を検証して授業科目内容と担当教員の適合性を検証する必要がある。

〈15〉栄養学研究科

修士課程カリキュラムを研究能力を養うことと高度職業人養成を目的としたカリキュラムに改正した。栄養学研究科は大学院履修要項（資料51 p.212）に示す15名の教員から成る。現在、栄養学部教員組織を学部や研究科の目的にそったものに変更している最中である。次が教員配置に関する現状の説明である。

- a. 編成方針に沿った教員組織の整備：栄養学部が管理栄養士養成施設であるため、授業科目と担当教員の適合性については厳しい教員審査が行われる。そのうえで教育業績、研究業績を対象にして学部内の審査により准教授になった者

- が大学院指導教員に選ばれる。したがって指導教員の研究分野は、健康科学の範囲で多岐に亘るとともに関連性があるため、総合的な指導を可能にしている。
- b. 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備：栄養士法施行規則（資料 131）第 9 条によると、栄養学部の専門基礎分野および専門分野の教育内容を担当する教員は、担当する教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学等において修めた者であって、当該大学等を卒業した後 5 年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野において教育上の能力があると認められる者であること、となっている。実際に厳正な教員審査が、2009（平成 21）年に厚生労働省によって行われた。a. に書いたように栄養学部の教員のうち審査を経て教授、准教授になった者が大学院教員になるので、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みは整備されていると言える。
- c. 研究科教員の資格の明確化と適性配置：栄養学研究科委員会で毎年次年度の講義担当者を決定している。研究指導教員に関しては栄養学部教員のうち准教授以上を大学院修士課程の指導教員としている。指導教員はすべて博士の学位を有している。高度職業人教育のための実務教員が不足している。

(8) 薬学部

薬学部の教員は、計 57 名在籍している（資料 133）。部門は教育を円滑に行うことを目的として編成され、物性薬学部門 10 名、分子薬学部門 11 名、生命薬学部門 14 名、社会薬学部門 7 名および臨床薬学部門 15 名により構成される。学士課程における科目の担当者は、教員の専門性に合わせて設定されており、教員の研究活動が最大限に、教育内容に反映されるような体制を取っている。また、同系統の科目を同一の教員が担当することにより、学士課程の 6 年間において一貫した教育の実践に取り組んでおり、主要科目の教育のためには十分な教員を擁している。また、実践的な臨床薬学教育を担当する実務家教員は、専任として 5 名配置され、毎週少なくとも 1 回の医療機関等での研修を受け、いずれも薬剤師としての知識・技能の維持・向上に努めている。

研究活動においては、部門内および部門間で教職員同士が協力しあいながら、教育の基礎となる研究活動を行っている。文部科学省の補助金を得て、2006（平成 18）年度に設立された食品薬品総合科学研究科を母体としたライフサイエンス産業連携研究センター（LSC）では、学内外の共同研究施設として、医療、および薬学の進歩発展に向けた研究が行われている。

(16) 薬学研究科

薬学研究科の教員組織は薬学部教員の教授および准教授で構成され、計 29 名在籍している（資料 133）。部門別では、物性薬学部門 7 名、分子薬学部門 6 名、生命薬学部門 7 名、社会薬学部門 4 名および臨床薬学部門 5 名により構成される。薬学研究科における科目の担当者は、教員の専門性に合わせて設定されており、教員の研究活動が教育内容に最大限反映されるような体制を取っている（資料 51 薬学研究科授業科目担当者一覧）。

研究活動においては、部門内および部門間で教職員同士が協力しあいながら、

教育の基礎となる研究活動を行っている。

なお、薬学部 6 年制への移行に伴い、本研究科は 2010（平成 22）年度より募集を停止している。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

栄養学・薬学もしくは関連領域を修めた者が、さらに専門諸分野に立って高度の食品・薬品に関する学際的総合研究するために、編成方針に沿った教員組織が整備されている（資料 51）。次年度の授業科目と担当教員の適合性については、年度末に開催される食品薬品総合科学研究科委員会にて審議されている（資料 114）。

〈9〉 学際教育機構

学際教育機構は、2005（平成 17）年に設立された学部横断型の教育組織である。2005（平成 17）年 4 月から、「防災・社会貢献ユニット」が、2006（平成 18）年から「スポーツマネジメントユニット」が開設された。取組学部の学生が学部を超えて参加する 3 年間の専門教育組織である。取組学部の学生が 1 年次生の際に応募し選抜を経て、2 年次生から卒業までを各学部にも所属しながら、学ぶ専門コースである。卒業に必要な最低取得単位数は 60 単位であり、ゼミや卒業研究もユニット独自の科目として設定されている。

学際教育機構は、「学際教育機構運営委員会」（資料 79 学際教育機構規則）によって運営されており、その下部会議として、各ユニットに「ユニット会議」が設けられている。「学際教育機構運営委員会は、学際教育機構長と 4 学部の学部長、2 ユニットのユニット長、教務センター所長および教務センター事務部長で構成されている。「ユニット会議」は、各ユニットのゼミ担当教員で構成されている。なお、各ユニット長は、専任教員が務めている。

担当教員は、「防災・社会貢献ユニット」が任期付教員 4 名、学部からの兼任教員が 2 名、「スポーツマネジメントユニット」が任期付教員 2 名、学部からの兼任教員の 5 名がゼミを担当する教員でありユニットの中核をなしている。その他、各学部から複数の専任教員が兼担として 1 科目から 2 科目を担当し、外部からの客員教授、非常勤講師によって構成されている。さらに、兵庫県庁や神戸市役所、神戸市消防局などの地方公共団体、JICA や JICE などの国際機関、新聞社やテレビ局などのマスコミ、NPO や NGO などと連携し、外部講師として招いている（資料 36）。

〈10〉 共通教育機構

教養教育の重要性に鑑み、2003（平成 15）年に教養教育改革プロジェクトを立ち上げ、神戸学院大学の教養教育のあり方について根本的な検討を経た後、2007（平成 19）年度に新しい共通教育プログラムを実施する組織として「共通教育機構」を設置した。「共通教育機構」は全学的な協力体制の下で共通教育の実施・運営に責任を有しながらも、各学部との組織的な連携を可能とし、各学部や教務センターと連携を取りながら独自に運営される「共通教育運営委員会（以下「運営委員会」という。）」（資料 79 共通教育機構規則第 3 条）を設けている。運営委員会のメンバーは、各分野主任と各学部からの学部委員から構成され、さらに運

営委員会の下に分野主任のみで構成される運営小委員会（資料 79 共通教育機構規則第 8 条）も設けている。

運営委員会が取り扱う事項は、科目担当者の選定と非常勤講師の手配、科目担当者・教育内容・教育方法について各学部との調整、履修指導などの計画・実施、シラバス作成の方針、シラバスの点検、FD 活動としての学生による授業改善アンケート（資料 111）の実施・報告、成績評価の基準などについての調整など、共通教育プログラムの運営に関する多岐にわたる事項を管轄している。

共通教育機構を運営する中心メンバーは専任教員からなる分野主任である。分野主任は学部の代表ではなく、それぞれの分野における教育方針、授業内容、教員の配置、シラバス、授業評価などの調整や点検などを通じて、各分野の教育に責任を持つ。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

(1) 大学全体

a. 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化

専任教員の募集については、公募を原則とし、ホームページ（資料 135）に教員採用情報を掲載して募集を行っている。

専任教員の採用・昇格（以下「昇任」という。）に関する規程および手続きについては、学部ごとに教育職員選考規程および教育職員選考基準に規定している（資料 79 法学部教育職員選考規程・同選考基準、経済学部教育職員選考規程・同選考基準、経営学部教育職員選考規程・同選考基準、人文学部教育職員選考規程・同選考基準、総合リハビリテーション学部教育職員選考規程・同選考基準、栄養学部教育職員選考規程・同選考基準、薬学部教育職員選考規程・同選考基準・同選考内規）。

法科大学院の採用・昇任に関する規程および手続きについては、実務法科学研究科（法科大学院）教育職員規程（資料 79）に規定している。

任期付教員の採用・再任に関する規程および手続きについては、任期付教員任用規程（資料 79）、任期付教員任用規程運用細則（資料 79）および任期付教員再任要項（資料 79）に規定している。

b. 規程等に従った適切な教員人事

専任教員の採用又は昇任については、学部ごとの教育職員選考規程に基づき、数名の教授会構成員による選考委員会を組織し、審査を行っている。選考委員会は、学部ごとの教育職員選考基準に基づき、候補者について適否を審査し、教授会に選考結果を報告する。教授会は、選考委員会からの報告のあった候補者について投票等により採用又は昇任を決議している。各学部の専任教員の採用又は昇任の決定は、評議会の議を経て、理事長が行っている。

法科大学院の専任教員の採用又は昇任については、実務法学研究科委員会構成員による数名の選考委員会を組織し、審査を行っている。選考委員会は、選考基準に基づき、候補者について適否を審査し、同研究科委員会に選考結果を報告する。同研究科委員会は、選考委員会からの報告のあった候補者について

投票等により採用又は昇任を決議している。同研究科委員会の専任教員の採用又は昇任の決定は、大学院委員会の議を経て、理事長が行っている。

任期付教員の採用又は再任については、専任教員と同様に選考を行い、学部においては当該学部教授会の議を経て、学際教育機構においては学際教育機構運営委員会で審議のうえ、取組学部教授会の議を経て評議会において決定している。研究科においては、当該研究科委員会の議を経て大学院委員会において決定している。なお、任期付教員の再任については、再任を希望する任期付教員から所定の再任申請書が提出されることにより再任手続きが開始され、当該所属長が指名する3名以上5名以内で構成する再任審査委員会において業績評価の審査が行われる。任期付教員の採用又は再任の決定は、評議会又は大学院委員会の議を経て、理事長が行っている。

〈2〉 法学部

a. 教員選考手続における公募制の原則化、採用の可否についての公正手続の確保
法学部における新任教員の採用については、公募による手続きを原則として行っている。なお、科目の特性などから一部例外的に公募によらない採用手続きを行っている。

b. 欠員発生時の迅速な人員補充

法学部専任教員に欠員が生じた場合、とりわけ主要科目については可及的速やかに人員補充の手続きを行っている。この結果、定年退職や他大学への転出等による欠員が発生した場合であっても、授業科目については前年度と同様の科目を開講することが可能となっている。

c. 昇任規定に基づいた昇任の実施

法学部では法学部教育職員選考規程（資料79）に従い、厳格な要件の下、昇任人事を行っている。

〈11〉 法学研究科

法学研究科の教員組織は、法学部に所属する専任教員と法科大学院に所属する専任教員とから構成されている。大学院担当専任教員の募集に関しては、本学では、法科大学院を除いて、大学院のみを担当する専任教員を認めていない。法学部においては、法学研究科の要請をも考慮しつつ、法学部教育職員選考規程（資料79）に基づき専任教員の募集・採用を行っている。

法学部担当教員及び法科大学院担当教員を法学研究科担当教員に任命するに際しては、「大学院法学研究科規則」（資料79 第1条の3）に基づき、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が審議決定する手続きが定められており、法学部及び法科大学院の教員が自動的に法学研究科教員となることはない。選考手続きの開始については、「専攻を同じくする本研究科担当教員の提案」あるいは「研究科長の提案」のいずれかによっている。

法学研究科担当教員の募集・採用・昇任等に関する規程及び手続については、学部担当教員募集・採用・昇任を前提としており、その上で、法学研究科の担当の決定については、研究科委員会において審議の上、適切に決定されている。

〈3〉 経済学部

教員の採用については、「経済学部教育職員選考規程」（資料79）に明示している。まず学部長の発議により、3名以上からなる選考委員会を組織する。募集は公募形式で行われ、選考委員会は書類選考により若干名に候補者を絞り、面接を行うなどして、候補者の適否を審査する。面接においては、候補者から提出されたシラバスをもとに、教育理念・目的との適合性や教育に対する熱意を判断している。その後、教授会において選考委員会の報告を受けて、出席者の3分の2以上の可をもって採用の決議を行う。

教員の昇任については、「経済学部教育職員選考基準」（資料79）で明示している。採用と同様に学部長の発議により、3名以上からなる選考委員会を組織し、教育業績や研究業績をもとに候補者の昇任の適否を審査する。その後、教授会において選考委員会の報告を受けて、3分の2以上の可をもって昇任の決議を行う。昇任年数、教育・研究経験年数、研究業績数の客観的数値については、「経済学部教育職員選考基準」で実質的に定まっている。

〈4〉 経営学部

新規採用については原則公募により人事選考プロセス（資料136）に従って採用をしている。

また、昇任も厳正な基準に則って行っている（資料79 経営学部教育職員選考規程、経営学部教育職員選考基準）。

〈12〉 経済学研究科

経済学研究科の募集・採用・昇任については、経済学部、経営学部と一体運営されているので、正式な手続きを経て民主的に行われている。

〈5〉 人文学部

人文学部内に採用人事調整委員会（資料137）を設置し、欠員が生じた場合の後任人事について所属領域、職階などの調整をはかっている。

専任教員の採用手続きについては、「人文学部教育職員選考規程」（資料79）、「人文学部教育職員選考基準」（資料79）、年度ごとに教授会で承認された「採用人事スケジュール」（資料138）に則って行われている。教員の募集は、いわゆる学外公募を原則とし、応募者について書類・面接・模擬授業などの業績審査を行って候補者を絞り込み、教授会で設置された審査委員会が精査した後、人事教授会に諮って構成員の投票にかけている。

専任教員の昇任については、「人文学部教育職員選考基準」（資料79）に則った「昇任内規」（資料139）によって行われている。これらの決定も採用人事の場合と同様、審査委員会による業績審査と評価および教授会構成員による投票、という手続きを踏んでいる。

任期付教員の採用については、「任期付教員任用規程」（資料79）に則り、原則として専任教員の採用と同じ手続きで行っている。再任については、「任期付教員再任要項」（資料79）及び「任期付教員の再任に関する人文学部手続きと日程について（内規）」（資料140）「任期付教員再任についての基準、手続き、必要書類等の細則（内規）」（資料141）に則って行われる。

その結果、人文学部の採用人事のルールはきわめて民主的であり、その基準・

手続きに関しても適切・妥当であり、優秀な専任教員が確保されている。また昇任人事については、自薦・他薦ともに可能であり、また基準も明確に数値化されているため、業績以外の要素で昇任が停滞するおそれはない。

〈13〉 人間文化学研究科

人間文化学研究科独自に専任教員の人事が行われることはなく、人文学部と人間文化学研究科は募集、採用、昇任について 100%連動し、一体運営されている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

現在、総合リハビリテーション学研究科は年次進行中のため、学部の専任教員の変更について、研究科を担当する専任教員は文部科学省大学設置分科会の教員審査を受けている。欠員が出た場合は、教授による選考委員会を発足し、人事教授会の承認を受けて、ホームページ（資料 135）で公募を行う。応募者を選考委員会で原則的に 2 名に絞って人事教授会でプレゼンテーションを行い投票で適任者を決定する。その後、大学の評議会で最終決定する。必要に応じ文部科学省の設置審の審査に提出する。

総合リハビリテーション学部規則に教授、准教授、講師、助教の基準を定めてあり、業績審査の基準としている。昇任についても上記に準ずるが、公募は、学内公募にしている。後の手続きは上記と同様である（資料 79 総合リハビリテーション学部規則）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科独自に専任教員の人事が行われることはなく、総合リハビリテーション学部と総合リハビリテーション学は募集、採用、昇任について 100%連動し、一体運営されている。

〈7〉 栄養学部

専任教員の募集・採用・昇任は栄養学部教育職員選考規程（資料 79）により行われている。年齢構成、教育・研究の専門性を重視した教員配置には問題点がある。講座制を敷いているため、講座の教員構成の変化が緩慢で閉塞状態になっており、場合によっては特別の判断が必要とされる。

〈15〉 栄養学研究科

栄養学研究科の専任教員は、栄養学部の教員と兼担であり、学部の募集、採用、昇任の規定にしたがって配置されている。基本的には栄養学部教員のうち准教授以上は博士の学位を有する教員組織から構成されている。

〈8〉 薬学部

専任教員の採用及び昇任に関しては、本学で定める薬学部教育職員選考規程（資料 79）及び薬学部教育職員選考基準（資料 79）に沿って行っている。

募集方法については、学内公募、推薦、学外公募、学内外を問わない公募の 4 種類がある。案件により、適切な方法を選んでいる。

採用については、応募者の教育研究に関するプレゼンテーションを行い、教育経歴・研究経歴・社会貢献等についての業績および今後の教育研究に対する抱負などを述べる場を設け、それをもとに採用選考委員会で審議し可否を決定している。

昇任については、自薦・他薦を含め、教育・研究・社会貢献などの業績を記した申請書を審査委員会で審議し、最終的には当該職階以上の構成員から成る選考委員会で可否を決定する。選考委員会では①教育業績、②研究業績、③学部運営への貢献、④社会（地域）貢献、⑤人格（見識）の5つの基準をもとに、総合的に判断している。

〈16〉 薬学研究科

薬学研究科専任教員は、薬学部専任教員で組織されていることから、その採用及び昇任に関しては、薬学部の項で述べた本学で定める薬学部教育職員選考規程（資料79）および薬学部教育職員選考基準（資料79）に沿って行っている。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科は、栄養学研究科と薬学研究科の専任教員から構成されているため、教員の採用・昇任はそれぞれの研究科の規定および手続きにより個別に行われている。

〈9〉 学際教育機構

学際教育機構に所属する専任教員は、全員が任期付教員である。任期制教員は、昇任制度が設けておらず、契約期間中の昇任人事は行われていない。非常勤講師の募集、採用については、学部教授会と同様に、学際教育機構運営委員会において審議の上、適切に処理している。

〈10〉 共通教育機構

共通教育機構に所属する専任教員がいないことから、学部教授会における採用・昇任などの人事は存在しないが、非常勤講師の募集・採用については、学部教授会と同様に、運営委員会において審議の上、適切に処理している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉 大学全体

a. 教育開発センターのFD部会を中心としたFD推進組織

本学の組織的FD活動の歴史は古い。全学的FD活動としては、2001（平成13）年7月に第1回FD講演会が「現在の大学改革 — いま、なぜ教育改革か」と題して開催された（資料142 p.1-38）。その後、2008（平成20）年度までの8年間に、16回のFD・SD講演会と8回のFD・SDワークショップが開催された。また、2002（平成14）年10月に正式に全学FD委員会が発足した（2007（平成19）年以降FD・SD委員会と改称）。

2009（平成20）年4月に教育開発センター（資料79 教育開発センター規則）が発足し、本学の全学的・組織的FDを推進する組織として教育開発センターのもとにFD部会が設置された。

本学の全学レベルおよび学部レベルのFD活動のための経費は、教育開発センターに集中的に配当されている。このFD経費は、2010（平成22）年度以降、学部のみでなく共通教育機構のFD活動にも使用できるようになった。これにより、共通教育プログラム中の語学科目や日本語教育科目など、本学の専任教員のコーディネータと非常勤講師との連携で行われている授業科目の担当者

が、授業内容の標準化や全体のスキルアップを目指して行っている取り組みに対して財政支援ができるようになった。

b. 全学レベルでの FD

本学の全学レベルの FD は、教育開発センターの FD 部会が中心となって推進している。全学レベルの FD 活動の大枠は下表のとおりである。

FD プログラムの種類／名称	活動の目標
新任教員オリエンテーション	本学の教育と FD 活動の概要を理解し、教育開発センターの役割について理解する
FD ワークショップ（年 1 回）	教育改善に関する喫緊のテーマを選んで実施し、実習などをおして理解を深める
授業公開	教員間で相互に授業を公開することで授業のスキルの向上を図る
FD 講演会（年 2～3 回）	教育改善に関する喫緊のテーマを選んで実施
学生と FD 委員との懇談会	本学の教育に関し、学生の意見・提案を聴き、改善につなげる
新任教職員と FD 委員との懇談会	新任の教員・職員と FD 部会委員との意見交換会

また、教育開発センターの発足に伴い、従来は自己点検・評価制度委員会が実施していた本学の学生による授業改善アンケートの実施と報告書（資料 111）の作成を、2009（平成 21）年度以降は教育開発センターの FD 部会が行う体制に変更した。

本学の FD 活動の推進拠点となる教育開発センターの FD 部会（およびその前身である FD・SD 委員会、FD 委員会）は、2002（平成 14）年に最初に FD 委員会が発足した当時から、教育活動の主体である教員と、教育活動を支える事務職員が一体となって推進するという理念に基づき運営されている（資料 143）。

また、2009（平成 21）年度に FD 部会で本学の FD を「本学の教育にかかわるすべての組織及びその構成員が、大学憲章にもとづく教育目標の達成を目指して行う、教育の質向上のための組織的で継続的な取組み」と定義した。これにより、職員や学生など大学の構成員全員が FD 活動の主体となること、個々の教員の授業スキルというマイクロレベルから、各学部の執行部が行うカリキュラム改革や、大学のガバナンスの責任者による教育上の中長期計画の策定などのミドルレベルおよびマクロレベルに至るまでの広範な活動を本学の FD 活動として実施することが可能となった（資料 144）。

c. 学部レベルでの組織的 FD 活動

学部ごとに内容は様々であり、詳細は各組織の「教員の資質向上の取組」の項で記述する。2009（平成 21）年度 1 年間の学部レベルでの FD 活動の概要については「教育開発センタージャーナル 創刊号」（資料 145 p. 85-87）に要約を記載している。

d. 教員の教育研究活動等の評価

大学として教員の教育研究活動の評価は行っていない。2004（平成16）年から2007（平成19）年頃に、総合企画会議のもとに設けられたいくつかのプロジェクトにおいて、教員評価制度および事務職員評価制度の導入についても検討が行われた。中でも、教員評価制度に関しては人事政策総合プロジェクトから人事制度改革答申書が2006（平成18）年10月に総合企画会議に提出された。しかし、教員評価制度の大学全体としての導入は凍結となったままである。

教員の教育研究活動の評価は、各学部・研究科に委ねている。学生による授業改善アンケートなどの活用例として「優秀教育賞」のようなものは実施していない。一部の学部（薬学部）では、全教員に対し、①教育に関する自己点検評価報告書、②研究に関する自己点検評価報告書、の2つの提出を義務化している。各学部においては、教育職員選考規程および選考基準を定めており、これらが本学における実質上の教育研究上の評価基準である。

e. 海外研究員制度

本学の海外研究員制度は、「教授能力の向上及び研究の推進または学術の国際的交流に資する」ことを目的に1977（昭和52）年に創設された。長期（滞在期間1年間）、短期（滞在期間3か月以内）、特別という3種類があり、いずれも、旅費、滞在費等の所要経費が支給（長期の場合は最長2年まで）される（資料79 海外研究員規程、海外研究員規程施行細則）。

〈2〉 法学部

a. 学生による授業改善アンケートの実施

法学部では年に2回、学生による授業改善アンケート（資料111）を実施して、授業内容の改善を図っている。アンケートの質問項目についても定期的に検証を行っており、2010（平成22）年度前期においては授業改善により直結するように大幅に質問項目を変更した。

b. 他大学・地域との交流を含めた教育・研究イベントの実施

法学部は、各専任教員の専門分野を生かした形で年間多数の法律討論会、シンポジウム、あるいは講演会が開催され、その多くが一般住民にも公開されている。また、法律討論会などのイベントへの他大学からの学生参加に伴い、他大学の引率教員や出題担当・審査担当教員との交流が行われている。これらのイベントを一般公開することによって、専任教員の目的意識や取り組みが他大学や一般市民にも明確に示され、その評価を「感想アンケート」などの形でフィードバックすることにより、以後の教育研究に生かされている。

c. FDによる一体的な目的意識の共有

FD活動については、全学的な活動のほか、法学部独自のものとして、学生との懇談会および教員間のFD意見交換会を開催している。FD活動の具体例としては、意見交換会を通して初年時教育の重要性が議論され、1年次配当の「基礎演習」の教育内容に反映された事例などが挙げられよう。

d. 積極的な在外研究などの支援

在外研究は、各教員の専攻分野についての比較法的な研究を深めるのみなら

ず、異国の文化・宗教・生活などの実際を体験し、わが国の研究状況や教育事情を外国と対比して考える上で非常に貴重な経験である。このような経験は、海外渡航経験の少ない学生に伝えることによって、学生に国際的な視点や関心を惹起せしめるに非常に有効である。このような視点から、本学部では毎年、定期的・継続的に教員を派遣して在外研究を経験させており、予算措置はもちろん、不在中の教育の保管など、学部をあげてこれをサポートすることになっている。

〈11〉 法学研究科

本学では、海外研究員規程（資料 79）、国内研究員規程（資料 79）に基づき「海外研究員制度」「国内研究員制度」を導入している。海外研究員については長期、短期、特別の三種があり、原則 1 年間、3 か月、国内研究員は 1 年を上限として研修の機会がひらかれている。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

担当教員の教育研究活動の評価と FD については、学部所属専任教員については学部に、法科大学院所属専任教員については法科大学院の一般的な教育研究活動の評価と FD に委ねられており、法学研究科では独自の方策を採用していない。

〈3〉 経済学部

FD 懇談会や前期と後期の年 2 回の学生による授業改善アンケート（資料 111）を実施して、専任教員の資質を向上させるように努めている。学生による授業改善アンケート結果は授業科目ごとに集計され、個々の教員に渡されている。

〈4〉 経営学部

教員（特に入門演習担当者）が意見交換をする掲示板を設けている。また、専任教員に対して次のような FD 活動を行っている。

- a. 学生による授業改善アンケート
- b. 学生と教員による懇談会

〈12〉 経済学研究科

経済学研究科は、FD 研修については経済学部、経営学部と一体運営されている。

〈5〉 人文学部

全学的には教育開発センターが「FD部会」を設置し、教員への啓発を行っているが、人文学部内では全学のFD研修とは別に、FD部会委員及び教務委員が、大学憲章「期待する教育職員像」（資料86）の内容に沿ったFD研修の企画を立て、年3回程程度の講演会および年1回の研修合宿を実施している（資料146）。

特に研修合宿ではワークショップスタイルを取り入れ、教育活動や教育評価にかかわる専任教員間のコミュニケーションの円滑化や問題意識の共有、合意事項の確認などにきわめて重要な役割を果たしている。

また、長期、短期、特別の海外研修の機会が設けられている（資料 147）。

〈13〉 人間文化学研究科

人文学部と人間文化学研究科は、FD 研修について 100%連動し、一体運営されている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

大学、学部の FD 委員会による研修会が開催されている（資料 148）。また、毎セメスター終了時には学生による授業改善アンケートが行われ、その結果が教員にフィードバックされている。アンケートにコメントが記載されている場合は、教員がメッセージを記すことになっている。これらのアンケート、メッセージは公開されている（資料 111）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学部と総合リハビリテーション学研究科は、FD 研修について 100%連動し、一体運営されている。

〈7〉 栄養学部

学生による授業改善アンケート調査（講義及び実験・実習）を精査して教育改善と教員の資質の向上を図っている。国家試験対策の一環として学内試験問題の質的向上のため問題作成検討委員会を設けている。

また、学内試験問題を国家試験の問題に近づけるため、業者模試も導入した。栄養学分野の著名な国内外研究者を招請して教育・研究の活性化と教員の資質の向上を図っている。教育改善策の一環として FD 講演会を行っている。

学生との話し合いの場を設けて教育の改善を図っている。

〈15〉 栄養学研究科

a. 各教員の専門分野における研究活動を活性化し推進すべく「食品薬品総合科学研究科 ライフサイエンス産学連携研究センター」を設置し、文部科学省より助成金を得ている。栄養学研究科専任教員は、全員、食品薬品総合科学研究科の教員を兼務しているので、博士課程での活動を通じて研究活動を活性化する道が開かれている。

b. 教員の研究・教育活動等の評価の実施や FD の実施状況と有効性についての検討：現在、栄養学研究科は学生数が定員を満たしていない。したがってしばらくの間は栄養学部における評価の実施や FD 活動をもってこれに当てることとする。

〈8〉 薬学部

教育内容、教育方法、教育の成果などについての自己評価・自己点検は、毎年実施している「神戸学院大学薬学部自己点検評価報告書」（資料 319）の中に盛り込まれている。

教育に関する学生の意見聴取は「学生による授業改善アンケート」という形で 10 年前から継続的に行い、アンケート結果を教員本人にフィードバックしてきた。また、2008（平成 20）年度からは e-learning システムを利用して自宅のパソコンからアンケート結果を回答・閲覧できる方式に変更した。学生が記載した記述式の内容は担当教員にのみフィードバックする方式から全教員に公開する方式に変更して公開性を高め、さらに、毎年発行する「神戸学院大学薬学部自己点検評価報告書」の中に可能な範囲で対応策を記載することにした。

一方で、時代に即応した医療人教育を推進するため、薬学部独自に教員の資質向上を図っている。2009（平成 21）年度に、薬学部 FD 委員会と教育改善委員会による「薬学部教育の問題点」の抽出を全教員対象に 6 回行い、教員間で薬学教

育の問題点の共有化を図った。2010（平成 22）年には薬学部内セミナーを実施することにした。実務家教員の発表をもとに、実務家教員とそれ以外の教員の医療人教育に対する共通認識と互いの資質向上を図っている。

また、全国薬学教育者ワークショップ近畿大会に、講師以上の教員全てが参加を終えており、現在は助教や実験助手の教員が参加している。このワークショップにおいてはタスクフォースとしてこれまでに数人の教員が参加し、運営に協力している。

〈16〉 薬学研究科

薬学部と薬学研究科は、FD 研修について 100%連動し、一体運営されている。

なお、薬学部 6 年制への移行に伴い、本研究科は 2010（平成 22）年度より募集を停止している。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

教員の教育・研究活動等の評価は実施されていないが、栄養学部では毎年纏められる研究業績報告書（資料 149）により各教員の研究実績が開示されている一方、年間に数回 関連分野の研究者を招聘し、学術講演会（資料 150）を開催して教員の研究活動を支援している。さらに自由参加の食品薬品総合科学研究科教員からなるライフサイエンス産学連携研究センターの活動の一環として、年間 2 回（秋と春）の研究発表会（資料 151）を開催し、毎回 著名な研究者による特別講演会も設けられている。FD は実施されているが、目下のところ実効が定かでない。

〈9〉 学際教育機構

学部の FD 活動と同様に学際教育機構においても、ユニットごとに研修会・研究会を開催し、教育内容や方法の向上に努めている。

〈10〉 共通教育機構

学部の FD 活動と同様に共通教育機構においても、複数の担当者による分担の形態を採用する科目では、分野主任の下に研修会・研究会（資料 152）を開催し、教育内容や方法の向上に努めている。機構として学生による授業改善アンケートを実施し、検証の結果を報告書（資料 111）として作成し公開している。教員は報告書を基に担当する授業の改善に役立っている。

2. 点検・評価

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

教員に求める能力・資質等の明確化は、大学憲章（資料 86）に「期待する教育職員像」を示し、FD の推進に効果が上がっている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

専任教員としての資質には問題がなく、学部教員を基礎として修士課程が設立され、医療リハビリテーション学の博士後期課程の設立申請を行っている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈6〉 総合リハビリテーション学部

大学憲章（資料 86）の理念・目的の重要性、認識度に欠けるので意識改革をめぐす必要がある。また、機会のあるたびに理念・目的とディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの整合性および専任教員の資質についての検討方法を検討する。

各教員の資質には問題はないと考えられるが、大学の運営や学部・学科・専攻の運営に直接参加している教員と、その他の教員の間には、意識の差がある部分もあり、それを統合するものが大学憲章であるが、それを読み返す機会が少ない。

〈7〉 栄養学部

教育と研究のバランスが大きく教育に傾き過ぎている。研究の軽視はやがて教育の貧困化につながるので、両者のバランスを適正にする必要がある。

〈15〉 栄養学研究科

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化のため各部門における教育研究に係る責任の明確化を早急に行う必要がある。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

高度の専門職業人を養成するための能力・資質を明確に定めていない。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈11〉 法学研究科

法科大学院の設置により、その設置以前の大学院担当教員の多くは法科大学院の専任教員となったが、法科大学院の教育に支障のない限り法学研究科の教員として研究科に所属し、毎年、開講授業科目を研究科委員会において審議する際には、当該科目の授業科目の担当教員を学部所属教員か法科大学院所属教員かを問わず、教育編成方針に沿った教員組織を整備し、授業科目と担当教員の適合性・適正配置を決定している。

〈4〉 経営学部

主要科目については専任教員で対応するので学生に対するきめ細やかな対応ができています。また、教員としてネイティブスピーカーの整備も行っているため経営学主催の夏期海外研修への参加が促されている。

〈13〉 人間文化科学研究科

両学科の教員配置は2008（平成20）年度以降、人文学科から人間心理学科に定員を移行させるなど適正化されつつある（大学基礎データ 表2）。

2006（平成 18）年度以降、任期付教員の採用により、教員一人当たりの学生数を少なくするとともに、教員の年齢構成がバランスのとれたものになりつつある（資料 133）。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教員間の意思疎通が図れている。また、拡大教授会では、教授から助教までの全員が参加して、自由な意見の交換が可能である。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

教員間の意思疎通が図れている。また、研究科委員会は拡大教授会の後に開催され、教授から助教までの全員が参加して、情報を共有すると共に、自由な意見の交換が行われている。

〈7〉 栄養学部

1～3年次には、それぞれ2名のクラス担任を配置してきめ細かい教育指導をしている。4年次は各研究室に均等割で配属し、卒業研究指導、就職相談、国家試験対策等を行っている。将来的に管理栄養士、臨床検査技師として活躍した教員の積極的な採用が必要であり、その点を検討している。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 各部門に修士課程の学生を指導できる教員を概ね2名配置している。
- b. 学生を指導しうる教員はすべて博士の学位を有している。

〈9〉 学際教育機構

任期付教員の専門性と教育能力が高く、また非常勤講師が実学教育を目指す学際教育機構の教育目標と一致しているため効果をあげている。

〈10〉 共通教育機構

全学的な協力体制の下に共通教育プログラムを立ち上げたことにより、ともすれば専門教育に拘泥しがちだった専任教員の視野のなかに教養教育に対する関心を喚起することができている（資料153）。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

教科目担当専任教員の手薄さ；主要科目担当専任教員の過多基礎専門教育科目において可能な限りの少人数教育を目標としているため、同一科目に対し複数クラスを開講する必要がある。

〈11〉 法学研究科

法学部の国際関係法学科が廃止となり、法律学科一学科に組織改編されたこと、および国際関係担当教員の退職により、国際政治分野の専任教員が減少していることが考慮事項となっている。

〈3〉 経済学部

専任教員の年齢構成のバランスを是正する必要がある。61歳以上の教員比率が34.4%であり、40歳以下の教員比率が20.7%と低い。定年が70歳であり、若手教員の方が他大学等への移籍が相対的に容易であることが主な原因である。年齢構成が歪にならないように人事策を進めている（資料133）。

〈12〉 経済学研究科

分野間の連携が不十分であり、民間企業や研究所・官僚出身者・経験者の確保が必要であることが挙げられる。

(5) 人文学部

現状、人文学部 50 名のうち 12 名枠を任期付教員とするよう求められている。したがって、教育以外の学内事務が専任教員に偏り、負担となっていること。

(6) 総合リハビリテーション学部

大学の会議の内容のうち、各学部へ伝達すべき内容か否かについての判断が、委員個人に任されており、場合によっては必要な情報が伝わっていないようなことも考えられる。

(7) 栄養学部

年齢構成、専攻分野、男女参画等に配慮した教員組織に改組する必要がある。部門制導入により担当教授が責任を持って運営し、栄養学部の発展に結びつく様な人材を育成する。

教員要件だけでなく担当科目（専攻分野）に合致した学術論文を作成する努力が求められる。部門制導入により担当教授が責任を持って運営し、担当分野に相応しい教育・研究のできる人材を育成する。

(15) 栄養学研究科

- a. 教員の研究活動を活発化させる。
- b. 教員の社会活動を増やす。
- c. 実務教員を充実させる。

(9) 学際教育機構

学際教育機構には機構所属の専任教員がいないことより、中期的、長期的な運営指針が立たず、不安材料となっている。また、兼任教員は、各学部の年度ごとのカリキュラムの都合が優先され、また持ちコマ数の制限などから、年々、担当者が減っており、学際教育機構の運営に支障をきたしかねない状況にある。

(10) 共通教育機構

共通教育機構には機構所属の専任教員がいないことより、統括的な運営にスムーズさを欠くことがある。また、多数の非常勤講師を擁するリテラシー科目群の科目によっては専任教員がいないため、過重になりがちな分野主任の負担を軽減するよう組織整備を行う。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(3) 経済学部

教員の募集・採用・昇任の基準は明確に定められており、適切に運用されていると考える。また教員の募集は 10 年以上前から、すべて公募の形式で行われている。多い場合には 60 倍を超える応募者があり、適切な質の高い教員が採用されている。

〈4〉 経営学部

原則公募を行っているので、広く人材を求められ、経営学部に対応しい教員人事ができています。また、女性教員の構成比率が2004（平成16）年度の11%から2010（平成22）年度の26%へ上昇している（資料154）。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

募集・採用・昇任に関する規則を制定することによって、欠員補充や昇任については、適正な公募、選定システムが整備されている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

欠員補充については、学部を基本として、研究科として必要な条件があれば、それを加えて、適正な公募、選定システムが整備されている。現在、年次進行中であるので、採用の候補者は文部科学省の教員審査を受けている。

〈15〉 栄養学研究科

学部人事において、厚生労働省の指摘に従って幅広い専攻分野の教員を採用している。

〈8〉 薬学部

殆どの教員が、「大学憲章」（資料86）に謳った教育職員像を目指して努力し、教育理念を達成すべく高い見識と指導能力をもって教育・研究にあたっている。

また、教員の採用は的確に行われ、教員人数・教員一人当たりの学生数について問題はないと考えている。

教員の採用、昇任については各種募集方法を使い分けているので、適切な人材を得ることができている。

教員の採用に当たっては、研究業績のみに偏ることなく教育上の指導能力等も十分にチェックできる選考を行う必要があり、その為にプレゼンテーション、質疑応答等を実施しているため、適切な選考が行われていると考えている。

また、昇任については、5つの基準（①教育業績、②研究業績、③学部運営への貢献、④社会（地域）貢献、⑤人格（見識））についてバランスのとれた人物あることを必要条件としているので、偏りのない人物が選任されていると考えられる。

〈16〉 薬学研究科

学部同様、薬学研究科においても殆どの教員が、「大学憲章」に謳った教育職員像を目指して努力し、教育理念を達成すべく高い見識と指導能力をもって教育・研究にあたっている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

欠員発生時の代替教員確保

本報告書の該当期間において、現実として、公募を行ったが、当学部が希望する応募が存在しなかった事例が現実に存在する（2007（平成19）年度の民法教員

の募集)。昨今、法科大学院の乱立により、非常に偏りがあるものの人員確保が困難な分野・領域が存在している。特に、教授採用人事の難しさが顕著である。

〈12〉 経済学研究科

学生や地域社会のニーズを積極的に取り入れる努力が不足していることが挙げられる。

〈5〉 人文学部

前任者の専攻分野の継承を配慮しつつ、変化する時代に対して柔軟に対応できるような採用人事を行うために採用人事調整委員会(資料 137)の役割は重い、設置して日が浅いため、運用方法などまだ十分に成熟していない。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

定年退職教員の補充について学部で検討しており、学科専攻単体の観点から検討される方向性とは異なった方向性が提示される場合がある。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

定年退職教員の補充について学部で検討している。2012(平成 24)年 3 月より定年となる教員(教授)が出てくる。その補充方法として、最初の教員の補充は教授を外部から募集したが、今後、定年となる教員に関しては、外部から教授を公募するのが良いか、内部からの昇任を行って、募集は助教から准教授までの者を公募するのが良いかについては、検討する必要がある。

〈15〉 栄養学研究科

年齢構成や業績に関して、適正な判断基準により採用・昇任を可能とする基準を構築すべきである。

〈8〉 薬学部

専任教員の年齢構成が全般的に高年齢化しており、ここ数年で定年を迎える教員も多い。任期付教員の採用を行っているが、将来を見据えた更なる人員の補充を行っていき、年齢構成も是正していくようにしている。

教員採用人事の場合、応募者に対して予備知識がない場合、短時間のプレゼンテーション、質疑応答のみでは判断が難しい点がある。推薦状等で担保をとることも考えられる。

また専任教員といえども、上位の職階や外部の教育機関から適切な教育・研修を受けなければ、スキルやモチベーションの向上や人格の陶冶は望めない(このことは、昇任が難しいことを意味する)が、このシステムを早急に構築する必要があると考えられる。

〈16〉 薬学研究科

学部同様に、研究科専任教員の年齢構成が全般的に高年齢化しており、ここ数年で定年を迎える教員も多い。新薬学研究科の設立準備と相まって、将来を見据えた人員の補充と年齢構成の是正が必要である。

なお、薬学部 6 年制への移行に伴い、本研究科は 2010(平成 22)年度より募集を停止している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

e. 海外研究員制度

短期・長期・特別という3種類の海外研究員制度（資料79 海外研究員規程）を利用して、例年全学で10～20人程度が、海外での長期・短期の留学や海外での学会発表などを行っている。本制度は、教授・研究能力の向上のほか、海外の研究者との交流にも貢献している。

〈2〉 法学部

学生による授業改善アンケート結果の反映

学生による授業改善アンケート（資料111）の結果を踏まえて各講義科目の担当教員が授業改善に積極的に取り組んでおり、多くの科目で、授業方法の工夫、成績評価の基準の明確化などの点で、改善が行われており、学生による授業改善アンケートを通じた様々な改善努力によって、学生による満足度は高まっているといえる。

〈4〉 経営学部

学生との懇談会で出た要望などを教授会で共有し活用している（資料155）。

〈13〉 人間文化科学研究科

研修合宿（資料146）ではワークショップスタイルを取り入れ、教育活動や教育評価にかかわる教員間のコミュニケーションの円滑化や問題意識の共有、合意事項の確認などにきわめて重要な役割を果たしている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

FD研修会は教育技術の向上に役立っている。また、毎 Semester 終了時に行われる学生による授業改善アンケート（資料111）の結果に対して学生にフィードバックすることにより、授業方法が改善されている。また、月1回の教授会の後には、教員が順番に各自の教育・研究に関する発表を行い、教員の教育内容・方法、研究テーマや考え方について情報交換を行っている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

複数回のFD研修会は教育技術の向上に役立っている。学生による授業改善アンケート（資料111）の結果に対して学生にフィードバックすることにより、授業方法が改善されている。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 一部の教員はライフサイエンス産学連携センターでの活動を通して、数十報の論文を作成した。
- b. FD活動は大学全体で定期的に行われている。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

研究上の資質を向上するために立ち上げられたライフサイエンス産学連携研究センターに原則として全教員が所属することとし、研究費を獲得するとともに、論文数のみならず内容面でも向上を目指す。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

a. 学生による授業改善アンケートの活用

学生による授業改善アンケートの実施率は年々向上しており、全学平均で64%（2009（平成21）年度前期・後期合計）に達している（資料156）。しかし、学生による授業改善アンケートの活用方法としては、一部の学部を除き、アンケートの結果を個々の教員が自発的に授業改善に役立てているにとどまっている。学生による授業改善アンケートを通して得られた学生の意見へのフィードバックも、一部の学部を除き、ほとんど実施されていない状況にある。

b. FD活動の実質化

本学で実施している全学レベルのFD活動に関しては、従来から「テーマが毎年変わり、継続性がない」（FDワークショップ）、「一貫したFD研修として提供してほしい」（FDセミナー）という意見が多かった（FD研修会終了後のアンケート調査による）。今後は、個々の教員や各学部のニーズにもっと密着したFD活動を、教育開発センターと各学部が担当分野を分担しながら、長期的な視野に立って実施していく必要がある。

FDの一環としての授業公開に関して、FD部会にて、「全学部の授業を原則として公開可能とし、公開できない（しない）科目があれば教育開発センターに申し出る」ことを全学部で申し合わせしたが、授業公開制度の利用は実質的には行われていない。

〈2〉法学部

適切な学生による授業改善アンケートの実施

学生による授業改善アンケートの結果に対する過度な関心は、学生に対する人気取りに堕しかねない危険性をはらんでおり、個々の教員による個別的な努力だけでは、学部全体の教育の質の向上には不十分である。今後は、教員の資質向上に役立つ学生による授業改善アンケートとはどのような内容で、どう実施されるべきについて継続的に議論するとともに、学生の質の変化や社会の変化に対応する教育方法の改善に向けた組織的な取り組みを強化する必要がある。

〈11〉法学研究科

法学研究科における独自のFDを行っておらず、一般的な議論にとどまっている。

〈4〉経営学部

教員相互のFace to faceによるより一層の情報交換による資質の向上も必要である。

〈5〉人文学部

FD研修に参加する教員の熱意に差があること。またFD研修での知見を授業の改善に結びつけるシステムが十分ではなく、個々の教員の努力に任せられていること。

〈13〉人間文化学研究科

FDに参加する教員の熱意に差がある。またFD研修での知見を授業の改善に結び

つけるシステムが十分ではなく、個々の教員の努力に任せられている。

サバティカル制度の導入など、長期の研修が多くの教員に保障されていない。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

公開されている学生による授業改善アンケートを必ずしも全員の教員が参考にするとは限らない。さらに、アンケートの内容が授業の内容に適していない場合があり、適切な内容の学生からのコメントが得られるようになるよう、検討が必要であるが、学生による授業改善アンケートの自由記載欄に、無責任な記載が行われたことがあり、そのようなことを書く学生に対して、アンケート用紙に適正なコメントを書くことを勧めるための方法が見つかっていない。

このようなアンケートの集積方法が行われているが、学生による授業改善アンケートは授業終了時に実施し、その結果は大学の教育開発センターで集約（学部発注）されてから約3か月後に各教員の手元に届く。このような時間差ができるために、タイムリーに学生の意見を当該授業に反映させることができない。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

公開されている学生による授業改善アンケートを参考にする教員が少ないほか、アンケートの内容が授業の内容に適していない場合があり、適切な内容になるよう、検討が必要である。講義などの内容は各教員に任されており、オムニバスの講義などは、内容に重複が見られる場合がある。また、教員の研究内容と学生の興味ある内容が一致しない場合がある。

〈15〉 栄養学研究科

大学全体の教員評価基準がない。教育、研究および大学の運営に関する活動に対する大学全体の評価制度が必要である。

〈8〉 薬学部

現行の自己点検評価方法では、各教員の点検内容に偏りがあることも事実であり、試験成績や学生による授業改善アンケートの結果などの客観的データを基に点検を行う体制は不十分である。また、前年度の点検結果を基に掲げた改善計画がどの程度実行されたかについての検証方法が課題となっている。

FD 予算は十分に確保できているが、全国薬学教育者ワークショップ大会への参加費や外部講師の謝金等に約3割程度が使われているに過ぎない。現状では、教育目標についての継続的なFD・SD活動に対する積極性・熱心さに教員間でバラツキが見られるため、参加を義務付けるようにしてきた。

〈16〉 薬学研究科

学部の当該項目で述べたように、現行の自己点検評価方法の不備をできるだけ少なくするとともに、公平な検証方法が課題となっている。また、教育目標についての継続的なFD・SD活動に対する積極性・熱心さに教員間でバラツキが見られる。

なお、薬学部6年制への移行に伴い、本研究科は2010（平成22）年度より募集を停止している。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

「期待する教育職員像」は8項目にわたり教員に求める能力や資質等の期待を示したものであり、FDの推進による教員に求める能力や資質等の期待をするだけでなく、新採用教員に研修を実施して、大学憲章などにより啓発するなど、期待する教育職員像をさらに発展させる。

(6) 総合リハビリテーション学部

社会リハビリテーション学研究科は2011(平成23)年度には完成年度になる。また、医療リハビリテーション学科に博士後期課程が設立されて、2014(平成26)年度になって完成年度になれば、現在とは異なった基準で教員を採用することとなる。そのときにも、例えば人数的にも安定した状態になることができるよう、現在から、定年に達する教員のリストを公開し、その時の昇任、あるいは、採用の方法を議論していく予定である。

また、各 Semester 開始前に行われるガイダンス時に学生、教員が参加する機会があるので、その時に、その学年に対応した教育理念、目標、ディプロマポリシー他を見直すことで、再認識を行う。

②改善すべき事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(6) 総合リハビリテーション学部

大学の運営や学部・学科・専攻の運営にかかわる議論を行うときに、大学憲章を参照してから議論する機会を増やす。

(7) 栄養学部

管理栄養士養成施設に合致した教員配置に適時改善する。本学部は、実践的職能教育であり、将来的に管理栄養士、臨床検査技師として活躍した教員の積極的な導入が必要で、その点を大学全体に働きかけ制度の改変を含め検討している。

(15) 栄養学研究科

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化について、各部門における教育研究に係る責任の明確化を早急に議論すべきである。具体的には、今後部門の責任者の決定、部門内の連絡体制の確立を行う。

(17) 食品薬品総合科学研究科

高度の専門職業人を養成するための能力・資質を明確に定めたのち、各教員の持つ高度の専門職業人を養成するための能力・資質を明確にして、不足している能力・資質を育成するよう指導、あるいは人材を補完する。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

記述事項なし

〈11〉 法学研究科

教育編成方針に沿った教員組織の整備および授業科目と担当教員の適合性・適正配置について、研究科委員会での検討時期を工夫することで検証性を高めることができる。

〈4〉 経営学部

主要科目を講義する専任教員の採用するに当たって、社会の変化に対応する教育を行うための専任教員組織を整備する。

〈13〉 人間文化学研究科

ここ数年中に、定年退職者が複数出る予定なので、その補充に際してさらに教員の組織構成を適正化するために努力する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

拡大教授会においては、オフィシャルなディスカッションが行われるが、少人数によるフリーディスカッションなども有効と考えられる。機会をみて各専任教員が自由に討論し、その結果を総務委員会や拡大教授会へ提案できるような仕組みを構築する。さらに、大学全体の会議の内容のうち、学部に関係する内容を要約するような仕組みを考えている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

今後とも研究科委員会を解放的な委員会とし、教授から助教までの広い範囲で議論ができるシステムを維持する。

〈7〉 栄養学部

将来的に管理栄養士、臨床検査技師として活躍した教員の積極的な導入が必要であり、将来の発展に関係してその点を検討している。

〈15〉 栄養学研究科

さらに効果をあげるための方策として、年齢構成と専攻分野を十分配慮し、将来の学部発展を視野に入れた適切な教員配置が必要であり、具体的には高度職業人教育を担う教員の充実を検討する。

〈9〉 学際教育機構

多くの学部専任教員や非常勤講師、客員教授が学際教育科目を担当することにより、学生には他学部の専任教員の授業を受講できるメリットが生まれているので、今後はそのメリットをさらに効果的にするため、きめ細かく履修指導していく。

〈10〉 共通教育機構

全学の教員が共通教育科目を担当することにより、学生には他学部の教員の授業を受講できるメリットが生まれているので、今後はそのメリットをさらに効果的にするため、きめ細かく履修指導していく。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

学生の質の変化およびそれに伴うカリキュラムの改編によって、これまでの科目ごとの専任教員枠を見直しすることが必要となっている。また、主要科目担当の専任教員について担当科目数の過多という状況がみられるため、教員配置の再検討が迫られている。

現在、学部内人事小委員会において、学生に対する教育の充実の観点から、教員枠の見直しを含めた適正な教員組織のあり方につき検証を行うこととし、学部教授会での具体的な提案に向けた準備を進めている。

〈11〉 法学研究科

国際政治関係教員の充足等を含めて、研究科委員会で積極的な検討の機会を設けることにより、本研究科の社会的ニーズを高めることになると思料する。

〈3〉 経済学部

改善のための方策については、新カリキュラムの実施に伴い企業経済コースのコア科目（企業経済論、中小企業論、企業ファイナンス論）について教員を2人採用することになっており、年齢構成のバランスを取るようにする。

〈12〉 経済学研究科

分野間の連携が十分行い、今後、民間企業や研究所・官僚出身者・経験者を確保することを考えていく。

〈5〉 人文学部

教育以外の学内業務の整理・見直しを行い、負担の軽減を行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

拡大教授会において、各委員会の議事内容を伝達する際に、内容をより詳細に伝達することとする。

〈7〉 栄養学部

2010（平成22）年度からは部門制を導入した。部門制により担当教授が責任を持って運営し、学部の発展に結びつく様な人材を育成する形となり、近未来的に教員制度は顕著に改善されると考えられる。

〈15〉 栄養学研究科

改善するための方策として、次の3点が考えられる。

- a. 研究科の目的として、栄養学について深い知識学識を授けると共にその研究能力を養うこととあるので、それを達成するために査読制度のある学術誌における教員の成果発表をさらに増加させていく。
- b. 研究科の目的として、高度職業人教育をあげているので、教員の社会活動をさらに増やして行くとともにヒトを対象とした研究を進めて行く。
- c. 大学院教育における担当科目内容の部門内での擦り合わせ、高度職業人教育実施に関する部門内での話し合いを行うとともに、必要な実務教員を採用する。

〈9〉 学際教育機構

学際教育機構の統括的な運営を担う機構所属のパーマネント専任教員の確保の必要性が急務である。全学的に検討する。

〈10〉 共通教育機構

共通教育機構の統括的な運営を担う機構所属の専任教員の確保の必要性について全学的に検討する。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

さらに効果を上げるために、専任教員の募集・採用・昇任の基準を今後も適切に運用していく。特に専任教員の採用については、今後も公募を行い、質の高い専任教員を確保する。

〈4〉 経営学部

教員の退職状況を踏まえつつ、現在の構成を維持する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

補充人事の専門分野は、各学科、専攻の教育課程を踏まえながら、学部、学科全体の教育課程を視野に入れた人事を実施することにする。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

今後とも、すべて公開された手順を踏むこととする。

〈15〉 栄養学研究科

さらに効果をあげるための方策として、厚生労働省の審査のみならず、長期的な視野に基づいた募集・採用基準、昇任基準を整備する。

〈8〉 薬学部

現行の教員採用システムは効果的に機能していると思われるが、将来は学内外を問わない幅広い公募を行うことが望ましいと考える。すなわち人材の出入りを盛んにすべきであるが、現実的には中堅私立大学では、出ることは難しい。そのため、昇任人事が多くなり、採用人事とどう調和をとるかが課題である。ただし、公募制の場合には、応募者に対して予備知識がない場合、短時間のプレゼンテーション、質疑応答のみでは判断が難しい点がある。この場合には推薦状等で担保をとることも考えられる。

〈16〉 薬学研究科

現行の教員採用システムは効果的に機能していると思われるが、将来は学内外を問わない幅広い公募を行うことが望ましいと考える。ただし、公募制の場合には、応募者に対して予備知識がない場合、短時間のプレゼンテーション、質疑応答のみでは判断が難しい点がある。この場合には推薦状等で担保をとることも考えられる。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

欠員が発生する事態に直面した場合、公募制だけに頼っているのでは、迅速な専任教員補充ができない場合もありうる。したがって、例外的には公募制以外の方法もとらざるを得ないが、どのような場合が例外事案に該当し公募制を採らずに選考を行えるのか、あるいは行うことが可能としてどういう手続にすべきか、など人事の透明性確保のため明確な基準を確立する必要がある。

次に、欠員が発生し早期の人員確保が実現されなかった場合において、当該欠員担当分野が学生にとって重要な科目である場合、どのように当該科目の確実な開講を確保するか、を事前に準備しておく必要がある。

〈12〉 経済学研究科

学生や地域社会のニーズを積極的に取り入れる努力を行うべく、議論と検討を行う。

〈5〉 人文学部

採用人事調整委員会の運用を整備していく。

〈9〉 総合リハビリテーション学部

定年教員の補充については予め補充計画を立てておく。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

昇任の規準は公募に準ずるが、具体的な昇格規準を設定し、2011(平成23)年度より運用する。

〈15〉 栄養学研究科

採用・昇任に関して適正な基準を構築するために、大学全体の職階別の教員評価基準を作り、栄養学研究科の教育を担当するに相応しい人材を学内外から確保するため、教員の募集・採用・昇任の基準を策定する。

〈8〉 薬学部

専任教員の年齢構成が全般的に高年齢化しており、ここ数年で定年を迎える教員も多い。任期制教職員の採用を行っているが、将来を見据えた更なる人員の補充を行っていき、年齢構成も是正していくようにしている。

〈16〉 薬学研究科

学部同様に、研究科専任教員の年齢構成が全般的に高年齢化しており、ここ数年で定年を迎える教員も多い。新薬学研究科の設立準備と相まって、将来を見据えた人員の補充と年齢構成の是正が進行中である。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

e. 海外研究員制度

海外研究員制度は、長期、短期、特別という3種類がそれぞれに本学に定着した。長期海外研究員制度は若手・中堅の育成に成果を上げ、短期海外研究員制度は資料収集や学会発表のために活用されている。長期海外研究員として海外留学中の教員の担当業務を、学部内の他の専任教員が肩代わりする体制も広

く定着している。今後は、専任教員の研究上の国際的視野を広げ、それがひいては教育にも波及効果を及ぼしている本制度が、今まで以上に有効に活用されるように、運用上のいくつかの問題（為替レートの関係で海外生活に必要な諸経費の一部が自己負担となるケースへの対応など）につき対策を検討する。

〈2〉 法学部

2010（平成 22）年度に法学部では学生による授業改善アンケートの質問項目を大幅に修正した。今後も、授業改善により反映しやすくなるアンケートとなるために修正をしていく予定である。

〈4〉 経営学部

学生からの意見を参考にして必要なものは講義で積極的に取り入れる。

〈13〉 人間文化科学研究科

FD研修により多くの教員が参加できるよう、テーマの設定や日程調整などにさらに努力する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

FD研修会のテーマは、各専門領域における教授法に関するものだけでなく、教授法、現代の学生の状況に応じた教育のモチベーションを高めるような内容とする（資料 148）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

新たに講義に取り入れることとした内容についても、FD研修会などを開催する。

〈15〉 栄養学研究科

FDの実施状況と有効性について、さらに効果をあげるための方策として、継続的にFD活動を続けて行く。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

研究上の資質を向上するために立ち上げられたライフサイエンス産学連携研究センターに原則として全教員が所属することとし、研究費を獲得するとともに、論文数のみならず内容面でも向上を目指す。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

a. 学生による授業改善アンケートの活用

2010（平成 22）年度中を目途に、教育開発センターのFD部会で、学生による授業改善アンケートの更なる活用方法を検討し、実施に移していく。科目担当教員による学生の意見・要望へフィードバックを全学部で実施する方向で検討する。また、アンケートの集計結果を教員個人にフィードバックするだけでなく、データの組織的活用（学部単位での4～5年間の経年変化分析の実施を通じた問題点の発見など）の方向で検討を進める。分析を通して判明する問題点には、それらの改善のためのFDプログラムの内容や頻度を検討して実施することで対処する。

b. FD活動の実質化

2010（平成 22）年度中を目途に、教育開発センターのFD部会で、一貫性

のある体系化された FD プログラム群を、学部教員のニーズを踏まえながら、継続的に提供できる体制を整える。現時点では、学内教員が講師となって開催することのできる FD プログラムは極めて少数かと思われるが、3~4 年の間に、FD 活動の多くを外部依存せずに実施できる体制へと時間を掛けて移行していく予定である。

〈2〉 法学部

学生による授業改善アンケートの適切な実施については FD 活動の中で継続的に議論を行っていく。

〈11〉 法学研究科

研究科委員会構成員の教育技術の向上を図るための具体的方策についてその内容を含めて積極的に委員会等で検討していく。

〈4〉 経営学部

同時に教員相互が顔を合わせる機会をもっと増やす。

〈5〉 人文学部

教員間での意見交換をとおして、模範となる授業実践例を共有し、学部全体としての FD 意識と授業の向上をめざす。

サバティカル制度については実施に向けて全学的に検討に入ることが望まれる。

〈13〉 人間文化学研究科

模範となる授業の実践例を共有したり、教員間での積極的な意見交換をとおして、教員間のコミュニケーションを向上させ、学部全体としての FD 意識と授業のスキルアップ、研究能力の向上をめざす。そのためには教員の能力の向上のためのサバティカルなど長期研修が多くの教員に保証されることが望まれる。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学生による授業改善アンケートをさらに実際に対応したものに改善していく。学内 e-learning システムを利用し、教育に関する学生の意見を集約する方法が薬学部で実施されており、本学部でもこのような方法を導入して、学生の意見をできるだけはやく授業に反映できないかその可能性について検討する必要がある。コメントに書かれた内容に対しては、早急に対応できるようにする。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

オムニバスの講義について、内容の重複や不足がないように、教員間での協議を行う。

〈15〉 栄養学研究科

教員の教育・研究活動の評価の実施について、改善するための方策の第一歩として大学全体の教員評価基準を早急に作る。

〈8〉 薬学部

研究活動や教育に関する問題点についての FD を月 1 回程度定期的に実施するようになる。

〈16〉 薬学研究科

大学院独自の FD 活動を導入する。

4. 根拠資料

- 資料 36 - 「学際教育機構パンフレット」
- 資料 51 - 「大学院履修要項 2010」
- 資料 79 - 「神戸学院大学任期付教員任用規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学学際教育機構規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学共通教育機構規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学教職課程・博物館学芸員課程運営委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院法学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学総合リハビリテーション学部規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学学位規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「栄養学部教育職員選考基準」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「薬学部教育職員選考基準」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学学際教育機構規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学共通教育機構規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学法学部教育職員選考規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「法学部教育職員選考基準」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学経済学部教育職員選考規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「経済学部教育職員選考基準」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学経営学部教育職員選考規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「経営学部教育職員選考基準」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学人文学部教育職員選考規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「人文学部教育職員選考基準」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学総合リハビリテーション学部教育職員選考規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学総合リハビリテーション学部教育職員選考基準」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学栄養学部教育職員選考規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学薬学部教育職員選考規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』

- 資料 79 - 「神戸学院大学薬学部教育職員選考内規」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学特別契約制助教任用規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学薬学部特別契約制助教再任規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院実務法学研究科（法科大学院）教育職員規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学任期付教員任用規程運用細則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学任期付教員再任要項」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学総合リハビリテーション学部規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学教育開発センター規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学海外研究員規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「海外研究員規程施行細則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学国内研究員規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 86 - 「神戸学院大学憲章」
- 資料 111 - 「『学生による授業改善アンケート』調査報告書 2009（平成 21）年度後期調査（第 20 回）」
- 資料 114 - 「食品薬品総合科学研究科課程博士審査手順フローチャート」
- 資料 128 - 「専任教員（助教以上）学内定員枠」
- 資料 129 - 「神戸学院大学公式ホームページ 『神戸学院大学とは』のページ」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/index.html>)
- 資料 130 - 「栄養士法施行令」
- 資料 131 - 「栄養士法施行規則」
- 資料 132 - 「管理栄養士学校指定規則」
- 資料 133 - 「専任教員年齢構成」『大学データ集（表 02）』
- 資料 134 - 「開設授業科目における専兼比率」『大学データ集（表 05）』
- 資料 135 - 「神戸学院大学公式ホームページ 『教職員採用』のページ」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/staff/index.html>)
- 資料 136 - 「人事選考プロセス（経営学部人事内規）」
- 資料 137 - 「採用人事調整委員会」についての資料（人文学部メンバーなど）」
- 資料 138 - 「2010 採用人事スケジュール（人文学部）」
- 資料 139 - 「昇任内規（人文学部）」
- 資料 140 - 「任期付教員の再任に関する人文学部手続きと日程について（人文学部内規）」
- 資料 141 - 「任期付教員再任についての基準、手続き、必要書類等の細則（人文学部内規）」
- 資料 142 - 「FD 推進のための教育プロジェクト活動報告書 2001（平成 13）年度」
- 資料 143 - 「FD 委員会規程（廃止規程）」
- 資料 144 - 「2010 FDC ニュースレターNo. 1」

- 資料 145－「教育開発センタージャーナル 創刊号」
- 資料 146－「人文学部 FD 講演会及び研修合宿についての資料」
- 資料 147－「長期、短期の海外研修についての資料」
- 資料 148－「FD 研修会の開催テーマ一覧」（総合リハビリテーション学部）
- 資料 149－「栄養学部論文集（目次抜粋）」
- 資料 150－「学術講演会プログラム」
- 資料 151－「ライフサイエンス第 8 回研究成果発表会プログラム」
- 資料 152－「FD 活動・出張報告書、2010（平成 22）年度中国語授業研修会」
- 資料 153－「共通教育機構導入プロジェクト最終報告書（抜粋）」
- 資料 154－「経営学部専任教員男女比」
- 資料 155－「学生と教員による懇談会報告（経営学部）」
- 資料 156－「大学経営評価指標 使命番号 2『教育機能の充実』 指標番号 12『授業評価の実施割合』」
- 資料 319－「神戸学院大学薬学部自己点検評価報告書」

IV. 教育内容・方法・成果

(一) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

(1) 大学全体

a. 学位授与方針の明示

2007（平成19）年3月に、大学改革推進プロジェクト内に設けられたキャンパス活性化ワーキンググループは、創設以来の建学の精神を時代の潮流の中で改めて問い直し、本学の未来への方向性を示す指針として本学の基本理念として「神戸学院大学憲章」（以下「大学憲章」という。）の制定を答申（資料108）した。この答申を受けて2007（平成19）年10月に「大学憲章」（資料86）が制定された。

「大学憲章」には、「①生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育、②生涯にわたり高い専門性を修得できる教育、③グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」として本学の全構成員が共有する教育基本理念として掲げた。「大学憲章」を、本学の全構成員に周知させるために、学生には「Student Diary」（資料25 神戸学院大学について p.1-2）に掲載して全学生に配付し、職員には「大学憲章」のリーフレット（資料87）を全職員に配付している。

また、2007（平成19）年4月には大学および大学院設置基準の改正に伴って、学校教育法、学則第1条および第2条の6（資料79）、大学院学則第1条（資料79）、建学の精神（資料86）、大学憲章を踏まえて、各学部の目的（資料79 学則）および各研究科における目的を定めた（資料79 法学研究科規則、実務法学研究科規則、経済学研究科規則、人間文化学研究科規則、総合リハビリテーション学研究科規則、栄養学研究科規則、薬学研究科規則、食品薬品総合科学研究科規則）。

2009（平成20）年4月には、学士課程教育の質の向上を目的とする全学共通の組織として「教育開発センター」（資料79 教育開発センター規則）を設置し、教育開発センターのもとに全学レベルでの学士課程教育の構築を目的とする「学士課程教育部会」を設置した。学士課程教育部会では、建学の精神と大学憲章を踏まえた全学共通のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を策定した。また、各学部・学科レベルでの一貫性のあるディプロマ・ポリシー、教育課程の編成・実施方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定した（資料93）。

全学共通のディプロマ・ポリシーは、「①幅広い知識にもとづいて、他者および異文化を理解することができる。②さまざまな問題を発見し、それを解決する方策を導くことができる。③生涯にわたって学び続けることができる。④獲得した知識や技能を社会に役立てることができる。」という4か条にまとめられている。これらは、大学憲章に本学の教育基本理念として謳われている3つの理念（①生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育、②生涯にわたり高い

専門性を修得できる教育、③グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育)と対応し、また、建学当初から掲げ続けている本学の教育目標(「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」)を踏まえたものとなっている。

各学部が本学の大学憲章と教育目標に基づいて策定したディプロマ・ポリシーは、2010(平成21)年度以降、「履修の手引」(資料40～資料46、資料49)の巻頭に掲載し全学生に配付している。

(2) 法学部

法学部では、2009(平成20)年10月13日の教授会においてディプロマ・ポリシーを以下の通りに決定し、「履修の手引」(資料40)の巻頭に教育目標として明示している。その上で、法学部学生にふさわしいリーガルマインド(法的思考力)や政治学・国際関係の素養を身につけるために、具体的な目的を定めている。

法学部ディプロマ・ポリシー(教育目標)

a. 知識・理解

法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。

b. 汎用的技能

社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。

c. 志向性

地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

(3) 経済学部

経済学部では6年前に学部の自律的判断に基づいて、教育目的やディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施方針)に該当するものを設定し、教育指導において活用してきた。現在、経済学部では、ディプロマ・ポリシーを策定して、「履修の手引」(資料41)等に明示している。その内容は次のとおりである。

a. 経済の歴史や制度に係る知識を習得し、今日の経済情勢を歴史的・制度的に理解できる。

b. 経済理論の基礎を習得し、日常の経済生活や経済全体の動向について理論的に理解できる。

c. 経済データに関する基礎知識を習得し、統計的な処理ができる。

d. 異文化圏の人々と交流できる知識と技能を習得し、国際社会の一員という自覚を持って行動できる。

e. 経済問題を総合的に分析できる知識と技能を習得し、自主的な意思決定に活用できると共により良い社会構築に貢献できる。

これらの項目は、単独で十分条件となるものであり、経済学の学修範囲の広さを反映するものである。ただし、教育目的に照らせば、項目のeが最上位に位置

し、a～dの項目はそれの土台となる項目であると考えている。

〈4〉 経営学部

目標とすべき学生像を掲げ、その目標を達成するため、各コース選択時に修得すべき学修成果を、「履修の手引」（資料42）の巻頭、および経営学部案内（資料29 p.2-12）に明示している。

- a. 経営・商学コースでは、現代の企業経営に関する基本的知識を学修し、ビジネス全般にわたって活用するために有用な知識を総合的に学修することを目標としている。
- b. 会計コースでは、企業等の財務・会計に関する基礎からその応用に至るまでの知識や技能を学修することを目標としている。
- c. 経営情報科学コースでは、情報通信技術（ICT）を用いて経営企画や経営戦略に必要な情報を収集し、さらに問題をシステム化するのに必要な数理情報の知識や技術を学修することを目標としている。

〈5〉 人文学部

ディプロマ・ポリシーを、学則（資料79 第13条-第23条）および学科目履修規則（資料79）に明文化し、「履修の手引」（資料43 巻頭、p.239-241、p.298-340）に明示している。明示されている修得すべき成果とは以下の4点である。

- a. 専門知識の獲得と理解
- b. 真の教養力
- c. 社会で有効なリテラシー能力
- d. 統合的な実践的知性

〈6〉 総合リハビリテーション学部

「履修の手引」（資料44）において、「総合リハビリテーション学部での修学姿勢—学生版—」で学生に期待される基本姿勢（10か条）を提示して4年間でのディプロマ・ポリシーを設定している。2010（平成22）年度からは、各学科、専攻ごとの教育目標（ディプロマ・ポリシー）を卒業時点での目標として付け加え、同時に各学科、専攻ごとの教育目標を掲載している。また、各専攻、学科ごとに、卒業後の進路をホームページや学部広報誌「RE BIRTH Ver.6」（資料32 p.23-24）などに公表しており、入学時の選択に、また、学部での学修の過程においても、将来との結びつきを考えながら学ぶことができる。

〈7〉 栄養学部

国民の健康の手助けができる、優れた管理栄養士、または臨床検査技師となることを明示している。その他、栄養教諭、食品衛生監視員・管理者として、社会で活躍できる人材育成を標榜し、明示している。中でも、優れた管理栄養士等の涵養を標榜し、実際、管理栄養士国家試験の合格率も全国最上位校（2009（平成21）年では管理栄養士養成校110校弱中第11位）である結果などから見て、当該教育方針による教育成果は順調に果たされていると判断される。全校トップレベルの合格率を目指し、さらに質の高い教育を行っている。

管理栄養士等の養成を行っているが、大学での教育は基礎能力の涵養および国家試験対策などを中心としている反面、現場に対応でき得る実践的能力の涵養は

比較的手薄をなっており、実践的教育の実施を加える必要がある。恒常的に安定した国家試験の合格率、目的とする管理栄養士教育を果たすには、さらに組織立てた教育体系が必要であり、特に教員相互間の教育連絡体制が必要であり、無駄なく、且つ密な連携をもつ体制作りに現在努めている。

(8) 薬学部

教育目標は、「高い資質を持った臨床現場で社会に役立つ薬剤師の育成」で、2006（平成18）年4月より新しい教育課程を編成した。薬学部では学年制が採用されており、決められた数の単位を修得し、また、一定のGPA(grade point average)を満たさなければ進級することができない。各科目は必修科目、選択必修科目および選択科目に分類され、さらに、履修年次が指定されている。卒業するためには、186単位以上の単位を修得しなければならず、これが学位授与方針となる。

(9) 学際教育機構

学際教育機構は、法学部・経済学部・経営学部・人文学部という学部を超えて、現代ニーズに即したテーマを学ぶ専門コースであり、実学教育を目指している。教育目標については、「履修の手引」（資料49）および「学際教育機構パンフレット」（資料36）、ホームページ（資料157）、プロモーションビデオに明示している。

なお、学位授与は、各学部が担っているため、対象ではない。

(11) 法学研究科

法学研究科においては、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、（中略）文化の進展に寄与することを目的とする」との学校教育法第99条の趣旨に則り、人間の尊厳への深い理解を追求しつつ、法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させるという本研究科の理念の実質をふまえ、伝統的な「研究者の養成」に加え、「高度の専門的知識・能力を持つ職業人の養成」を教育目標の二本柱と位置づけ、より具体的には「法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人」「企業・地域社会・国際社会において高度な法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材」「公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材」の育成が法学研究科の目的であることを明示している（資料79 法学研究科規則 第1条の2）。

その上で修士の学位は、一定の研究能力または高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する者に授与することを明示している（資料79 本学学位規則 第2条第2項）。博士の学位は、自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の専門能力およびその基礎となる豊かな学識を有する者に授与することを明示している（本学学位規則 第2条第3項）。

また、法学研究科の各専攻に対応して、授与する学位の区分および専攻分野の名称（修士（法学）、修士（国際関係法学）、博士（法学）、博士（国際関係法学））を明示している（本学学位規則 第12条）。なお、国際関係法学専攻は修士課程のみの設置であるが、法学専攻博士後期課程において国際関係法学分野の研究指導を履修し、博士論文を提出することにより、「博士（国際関係法学）」の学位を取得することが可能である。

〈12〉 経済学研究科

教育目標に基づき学位授与の基本的な方針は、本学学位規則（資料 79 第 2 条）および「大学院履修要項」（資料 51 p. 53）に明示している。

〈13〉 人間文化学研究科

人間文化学研究科は、「人間文化学について高度な専門的かつ総合的な研究を行い、その研究成果を教育の場や実社会において実践できる人材を育成」し、かつ「創造的・自立的な研究能力を持つ優れた研究者の養成を目指す」という教育目標を持ち、これを人間文化学研究科規則（資料79）および「大学院履修要項」（資料51 p. 91）に明示するとともに、大学ホームページの人間文化学研究科のページ（資料104）上において公開している。

そして人間文化学研究科の修士の学位授与については、大学院履修要項に、「人間文化学研究科の修士の学位授与に係る審査手続き等について」（資料51 p. 99）と題し、次にあげる項目に関して詳細な記載がある。学位の申請、審査委員会、最終試験、論文審査期間、論文審査結果の報告、学位授与の議決。

また、人間文化学研究科の課程博士の学位授与については、大学院履修要項に、「人間文化学研究科の課程博士の学位授与に係る審査手続き等について」

（p. 100-101）と題し、次にあげる項目に関して詳細な記載がある。学位の申請、予備審査、学位論文の提出、審査委員会、最終試験、論文審査期間、論文審査結果の報告、学位授与の議決、論文の再提出（学位の取得に至らなかった場合の処置）。また、審査手続きは図を用いてわかりやすく説明されている。

さらに人間文化学研究科の論文博士の学位授与については、大学院履修要項に、「人間文化学研究科の論文博士の学位授与に係る審査手続き内規」（p. 102-103）と題し、次にあげる項目に関して詳細な記載がある。学位の申請、予備審査、学位論文等の提出、学位論文の受理日、審査委員会、論文審査期間、論文審査結果の報告、学位授与の議決、学長への報告、学位論文の公表。

なお、学位論文の体裁や各種手続きの期日については、おなじく「大学院履修要項」に「学位論文作成要領」（p. 98）としてまとめられている。

なお「ディプロマ・ポリシー」については、近いうちに策定するよう、検討している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科は 2009（平成 21）年の設置で現在年次進行中であるが、設置の趣旨の中に大学院修士課程の理念・教育目標、養成したい人材について次のように設定している（資料 105 設置の趣旨）。

総合リハビリテーション学研究科を設置する目的は、医学や医療技術の進歩または社会の制度、現状と将来への展望を適切に把握して対応・支援できる人材の育成と、これからのリハビリテーション領域における教育・研究を担う人材の育成を図ることにある。すなわち、本研究科で養成したい人材像は以下のとおりである。

- a. 学部教育での臨床実習を通じて問題意識をもったテーマについて、講義・演習などでより高度な専門職として学問を追及する専門職の育成をはかる。

- b. 総合リハビリテーションの学問を発展させるためにその現状を理解し、問題意識を明確にする能力を養い、さらにその改善・解決策としての研究方法論を修得した人材の育成を図る。
- c. 総合リハビリテーション及び隣接学際領域に関連した文献を読み、国内外のリハビリテーションの動向を把握する方法論を修得した高度な専門職の育成を図る。
- d. 総合リハビリテーションを含む保健・医療・福祉領域の動向を国際的視野でとらえ、国内はもとより国際的に寄与することの重要性を認識し、活動できる能力を修得した上で、将来博士課程に進んでさらに研究し将来大学の研究者・教育者になる人材の育成をはかる。」とし、研究科においてこれらのうちのいずれかの方向性に適合するとみなされるに至った学生に学位を授与することとなる。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 教育目標の明示：大学院栄養学研究科規則第 2 条（資料 79）に研究科の目的を明示している。
- b. 教育目標と学位授与方針の整合性：修士課程の修了要件、修士論文の審査および修士課程の最終試験について、大学院学則第 11 条～13 条（資料 79）に明記している。大学院学則教育目標と学位授与方針の整合性はとれている。
- c. 修得すべき学習成果の明示：学位授与の基準および修得すべき学習効果について、大学院栄養学研究科規則第 4 条（履修すべき科目および単位）、第 5 条（研究指導）で定めている。

〈16〉 薬学研究科

本研究科は、「医薬品の研究開発または医療分野で活躍する高度で専門的な職能力を有する人材育成」を教育目標としている。この目標達成のため、薬学専攻、医療薬学専攻の二つの専攻過程を設けている。修士課程の学生が修得すべき単位数は、薬学専攻と医療薬学専攻先進医療薬学コースにあつては、必修科目 20 単位、選択科目 10 単位以上、合計 30 単位以上、医療薬学専攻の臨床薬学コースにあつては、必修科目 25 単位、選択科目 5 単位以上、合計 30 単位以上と定められている。さらに研究成果についてはプレゼンテーションを行い、論文としてまとめることが要求され、これらが学位授与方針となる。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

大学院食品薬品総合科学研究科規則第 1 条の 2（資料 79）および大学院食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規第 2 章～第 5 章（資料 79）に教育目標ならびに学位授与方針が明示されている。必要単位数を取得ののち、学位申請者の提出した学位論文・学位論文口頭発表について、食品薬品総合科学研究科委員会がその内容と水準の判定を行っていることより、教育目標と学位授与方針との整合性はとれていると判断できる。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

(1) 大学全体

各学部において、毎年度発行している「履修の手引」（資料 40～資料 46、資料 49）に共通教育科目と専門教育ごとに履修方針を記載し、また、履修モデルを示し、各年次においてどのような科目を履修すべきかを明示している。学科履修規則（資料 79 別表関係）に、それぞれの科目の配当年次を定め、履修すべき年次を明示し、履修モデルとともに体系的に履修することができるようにしている。コース制を導入し、各コースにおける学修方針・成果を「履修の手引」に示している。

一方、大学院においても、大学院設置基準第 1 条の 2 に見合うよう各大学院研究科規則（資料 79）に教育目標を規定し「大学院履修要項」（資料 51）に明示しているが、実務法学研究科（法科大学院）（資料 47 法科大学院履修の手引 I）を除いては教育課程の編成・実施方針を明示するまでには及んでいない。

〈2〉 法学部

法学部の教育科目を共通教育科目と専門教育科目とに大別し、さらに専門教育科目のうちでも入門的、基本的な科目を 1、2 年次に、応用発展的な科目を 3、4 年次に配当することで、学習段階に応じた階層的な教育体系を採用している。

共通教育科目・専門教育科目の編成・実施方針については、「履修の手引」（資料 40 共通教育科目は p. 23、専門教育科目は p. 47）に明示している。

〈3〉 経済学部

経済学部では、教育目的に基づきカリキュラム・ポリシーを、ファースト・ステージ（1、2 年次）、セカンド・ステージ（3 年次）、サード・ステージ（4 年次）の 3 段階で構成している。それぞれのステージの内容と目的は下記のとおりである。

- a. ファースト・ステージは、問題発見能力の形成段階で、経済社会の歴史の変遷と今日の基本的仕組みに関する基礎知識を修得させ、経済学の基礎理論および基礎的思想を理解させる。
- b. セカンド・ステージは、問題対応能力の形成段階で、興味のある社会問題を発見し、自分なりに研究して行く姿勢と分析能力を涵養する。経済ないし経済学の問題に取り組む姿勢および専門知識を深めながら問題を研究する姿勢を育てる。
- c. サード・ステージは、問題解決能力とプレゼンテーション能力の形成段階で、問題に対する解決策の探索と到達した解決策のプレゼンテーション能力を育てる。「自分で学んで成長して行く能力」育成の総仕上げを行う。

経済学科、国際経済学科ともに、専門教育科目は選択必修科目と選択科目に区分されている。さらに、選択必修科目は、基幹科目、演習科目、専門リテラシー科目、コース科目、選択科目はキャリアアップ関連科目、経営学関連科目、法学関連科目から構成されている。必修・選択の別であるが、すべての科目が選択科目であり、必修科目はない。ただし、入門演習を 1 年次が必ず履修しなければならない履修登録指定科目として、科目群毎に卒業所要単位を設定して学生の履修登録を誘導するカリキュラムを構築している。演習系の科目は必修ではないにもかかわらず、ほとんどの学生が受講している。

インターンシップを単位として認定するための科目であるキャリアトレーニングⅠ及びⅡは1単位としている。それ以外の通常の半期15回の講義・演習科目は2単位、半期30回の講義科目は4単位としている。卒業論文はカリキュラム上の重要性から6単位としている。単位数は「履修の手引」(資料41)に学科別、コース別に明示している。なお、本学部ではセメスター制が導入されているので、いわゆる通年科目はない。

〈4〉 経営学部

教育課程の編成・実施においては、カリキュラム・ポリシーに基づいた科目配置を行っている。2007(平成19)年度入学生よりコース制度を導入し、各コースにおいて、体系的な科目設定を行っている。また、教育課程については、学年ごとに編成・実施方針を明示している(資料42 履修の手引 p.21、p.45)。

〈5〉 人文学部

「履修の手引」(資料43 p.29-80 および p.131-207)に「人文学部教育のしくみ」として、各学科・コース・領域ごとの概要、科目編成、実施方針を示している。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各学年次の目標を明確化し、これを実現するためのカリキュラムを編成している。「履修の手引」(資料44 p.31-48)、学部広報誌「RE BIRTH Ver.6」(資料32 p.11-16)をはじめとする情報誌等で4年間の学びの編成・実施の方法を示し、例えば医療リハビリテーション学科では、基礎から評価、治療、臨床実習へと進む教育課程を明示している。また、社会リハビリテーション学科も、基礎から専門基礎、専門応用、実習へ進む教育課程を明示している。「履修の手引」(p.42-47)では、具体的に各学年の講義名を示すことで、教育課程の編成を確かめることができるよう、記載している。

〈7〉 栄養学部

優れた管理栄養士等の涵養を教育目標とし、教育課程の方針として、〈基礎科目から応用科目への教育方針〉、すなわち、基礎科学群科目から、専門基礎分野科目、専門分野科目へ進める教育課程を編成しており、その編成方針は「履修の手引」(資料45)などに明示している。大部分の学生は、教育方針の流れを理解し、年次進行のカリキュラムに従い、履修している。一方、理解度の低い学生がおり、全体の教育課程に対する理解度が低いため、各年次で求められる教育内容を十分理解して進級していない。下位から10~20%を成績不振者として、教育懇談会で保護者と面談し指導している。当該学生の理解度を上げて行くことが1つの問題である。管理栄養士等の養成に関係して、10年先を見通した教育体系を恒常的に考える体制を構築していく必要がある。

教育目標などを、大学内部および外部に明確に示しており、実際の教育も円滑に進められている。本学部は、管理栄養士と臨床検査技師の養成のできる我が国唯一の学部であり、そのことは、徐々に知られて来ている。両資格を有するまれにみる人材育成を実施していることを、さらに周知させるよう努力を払っている。

〈8〉 薬学部

1 年次においては、医療現場を早い時期から体験することを目的とした“早期体験学習”を導入した。2～4 年次においては、薬学の基礎となる専門教育を、生命、社会、分子、物性、臨床の 5 部門に分け教育課程を編成している。5 年次では、22 週間にわたる実務実習を病院と薬局で行っている。6 年次においては、より高度なアドバンス科目と課題研究プログラムを編成している。

(9) 学際教育機構

学際教育機構の教育課程の編成・実施方針は、少人数教育、地域・国際社会との連携のなかでの相互教育、キャリアアップ教育、体験学習であるが、それらは、「履修の手引」（資料 49）および「学際教育機構パンフレット」（資料 36）、ホームページ（資料 157）、プロモーションビデオに明示している。

(10) 共通教育機構

専門分野のみならず、より広い視野と柔軟な思考力を養うリベラルアーツ教育に加えて、専門分野で学んだことを社会で活かす前提として、社会への関門を突破するための基礎思考能力、専門職や社会人として活躍する基礎となる上での実践的能力を養うリテラシー教育で構成される新しい教養教育としての「共通教育プログラム」を、編成方針とともに新入生全員に配付する「共通教育はやわかり」（資料 52）に明示している。共通教育機構における教育は、本学建学の精神の一つである「個性尊重」の観点から、個々の学生が自己の将来の進路を見据えながら、自己のニーズを真剣に程を重視している。そのために、きめ細やかな履修指導に基づいてカリキュラム内容の徹底理解、将来を見据えた具体的で詳細な履修モデルを提示して（資料 40～資料 46）学生の主体的・自主的な履修モデルの構築の支援を行っている。

(11) 法学研究科

法学研究科においては、法学専攻博士課程（修士課程および博士後期課程）および国際関係法学専攻修士課程を置くことを明示している（資料 79 大学院学則 4 条）。なお、このような教育課程の編成は、法学部における法律学科および国際関係法学科の二学科（ただし、国際関係法学科は 2007（平成 19）年度で募集停止し、現在は法律学科のみの一学科）制を基礎として、学士課程で培った関心をもとにさらに高度の学修を可能ならしめるためのものである。

修士課程における授業は、広く関連分野も含めた学習のための特殊講義、専攻分野における修士論文執筆の指導を中心とする特殊研究の二区分で実施することを明示し（資料 79 大学院法学研究科規則第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項各号）、さらに他専攻・他研究科の授業科目の履修も可能とすることを明示している（同第 4 条第 2 項、第 3 項）。

修士課程の修了要件は、特殊研究 8 単位および特殊講義等の修得単位 24 単位以上の計 32 単位以上であることを明示している（大学院法学研究科規則第 6 条）。

博士後期課程の履修は、もっぱら論文執筆を中心とした研究指導によるものとし、授業科目は開設しないことを明示している（大学院法学研究科規則第 3 条第 2 項）。

(12) 経済学研究科

教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針は、「大学院履修要項」（資料 51 p. 53-70）に履修方法、授業科目・担当者一覧により、分かりやすく明示されている。

〈13〉 人間文化学研究科

教育課程の編成・実施は、教育目標に基づき、各専攻において多様な専門分野を学際的・有機的に結びつけるように編成されている。

そして人間文化学研究科ホームページ（資料32）に、以下の3点を各専攻に共通の教育課程の編成・実施方針として明記している。

ア. 方法論を重視した講義

イ. 専門化すると同時に幅を持たせた特殊講義

ウ. トレーニングを重視したワークショップ

その上で、3専攻の教育課程の特色について、次のように明示している。

a. 人間行動論専攻

「人間行動論専攻は、人間の行動に関するさまざまな要素を5つのカテゴリーに分け、その5つの学問分野を密接に関連づけて学際的・有機的探求を実現しようとしています。講座の編成は、人間を取り巻く環境を考察する環境学分野を基層に、人間そのものの形成過程と発達段階を考察する教育学・心理学的分野と、人間の社会的性格について考察する社会学・文化人類学分野から成り立っています。」

b. 地域文化論専攻

「地域文化論専攻は、人間の文化に関するさまざまな要素を5つのカテゴリーに分け、その5つの学問分野を密接に関連づけて学際的・有機的探求を実現しようとしています。講座の編成は、文化構造を考察する哲学・比較文化学的分野を中心に、文化の創造表現の原理を探求する芸術学・文学の分野と、文化を媒介する言語を考察する言語学分野、蓄積された文化情報を考察する歴史学分野から成り立っています。」

c. 心理学専攻

心理学専攻では、心理学系と臨床心理学系に分かれるが、それぞれ、ホームページ上に、次のように教育課程の編成・実施方針を明示している（資料 159）。

「心理学系では、発達心理学・医療心理学・社会心理学などを中心に、自己の研究テーマの発展に努めます。1年次から各分野にわたる特論を受講して幅広い学識を身につけると共に、演習科目において自己の研究テーマを深化させ、それに合致した方法論の修得に努めます。2年次では、修士論文作成に向けた具体的な研究指導を受けることになります。」

「臨床心理学系では、将来、現場の即戦力となることを見据えながら、自己の研究テーマの発展に努めます。特に、臨床心理学の大きな4つの柱である臨床心理査定・臨床心理面接・臨床心理地域支援・臨床心理研究調査についての特論・演習・実習の各科目において専門的なトレーニングを行うことで、高度の専門的能力と技能を持った臨床心理士の養成を目指しています。」

なお「カリキュラム・ポリシー」については、近いうちに策定するよう検討

している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究所

総合リハビリテーション学研究所の設置の趣旨の中の資料 7 (資料 158) で、分野ごとの履修モデルとして、研究者を目指す場合や、教育者を目指す場合、高度な専門職を目指す場合などの事例に分けて履修モデルを多数紹介し、教育課程の編成・実施方針を明示している。

〈15〉 栄養学研究所

次のように「大学院履修要項」(資料 51 p. 211-212) に明示している。

- a. 教育課程の編成、実施方針を、栄養学研究所開講授業科目 (別表) および担当者一覧 (別表) で明示している。
- b. 科目区分、必修・選択、単位数等を栄養学研究所開講授業科目 (大学院履修要項 別表) および担当者一覧 (別表) で明示している。

〈16〉 薬学研究所

薬学研究所は学年制を採用しておらず、2 年間で大学院薬学研究所規則 (資料 79) に規定している単位を修得すればよい。薬学専攻にあつては、各科目 (特論) は化学系、生物学系、専門語学に分類されている。医療薬学専攻にあつては、治療薬学分野、医療管理薬学分野、先進医療薬学分野に分類されており、履修年次についての決まりは特に無い。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食大学院食品薬品総合科学研究科規則 (資料 79) に食品薬品総合科学研究科開講授業科目が示され、その中から講義 6 単位、演習 4 単位、合計 10 単位以上の履修をすることと、学生の教育指導には複数の関連研究者のグループからなる 5 つの大講座の 1 つに学生を配属し、各専門分野の特性を活かした演習により、より深い思考と創案とを形成せしめるよう協力指導すると明示されている (資料 79 食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規)。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員 (教職員および学生等) に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体

在学生には、教育目標および教育課程の編成・実施方針を記載した「履修の手引」を各年度当初に配付し、教職員にも同様のものを配付している。外部の方への大学案内として「大学総合案内」(資料 23) を作成しており、そこに、各学部ごとに教育目標や方針を明示している。また、ホームページ (資料 88) または各学部オリジナルサイトにおいて、在学生には学習支援として、受験生には大学案内として、教育課程を学科ごと、コースごとに説明している。

〈2〉 法学部

法学部では、ディプロマ・ポリシー (教育目標) を設定し、「履修の手引」巻頭 (資料 40) に明示している。その上で、法学部生にふさわしいリーガルマインド (法的思考力) や政治学・国際関係の素養を身につけるために、具体的な目的を定めている。

ディプロマ・ポリシー

法学部では2009(平成21)年10月13日の教授会においてディプロマ・ポリシーを次の通りに決定し、「履修の手引」に明示している。

法学部 ディプロマ・ポリシー (教育目標)

a. 知識・理解

法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。

b. 汎用的技能

社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。

c. 志向性

地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

(3) 経済学部

経済学部では、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを「履修の手引」(資料41)等に掲載している。学生に対しては、学年別の学修案内(前期<春学期>・後期<秋学期>)において周知している。特に1年次に対しては、入学後のオリエンテーション時に説明している。

また「大学案内」(資料21)、経済学部「リーフレット」(資料28)、ホームページの経済学部のページ(資料95)を通じて社会に公表している。

(4) 経営学部

履修の手引(資料42)、経営学部案内(資料29 p.2-12)等の出版物や、経営学部オリジナルサイト(資料97)によって周知、公表している。

(5) 人文学部

大学構成員に対しては「履修の手引」(資料43)に、大学外に対しては「大学案内」(資料21)及びホームページ(資料88)に掲載し公表している。

(6) 総合リハビリテーション学部

教育目標や修学姿勢—学生版—は2006(平成18)年度の履修の手引より掲載されるようになった。その後、何回かの改正を加え、2010(平成22)年度の「履修の手引」(資料44)からは学部の教育目標をディプロマ・ポリシーと明記し、さらに各学科、専攻ごとのディプロマ・ポリシーを付け加えた。同時に各学科、専攻ごとの教育目標を掲載した。これらを「履修の手引」の巻頭に記載することで、常に参照することができる。また、ホームページ(資料88)にも公表しており、学外からも自由にアクセスすることができる。

(7) 栄養学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について「履修の手引」(資料45)記述されているので、大学構成員(職員および学生等)にはよく理解されている。また、社会に対しては、「大学案内」(資料21)や学部広報誌「Good Health」(資料33)に記述されて公表されている。

〈8〉 薬学部

「履修の手引」（資料 46）に「薬学部ディプロマ・ポリシー」と「本学 6 年制薬学部教育に対する基本方針と教育・研究理念」が明記されており薬学部新入生と教員全員に配付されている。シラバスは冊子として薬学部教職員に配付し、学生にはホームページ（資料 88）上で公開している。教職員全員に携帯することを義務付けている「大学憲章」（資料 86）には、「建学の精神」および「教育基本理念」等が明記されている。また「大学憲章」はホームページ上に公開されており誰でもアクセスできる状態にある。

〈9〉 学際教育機構

教育目標および教育課程の編成・実施方針については構成員にユニット会議において、年度初めに周知している。また、社会に対しては、ホームページ（資料 157）、プロモーションビデオや「大学案内」（資料 21）、「学際教育機構パンフレット」（資料 36）などで公表している。

〈10〉 共通教育

学部教授会に共通教育運営員会の審議内容の報告によって周知している。学生たちには「履修の手引」や「共通教育はやわかり」（資料 52）を配付し、教育目標やカリキュラム編成方針の周知を図ることによって、それらの科目群、科目分野、個々の科目を学ぶことの意義を十分に理解させ、学習者の関心と興味を喚起させ、学ぶ意欲を持たせる工夫を講じている。社会にはホームページ（資料 88）を通じて公表している。

〈11〉 法学研究科

教育目標および学位授与方針等を規則等で設定した上で、大学院履修要項（資料 51）等の各種配布物、ガイダンス等の機会を通して大学構成員への周知が図られている。また、社会に対しては、大学院案内（資料 22）、パンフレット等の様々な印刷物を配布するとともに、ホームページ（資料 88）で公表している。

〈12〉 経済学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、ホームページ（資料 88）で公表されており、内部だけではなく対外的に公開されている。

〈13〉 人間文化学研究科

関係する教職員および大学院生に配付されている「大学院履修要項」の人間文化学研究科の項（資料 51 p.91-97）に記載されている。また、ホームページの人間文化学研究科のページ（資料 104）などでも公開されている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

ホームページに設立申請書類として公開している（資料 160）。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 大学構成員に対しては、「大学院履修要項」（資料 51）で編成・実施方針はすべてが周知されている。学生に対しては履修指導の実施、大学院履修要項により周知されている。
- b. 「大学院履修要項」の公表を行っているが、学位授与方針は十分に公表されていない。

〈16〉 薬学研究科

「大学院履修要項」（資料 51）に教育目標が記載され、ホームページ（資料 88）で公開している。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

大学構成員には教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が周知されている（資料 51）が、ホームページ（資料 88）には学位授与方針は公表されていない。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

各学部並びに各研究科においては、2007（平成 19）年度に制定した大学憲章（資料 86）の教育基本理念に基づいて教育課程を編成している。

学部教育については、原則的には 4 年に一度の周期でカリキュラムの見直しを行っている。学部内に組織されたカリキュラムを検討する委員会を中心に、大学行政管理学会及び日本能率協会が開発した「大学経営評価指標データベース」における状況を確認しながら、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が適切であるかどうか検証を行っている（資料 161）。

〈2〉 法学部

法学部ではキャンパス移転を契機として、2007（平成 18）年度よりカリキュラムを一新している。その後も、学部教授会においてカリキュラムの見直しについて議論を行っている。

〈3〉 経済学部

経済学部では、従来から、経済学部活性化委員会において、教育目標、教育課程の編成などを定期的に議論している。議論の結果は教授会で審議され、カリキュラムの改正や毎年の授業計画に結実している。最近では 2004（平成 16）年度、2007（平成 19）年度、2011（平成 23）年度にカリキュラムの改正を行った。また、カリキュラム改正に至らないが、教学上の小さな変更は、随時実施している。無論、このような変更は、学生の不利益にならない場合であって、教学上望ましいものに限られる。

〈4〉 経営学部

教授会で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの再検討を行い、同時にカリキュラムの見直しを行うこととなった（資料 162）。

〈5〉 人文学部

学部内に学部長、研究科主任、学部教務委員、研究科教務委員、研究支援委員、図書館運営委員、生涯学習委員の 10 名によって構成される「教育研究委員会」を設置し、年に 4 回程度の会合を設け検証を行っている（資料 163）。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教育目標や修学姿勢－学生版－は、2006（平成 18）年度の履修の手引より掲載されるようになった。その後、何回かの改正を加え、2010（平成 22）年度の「履

修の手引」(資料 44)からは上記の学部の教育目標をディプロマ・ポリシーと明記し、さらに各学科、専攻ごとのディプロマ・ポリシーを付け加えた。

〈7〉 栄養学部

毎年の国家試験結果や国家試験模擬試験結果などを検証する管理委員会(資料 164)を設置している。問題点が見つければ、カリキュラムの改正を含め対応している。教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、高い適切性をもっており、教育の実践の場で、高い効果を挙げている。管理栄養士養成等にかかわる、時代に応じた国内外の動向に応じた迅速な修正も必要となり、そのような改良が十分行われているかについては今後十分に検証する必要がある。

〈8〉 薬学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、常設のカリキュラム検討委員会において、社会のニーズに的確に対応しているかどうかについて、検証・改正を重ねている。

〈9〉 学際教育機構

毎年度末の学際教育機構運営委員会(資料 79 学際教育機構規則)および防災・社会貢献ユニット会議(資料 79 学際教育機構ユニット会議規程)、スポーツマネジメントユニット会議(資料 79 学際教育機構ユニット会議規程)、さらにはFD研修会において、その適切性について検証を行い、改善に努めている。

〈10〉 共通教育機構

各年度の後半の時期に、共通教育運営委員会においてカリキュラム全体の調整を図るとともに、分野主任を中心にして各分野のカリキュラムや実施方針の検証を行い、必要に応じて適切な措置を講じている(資料 165)。

〈11〉 法学研究科

月1〜2回開催される定例の研究科委員会において、教育目標、学位授与方針をふまえた教育課程の編成・実施方針の適切性を議論する機会を随時設けている。

とりわけ、次年度開講科目の編成に際し、教育課程編成、実施方針の再確認を毎年行っている。

〈12〉 経済学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、毎年、定期的に、研究科委員会において見直しが行われている。

〈13〉 人間文化学研究科

研究科内に「教育研究部会」(人文学部と共通)を設置し、複数の専門教員の間で常に検証を行っている(資料 163)。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科は2009(平成21)年に設置され、現在年次進行中で変更することができない。

〈15〉 栄養学研究科

管理栄養士養成のカリキュラム改正ごとに、大学院の教育目標と教育課程の編成・実施が適合しているかを確認している。

〈16〉 薬学研究科

薬学部と連動して適切性について定期的に検証を行ってきたが、本研究科は、2010（平成 22）年度より募集を停止しているため、該当しない。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

定期的に検証は行っていないが、支障が生じたときに適宜、食品薬品総合科学研究科委員会を開催して検証することは可能である（資料 79 食品薬品総合科学研究科規則、資料 114）。

2. 点検・評価

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

大学の目的を学則（資料 79）、大学院学則（資料 79）、大学憲章（資料 86）に定めるとともに、各学部の目的を学則に、研究科の目的を各研究科規則（資料 79）に定めている。これらの目的は、教育基本法第 7 条や、学校教育法第 83 条、大学院設置基準第 3 条および第 4 条、専門職大学院設置基準第 2 条に謳われた大学等の目的を踏まえて制定しており、適切に設定されている。3 つのポリシーの策定にあたってはポリシー間の一貫性にも十分配慮しつつ策定しており、3 つのポリシーは適切に策定されている。また、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、全学部とも「履修の手引」（資料 40～資料 46）の巻頭ページに掲載して学生に明示している。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

完成年度に達した後、新カリキュラムの設定において、それぞれの学科専攻ごとのディプロマ・ポリシーを念頭に置いて教科内容を設定した。

〈9〉 学際教育機構

学際教育機構は、入学してからのプログラムであるが、高校生の段階から希望している学生や受験生が多く見られ、ホームページ、プロモーションビデオやパンフレットの効果がみられる。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

現在在籍している学生は次第に大学院学生としての資質を備えてきている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

3 つのポリシーの策定は 2009（平成 21）年度末までに全学部でほぼ終わった。しかし、現時点の 3 つのポリシーは、学部ごとに記述の基本方針が異なっているために、全学的な一貫性に欠けている。また、いくつかの学部の策定したディプロマ・ポリシー（学位授与方針）には、学生の行動目標としてのディプロマ・ポリシーを記述できていないものや、「知識・技能」と「態度」の領域（分類）の整理が十分にできていないものなどが含まれていることが明らかになっている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各セメスター開始前の履修ガイダンスや学部教授会で学部、学科専攻の教育目

標を確認する必要がある。

〈9〉 学際教育機構

プロモーションビデオやパンフレットの配布方法を工夫し、さらなる広報効果をえるように努力する必要がある。

〈12〉 経済学研究科

改善すべき事項としては、具体的な指導体制とのリンクが不十分なことが挙げられる。

〈13〉 人間文化学研究科

「ディプロマ・ポリシー」に相当するものを近いうちに策定する必要がある。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈5〉 人文学部

ディプロマ・ポリシーを設定したことにより、学生が教育目標を理解し、系統的に履修できるようになっている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各学年次の目標に合わせて教育課程を編成していることから、各学年で履修すべき内容の説明が可能で、学生自身が4年間における現在の履修段階を理解することが容易である。

〈7〉 栄養学部

優れた管理栄養士等の涵養を標榜し、実際、管理栄養士国家試験の合格率も全国最上位校（2009年では管理栄養士養成校110校弱中第11位）である結果などから見て、当該教育方針による教育成果は順調に果たされていると判断される。全校トップレベルの合格率を目指し、さらに質の高い教育を行っている。

〈8〉 薬学部

専門科目は、選択必須制であると同時に、GPAの導入で、学生が偏った科目のみ履修することがなく、バランスの取れた高度な知識を涵養できるとつながっていると考えている。

〈11〉 法学研究科

修士課程においては、特殊講義は他専攻・他研究科開設のものを含む幅広い科目・分野から履修可能とし、かつ専攻科目の特殊研究を履修させることによって、広い視野を基盤とした専門性の涵養を可能としている。

〈16〉 薬学研究科

特論はそれぞれの先端領域をカバーする高度な科目とし、相互乗り入れで履修できる方式をとっているため、学生はバランスの取れた高度な専門教育を受けることができていると考えている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈6〉 総合リハビリテーション学部

順調に履修できていない学生に対して、適切な留年制度が明示されておらず、学習できる内容とできない内容に整合性が取れない場合があり、先修条件の設定が不十分な場合がある。

〈8〉 薬学部

6年次に設定している高度なアドバンス科目は、全て選択制であるため、履修者の激減する科目が発生する可能性がある。また、5年次においては、1年を三期に分割してそのうちのどれか二期に亘って病院・薬局実務実習になっている。病院・薬局実務実習に行かない残りの一期は、「総合薬学研究」となっているが詳細は定めていない。以上の2点に関し改善すべきであると考えている。

〈11〉 法学研究科

法学部の一学科化の完成により、法学部の新カリキュラムと法学研究科の教育課程との対応関係がやや不明確となっている。

〈13〉 人間文化学研究科

「カリキュラム・ポリシー」に相当するものを近いうちに策定する必要がある。

〈16〉 薬学研究科

研究科に所属する学生の学期ごとの到達度を判定、評価する制度が確立されていない。そのため、学期ごとの教育の充実度を高め、それを確認できるシステムに改善が必要であると考えている。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

① 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈6〉 総合リハビリテーション学部

本学部のめざすところが容易に理解でき、学生、保護者、入学を検討している学生などにとって、将来との結びつきを考えながら学ぶことができる。

〈10〉 共通教育機構

「履修の手引」だけでなく、別途、「共通教育はやわかり」（資料 52）を作成・配付したことによって、共通教育の意義を理解したうえで授業に臨むことができている。社会にはホームページ（資料 88）を通じて公表することによって、社会人などの聴講の動機付けになっている。

本学部のめざすところが容易に理解でき、学生、保護者、入学を検討している学生などにとって、将来との結びつきを考えながら学ぶことができる。

〈11〉 法学研究科

- a. 入学前のガイダンス、配付物等による公表、入学直後の履修指導、指導教員との面談等の各段階で周知・理解させることを可能としている。

b. 本学法学部出身者以外の志願者が毎年一定数おり、対社会的にも周知されている。

〈15〉 栄養学研究科

編成・実施方針については、毎年発行される大学院履修要項（資料 51）で周知、公表している。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

本学経営学部で学習する内容や教育目標が、受験生やその関係者にどの程度理解されて、本学に入学しているかについて定期的に検証すべきである。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

新 Semester が始まる前に行われるガイダンス時に、「履修の手引」（資料 44）を用いて、教員と学生双方が再確認を行う。そのときに、障がい者や患者のニーズに対して、理念・目的がどのようにつながっているのかについて、各学年に応じた理解をする必要がある。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

ホームページで公開されているのは文部科学省への申請文書であり、その中から、目的の文書を探さなければならないので、容易に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が理解できない。

〈15〉 栄養学研究科

学位授与方針について、十分に公表を行う必要がある。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

大学憲章（資料 86）を制定し、その中で教育基本理念を明示したことにより、大学全体としての教育目標がさらに明確になった。大学の方向性が確立され、この基本原則に基づいてカリキュラム編成が行われることで、大学設置基準第 19 条第 2 項の趣旨と大学独自の理念とが有機的に融合し、体系化された教育課程の提供が可能となった。

〈3〉 経済学部

良い教育ができる学部として発展して行くために、経済学部活性委員会が設けられており、今後も定期的に検証を継続する体制が構築されている。学部の自律的な PDCA サイクルができています。

〈5〉 人文学部

多くの教員が教育研究委員会に参加し、多様な角度からの検証を行っている（資料 163）。また、その討議内容については全教員が参加する教授会において審議を

行っており、全教員間に情報が共有されている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

毎年、検証を行い、次年度の「履修の手引」に反映するようにしている。

〈11〉 法学研究科

研究科委員会において議論する機会を随時設けることによって、研究科担当教員間における現状の把握・課題の共有が図られている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

変遷する時勢にあった適切な教育課程が展開されているかどうか、各学部において定期的な検証が行われているものの、社会や企業が求める人材像の変化にどのように対応しているかといった部分の検証が十分に行われているとは言い難い。今後においては、さらにグローバルな視点から多面的な検証を行う。また、大学経営評価指標における「建学の精神を理解している学生の割合」（資料 166）が低いことに対する改善対応をしなければならない。

大学院各研究科の教育目標についても、本学の教育理念に適った社会的要請の高いものであり、かつ教育課程がそれを達成するために対応したものかどうか定期的に検証を行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

2009（平成 21）年 3 月に初めて卒業生を出したところであり、教育目標が適切であったかどうかの検討が必要である。また、将来、定期的に根本からの検証を行うための見直し期間の設定を検討しなければならない。また、社会リハビリテーション学科では、精神保健福祉士養成課程の改定がなされる予定なので、学科全体の教育課程をあわせて総合的に検討する必要がある。

〈15〉 栄養学研究科

実務者教育のカリキュラムの充実について今後検討していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

2010（平成 22）年内を目途として大学の公式ホームページの再編成を実施して、大学憲章や各学部の 3 つのポリシーを具体的に公開することにより、これまで以上に積極的に、本学の教育目標とディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を構成員と社会に対して公開する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

現在と同様に「履修の手引」（資料 44）の巻頭に近い部分にディプロマ・ポリシーを掲載するとともに、ホームページ（資料 102）、学部広報誌（資料 32）などに掲載し、各セメスター開始前の履修ガイダンスや学部教授会で学部、学科専攻

の教育目標を確認する。

〈9〉 学際教育機構

高校生へ直接説明する説明会などを増やしていく。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

設立申請書類の設置の趣旨の部分から、研究科の目的と育成したい人材の育成にかかわる部分を、養成したい人材として、分かりやすく表記する。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

3つのポリシーの改訂作業を、教育開発センターの「学士課程教育部会」で推進する。ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の改訂は、まず全学的に依拠する領域（分類）を再度検討したうえで、依拠する領域（分類）に基づいて記述の再整理を各学部にて実施する。学生の行動目標として記述できていないディプロマ・ポリシー（学位授与方針）についても、学部での再検討を実施する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各セメスター開始前の履修ガイダンスや学部教授会で、カリキュラムが教育目標を達成するために、どのように組み立てられているかの説明をするようにする。

〈9〉 学際教育機構

受験関連企業などに学際教育機構のプロモーションビデオやパンフレットを配布することで、さらなる効果をあげる。

〈12〉 経済学研究科

教育目標に基づき学位授与方針については、具体的な指導体制とのリンクを十分行っていきたい。

〈13〉 人間文化学研究科

「ディプロマ・ポリシー」の策定を早急に行い、学生に、当研究科の目的と育成する人物像を明確に示すことができるように、研究科長、大学院教務委員、各専攻主任などで議論を詰め、成案を研究科委員会に諮る。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈5〉 人文学部

現在は「履修の手引」（資料 43）に掲載しているだけであるが、履修ガイダンスや授業をとおして周知徹底する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

現在と同様にホームページ（資料 102）や学部広報誌「RE BIRTH Ver. 6」（資料 32 p. 11-16）などに掲載し、医療リハビリテーション学科を例にとれば、基礎、評価、治療、研究と長期臨床実習という構成になっていることをわかりやすく表現している。

〈7〉 栄養学部

現在、管理栄養士と栄養士のあり方と互いの分業のあり方が、日本栄養士会、日本栄養改善学会などの関連学会や現場などで大きな関心事であるとともに、大きな議論が起こっている。現状としては、管理栄養士・栄養士教育は、国会試験の合格率や入試志願者などの状況から判断すると良好な状態にあるが、将来どのような形態で、管理栄養士、栄養士の分業が進むのかを、関連学会の議論を見据えて、本校としてもそのあり方に応じた教育体系を構築するとともに、管理栄養士養成を主体として発展するよう推進する。

〈8〉 薬学部

GPA 制度は現在全ての科目を対象とせず、一部の科目が除外されている。米国においては、履修登録した全ての科目が GPA 算出の対象となり、学生の緊張度を高め、教育効果を上げている。本薬学部においても全ての科目を GPA 算出の対象としてより発展的にこの制度を運営する方策を模索したい。

〈11〉 法学研究科

修士課程の国際関係法学専攻について、法学部の法律学科一学科化を受け、学部教育との連携のあり方について検討する予定である。

〈16〉 薬学研究科

薬学研究科は、2010（平成 22）年度より募集を停止しているため、該当しない。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学習の積み上げが的確に行えるように、先修条件の必要な科目の確認と条件設定をすすめる。

〈8〉 薬学部

アドバンス科目をより充実させ、教育効果を挙げるため、選択必須制、必須制の導入により将来的に発展させていきたい。

「総合薬学研究」は、学生の専門的研究意欲を醸成する優れたプログラムであるが、その評価体系が明確でなく学生の修得度にバラツキがある。明確な評価体系を確立し、高度の専門性も持つ学生をより多く教育する体制作りに取り組む方策を確立したい。

〈11〉 法学研究科

修士課程の法学専攻についても、法学部におけるコース制との関係をふまえた教育課程の編成・実施方針について検討する予定である。

〈13〉 人間文化学研究科

「ディプロマ・ポリシー」の目標達成のために「カリキュラム・ポリシー」の策定を早急に行い、よりすぐれたカリキュラムの提供を目指す。

〈16〉 薬学研究科

薬学研究科は、2010（平成 22）年度より募集を停止しているため、該当しない。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(6) 総合リハビリテーション学部

学生のガイダンスの機会のほかに、カリキュラム編成時、毎年の「履修の手引」の見直し時期などに内容を確認する。

(10) 共通教育機構

教育目標の明示により全学的な共通理解が得られ、授業の目的が明確になった。非常勤講師に対しては、FD活動を通して教育目標の理解と徹底をなお一層図る。

(11) 法学研究科

本学法学部学生を対象とした法学研究科説明会を定期的実施する。

(15) 栄養学研究科

改善点を調べ今後も継続して公表するようにする。

②改善すべき事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(4) 経営学部

新入生に対して入学後に志望動機に関するアンケートを実施し、学位授与方針の浸透度を定期的に把握する。

(6) 総合リハビリテーション学部

大学での学習と、卒業後にフィールドでの対象者となる障がい者や患者、社会的弱者との繋がりについて、ガイダンス時に説明を加える。

(14) 総合リハビリテーション学研究科

設立申請書類から、独立した教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針をぬきだし、分かりやすく表記する。「履修の手引」（資料 44）、学部広報誌（資料 32）、ホームページ（資料 102）などに掲載する。

(15) 栄養学研究科

オープンキャンパス等で周知、公表する。入学者に対しては、入学時に周知徹底する。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

めまぐるしく変遷する社会情勢を絶えず意識し、本学の教育基本理念に適った教育課程を大学として普遍的に提供することが必要である。そのためには、個々

の学部、研究科の範囲を超えて、入学、教務、進路関係部署との連携をさらに強化し、情報を共有するとともに、教育目標や教育課程の編成方針について、点検・検証を全学的なレベルで定期的に行う体制づくりを行う。

本学では 2009（平成 21）年 4 月に教育開発センター（資料 79 教育開発センター規則）を開設した。その中で学士課程教育部会（資料 79 教育開発センター規則第 6 条）を設置することで教育活動の活性化を図り、学士課程教育の構築に向けて、定期的に部会を開催して検証している。

〈3〉 経済学部

さらに効果を上げるために、今後も経済学部活性化委員会の中で、教育目標、学位授与基準及び教育過程の編成方針について議論を行い、定期的に検証を行う。

〈5〉 人文学部

引き続き教育・研究委員会において検討を重ねる。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学生のガイダンスの機会のほかに、カリキュラム編成時、毎年の「履修の手引」（資料 44）の見直し時期などに内容を確認する。

〈11〉 法学研究科

中長期的課題の検討のために、研究科委員会のもとにプロジェクト・チームを編成して、その検討結果を研究科委員会にフィードバックし、改善を図る体制を整える。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

学部教育については 2009（平成 21）年 4 月に学士課程教育部会を開設したことで、大学全体の教育目標や学位授与方針並びに教育課程の編成やその実施方針の適切性について定期的に検証するシステムが構築された。

一方、大学院教育を検証するシステムが十分に構築されていないことから、今後は、特に大学院修了者に求められる社会的ニーズ等を見極め、組織的な運営による教育目標や教育課程の編成方針のさらなる検証を行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

大学で設定する定期的な見直しに加えて、資格制度の改正の時期に合わせて総合的に検討する。

〈15〉 栄養学研究科

現状のカリキュラムと実務者教育のカリキュラムのバランスを考えながら検証する。

4. 根拠資料

資料 21 — 「神戸学院大学大学案内 2011」

資料 22 — 「神戸学院大学大学院案内 2011」

資料 23 — 「神戸学院大学総合案内 2010」

- 資料 25 — 「2010 Student Diary (学生手帳)」
- 資料 28 — 「経済学部リーフレット」
- 資料 29 — 「経営学部案内 2010」
- 資料 32 — 「総合リハビリテーション学部広報誌 RE BIRTH」
- 資料 33 — 「栄養学部広報誌 Good Health」
- 資料 36 — 「学際教育機構パンフレット」
- 資料 40 — 「履修の手引 2010 法学部」
- 資料 41 — 「履修の手引 2010 経済学部」
- 資料 42 — 「履修の手引 2010 経営学部」
- 資料 43 — 「履修の手引 2010 人文部」
- 資料 44 — 「履修の手引 2010 総合リハビリテーション学部」
- 資料 45 — 「履修の手引 2010 栄養学部」
- 資料 46 — 「履修の手引 2010 薬学部」
- 資料 47 — 「法科大学院履修の手引 I 2010」
- 資料 49 — 「学際教育機構履修の手引」
- 資料 51 — 「大学院履修要項」
- 資料 52 — 「2010 共通教育はやわかり」
- 資料 79 — 「神戸学院大学学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院法学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院実務法学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院経済学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院栄養学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院薬学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学教育開発センター規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学科目履修規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学位規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学科目履修規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学際教育機構規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学際教育機構ユニット会議規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

- 資料 88 — 「大学公式ホームページ」 (<http://www.kobegakuin.ac.jp>)
- 資料 86 — 「神戸学院大学憲章」
- 資料 87 — 「神戸学院大学憲章リーフレット」
- 資料 93 — 「FDC ニュースレター No. 3」
- 資料 95 — 「大学公式ホームページ — 経済学部のパージ—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/economics/index.ntml>)
- 資料 97 — 「経営学部オリジナルサイト」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~ba/top.html>)
- 資料 102 — 「大学公式ホームページ — 総合リハビリテーション学部のページ—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/rehabirli/index.ntml>)
- 資料 104— 「大学公式ホームページ — 大学院人間文化科学研究科のページ—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/graduate-school/culture.html>)
- 資料 105— 「大学公式ホームページ — 大学概要のページ—」
(http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/setti_reha_daigakuin.html)
- 資料 108— 「大学改革推進プロジェクト最終答申『報告 1 神戸学院大学の基本理念』」
- 資料 114— 「食品薬品総合科学研究科課程博士審査手順フローチャート」
- 資料 157— 「大学公式ホームページ — 学際教育機構のページ—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/gakusai/index.ntml>)
- 資料 158— 「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科設置の趣旨等 資料 7」
- 資料 159— 「大学公式ホームページ — 神戸学院大学大学院人間文化科学研究科心理学専攻（修士課程）教員紹介のページ—」
(<http://www.human.kobegakuin.ac.jp/~psycho-g/staff.html>)
- 資料 160— 「公式ホームページ — 設置認可申請書・設置届出書及び設置計画履行状況報告書—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/setti.html>)
- 資料 161— 「教育課程検討資料」
- 資料 162— 「2009 年度第 11 回経営学部教授会議事録（抄録）」
- 資料 163— 「教育研究委員会」のメンバー構成表（2010（平成 22）年の例）[人間文化科学研究科の内部資料]
- 資料 164— 「栄養学部各種委員一覧表（学部内委員）[平成 22 年 3 月 10 日]」
- 資料 165— 「共通教育機構運営委員会検討事項 2008（平成 20）～2010（平成 22）年度」
- 資料 166— 「神戸学院大学経営評価指標 2010（平成 22）年度学生アンケート」

(二) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

(1) 大学全体

2008（平成 20）年 4 月 1 日に改正施行された大学設置基準に準拠するよう、学則（資料 79 第 2 条の 5）において各学部、学科の教育研究上の目的を制定している。この目的の達成に向けて、体系的な教育課程の編成を行っている。2007（平成 19）年度からは全学レベルで共通教育科目（資料 167）を開設し、各学部の専門教育科目と有機的に連携することで、大学設置基準第 19 条第 2 項の趣旨に沿った教育内容を提供し、大学全体の学士課程教育の充実を図っている。これにより、専門的な資格取得を教育目標とする学部であっても、人間形成の基点となりうる教育を十分に施すことで、豊かな人間性を併せもった専門家の育成につながっている。

一方、専門教育科目においても、体系的なカリキュラムを編成し、初年次教育を展開している。たとえば法学部や薬学部では 1 年次から 2 年次にかけてリメディアル科目別表第 2-1、別表第 2-7（資料 79 学科目履修規則）を開講し、全学部で大学入門講座として「基礎演習」「入門演習」別表関係（資料 79 学科目履修規則、資料 40～46）を各学部の専門教育科目として開講することで、高大連携を意識した教育内容を提供している。これに並行して低年次においては、「基礎専門科目」「基幹科目」「コア科目」「専門基礎」などの分野を配置することで、（資料 79 学科目履修規則別表関係）各学部における基礎教育の充実を図り、高度な専門教育へと円滑に移行することができるカリキュラムを編成している。

また、特に専門的な資格取得を教育目標とする学部を中心に、多様な実習科目を開設することにより、理論と実務の架橋を図る教育内容を提供している。

(2) 法学部

- a. 法学部は、全学における共通教育科目の導入、ポートアイランドキャンパスへの学部の一部移転、国際関係法学科の募集停止、などに伴い、2007（平成 19）年度より新たな教育課程を導入し、法律学科のみの一学科体制に移行した。
- b. 2007（平成 19）年度から導入された現行の教育課程においては、従来の教育課程と同様に、法学部の教育科目を共通教育科目と専門教育科目とに大別し、さらに専門教育科目のうちでも入門的、基本的な科目を 1・2 年次に、応用発展的な科目を 3・4 年次に配当することで、学習段階に応じた階層的な教育体系を採用している。
- c. 法学部はまた、将来の進路を意識した体系的かつ実践的な学習を学生に促すために、「法職コース」、「行政コース」、「企業コース」および「国際コース」の 4 つのコースを設けている。2 年次以降は、学生は、1 年次後期に選択したコースに所属し、コースごとに定められた卒業所要単位を修得しなくてはならない。
- d. 上記のコース制に加え、法学部は、3・4 年次の応用発展的な科目の学習に耐えうる基礎学力が養われたかどうかを確認するために、2 年次から 3 年次への

進級は所定の単位を修得しなければ認めないとしている（資料 40）。

〈3〉 経済学部

ファースト・セカンド・サードの各ステージに対応させて、基幹科目等の授業科目を体系的に配置し、学生のニーズに応え、適正な進路に向けて教育指導している。まず、基幹科目群は次のようになっている。

- a. ファースト・ステージでは、基礎経済学、経済学史、経済史総論、現代経済入門、グローバル経済入門Ⅰ・Ⅱを1年次に、ミクロ経済学、マクロ経済学、経済政策、日本経済論、国際経済学Ⅰ・Ⅱを2年次に配置している。
- b. セカンド・ステージでは、財政学、金融論を配置している。これらの科目はミクロ経済学やマクロ経済学などを学んだ後の学習科目として位置づけている。

セカンド・ステージまでに学習する重要な科目群については、1年度に2回の履修機会を与えている。例えば、経済学の入門となる1年次配当の基礎経済学では、3年次進級までに4回の履修機会がある。このような取組は、早い段階での基礎知識修得の徹底を図ることが、学部の教育目的の実現にとって不可欠であると考えているからである。

- c. サード・ステージでは、専門演習と卒業論文指導、そして卒業論文の作成という学部教育の総仕上げとなる科目群を配置している。卒業論文を専門演習の単位と切り離し、卒業論文だけで6単位として最重要科目として重視している。論文審査・評価は、指導教員ではない他の教員2名（卒業論文評価委員）が審査している。

2011（平成23）年度入学生からは基幹科目の卒業要件を24単位から32単位に引き上げる改正を行い、基幹科目の44単位の中から32単位以上を修得しなければ卒業できないようにした。この改正の目的は、基幹科目をより一層重視する姿勢を鮮明にすることである。

選択科目はコース所属が決まる2年次の後期から学ぶことができるように配置している。2年前期に基幹科目のミクロ経済学、マクロ経済学、経済政策、日本経済論を履修した後に、これらの科目を履修できるように配置している。

演習系科目もカリキュラムポリシーに従い、体系的に配置している。少人数の演習科目として1年次には前期に入門演習、後期に基礎演習がある。大学で経済学を学び始める学生に対して、入門演習の履修登録を義務づけている。入門演習は、大学生活や大学での学習に早く馴染むこと、および経済学学習へのモチベーションを促進・誘導するための初年次教育科目である。

後期の基礎演習は、専門的学習姿勢を涵養し、専門的学習への準備とするためのゼミ教育を行う。専門演習として、2年後期～4年前期の期間にわたり、専門演習Ⅰ～Ⅳを配置している。4年次後期には卒業論文指導を設け、卒業論文作成の指導を行っている。こうして演習教育を入学時から積み上げることにより、学習内容のレベルを段階的に引き上げて行き、最終目標の卒業論文に結びつけている。

実践的教育指導を重視し、学生に資格取得・将来の進路を早い段階で考えさせることが必要であるとの考えに基づいて、2007（平成19）年度入学生からコース制を導入し、キャリア関係科目を充実させてきた。社会で働くとはどういうことかという問題意識の醸成、（資格取得を支援する形での）経済社会の実態の学習、そして、3年次以降は、実際の就職活動の方法に至るまで、外部の専門家（あるいは企業）の力も借りて、学部として体系的なキャリア教育を実践している。例えば、1、2年は入門段階であり、簿記検定試験対策講座、ファイナンシャル・プランナー入門講座、キャリアデザイン講座、ファイナンシャル・プランナー受験講座などを開設している。3年は実践段階であり、インターンシップ、公務員試験対策講座、経済学検定試験対策講座、進路選択講座を開設している。これらはいずれも学生から好評を得ている。

共通教育科目は卒業所要条件となる単位数が24単位であるが、これを超えて8単位まで専門教育科目の選択科目に読み替えることができる。つまり、共通教育科目として32単位まで卒業所要条件に算入できる。ただし、専門教育科目の選択必修科目（基幹科目、演習科目、専門リテラシー科目）の単位に読み替えることはできない。この制度は教養教育の重要性を考慮したもので、語学等の教養を深めようとする学生にとって共通教育科目の専門教育科目への読み替えは歓迎されており、共通教育科目を24単位以上の単位を修得して、専門科目に読み替える学生は少なくない（資料41）。

〈4〉 経営学部

経営学部学生として修得しておくべき内容はコア科目、各分野に注力して学ぶ内容は各コース科目、国際化に合わせた専門語学科目、そのほか幅広い知識の修得のために専門科目を設置している。また科目の関連性を考慮し、学年進行に合わせ基礎から応用まで段階的に学べるように授業科目を配置している（資料42）。

〈5〉 人文学部

各学科・コース・領域ごとに科目を開設し、体系的に編成している。1年次生が履修する各学科の基礎専門教育科目ではコース・領域の概要について習得し、2年次生以降の各コース・領域に開設されている科目ではより専門知識を習得できるように編成されている。

人文学科は2010（平成22）年度入学生より2コース9領域に編成したカリキュラムを立てている。コース・領域の編成は次のとおりである。人間と社会コースは人間環境領域、人間形成領域、人類学領域、現代社会領域の4領域で編成され、文化コースは比較文化領域、芸術文化領域、文学・文芸領域、言語文化領域、歴史文化領域の5領域で編成されている。

人間心理学科は発達心理学領域、臨床心理学領域、臨床心理学領域、社会心理学領域の5領域によって編成されている。科目については「履修の手引」（資料43 p. 36-53、p. 62-63）に明示している。

学生の学力や多様なニーズに応えるよう配慮し、他学科・他コース・他領域の科目も履修できるように編成している。

また、1年次から4年次卒業まで少人数の演習科目を履修必修として設定し、

卒業研究・卒業論文の作成に向けての能力を身につけられるようにしている。 Semesterごとの演習科目の役割については「履修の手引」 p. 58、 p. 69 に明示している。

(6) 総合リハビリテーション学部

各学年次の目標を作成し、それを実現するための授業科目を決め、配置している。この基本となるものは、厚生労働省による指定教育課程であり、これに従って、授業科目を決定している。

(7) 栄養学部

栄養学部は、管理栄養士養成施設校であるため、栄養士法（資料 168）、栄養士法施行令（資料 130）および栄養士法施行規則（資料 131）、管理栄養士学校指定規則（資料 132）に忠実に従って管理栄養士養成課程を編成し、授業科目を適切に開設している。本学部は、臨床検査技師国家試験受験資格も取得できる（最大 40 人）ため、臨床検査技師学校養成所指定規則（資料 169）、臨床検査技師等に関する法律及び同施行規則（資料 170）に従って臨床検査技師養成課程を編成し、授業科目を適切に開設している。また、栄養学部は、栄養教諭一種免許を取得するための教職課程を編成し、授業科目を適切に開設している。卒業時に管理栄養士国家試験受験資格取得を必須として、希望する学生には、さらに臨床検査技師国家試験受験資格と栄養教諭一種免許が取得できる。上記の 3 つの資格の課程を体系的に編成している。教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目を適切開設、および教育課程の体系的編成については、＜基礎科目から応用科目への教育方針＞に従い、カリキュラム編成を体系的に行っている。

(8) 薬学部

6 年制薬学教育の開始にあわせて、日本薬学会より「薬学教育モデル・コアカリキュラム」（資料 171）が示されている。これは、薬学教育の質を高め、それを一定水準以上保持する薬剤師、薬学教育者を目指す学生に、学んで欲しい内容を整理した薬学専門教育のガイドラインである。本学薬学部は、この薬学教育モデル・コアカリキュラムをもとに、これまでの実績をふまえ、英知を結集した本学独自の教育課程を編成し、「社会における医療のニーズに応える問題解決能力を持った薬剤師」の育成を教育理念とし、授業科目を開設している。現状では、薬学を学ぶ上で必要となる基礎的な科目を 1 年次、2 年次に、応用的な科目を 3 年次、4 年次に、発展的な科目を 5 年次、6 年次に配当している。また、幅広い知識を習得させるために、1 年次には薬剤師として必要な教養科目を開講している。さらに、1 年次～4 年次には、実習・演習を、5 年次には、病院・薬局実習を、4 年次～6 年次には研究室において、卒業実習・演習を行っており知識のみに偏らず、技能・態度を習得し、さらには、研究室の活動を通して学生の問題解決能力醸成をはかっている（資料 46）。

(9) 学際教育機構

学際教育機構では、教育課程の編成・実施方針に基づき、学際教育機構共通科目、防災・社会貢献ユニット専門科目、スポーツマネジメントユニット専門科目からなる体系的な教育課程を設けている（資料 49）。

学際教育機構共通科目は、防災・社会貢献ユニットおよびスポーツマネジメントユニットの学生に共通の科目群である。共通実習科目 5 科目、共通専門科目を 14 科目、専門外国語科目を 12 科目、基礎能力養成科目を 8 科目設定している。

防災・社会貢献ユニット専門科目は、ユニット実習科目として 8 科目、防災コース専門科目として 18 科目、社会貢献コース専門科目として 17 科目、連携共同科目として、15 科目、演習科目として 6 科目設定している。

特に、連携共同科目は、東北福祉大学から提供された「NPO 論」「社会調査法」「地域減災論Ⅰ」「地域減災論Ⅱ」「災害福祉論」「救急処置法」「ボランティア活動論」「ボランティア論」「環境ボランティア論」「環境福祉論」の 10 科目と工学院大学から提供された「減災学入門」「地震工学」「災害危機管理」「地域防災工学」「減災学」の 5 科目からなっている。

ところで、防災・社会貢献ユニットの教育課程は、2005（平成 17）年度、文部科学省現代 GP に採択されたプロジェクトであり、補助金終了後も継続して行われている専門コースである。

したがって、地域連携や行政、企業との連携による授業が数多くある。

さらに、連携共同科目は、2009（平成 21）年度、文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に採択された TKK3 大学連携プロジェクト「防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開」の一環として設けられた科目群である。このプロジェクトでは、本学に「TKK 学び合い連携センター」が設けられ、このセンターを中心に 3 大学共通の専門カリキュラムが設定されたのである。これらの科目は、インターネットによる遠隔授業と集中講義、サマースクールなどを組み合わせて実施され、本学と東北福祉大学、工学院大学が三つ巴で授業を共有するというものである。また、これらの科目の中から所定の単位を修得すると「社会貢献活動支援士」（資料 172）の受験資格が得られるように設定されている。

スポーツマネジメントユニット専門科目は、ユニット実習科目として 18 科目、マネジメントコース専門科目として 12 科目、アスリートコース専門科目として 16 科目、特別講義科目として 3 科目、演習科目として 6 科目が設定されている。

〈10〉 共通教育機構

共通教育機構における体系的なカリキュラムの編成は、リテラシー科目群とリベラルアーツ科目群の 2 本立てとしている。前者は社会への関門を突破する基礎能力、専門職・社会人として活躍する上での基礎的な実践能力を養成するプログラムとして、後者は専門分野のみならず、広い視野と柔軟な思考力を持つ専門職ないしは社会人を育成するプログラムとして位置づけている。それぞれの科目群において集中的かつ段階的に学ぶことが出来るよう科目配当を 1,2 年次に集中させてカリキュラムを編成するとともに、併せて演習や実習科目も開設している。

〈11〉 法学研究科

法学専攻修士課程においては、法学の主要分野ごとに分けられた講座を体系的に設置している。2010（平成 22）年度の講座数は、公法 6、刑事法 4、民事法 18（民法 7、商法・経済法 7、民事訴訟法 4）、その他 2（労働法 1、法制史 1）であ

る（資料 79 大学院法学研究科規則別表 1）。その中には、兵庫県行政書士会との提携にかかる科目も含まれ（民法Ⅳ、民事訴訟法Ⅲの各講座等。これらはほぼ毎年拡充されている）、より実務的視点もふまえた科目を開講している。また、国際関係法学専攻修士課程においては、国際関係法、国際政治、経済関連科目の三分野に各授業科目を配置している。2010（平成 22）年度の各分野の開講科目数は、国際関係法分野 17、国際政治分野 14、経済関連科目 3 である（大学院法学研究科規則別表 2）。このように両専攻の開講科目は、全体として法学・政治学の主要分野をほぼ網羅するものであり、「法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させる」という法学研究科の理念・目的を達成しようとするものである。

また、前期課程の授業科目では、同じ専門科目について「特殊講義」と「特殊研究」とに分かれている。前者は、各専門科目について基礎的知識の体系的理解および発展的知識の獲得を目指すものであり、後者は、そこで得た知識の応用と修士論文執筆に向けた研究の深化を目指している。これも、「法または政治に関する体系的な」知識と「その応用を修得させる」という理念・目的に即したものである。

法学専攻博士後期課程においては、修士課程の両専攻に対応した法学および国際関係法学の各分野に研究指導の分野を置いている。2010（平成 22）年度の内訳は、法学分野 24（公法 5、刑事法 4、民事法 13、その他 2）、国際関係法学分野 14 であり、法学・政治学の各分野をほぼ網羅するとともに、修士課程における専攻科目との対応も図られている（大学院法学研究科規則別表 3）。それによって、修士課程における学習を基礎としつつ、自らの専攻分野により特化した高度の研究を自立して行う能力を涵養するという博士後期課程の目的を達成しようとするものである。一方で、指導教員との協議の上特別の講義科目の聴講をすることが認められており（資料 51 大学院履修要項 p. 20-21）、より幅広い視野のもとでの研究を可能とする環境も整えられている。

（12）経済学研究科

本研究科は、経済学専攻と経営学専攻があり、経済学部と経営学部を基礎に置いている。

修士課程経済学専攻の教育課程は、基礎理論・歴史分野、応用理論・政策分野、法学関連分野を設けているので、学生は体系的に履修科目を選択することが出来るように編成している。（資料 51 大学院履修要項 p. 55-56）

修士課程経営学専攻の教育課程は、経営学分野、会計学分野、経営科学分野、法学関連分野を設けているので、学生は体系的に履修科目を選択することが出来るように編成している。（資料 51 大学院履修要項 p. 55-56）

博士後期課程経済学専攻の教育課程は、経済学分野と経営学分野を設けているので、学生は体系的に履修科目を選択することが出来るように編成している（資料 51 大学院履修要項 p. 67-70）。

（13）人間文化学研究科

（ア）方法論を重視した講義、（イ）専門化すると同時に幅を持たせた特殊講義、

(ウ) トレーニングを重視したワークショップ、の3点を各専攻に共通の教育課程の編成・実施方針として、講座・系ごとに科目を開設し、学問分野の系統性・体系性を重視するとともに、学際性や各種学問分野の融合化を考慮して編成している(資料51 大学院履修要項 p.91-97)。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科の設置の趣旨の中の資料7(資料158)で、分野ごとの履修モデルとして、研究者を目指す場合や、教育者を目指す場合、高度な専門職業人を目指す場合などの事例に分けて履修モデルを多数紹介し、教育課程の編成・実施方針を明示しており、入学時の履修指導でもそれらのモデルを示し、それらのモデルに合致した科目を修得できるようにカリキュラムを編成している。

〈15〉 栄養学研究科

2008年度(平成20年度)栄養学研究科カリキュラム改正に伴って、修士課程カリキュラムを改正して、研究能力を養うことと高度職業人養成を目的としたカリキュラムに改正した。大学院履修要項 p.211(資料51)に開講授業科目を、p.213~227にシラバスを記している。現状は次の通りである。

- a. 必要な授業科目を開設した。
- b. 授業科目の体系的な配置を行った。
- c. 授業科目を適切に開設し、講義科目だけではなく研修科目も開設した。

〈16〉 薬学研究科

「医薬品の研究開発または医療分野で活躍する高度で専門的な職能能力を有する人材」を育成するために、薬学専攻、医療薬学専攻の二つの専攻課程を設け、選択科目にはより専門的な科目を配当している。また、問題解決能力を養うため、所属する研究室において最先端のテーマについて研究活動を行っている。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

授業科目として、基礎食品薬品科学、資源学、活性構造化学、衛生学、臨床栄養・臨床薬学、講座外関連科目に分類される計31科目と演習、研究指導が用意されている(資料79 大学院食品薬品総合科学研究科規則別表)ため、必要かつ体系的な配置がなされている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

(1) 大学全体

各学部・学科において、教育目標に基づいた教育課程を編成している。体系的なカリキュラムを編成することで、教育効果を高めている。また、セメスターごとに「学生による授業改善アンケート」(資料111)を実施し、学生への授業理解度等を確認している。大学経営評価指標における「年度単位修得率」「卒業者の単位修得率」(資料173)を参考にして、カリキュラム全体及び個別の授業科目の内容について検証を行い、その結果、改善が必要と判断されるものについては、質の高い教育が担保されるようほぼ4年に1回の周期でカリキュラム改正を行い、時代のニーズに合うよう対応している。

(2) 法学部

- a. 法学部は、2007（平成 19）年度より新たな教育課程を導入しており、新たな教育課程は、共通教育科目と専門教育科目とに大別される。
- b. 法学部を卒業するには、共通教育科目については 24 単位以上、専門教育科目については 90 単位以上、をそれぞれ修得し、さらに、全体で 124 単位以上を修得しなくてはならない。
- c. 共通教育科目は、リテラシー科目群とリベラルアーツ科目群からなっている。リテラシー科目群は、外国語分野、情報分野、基礎思考分野および社会人入門分野から構成されており、卒業するには外国語分野で 8 単位以上を修得しなくてはならない。リベラルアーツ科目群は、人文科学分野、社会科学分野、健康科学分野および地域学分野からなっている。
- d. 専門教育科目は、基礎専門教育科目、一般専門教育科目、関連科目および総合科目からなっている。
- e. 基礎専門教育科目は、幅広い基礎的な法律・政治・情報の知識を身につけることを目的として、主に 1 年次生向けに配当されており、卒業するには 10 単位以上を修得しなくてはならない。
- f. 一般専門教育科目は、法学部で学ぶべき伝統的な専門科目に加え、在学中の資格取得を支援するための科目および卒業後の進路または職業選択に向けた準備をするための科目から構成されている。
 - g. 法学部は、2006（平成 18）年度以前の教育課程においては、履修者の自由な履修を促すという趣旨から、必修科目あるいは選択必修科目を設けていなかった。この点につき、現行教育課程の策定時に、学生の基礎学力が年々低下する傾向にあり、法学部の学生として相応しい憲法、民法および刑法の最低限の基礎知識を身につけさせる機会を設けるべきである、との反省が学部内で起こった。そこで、この反省を踏まえて、法学部は、1、2 年次配当の専門教育科目のうち、「憲法 I」、「民法総則」（以上各 4 単位）および「刑法概論」（2 単位）を主要科目に指定し、これらを新たに選択必修科目とした。進級するには、6 単位を修得しなくてはならない。
 - g. 「憲法 I」、「民法総則」および「刑法概論」といった「主要科目」の選択必修化に伴い、学生のなかには、これら「主要科目」の講義内容を一度では十分に理解することのできず、学習に躓き単位の修得が困難となる者が現れることが予想された。そこで、法学部は、主要科目の学習に不安を覚えたり躓いたりした学生を対象に、サプリメント科目のなかにリメディアルとして、「リメディアル憲法 I」、「リメディアル民法総則」および「リメディアル刑法」（以上各 2 単位）を設けている。なお、サプリメント科目には「アドバンス」もある。アドバンスは、講義内容以上の専門的な知識を学びたいという意欲的な学生を対象とした科目である。
- h. コア科目は、法学および政治学の基本的な科目並びに応用発展的な科目を、A 群と B 群とに分類している。選択するコースによって、A 群と B 群の科目は異なる。いずれのコースにおいても、卒業するには A 群に属する科目から 32 単

位以上を修得しなくてはならない。

- i. 法学検定実務科目は、1年次から受験可能な法学検定試験（4級、3級、2級）の対策のための科目である。
- j. 実務科目は、法学部が学術交流協定を締結している兵庫県下の法律関係の諸団体（兵庫県弁護士会、兵庫県司法書士会および兵庫県行政書士会）、神戸市、企業その他から派遣された実務家が実務経験に基づいて講義をする科目である。
- k. 演習科目は、「基礎演習」（1年次配当、前期2単位）、「演習Ⅰ」（2年次配当、通年4単位）、「演習Ⅱ」（3年次配当、通年4単位）、「演習ⅢA」（4年次配当、通年4単位）または「演習ⅢB」（4年次配当、前期または後期2単位）、「卒業論文」（4年次配当、通年4単位）からなっている。
- l. 特別演習科目は、公務員試験の一般教養試験、法科大学院適性試験などの対策のための科目からなっている。
- m. キャリアトレーニング入門は、「キャリアトレーニング入門Ⅰ」（1年次配当、2単位）および「キャリアトレーニング入門Ⅱ」（1年次配当、2単位）からなっている。キャリアトレーニングは、主にインターンシップを通じて、職業選択について考える機会を学生に与え、学生の就業意欲を高めるための科目である。
- n. 関連科目は、経済学部および経営学部の専門科目からなっている。
- o. 総合科目とは、法学検定、宅地建物取引主任者、ファイナンシャル・プランナー、行政書士、社会保険労務士、司法書士などの一定の資格を取得した学生に、取得した資格に応じて単位を認定する科目である。

〈3〉 経済学部

2004（平成16）年度のカリキュラム改正で、入門演習と基礎演習を新設して以来、導入教育に取り組んでいる。1年次前期の入門演習は大学で必要な学習の基本を学ぶ科目である。2010（平成22）年度は世界思想社編集部編『大学生 学びのハンドブック』を1年次生全員に配付して、勉強の仕方を指導している。1年次生後期の基礎演習は学習の基本は押さえながら、専門的学問への準備が狙いである。

情報教育については、新入生にノートパソコンを必携として情報処理教育に力を入れてきた。現在、共通教育科目の基礎情報処理実習Ⅰ・Ⅱを1年次生の履修登録指定科目として、入学後に大学で必要なパソコン操作による資料作成能力と情報モラルを修得させている。

〈4〉 経営学部

コースごとの特色に応じた科目配置を行い、適切な教育内容を提供している（資料42）。毎期学生による授業改善アンケートを実施し、分析結果を適切かつ迅速にFD活動につなげている（資料111 p.11）。学生と教員による懇談会を実施し、学生への講義内容の浸透度について調査を実施している（資料155）。

〈5〉 人文学部

各学科・コース・領域ごとに開設した専門教育科目において、専門知識の教授を行っている。また学生による授業改善アンケートを学期ごとに行うことにより、

教育内容が相応しいかどうか検証している。

以上により、自らが選択した領域の科目を中心に、他領域・他コースの科目、他学科の関連科目を履修することにより、主体的に自らの興味を広げ、幅広い教養を身に付けることができている。

(6) 総合リハビリテーション学部

講義名において、指定教育課程や国家試験に対応した講義と内容を提供している。学年次の目標を明示している専攻においては、それらの目標に相応しい教育内容、科目設定を行っている。

(7) 栄養学部

管理栄養士養成課程については、教育内容の情報交換を行う「管理委員会」を設置している。臨床検査技師養成課程について、教育内容の情報交換を行う「臨検委員会」を設置している。管理栄養士および臨床検査技師の国家試験対策の学内試験作成時に、各教員の授業内容に関する問題を同じ専門領域の複数の教員がチェック（ブラッシュアップ）している。教育課程の編成・実施方針に基づく各課程に相応しい教育内容の提供に関して、＜基礎科目から応用科目への教育方針＞を徹底している。1、2年次は講義中心の教育、3年次は実験・実習中心の教育、4年次は臨地実習中心の教育を行っている。併せて、4年次では、総仕上げ的な教育を行い、将来管理栄養士や臨床検査技師等として活躍できる教育を行っている。また、3年次後期から4年次後期にかけて、学生に学習した知識を徹底整理するために総合試験を実施している。

学生による授業改善アンケートの学生の意見を開示すべきである。教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目を適切開設、および教育課程の体系的編成に関して、構築された体系的編成は進行されるべきであるが、教員もまた教授会も継続的な検証もキーポイントであり、時代の変化に対応しながら、体系化された教育課程に組み入れることも重要である

(8) 薬学部

教育のガイドラインとして示されている、薬学教育モデル・コアカリキュラム（資料171）に従い講義が行われている。このモデル・コアカリキュラムの中には、学生が習得すべき項目、および学生が習熟すべき到達度が示されており、教員はそれに従って講義を行っている。よって、各講義では、それに相応しい教育内容を提供している。

(9) 学際教育機構

学際教育機構では、講義科目、演習科目、実習科目を設けているが、実践教育を中心とした方針に基づいて、特に実習科目を充実している（資料49）。

講義系の科目では、連携講座を数多く設けている。共通科目である「危機管理論」は、兵庫県庁の危機管理の専門家を招いて実施されている。防災・社会貢献ユニットでは、たとえば、「阪神・淡路大震災研究Ⅰ・Ⅱ」では神戸市危機管理室を中心とした震災経験者の専門スタッフ、「社会貢献論Ⅰ」では JICA の専門家、「災害情報論」では読売新聞、読売テレビ、関西ラジオの記者や編集者による実

践や実務に基づいた授業内容が展開されている。スポーツマネジメントでは、スポーツが「科学論Ⅰ」において、一流スポーツ選手やスポーツ企業のマネジメントに携わるスタッフによる体験に基づいた講義が行われている。

ところで、学際教育機構共通科目のなかの実習科目で特に重視しているのが、「海外実習Ⅰ」「海外実習Ⅱ」と「インターンシップ」である。防災・社会貢献ユニットでは、開発途上国での実習で国際協力活動について学ぶことを主目的としている。具体的には、カンボジア、インドネシア、フィリピンといった開発途上国における現状とODAやNGOの協力活動の実態調査などが行われている。一方、スポーツマネジメントユニットはアメリカを中心に最新のスポーツ科学やマネジメントを学ぶことを主眼として実習を行っている。「インターンシップ」では、防災・社会貢献ユニットでは、NPOやNGO、国際機関を中心に、スポーツマネジメントユニットでは、民間アスレチッククラブや福祉施設を中心にインターンシップを実施している。

また、防災・社会貢献ユニットでは、防災実習Ⅰや防災実習Ⅱ、防災実習Ⅲ、社会貢献実習Ⅰ、社会貢献実習Ⅱ、社会貢献実習Ⅲはすべて2コマ連続の授業とし、学外実習など現地や現場での実習授業が行い得るように工夫している。さらに、救命処置実習は、救命インストラクターの資格を取得できる授業であり、ハイレベルな危機管理能力や救命能力を取得できるような内容となっている。

スポーツマネジメントユニットでは、各種スポーツ種目やレクリエーションの実習科目を設けており、講義科目と合わせて、「日本体育協会公認スポーツ指導者」「認定ストレングス・コンディショニングスペシャリスト(CSCS)」やレクリエーションインストラクター」「健康運動実践指導者」など種々の資格を取得できるような内容となっている。

〈10〉 共通教育機構

リテラシー科目群は大学で学んだ専門知識や教養を社会で活かすために、社会への突破口となる基礎思考力、専門職や社会人として必要な基礎的な実践能力の育成を図っている。外国語と情報の分野のみならず、基礎思考分野、社会人入門分野を加えている。初年次教育の導入科目として、第1 Semesterにおいて各分野の入門科目を、第5、第6 Semesterにおいて社会人入門科目を開設している。リテラシー科目群の科目分野は、外国語分野、情報分野、基礎思考分野、社会人入門分野に下位区分される。以下、各分野区分について説明する。

a. 「外国語分野」は社会的ニーズの高い分野であるが、苦手としている学生も少なくないことから、少しでも語学アレルギーが払拭できるようなプログラムとクラス運営に配慮する一方、語学科目を副専攻的に履修することを希望する学生にはハイレベルの教育プログラムを提供している。外国語はさらに英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮（韓国）語、日本語（外国人留学生向け）に下位区分される。

ア. 「英語分野」は習熟度別クラスの「標準英語」と英検、TOEIC・TOEFLなど検定試験を目的とするオプション的なハイレベルクラスの「実践英語」の2編成にしている。さらに、「英会話」「英文リーディング」は基本的には

オプション的位置づけであるが、英語能力を徹底して伸ばしたい、あるいは苦手だが英語を得意にしたい学生に主体的に履修させたい科目として設置している。

- イ. 「その他の外国語分野」は、近年、さまざまな分野における中国との関わり
の観点から、中国語に標準型と会話型の2種類のクラス編成を実施している。
また、ドイツ語・フランス語・朝鮮（韓国）語・日本語を提供している。
- ブ. 「情報分野」は「基礎情報処理」「情報処理応用」の2科目を提供する。前者
はインターネット、メール、オフィスなど社会人として修得しておくことが望
ましいレベルの情報実習科目であり、後者はプログラミングを含めた応用的・
実用的レベルの実習科目で、上級の資格取得・検定受験合格も視野に含めてい
る。
- ク. 「基礎思考分野」は各学部での専門教育の基盤形成、あるいは社会への関門突
破のベースとなる基礎的な思考能力を養う分野である。この分野はさらに以下
の3つに下位区分される。
 - ア. 「文章表現」では小論文やレポートの作成法など、大学や社会での文章作
成法の基本を修得させる。
 - イ. 「文章読解」「数的思考」では文章の読解力、数的・論理的思考力を磨くこ
とによって就職試験・公務員試験に対応する基礎を修得させる。
 - ウ. 「時事・現代用語」では新聞・ニュースなどを活用する上での常識、時事
問題についての基礎知識や基本的な情報収集方法を修得させる。
- ク. 「社会人入門分野」は各学部のキャリア関連科目の補完的な役割の科目として
開講している。実際に、卒業後の進路決定に向けて就職活動を始める時期に、
社会への関門を突破するうえで必要な、あるいは社会人として最低限必要とさ
れる知識・情報・技能を、実践的な観点から修得させる。「リベラルアーツ科
目群」は専門分野を超える広い視野と柔軟な思考力を持つ専門職・社会人とし
て成長するために自らの主体的・自主的な選択によって切り開く科目群である。
その特色を挙げれば、多彩な科目設定や各分野に複数学部の専任教員による学
部を超えたコラボレートが可能な科目を配置するとともに、各分野に「演習科
目」を設定して複数学部の学生が少人数クラスで刺激し合う機会を増やしてい
る。

リベラルアーツ科目群の科目分野は、人文科学分野、社会科学分野、健康科
学分野、地域学分野に下位区分される。以下、各分野区分について説明する。

- ア. 「人文科学分野」は人文学部を中心に運営され、自然科学系・社会科学系の
学部の学生に文化・歴史・芸術などの基礎素養を修得させる。科目によっては
他学部の専任教員が担当又は分担する。
- イ. 「社会科学分野」は法・経済・経営学部の専任教員を中心に運営され、科目に
よってはそれ以外の学部の専任教員が担当又は分担する。
- ウ. 「健康科学分野」は栄養・薬学・人文・総合リハビリテーション学部を中心と
して運営される学際的分野であるとともに、「健康」をイメージ・フレーズと

する本学の特色の一つである分野である。文系学生に自然科学の常識的な知識を与えること、特に「薬の科学」「食の科学」などは社会的な背景や文化的背景なども含めた内容にして文系の学生にも興味を持たせるようにしている。さらにスポーツ関連科目も加えている。

d. 「地域学分野」は本学の周辺地域環境を意識し、これまでの実績も踏まえつつ地域自治体などとの連携も視野に入れている。

〈11〉 法学研究科

本研究科は、法学部に基礎を置き、本研究科の教育内容と法学部の教育内容とが連動している。修士課程の教育課程は、法学部の専門教育を念頭に構成されており、本学法学部から本研究科に進学した学生にとって、大学院に入って初めて学ばなければならない専門科目は、原則としてない。また、「特殊講義」は、法学部での学修内容を踏まえ、それを発展させる内容となっている。

さらに、法学研究科担当教員に加え、実務法学研究科(法科大学院)教員、若干の非常勤教員(税理士等実務家を含む)が担当することによって、いっそう適切な教育内容の提供を図っている。兵庫県行政書士会との提携(資料174)にかかる科目につき、現職の行政書士が受講し、双方向的な授業の展開は、教育内容を充実させるものとなっている。

〈12〉 経済学研究科

修士課程の教育課程は、分野別に編成されており、学生は分野における専攻科目を定め、その専攻科目を担当する指導教員と協議することにより、履修科目を体系的に選択することができ、修士課程に相応しい教育内容を提供しているといえる(資料51 p.55-56)。

博士後期課程の教育課程は、経済学分野と経営学分野があり、学生は分野から専攻科目を定めることにより、指導教員を決定している。学生は、指導教員の指導により学生は体系的に履修科目を選択することが出来ることにより、博士後期課程に相応しい教育内容を提供しているといえる(資料51 p.57)。

〈13〉 人間文化学研究科

修士課程においては、講座・系ごとに、方法論を重視した講義、専門化すると同時に幅を持たせた特殊講義を提供し、学問分野の系統性・体系性を習得させるとともに、さらに演習によって自己の研究を深めるようにしている。また、ワークショップでは、実用性の外、学際性や学問分野の融合化を意図して科目を開設している(資料51 p.91-97、p.105-175)。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

各教科担当者は、教育の目的、育成する人材を教育するための目標に相応しい教育内容、科目設定を行っている。

〈15〉 栄養学研究科

各課程に相応しい教育内容を提供している。

〈16〉 薬学研究科

選択科目はほぼ全ての科目を毎年開講し、より専門的な教育内容を提供している。また、医療薬学専攻においては、半年の病院実習を行うことにより、実務経

験を重ね、学位取得後に高度な知識、技能を持った薬剤師として医療現場で即戦力となれるような教育内容を提供している。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品・薬品に関する学際的総合研究を行うための創造的能力の育成と、高度専門職業人の育成を目指し、基礎食品薬品科学から臨床栄養・臨床薬学、講座外関連科目に到る教育内容を提供している（資料 79 大学院食品薬品総合科学研究科規則別表）。

2. 点検・評価

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

① 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

現行の教育課程を経た学生の卒業は 2010（平成 22）年度以降のことであるが、進級制度の導入により、今後、標準修業年限（4 年間）で卒業する学生の割合が高まるものと予想される。

〈4〉 経営学部

体系的な科目編成となるように経営学部の科目改廃の検討を、教授会で適切に行っている（資料 175）。

〈5〉 人文学部

専門分野を中心に、幅広い教養を身に付けることができるカリキュラムになっている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

国家試験受験のためには、必要な授業科目を満たしている。また、ディプロマポリシーに対応した授業科目を設定している。

社会リハビリテーション学科では履修モデルを提示することで、各学生が希望するコースを例示し、それぞれに対応した履修プログラムを作成できている。

〈7〉 栄養学部

担当教員が作成した各授業科目のシラバスを教務委員が点検しているため、教育課程を体系的に編成できている。教務委員や栄養学部教授会において、各授業科目の担当教員がシラバスどおりに講義を行っているか、チェックや検証、そして、さらなる改善を実施する。教務委員が出席簿を管理し、教務センター（大学事務）が休講と補講の状況を把握することで、毎年の補講率は 100%を維持している。〈基礎科目から応用科目への教育方針〉に従い、学生は年次進行でカリキュラムを履修している。

〈9〉 学際教育機構

多くの科目が体系的に編成されているため、学生にとって多くの選択肢がある。したがって、学生の多様な価値観や興味に対して対応できている。特に、実習の

授業を多く設けており、学生が講義やゼミナールで学んだことを実体験できるような構成になっていることが、学生の興味や好奇心に答える結果となっている。

〈11〉 法学研究科

法学・政治学の各分野をほぼ網羅する科目を開講することによって、学生の多様なニーズに応える教育課程となっている。とりわけ、兵庫県行政書士会との提携にかかる科目を開設し、かつほぼ毎年開講科目を拡充することによって、現実社会のニーズおよび実務的視点に適時に対応する科目編成を行っている。

〈15〉 栄養学研究科

カリキュラム改正により、管理栄養士養成の新カリキュラムに則した教育を行えるようになった。さらに社会人を対象にした講義を夜間および土曜日に開講したため、社会人が職業を持ったまま大学院で教育を受けることができるようになった。

〈16〉 薬学研究科

選択科目を履修する事により、生物系・有機系に偏ることなく、最先端の広い知識を習得出来るようなカリキュラムとなっている。また、英会話、専門英語科目を開講し、国際的な広い見地に立って物事を考えられる技術も養っている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

各コースにおける教育の特色が外部によく伝わっていない、との指摘が学外の関係者からされている。各コースの意義を再確認した上で、コースごとに教育の特色を打ち出すための施策（たとえば、コース独自の科目の設定や行事の実施）を検討する必要がある。

〈3〉 経済学部

問題解決能力とプレゼンテーション能力の形成段階であるサード・ステージでは、専門演習と卒業論文は必修ではない。専門演習および卒業論文と同じ単位数を講義科目で修得しても卒業できる。これは卒業論文を作成できない学生への配慮であるが、他面では、卒業論文という科目が意図する作業をしなくても卒業できるわけで、「学位認定の質保証」がすべての卒業生に平等に行われているとは言えないところがある。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

現在は新カリキュラムへの移行中であるが、科目とカリキュラムポリシーとの整合性をより詳細に確認する必要がある。同様に、ディプロマポリシーとの整合性についてもより詳細に確認する必要がある。

社会リハビリテーション学科では、一旦決めた履修モデルに対して、資格試験の受験システムが変更になった場合、卒業してから資格をとりなおすなどの修正が容易でないので、学生は注意深く履修モデルを選択しなければならない。

〈8〉 薬学部

一部の項目において科目間連携が十分ではない。6年制薬学教育は、現在進行中であり薬学教育モデル・コアカリキュラムも見直されつつあることから、今後は本学の現状にあわせたカリキュラムの再構築が必要である。

〈9〉 学際教育機構

いくつか非開講の授業があり、全てを開講できるように努力したい。

〈11〉 法学研究科

法学部の法律学科一学科化、コース制導入を受け、修士課程各専攻における開設科目・分野の編成について、再検討する必要がある。

〈12〉 経済学研究科

改善すべき事項としては、学生側の教育ニーズの変化への対応が遅れがちであることが挙げられる。

〈15〉 栄養学研究科

将来、副専攻の導入が必要である。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

① 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

教育課程の編成方針に基づいたカリキュラムを編成し、各学部の掲げた教育目標を実現するための授業科目を展開している。学生や社会の多様なニーズに応えるため、大学設置基準第5条により、各学部において、専攻やコース、領域制（資料40～資料46）を導入している。学生は将来の進路を見据えたコース・領域等を選択し、集中的に関連科目を履修している。一例を挙げると、法学部では、法科大学院への進学や法職を志望する学生を対象とした「法職コース」を開設している。

〈2〉 法学部

カリキュラム改編によって以下の効果が指摘できる。

- a. 主要科目の設定により、憲法、民法、刑法といった法学の基本科目について全く学習せずに卒業する、といった学生はいなくなった。
- b. サプリメント科目（資料40 p.58）の設定により、一方では、リメディアルで学習に不安を覚えたり躓いたりした学生に早期の学習支援を行うことが可能となり、他方で、アドバンスで講義内容以上の専門的な知識を求めたいという学生の要望に応えることができる体制が整った。
- c. 基礎演習の設定により、大学の学習だけでなく、生活にも躓きやすい学生に対する早期の指導および支援が可能となった。
- d. キャリアトレーニング入門およびキャリアトレーニングの設定により、教育課程の中で、学生の就職に対する意識を高め、社会人として必要な基礎能力の養成を支援することができるようになった。
- e. 総合科目の設定により、教育課程の中で、学生の資格取得の成果を評価することができるようになった。

〈4〉 経営学部

毎期学生による授業改善アンケートを実施し、分析結果を個別教員がFD活動に活用している。また、学生との懇談会の報告結果も個別教員がFD活動に活用している。学生による授業改善アンケートにおける授業内容の理解についての分析結果では、いずれの項目も前回調査より改善を示した（資料111 p.11、p.19）。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各教員が経験に基づき、国家試験に対応した教育内容を提供している。

〈9〉 学際教育機構

「危機感理論」が兵庫県庁、「阪神・淡路大震災研究Ⅰ」「阪神・淡路大震災研究Ⅱ」が神戸市役所、「社会貢献論Ⅰ」がJICAなど提携授業が充実しており、学生の興味に沿った教育内容を提供している。学外から招へいする専門家や実務家の講義は、学生のキャリアアップのためにも役立っており、2009（平成21）年度後期の「学生による授業改善アンケート」（資料111 p.69-70）においても「授業を受けることで興味や関心が増しましたか」という問いに対して、90%の学生が「思う」と答えている。

〈10〉 共通教育機構

実施方針に基づいて文理7学部にわたる多様な授業科目を開設し、学生の基礎素養を養成するための体系的なカリキュラムを編成することができている。

以下、個別に列挙する。

- a. 従来の学問分野に加えて「健康科学」や「地域学」の新しい分野を開設した。
- b. 各分野の入門科目を1年次前期に開講しているので、学生がその後の履修プランを考えやすい。
- c. 3年次に「社会人入門科目」を開設しているので、就職活動の方法や社会人としてのマナーやルールを修得できる。
- d. 「外国語分野」や「情報分野」に検定試験合格や資格取得を目的とする科目を開設しているので、学生のモチベーションを高める効果が期待できる。
- e. 「基礎思考分野」では、「数的思考」「時事・現代用語」など社会人としての基本的常識や基礎素養を修得できる。

〈11〉 法学研究科

法学研究科の現在の教育課程は、その授業科目の構成及び履修方法をみても、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項を踏まえたものであり、同時に、法学研究科の理念・目的のうちの「法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させる」ことを可能にするものである。

また、法学研究科教員による理論的内容の教育に加え、実務家を担当者とする「特殊講義」の設置は、「現実社会の複雑・多様化した問題に対応した研究方法及びその成果を学修するための教育プログラムの導入」達成に向けた取り組みとして、実務的視点を加味した教育内容を提供している。学生の多様なニーズに対応した一定の進展として評価しうる。

また、「前期課程において、専門職業人の養成及び再教育という観点から、社会的要望の強い教育内容を学修するための教育プログラムを展開する」ことにつ

いても、税理士を目指す者を念頭に置いた授業科目「租税法特殊講義Ⅰ」「租税法特殊講義Ⅱ」の充実、あるいは行政書士再教育のためのプログラムの導入によって、目標達成に向けて着実な進展が認められる。なお、それらの現状について、効果と具体的改革の要否について意見交換を行っている段階であり、ここ 2～3年の状況を確認し、その後の対応を検討することになる。

(13) 人間文化学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づいたカリキュラムが編成されている。各講座・系ごとの演習と方法論、特殊講義によって専門性を深めると同時に、研究科基礎共通科目として開講されているワークショップでは、他の学問分野に関しても自由に学び、幅広い教養を涵養できる態勢をとっている（資料 51 p.91-108）。

(15) 栄養学研究科

全体として講義、演習、実験、研修をバランスよく組み合わせている。また臨床栄養研修や栄養教育研修など研修科目を実施している。

②改善すべき事項

(1) 大学全体

卒業要件単位数に対する基礎教養科目の修得必要単位数の割合において、学部間での隔たりが見られる。大学の教育基本理念にある「生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育」を全学的なレベルで統一的に実現させるためにも、大学全体としての意思統一を行い、基礎教養科目修得条件の平準化を図ることが必要であると考え（資料 52）。

(2) 法学部

- a. 基礎演習において、新入生に何を、どのように学ばせるかについて、担当教員間に共通の理解が十分に形成されているとは言えない。個々の教員の試行錯誤の経験を共有することにより、学部全体で基礎演習の目的と内容について共通の理解を形成することが必要である。
- b. 現行の教育課程のもとでは、3年次で卒業所要単位を修得し終える学生が増えている。そこで問題となっているのは、そのような学生が就職活動を優先させ、4年次に「コア科目」、「演習Ⅲ」および「卒業論文」を履修しない傾向にあることである。4年次生に対する教育の意義と方法とを再検討し、必要に応じて今後予定されているカリキュラムの改正にその結果を反映させていくべきである。
- c. キャリアトレーニング入門およびキャリアトレーニングにおいて、とりわけ社会経験に乏しい 1～3年次生に職業選択について考えさせ、就職に向けた心構えを身につけさせることは容易ではない。就職に関連するこれらの科目は、法学部の大多数の専任教員が担当することのできないものである。それだけに、卒業生その他の学外の関係者の協力を得て、特にキャリアトレーニング入門の内容を改善していく必要がある。

(6) 総合リハビリテーション学部

各専任教員間での講義内容の調整、確認は個人レベルであり、これを行う公式

の会議が開催されていない。さらに、専任教員と非常勤講師間での講義内容の調整が行われていない場合が多い。専任教員全体がディプロマポリシーに準じたカリキュラム構成であることへの認識度が低い。

〈8〉 薬学部

薬学教育モデル・コアカリキュラムに従い講義が行われているため、それに十分な教育内容を提供しているが、モデル・コアカリキュラムの内容をより発展させた項目については、時間的制約もあり、一部の科目でしか提供できていない。今後、カリキュラムの再構築にあわせ、改善が必要である。

〈9〉 学際教育機構

連携授業は、オムニバスの場合が多く、授業内容に重複がみられる場合があり、改善すべきである。

〈11〉 法学研究科

担当教員の退職・転出等により不開講となる科目が増加傾向にある。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

各常勤教員間で講義内容の調整、確認が必要である。

〈15〉 栄養学研究科

専攻分野に相応しい優秀な人材確保のため人事委員会を設置し、教員採用時には公募制を導入する必要がある。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

相応しい教育内容であるか否かの検討は、具体的な問題が表面化あるいは指摘されないかぎり実施されていない。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

ポートアイランドキャンパス移転を期に新カリキュラムを導入したが、その中公務員試験・資格取得に関する科目の充実を図った。これにより、学生の公務員試験・資格取得についての意識が高まっている。今後は、専門教育科目との連携をさらに図り、資格試験合格率を上げることが期待される。

〈4〉 経営学部

概ね4年に一度（次回は2011（平成23）年度の予定）、カリキュラムの見直しを行い、科目改廃の検討を通じて、体系的な科目編成にする予定である。

〈5〉 人文学部

今後も4年ごとにカリキュラムについての検証を引き続き行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

社会リハビリテーション学科での履修モデルが学生にとって適切なモデルで

あったかどうかの検証を行う。

〈7〉 栄養学部

ブラッシュアップによって、各授業科目における重複や欠如を点検・修正する。学生から各授業科目における重複・欠如の有無を調査し、学生からの意見を吸い上げながら検証を続けていく。管理委員会や臨検委員会で最新の国家試験の出題状況や傾向と対策などの情報を共有して、学内試験の出題に活かしている。毎年、国家試験の合格率から総合試験が有効に機能しているかを検証し、常に改善を続けていく。〈基礎科目から応用科目への教育方針〉を徹底して実施、4年次では総仕上げ的な教育を行い、また3年次後期から4年次後期にかけての総合試験を実施し、着実な成果を挙げている。総合試験は、国家試験対策の模擬試験であり、毎年実施される国家試験問題を吟味して、管理委員会や臨検委員会において次年度の傾向と対策を考える。

〈9〉 学際教育機構

教育課程の更なる発展を目指して、学際教育機構長、両ユニット長で検討委員会を設置する。

〈11〉 法学研究科

現在の開講科目は、法学・政治学の伝統的分野を基盤としており、発展的・先端的分野の科目開設、既存科目の再編成の可能性について、法学部教育との連携のあり方も含めて検討する。

〈15〉 栄養学研究科

さらに効果をあげるための方策として次の2点がある。

- a. 新カリキュラムの受講生の授業に対する反応を検証して効果的な再編を行う。
- b. 社会人学生の要望を取り入れ再編成も考える。

〈16〉 薬学研究科

社会からの要求に応じ、より臨床の場で活躍出来る知識が身につけられるような実践的なカリキュラムを新に設けられる薬学研究科博士課程で構築する予定である。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

現在の法学部のコース制については、コース間の違いが不明瞭であるという指摘がなされている。今後は、学生のニーズも踏まえてコースのあり方およびコースにおけるコア科目の見直しを行うことが求められる。この点については、すでに法学部教授会で将来のカリキュラム改正に向けた議論が進行中である。

〈3〉 経済学部

改善すべき方策については、2011（平成23）年度以降適用の新カリキュラムでは、卒業論文を作成しない学生に対しては「特講」科目（企業経済コースは「企業経済特講」、公共経済コースは「公共経済特講」、総合経済コースは「総合経済

特講」)を受講させ、コースの修了認定試験を課すことにした。したがって、学生は一定水準以上の卒業論文を書くか、コースの修了認定試験に合格しなければ卒業できなくなる。この仕組みを導入することによって、「学位認定の質保証」を現行よりも効果的に行うことができると考える。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

社会リハビリテーション学科の履修モデルは、2013(平成 25)年度の精神保健福祉士養成・教育課程改定にともない、さらに学生の履修状況や進路に合わせた教育課程に改定することを予定しており、2012(平成 24)年に申請を行い、2013(平成 25)年に開始する予定である。

〈8〉 薬学部

薬学教育課程のカリキュラムは、社会からの要求、学生の習熟度に配慮し、常に見直す必要がある。2011(平成 23)年度薬学部 6 年制完成後のカリキュラムの見直しのため新規委員会を発足させ、2010(平成 22)年度から活動を開始する。

〈9〉 学際教育機構

非開講の授業については、教務事務グループと打ち合わせを行い、非常勤の手配や予算処置を施し、全開講にむけて調整を行う。

〈11〉 法学研究科

兵庫県行政書士会との提携にかかる科目につき、専門職業人の養成および再教育という観点から、より体系的なプログラム化を検討する。

〈12〉 経済学研究科

学生側の教育ニーズの変化への対応が遅れがちであることが挙げられるので、迅速な対応が今後必要である。

〈15〉 栄養学研究科

医療系の他研究科との協力を検討する。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

① 効果が上がっている事項

(1) 大学全体

今後、将来的に継続して教育方針に基づいた教育内容を提供するためには、機能的な検証システムを構築し、発展的にコースや領域の見直しを図っていく。入学者の学力レベルについては、今後も継続して入学時のプレースメントテスト(資料 176)を行い、その調査分析結果を全学部を提供する。各学部においてはさらに分析を加え、カリキュラムや授業に反映させていくような体制づくりを行っていく。

また一方では、FD 活動を拡充させ、双方向授業や学生参加型授業などの導入について、さらに積極的に検討を加えていく。

(2) 法学部

学生の実態を踏まえてさらなるカリキュラム改編を予定している。

(4) 経営学部

より良い教育を提案できるように学生による授業改善アンケートのアンケート

項目や、学生と教員による懇談会の方法を再検討する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各教員が行っている教育の内容を各学科・専攻で検討し、国家試験あるいは卒業後の業務に必要な内容となっているかどうかの検討を行う。

〈9〉 学際教育機構

教育内容をさらに高めるために、学生による授業改善アンケートを実施し学生のニーズを把握したうえで、連携先と協議を行う。

〈10〉 共通教育機構

学生の基礎素養を養成するために体系的なカリキュラムを編成しているが、さらに教養教育に相応しい教育内容を提供するカリキュラム編成によって、専門教育へスムーズに移行できるよう、共通教育運営委員会において効果的な施策を講じる。

〈11〉 法学研究科

行政書士会との提携による教育プログラムについて、入学志願状況及び履修学生の評価を見極め、プログラムの有効性を組織的に検証する。

修士課程の特殊講義及び博士後期課程新設授業科目について、円滑な実施、その教育内容・方法の工夫・改善、有効性の検証を組織的に行う。

〈13〉 人間文化学研究所

研究所基礎共通科目として開講されているワークショップの内容に関して、さらに学際性・教養性および実用性を意識した構成を目指す。

〈15〉 栄養学研究科

臨床研修先を継続して確保していく。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

大学の教育基本理念のひとつである「生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育」を全学的なレベルで統一的に施すことが、大学全体の学士課程教育の礎を構築することになる。基礎教養教育の重要性を再確認し、共通理解のもと運営組織の再編も含めた共通教育の見直しを行う。

また、「建学の精神」の実践を新たな形で展開させる試みとして、全学共通の授業科目を開設する方向で検討する。

〈2〉 法学部

1年次から4年次までの継続的なプログラムおよびキャリア教育の一層の充実を図ることが必要である。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各教員が教育の理念や目標、ディプロマポリシーなどを参照しながら、各自の教育内容を確認するとともに、学科会議、専攻会議などの場で他の教員との間に教育内容に関して不足する部分や重複する部分などがいないかを確認して調整する。

〈8〉 薬学部

発展的な内容は、6年次に配当されている科目（2011（平成23）年度開講予定）

で一部行う予定である。また、2011（平成 23）年度のカリキュラム改訂する際、これら項目の改善にあたる。

〈9〉 学際教育機構

内容の重複については、事前に担当者会議を開き、調整を行うとともに、シラバスの点検を行うことで対処する。

〈11〉 法学研究科

不開講科目の減少のため、より多くの法学部専任教員（准教授を含む）が法学研究科科目を担当する可能性を検討する。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

各常勤教員間で講義内容の調整、確認は個人レベルであり、これを行う会議を開催する。

〈15〉 栄養学研究科

臨床研修先を継続して確保していく。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

教育課程、教育内容のチェック体制を補完する。

4. 根拠資料

資料 40 - 「履修の手引 2010 法学部」

資料 41 - 「履修の手引 2010 経済学部」

資料 42 - 「履修の手引 2010 経営学部」

資料 43 - 「履修の手引 2010 人文学部」

資料 44 - 「履修の手引 2010 総合リハビリテーション学部」

資料 45 - 「履修の手引 2010 栄養学部」

資料 46 - 「履修の手引 2010 薬学部」

資料 49 - 「履修の手引 2010 学際教育機構」

資料 51 - 「大学院履修要項 2010」

資料 52 - 「2010 共通教育はやわかり」

資料 79 - 「神戸学院大学学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学学科履修規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学大学院法学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則別表」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 111 - 「『学生による授業評価アンケート』調査報告書 2009（平成 21）年度後期調査（第 20 回）」

資料 130 - 「栄養士法施行令」

資料 131 - 「栄養士法施行規則」

資料 132 - 「管理栄養士学校指定規則」

資料 155 - 「学生と教員による懇談会報告（経営学部）」

資料 158 - 「総合リハビリテーション学研究科の設置の趣旨 資料 7」

資料 167 - 「共通教育科目開講科目一覧」

- 資料 168－「栄養士法」
- 資料 169－「臨床検査技師学校養成所指定規則」
- 資料 170－「臨床検査技師等に関する法律及び同施行規則」
- 資料 171－「2005（平成 17）年 10 月 薬学教育モデル・コアカリキュラム合本」
- 資料 172－「社会活動貢献支援士パンフレット（学際教育機構）」
- 資料 173－「大学経営評価指標 使命番号 2『教育機能の充実』 指標番号 07『卒業者の単位修得率』 指標番号 91『年度単位修得率』」
- 資料 174－「神戸学院大学法学部と兵庫県行政書士会との学術交流協定・覚書」
- 資料 175－「2009 年度第 7 回経営学部教授会議事録」
- 資料 176－「2010（平成 22）年度共通教育基礎学力調査実施計画書」

(三) 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

(1) 大学全体

全学部において、適切な講義形式、演習形式および実習形式をそれぞれ採用して実施している。共通教育科目や社会科学系学部専門教育科目においては、配当学科指定、年次指定、クラス分けを行い、多人数教育を避ける努力をしている。語学クラスの少人数化、初年次から演習形式を取り入れるなど少人数教育を実施している。理系学部における実習・実験科目では、徹底した少人数教育を実施している。学習指導においては、各学期に全学部で履修の手引（資料 40～資料 46）をもとに各学部教務委員および事務職員が履修ガイダンス（資料 178）を行い、適切な履修登録を指導している。また、学年初めに履修相談期間（資料 179）を設け、各学部教員が個別の履修相談に応じている。全学部の各教員に、指導教員として個々の学生の成績をもとに学習指導をできる体制として成績表を配付している。

単位の実質化を図る観点から、大学設置基準の規定に沿うよう授業時間の確保を徹底した。従来は半期 14 回の授業と 1 回の定期試験であったところを、2010（平成 22）年度より、定期試験を含めずに 15 回の授業を確保する学年暦（資料 180）としている。

一方、大学院では、総合リハビリテーション学研究科において、社会人の学修に配慮した教育方法を採用している。具体的には、長期履修制度による修業年限の延長（資料 79 総合リハビリテーション学研究科長期履修細則）や同一授業科目の平日 5、6 時限実施、共通科目の土曜日開講（資料 72）といった時間割体制を導入している。

また、人間文化学研究科では修士論文の中間発表会（資料 181）を行うなど、学位の質を保証するための研究指導體制を確立している。

(2) 法学部

- a. 卒業所要単位 124 単位。その内、共通教育科目から 24 単位以上、専門教育科目から 90 単位以上の取得が必要である。2007（平成 19）年度より始まった新カリキュラムでは、1 年次に法学・政治学の基礎知識を十分に学ぶために基礎科目を履修必修科目として設定した（「基礎専門教育科目」）。またその他の重要科目を「主要科目」として設定した。3 年次への進級には、前者から 10 単位以上、後者から 6 単位以上の修得が求められる。
- b. 新カリキュラムでは法律・行政・企業・国際の 4 コースを設け、1 年次秋にコース選択することになった。
- c. 法学部オリジナルサイト（資料 182）の充実により、そこから学生は各種データベースを利用できる。データベース利用法の講習会も開いている。
- d. 約 30 名の教員が 1 年次前期に基礎演習を担当し、法学・政治学の基礎のみならず、大学生活に円滑に馴染めるようにサポートしている。
- e. 新カリキュラムでは「リメディアル」科目を設け、授業について行くのが困

難な学生へのフォローを図っている。また「アドバンス」科目により、成績優秀者の知的好奇心をさらに掻き立てることも狙っている（資料 40）。

〈3〉 経済学部

教育目標の達成に向けて、経済学部では次のような制度を採っている。これらの内容は、「履修の手引」（資料 41 p. 52-58）に明記している。

a. セメスター制

経済学部の科目はすべて前期（春学期）と後期（秋学期）の 2 学期に分けて、4 単位科目をメインとしつつ、一部には 2 単位科目も併せて開講している。単位認定も学期ごとに行う（法学部提供の法学関連科目を除く）。4 単位科目は 1 週間に 2 回の授業を行うことになっているが、多くの科目は 2 時限連続講義である。基幹科目のような重要な講義科目は前期および後期ともに開講し、1 年度に 2 回の履修機会を設けている。

b. コース制

各自の希望する進路目標に応じた学修ができるように、進路への適合性を重視した専門のコースを設けている。コース選択は入学後 1 年を経て、経済学部と経済学学習に馴染んだ後、ゼミ選択と同時期に行うことになっている。

3 つの専門コースは、民間部門（企業経済）と公的部門からなる現代社会の特性に合わせて構成されている。経済の基本的理論や思考、また、日々変化する経済情勢の最新の知識などを学びながら、将来進みたい分野に合わせて専門性を高めることを目的としている。

c. 履修科目登録の上限設定

2003（平成 15）年度以前入学生については、卒業要件である 124 単位のうち半分以上の 76 単位（教養総合教育科目 24 単位、専門教育科目 52 単位）を 4 年次に修得すれば卒業できる状況になっていた。この状況を改善するため、2004（平成 16）年度入学生から履修制限を年次均等にし、かつ単位数の上限を引き下げている。

2004（平成 16）～2006（平成 18）年度入学生の場合は、1 年次前期は教養総合教育科目 14 単位、専門教育科目 12 単位、1 年次後期は教養総合教育科目 12 単位、専門教育科目 14 単位とし、2、3 年次は教養総合教育科目と専門教育科目を合わせてセメスターごとに 26 単位、4 年次は各セメスターで 32 単位とした。

2007（平成 19）年度入学生から、1 年次においてはセメスターごとに共通教育科目 12 単位、専門教育科目 12 単位、2 年次以上においてはセメスターごとに共通教育科目・専門教育科目の合計に 24 単位の履修制限（修得可能単位数）を設けている（次表参照）。2011（平成 23）年度以降も、現行どおりに履修制限を設けることを決定している。

年次 科目	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通教育科目	12 単位	12 単位	24 単位	24 単位	24 単位	24 単位	24 単位	24 単位
専門教育科目	12 単位	12 単位						

また 3 年次までに卒業に必要な単位を修得し 4 年次にまったく科目を履修しないことは修業年限を 4 年以上としている趣旨に反するとの考えから、4 年次における修得単位数を卒業要件の一つとして算入している。即ち、2004（平成 16）年度入学生からは、4 年次に通算で 10 単位以上の専門教育科目の単位を修得しなければならないという卒業要件を設けている。

d. 履修制限による留年の確定

留年生に対応するカリキュラムの作成が難しいことから、形式的な留年制度は実施していない。しかし修得単位不足のために 4 年間で卒業できないことが明らかとなった場合には、早い段階で学生本人や保証人にその旨を通知して、指導している。

2007（平成 19）年度入学生から各セメスターで履修できる上限を 24 単位に引き下げたことで、2 年次以降、下記の表に示されている単位数を修得できない場合、4 年間で卒業できないことが確定することになっている。この点では、事実上、留年制度を導入したことになり、これは、形式的な留年制度を導入することを本学部が控えている理由の一つでもある。

	前期終了時点	後期終了時点
1 年次		
2 年次	4 単位	28 単位
3 年次	52 単位	76 単位
4 年次	100 単位	124 単位

e. 学習管理のためのプログラム

学生が自己の学修の成果を管理し、勉学のモチベーションを高めることができるように、学年ごとに標準修得単数（数値基準）を設定している（下表参照）。標準修得単数は 1 年次 38 単位、2 年次 38 単位、3 年次 38 単位、4 年次 10 単位である。次に年間修得単位数（25・32・38）を設けて、前年度終了時点での修得単位数に基づいて、成績を A～D の 4 つのゾーンに分けている。このうち C と D が成績不振者に該当する。これらの内容を含んだ成績表を学生の保証人等に送付している。

また、1 年に 1 回、本学のキャンパスも含めて、各地で本学の教育後援会

と連携して、保証人を対象として教育懇談会を実施している。その際に単位修得状況などを説明している。

ゾーン	評 価	基 準		
		1 年次 終了時	2 年次 終了時	3 年次 終了時
A	経済学部が定める標準修得単位数に到達しています。	38 単位以上	76 単位以上	114 単位以上
B	経済学部が定める標準修得単位数に到達していませんが、成績不振者には該当しません。	38 単位未満 32 単位以上	76 単位未満 64 単位以上	114 単位未満 96 単位以上
C	成績不振者に該当します。一層の努力が必要です。	32 単位未満 25 単位以上	64 単位未満 50 単位以上	96 単位未満 76 単位以上
D	成績不振者に該当します。相当の努力がない場合には、4 年間で卒業することは無理です。	25 単位未満	50 単位未満	76 単位未満

f. 学習管理システムの導入

学生には、学期ごとに主体的に学習プランと到達目標を設定することを促し、それらを文章化した「学習シート」（資料 183）を指導教員に提出させている。「学習シート」は、個々の学生が入学から卒業までの 8 回のセメスターを経る中で、自己の PDCA サイクルを構築し、社会に出てからも有益な自己改善の手法を身につけてもらうことを目的として、経済学部では 2004(平成 16)年度から導入・実施している。この「学習シート」をもとに、到達度のチェックと反省を繰り返しながら卒業（希望進路）という目標に到達するように指導している。

「学習シート」には、「学習シート A」と成績不振者（C・Dゾーン）に実施する「学習シート B」がある。特に成績不振者の学生は、学習シート B の作成を通じて、次学期には Bゾーン（Cゾーン）以上の成績が取得できるように具体的な数値目標を設定させている。

g. 指導教員制度

1 年次から指導教員制度を採用しており、各指導教員は成績表や「学習シート」をもとに学習指導を実施している。1 年前期の入門演習については、入学生を 23 クラス程度のクラスに分け、1 名の教員が 16～17 名を指導している。1 年後期からは演習に属する学生については演習担当教員が指導教員

になる。演習に属さない学生にも、必ず指導教員を付けている。

「学習シート」は、学生が自己改善に努めているかどうか、また、指導教員との相談の必要性があるか否かが分かる仕組みになっているので、教員は「学習シート」に基づいて個別指導することができる。

加えて、オフィスアワー制度があり、全教員が授業期間中に指定した時間帯に研究室に在室（または指定場所に待機）して、授業内容や履修に関する質問や相談を受け付けている。

h. 表彰制度

経済学部では2004（平成16）年度から春・秋の2学期に分ける Semester 制と新カリキュラムを導入したことに伴い、「褒めて育てよう！」という教育方針を設けた。学生の地道な勉学の努力を称え、学習のモチベーションを高める目的で、2つの賞を設けた。

Semester ごとに修得した単位を得点化し、高得点の学生を各学年2名程度の高得点の学生を成績優秀者として表彰し、「経済学部長賞」を授与している。

さらに、優れた卒業論文を作成した学生に「経済学部賞」を、それを指導した教員に「指導賞」を授与している。各ゼミの指導教員から推薦された候補論文について、2名の教員が厳正な審査に当たり、経済学部賞を授与している。

i. 少人数教育

かつては履修者が300人を超える講義科目があったが、教育効果を上げるためには、大人数のクラスを極力分割する努力が必要である。そこで、基幹科目では、1学期における複数クラスでの開講、および、前期・後期の2度の開講などにより、多人数授業の解消に努めている。現在では、ほとんどの講義科目で200人以下の授業が実現している。

演習科目はカリキュラムポリシーを実現する上で中心となる科目であり、少人数教育を実現しなければならない。1ゼミにつき20人を上限として、学生をゼミに配属している。

j. 履修指導

学修案内を、前期分は3月（1年次は入学時）、後期分は9月に学生を学年別を集めて行っている。カリキュラムの狙い、開講科目の内容、履修上の注意事項を説明している。

また4月の授業開始前後の5日間、担当教員が部屋で待機して履修相談を受け付け、科目の取り方などの質問に答えている。

基礎演習と演習Ⅰに関しては、募集時に各ゼミの主題をまとめた資料（演習Ⅰは「経済学部ゼミナール紹介」、基礎演習は「経済学部基礎演習紹介」）を作成して配付している。特に専門ゼミである演習Ⅰでは全ゼミが参加しての説明会を行い、ゼミ担当教員が各自のゼミの内容を直接学生に説明している。

〈4〉 経営学部

a. 教育目標の達成に向けた授業形態の採用

本学部の教育目標の達成に向けて、専門科目の授業形態として、一般的な講義科目に加えて、入門演習や基礎演習等の演習科目、経営情報処理等の一部実習を伴う科目、ビジネス英語やビジネス中国語等の専門語学科目、およびキャリアトレーニング入門等のキャリアトレーニング関連科目等を採用している（資料 79 学則第 2 条の 6 第 3 号、資料 55）。情報化の進展にあわせて ICT 教育の充実を図るべく、「経営情報処理 I・II」等の授業を通じて、情報リテラシーに関する専門スキルを身につけるための授業形態を採用している（資料 55 p.107-112、p.29-31、資料 42 p.46）。国際化の進展にあわせて、ネイティブ・スピーカーの専任教員が参画した「コミュニケーション英語 I～III」を開講し、日常生活等での英会話を想定した実践指向型の語学教育を実施している（資料 55 p.142-146、資料 42 p.46）。大人数クラスをなくすための方策として、複数開講の実施や履修人数制限をかけた許可制科目を設けるなど、十分な教育効果が得られるよう工夫している（資料 42 p.49-52）。

b. 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

履修科目登録の上限設定に関しては、各年次のsemesterごとに履修制限を設けている（資料 79 学科目履修規則第 4 条第 3 号）。学習指導の充実を図るため、1 年次から指導教員による履修指導・相談体制を整備しており、とくに成績不振者への対応を強化している（資料 3 の p.53）。また、オフィスアワーを設けて、履修に関する相談や授業に関する質問等ができるような体制をとっている（資料 42 p.53）。とくに、1、2 年次生については、semesterごとに「学習シート」の提出を義務づけており、指導教員が指導を行う際の参考にしている（資料 42 p.53、資料 184）。

c. 学生の主体的参加を促す授業方法

入門演習では、経営学部独自のオリジナル・テキストを用いて、教員はあくまでもファシリテーター（議事進行役）にすぎず、基本的に学生自身が自己分析や他者との関わり合いについて主体的に学習する授業形態を採用している（資料 55 p.182-p.183）。また、経営情報処理等の科目では、エクセルを用いて実際の財務データの集計・分析を行わせる取り組みがなされている（資料 55 p.107-112、p.29-31）。

(5) 人文学部

- a. 多様な学力の学生に対応するため、演習を中心として少人数教育を重視している。
- b. 学生による授業改善アンケート（資料111）を実施し、それに基づいて検証している。
- c. 定期的に FD 活動を行っている。

(6) 総合リハビリテーション学部

医療リハビリテーション学科では、講義、演習、実習などを組み合わせ、知識レベルから実習レベルまでを学ぶことができるよう科目を配置している。ゼミ形式やクラス担任形式をとることで、きめ細かい学習指導、生活指導が可能となるよう構成している。

社会リハビリテーション学科においても、社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験受験の指定条件に対応したカリキュラムを準備している。そして、2年次に各自のコースを選択する方式をとっており、1年次に各学生がどの方向に進みたいかを考える時間を与えている。それらをスムーズに進めるために、社会リハビリテーション学科においても少人数のゼミ方式をとり、進むべきコースに合わせた体験実習を行っている。

〈7〉 栄養学部

教育方法の適切性に関して、座学では通常の講義形態が中心となっていて行われている。実験・実習では、徹底した少人数型式の教育が行われている。学習指導の適切性に関して、学習指導は、レポート提出の形態や、学生によるプレゼンテーション、毎回の授業の復習度合いを見るミニテストなど多彩な形態で行われている。各教員は、座学、実験・実習において、教員の作成したパワーポイント講義や、プリントによる講義など、様々な工夫をこらして教育を行っている。近年入試制度の多様化に応じて、入学生の基礎学力（化学、生物学など）による違いが顕著に見られるため、徹底したリメディアル教育の必要性があり、近々に導入することを検討している。管理栄養士、臨床検査技師などの国家試験のある教育では、教育すべき教育内容をもらさず講義することが重要である。講義に、学生によるプレゼンテーションなどを導入しすぎると時間的制約を受けることがあり、そのような点には注意が必要である。

〈8〉 薬学部

薬学部では、薬学を学ぶ学生の達成目標を定めた薬学教育モデル・コアカリキュラム（コアカリと略す）を基本とする講義科目として基礎及び専門教育科目が67科目、演習・実習（実験）科目が19科目開講されている（資料46）。各科目の教育目標の達成のために、受講数する学生数や現有の教育施設に配慮しつつ、最適な授業形態となるよう努めている。学生の到達度を把握するため講義形式の科目の18%は一部演習形式を取り入れ、講義内容をより分かり易くするため視聴覚機材を用いた授業も開講されている。特に、5年次の病院・薬局実習に関連した演習実習では、複数の教員が担当することにより知識・技術・態度を総合的に修得可能な演習が設けられている。英語で学ぶ科目として外国人講師による授業を開講しており（開講率2%）、学生の視野を世界に広げることに寄与している（資料46）。

履修科目登録の上限設定はないが、通常1日4時間週5日間という講義時間の中で、コアカリを基本に学年毎に開講科目数が決められ、その範囲内で学生は履修している。学習指導を充実させるためにe-learningの一環として「.Campus」（資料185）が導入され、質問の受付、回答、講義内容の補足、資料の配布等を行うことの出来る環境を整えている。又、講義時間以外の学習指導時間帯（オフィスアワー）は、47%の科目で明示されており、学生による教員の研究室訪問を受け入れている。

授業への学生の主体的参加を促すため、演習・実習には小グループディスカッションやプレゼンテーションが取り入れられ、各々の課題について図書館及びイ

ンターネットなどで調査した内容を学生が整理・発表し、学生相互で、又、教員も加わり討論しながら進める授業が各学年で設定されている。4～6年次では全員を研究室に配属し、少人数のゼミ形式の授業も実施している。

(9) 学際教育機構

教育方法は、参加型学習を基本としており、講義系科目においても、学生の発言を積極的に求めるなど工夫している。また、学習指導については、履修指導においてゼミ担当の許可印を求め、また日常的にゼミやオフィスアワーはもちろんのこと、教職員の空き時間を利用して学生の相談にのっている。

さらに、ゼミナールでは、幼稚園、小学校、中学校や福祉施設などで出前授業を行うことを前提とした学習プログラムや教材の作成を行い、それをもとに実際に出前授業を実施している。その他、情報収集能力や論理的思考、コミュニケーション能力を高めるためにディベートを取り入れた授業を行っている。

(10) 共通教育機構

科目配当を1・2年次に集中的かつ段階的に配置して学生が集中して学習できるカリキュラムを編成し、さらに、リベラルアーツ分野では教育効果の向上を図るため、演習や実習の科目を併設している。また、科目ごとに補充講義や補講の時間を設けている。

(11) 法学研究科

本研究科では、入学者選抜の段階で、学生一人ひとりについて、基本的知識・志望動機、問題領域、研究テーマなど十分に考慮、審査し、教員全員がこれらの情報を共有する。合格決定後は、指導教員となる予定の教員は、入学前であっても学生と接触をもち、必要に応じて指導を行う場合もある。とりわけ、本学法学部から入学する学生の場合は、学士課程における指導教員を修士課程においても引き続き指導教員とする例がほとんどであり、学部教育から大学院教育への円滑な移行を可能としている。また、本研究科の専任教員は、全員が法学部専門教育科目を担当しており、本学法学部からの入学者にとってはその点でも大学院教育への円滑な橋渡しが可能となる環境にある。

入学直後のオリエンテーションは、原則として全学生、全担当教員が出席して行われ、大学院での学修についての基本的な注意、一般的な履修指導、専任教員による授業内容・方法についての説明、履修希望者と授業科目担当者との相談などが行われる。授業開始後は、授業の中での担当教員による指導、指導教員による研究指導、あるいはその他の教員による日常的教育指導が、学生それぞれの事情を十分に踏まえながら行われる。具体的な教育方法・学習指導方法としては、講義、演習、論文・レポート添削等が、その必要性に応じて実施されている。担当教員数に比して在籍学生数が少数であることから、少人数教育の利点を活かして学生の理解度をきめ細かく把握しつつ、個別的教育指導を行っている。

研究指導の効果の測定方法としては、指導教員が修士、博士論文などの草稿を提出させ、それをチェックすることがある。

修士課程の学生は、1年次中に修士論文のテーマを決め、2年次には指導教員の承認のもと「修士論文題目届」を研究科長に提出する。これらは、研究科委員

会で報告され、このことによっても、専任教員は各学生の研究状況を知ることができる。この手続きを経て、指導教員は、修士論文の研究指導を本格的に開始する。

修士論文の提出後、研究科委員会は論文審査の主査、副査を決定し、査読と口頭試験によって審査が行われる。なお、口頭試験の際には、論文で不十分な点や今後の課題などについての指導も行われる。

2年で修士論文を作成できず、課程を修了できなかった者に対する指導については、基本的には2年次の学生と同じであるが、すでに修了に必要な単位を修得している学生であっても、指導教員の授業科目には自由聴講者として出席させ、指導を行っている。

博士後期課程においては、学生の研究の進捗状況をふまえて、適宜担当教員において適切な指導・論文執筆上のアドバイスを行うことによって、論文執筆に向けたきめ細かい支援を行っている。

こうした、入学時からの一連の学習指導は、各科目担当教員において、学生のニーズおよび学習の達成度をふまえて、具体的な教育方法・学習指導方法が設定、実施されている。

なお、以上に加え、適時の指導教員・担当教員との面談も学習指導の一環として実施されている。

〈12〉 経済学研究科

学生は修士課程の経営学専攻と経営学専攻の教育課程にある分野の中で演習のある科目を定めることにより指導教員を決定し、その指導により履修する科目を決定しているため、学生の適切な履修科目を設定することができる。修士論文作成などの研究指導は指導教員により行われている。(資料 51 p.59-66)

博士後期課程経済学専攻は、経済学分野と経営学分野があり、学生は分野から専攻科目を定めることにより、指導教員を決定している。学生は指導教員の指導により授業科目の選択と博士論文の作成などの実務的な能力の向上を図るための研究指導が行われている(資料 51 p.57)。

〈13〉 人間文化学研究科

当研究科は、学生が学位取得に向けて、段階的に学修できる個別指導体制をとっている。個人の専門性を深化させるために、各講座の科目それぞれ(方法論・特殊講義・特論・演習・実習)に複数の教員を配置し、各大学院学生の学習目標に沿ってもっとも適任な教員が教育・指導を行う態勢をとっている(資料 51 p.104-170)。

学生による授業改善アンケートを前後期に各1回実施し、それに基づいて学習指導について検証している。また定期的に研究科としてのFD活動を行い、その中で教育方法について検討している。その活動の内容・記録を教育開発センターに報告し、また研究科委員会(教授会)に結果のまとめを文書で提出している(資料 145)。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

特講、特論演習、実習、特別研究というように段階を踏んで学習、修得できる

ように適切に学習指導ができるように構成されている（資料 51）。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 教育目標の達成に向けた授業形態：講義、演習、実験、研修をバランスよく組み合わせている。
- b. 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実：上限設定は行っていない。研修科目に関しては、職業人教育であり、研修先で資格が必要なので面接を行って履修者を決めている。
- c. 学生の主体的参加を促す授業方法：各教員が講義に演習を取り入れて工夫している。少人数教育を行っており教員と学生の距離が近いので主体的参加を促しやすい。
- d. 研究計画に基づく研究指導・学位論文作成指導：シラバスの栄養学研究項目で各指導教員より研究の予定表が渡されることになっている。

以上のことから教育方法および学習指導は適切であると言える。

〈16〉 薬学研究科

教育目標の達成に向けた授業形態は各担当教員に任せられ、本研究科では講義、演習、文献調査・発表などが行われている（資料 51）。履修科目登録の上限設定は、大学院の在籍者数が少ないことから実施されていない。履修指導は毎年 4 月に大学院教務委員が行っている。学生の主体的参加を促す授業については、英文教科書の読解力を高める授業、与えられた課題について学生が調査研究した内容をプレゼンテーションしたのち、教員との質疑応答を通じて問題解決能力を高める参加型の授業が開講され、学生の資質向上に寄与している。学生による授業改善アンケートは実施していない。研究指導計画に基づく研究指導は指導教員が中心となって、その研究室や部門に属する教員とともに指導にあたっている。また、学位論文作成指導については、指導教員が主査（1 名）に、副査には研究内容に近い分野の教授または准教授（2 名）があたり、論文発表会のあと論文作成指導期間を設けて指導している。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

教育目標の達成に向けた授業形態は各教員に委ねられており、学生の主体的参加を促す授業方法も各教員の工夫に任されている。履修科目登録の上限設定はないが、大半の学生は所定の単位数（資料 79 大学院食品薬品総合科学研究科規則第 4 条）を取得し、残る時間は研究活動に費やしている。学位取得の判断基準として学会に受理公表された学術報文の内容と数が大きな比重を占めるため、研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導は、学生と教員双方にとり重要な点となっている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉 大学全体

a. 全学統一フォーマットによるシラバス作成

教員個々人がシラバスデータベースに入力することで、学士課程の全授業科目のシラバス（全学統一フォーマット）を作成している。データベースに入力

されたシラバスは、大学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）の「学習支援」⇒「シラバス（授業計画）」（資料 186）にて、学内外に公開しているほか、必要に応じて印刷物も配付している（資料 53～資料 60）。

学生自身による 4 月および 9 月の履修科目登録も、シラバスデータベースを活用して行われている。

本学のシラバスは全学部で統一フォーマットとなっており、①教員名、②科目名、③主題と目標、④提出課題など、⑤評価基準、⑥その他、⑦テキスト、⑧参考書、⑨指定図書、⑩～⑫講義計画（講義番号、主題、内容）で構成されている。学士課程教育部会 2010（平成 22）年度のシラバス作成依頼を行うにあたり、「学生にとって分かりやすいシラバスの書き方について」と題するガイドライン（資料 187）を全教員に配付した。また、ガイドラインの配付に合わせて、このガイドラインの内容をテーマとした FD 研修会を 2 回実施した。

このガイドラインは、現状のシラバス統一フォーマットの枠内で学士課程教育の改善の効果を上げることを目的としており、①科目の主題と、学生が到達すべき到達目標を区別して記載すること、②学生の予習・復習を促進するような内容を「提出課題など」に記載すること、③評価基準は、できるだけ数値化して明確に記載すること、の 3 項目につき特に注意を促している（資料 187）。

b. 授業内容とシラバスの整合性（学生による授業改善アンケート集計結果による検証）

授業内容・方法とシラバスの整合性を、2009（平成 21）年度後期に実施された学生による授業改善アンケートの集計結果をもとに検証したところ、以下のようなデータが得られた（数値は肯定的な回答の割合を示す）（資料 111）。

「シラバスは予習・復習に役立ったか」（法学部）⇒43.9%（内訳：「そう思う」16.4%、「ややそう思う」27.5%）

「シラバスは予習・復習に役立ったか」（学際教育機構）⇒60%（内訳：「そう思う」23.6%、「ややそう思う」36.4%）

「授業の進め方や内容はシラバスに書かれているとおりであった」（人文学部）⇒96.4%（内訳：「全くその通り」36.1%、「その通り」60.3%）

「授業の進め方や内容はシラバスに書かれているとおりであった」（共通教育機構）⇒92.4%（内訳：「全くその通り」30.3%、「その通り」62.1%）

「シラバスに沿った内容だったか」（総合リハビリテーション学部）⇒66%（内訳：「強くそう思う」23.5%、「ややそう思う」42.5%）

「授業はシラバスに沿って進められていましたか」（栄養学部）⇒44.7%（内訳：「非常によかった」13.3%、「良かった」31.4%）

上記のとおり、学生による肯定的な評価の割合は、学部によりかなり異なっている。なお、経済学部、経営学部、薬学部の学生による授業改善アンケートにはシラバスと授業内容の整合性についての設問がないため、学生による評価は得られていない。

(2) 法学部

a. 教員の間でシラバスの精緻化の共通認識が醸成されつつある。

- b. 学生による授業改善アンケートは、シラバスとの対応について意見できる機会となっている。
- c. 現在はシラバスをオンライン化したことによって、学生が WEB 上でシラバスを参照することができるようになり、科目選択および予習復習の便宜が図られている。

(3) 経済学部

全科目についてシラバスが一定の書式で作成されており、主題と目標、テキスト、参考書、授業計画、評価基準などを学生に公表している。授業計画では、毎回の講義の主題と内容をあらかじめ明示している。学生はホームページでシラバスをいつでも確認できる。

公表したシラバスに沿って授業を展開することは当然であるが、やむを得ず授業計画等を変更する場合は、セメスターの途中でもシラバスの修正ができる仕組みになっている。もちろん、学生に不利益が及ばない変更であることが前提である。

(4) 経営学部

a. シラバスの作成と内容の充実

大学からシラバスの作成基準に従って作成することを義務づけられており、さらに具体的な内容や授業計画を記載することが要請されていることを踏まえて、各教員はシラバスを適切に作成し、内容の充実を図っている（資料 55）。授業選択等にあたり講義要項の分かりやすさは、2009（平成 21）年度の 63.9% から 2010（平成 22）年度の 73.1% に改善している（資料 188 No. 11）。

b. 授業内容・方法とシラバスとの整合性

シラバスでは、当該科目の主題と目標、全 15 回の授業計画を記載する必要があり、各教員は主題と目標を達成するために、シラバスの内容と整合的な授業内容・方法を採用している（資料 55）。受講者数や学生の理解力等に応じて、各教員の裁量で授業の進捗度や内容の難易度を調整する場合があるが、概ね両者の整合性は保たれている（資料 111 p. 12、p. 14）。

(5) 人文学部

a. シラバスは、授業ごとに格差が生じないように基準文字数を設定し、授業内容や評価方法を学生に明示し、授業計画どおりに実施するようにしている。

b. 学生による授業改善アンケートにより、シラバスとの整合性について検証をしている（資料 111）。

(6) 総合リハビリテーション学部

シラバスは毎回の授業に対応して作成することとなっている。なお、シラバスはホームページで公開されている。15 回の授業を行っている。やむを得ず休講した場合は、補充・補講日等で授業回数を確保している。15 回の授業の終了後、授業記録を作成して教務委員に提出し、年度ごとに学部長室で保管している。

(7) 栄養学部

各教員は、管理栄養士、臨床検査技師等養成の学習内容を分担して講義しており、分担した講義内容をシラバスに提示している。したがって、講義は、シラバ

スに基づいて展開されている。講義での重複が生じ、また内容の欠落の生じることはなく、全体として統一した形で教育が実践されている。

〈8〉 薬学部

シラバスは各教員が大学として統一された様式で作成したのちサーバーへ入力、ホームページ上で公開され、冊子としても全学生に配付されている（資料 59）。各科目のシラバスには、学生を主語に到達目標や受講要件が明示され、更に、成績評価基準、成績評価方法、参考文献、参考ホームページ、使用テキスト、及び教員のオフィスアワーやeメールアドレスなども明示され、充実した内容となっている。又、毎年刊行される薬学部自己点検評価報告書（資料 324）には、学生による授業改善アンケートの結果を踏まえた各教員の講義や演習実習の創意工夫が示され、次年度のシラバス作成に反映させている。準備学習の内容については演習実習のシラバスでは詳しく明示されているが、講義科目では薬学英語を除き明記されていない。授業計画は1回毎にその講義内容を関連する到達目標と共に示され、授業内容・方法とシラバスとの整合性がとれるように配慮されている。

〈9〉 学際教育機構

シラバスは、詳細な内容のものとしており、それに沿って授業を展開することを徹底している。特に、防災・社会貢献ユニットの連携共同科目については、シラバスごとにコンピテンシーを提示することで、学生が授業を選択する際の指標としている（資料 189）。

〈10〉 共通教育機構

大学の基準に基づいて作成したシラバスに沿って授業を展開している。

〈11〉 法学研究科

年度当初に配付される「大学院履修要項」（資料 51）に、当年度開講される全科目のシラバスが掲載され、学生への周知が図られている。そこには講義・演習の目標や内容、成績評価の方法、テキスト・参考文献等が掲載される。加えて、年度初めの履修指導（全学生および全担当教員参加）の機会に、各科目の概要について説明を行っている。教員はガイダンスの中でシラバスを利用して授業の説明を行っている。学生にとってもシラバスは科目選択の重要な情報源となっている。

以上を前提としつつ、各担当教員において、受講学生の具体的なニーズおよび学習の達成度等を適宜勘案して、授業内容・方法を決定し、実施している。

〈12〉 経済学研究科

本研究科のシラバス（講義内容）には、教育目標、授業内容、成績評価基準と方法、テキスト参考文献、受講生に対する希望等について記載している。このシラバスは、学生が授業科目を選択する際の重要な情報として考えて作成しているので、シラバスに基づいて授業が展開されている（資料 51 p.71-89）。

〈13〉 人間文化学研究科

シラバスは全科目、「大学院履修要項」（資料 51 p.111-175）に記載し、またホームページから閲覧可能になっている。それら授業計画をきちんと実行するように努力している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究所

シラバスは毎回の授業に対応して作成することとなっており、15回の授業を行っている。

〈15〉 栄養学研究科

シラバスを作成し（資料 51 p.13-227）、それに基づいて授業が展開されている。栄養教諭専修免許に関する科目については、文部科学省によるシラバスの審査を受け、その通りに授業が行われている。

〈16〉 薬学研究科

シラバスは「大学院履修要項」（資料 51）に記載されているが、定まった様式はなく、到達目標が書かれていないものや授業計画が明確ではないものがある。また、成績評価基準や成績評価方法の明示も明確ではない。授業内容・方法とシラバスの整合性については、一部の授業を除いて、多くの授業がその内容と使用する教科書・参考書の頁数を明示しているため、受講生が予習できるシラバスになっている。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

シラバスは毎年、各担当教員によって点検され、そのシラバスに沿って授業が展開されていると思われるが、検証はなされていない。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

a. 評価方法・評価基準の明示

毎年4月に全学生に配付する「履修の手引」において、成績評価基準を明記している。また、全学部において、成績について疑義のある学生は成績発表の日から10日以内に、科目担当者に成績の問い合わせをすることが認められており、問い合わせ手順を「履修の手引」に明記している。

人文学部では、専門教育科目の科目担当者はそれぞれの担当科目の成績評価の基準を、模範解答や模範レポートとともに公開しており、学生は教務事務室のカウンターで評価基準を閲覧することができる（資料 43 p.16）。

b. 複数担当者による同一科目における評価基準統一

主に共通教育科目として開講している語学関係科目において、複数の担当者間で授業の内容と進度、評価基準を統一するために、科目のコーディネーター役の教員が、同一科目を担当する複数の非常勤講師との連絡調整会議を頻繁に開催している。

c. 単位認定の適切性

毎年4月に全学生に配付する「履修の手引」において、講義・演習系科目および語学科目・実習科目の単位計算の基準を公表し、この基準に沿って適切に開講科目の単位認定を行っている。海外研修の本学の単位へ認定する場合、まず受入先での講義・実習・教室外学習の時間数を事前に算出し、全学教務委員会にて当該海外研修の認定科目および単位数につき審議・決定している。また、海外研修の認定科目および単位数は、履修の手引に明記して公開している。

〈2〉 法学部

- a. GPA の導入は俎上に上がっていないが、複数教員担当の履修必修科目については、クラス間で大きな差異があると受講生にとって不公平になるので、担当教員間で一定の相談がなされている。
- b. 成績疑義照会制度の設定により、学生からの照会に応えている。

〈3〉 経済学部

授業回数は、2単位科目は15回、4単位科目は30回の授業を行うこととし、休講した場合には補講を行って、規定回数を確保している。

成績評価は、科目の特性に合わせて、定期試験、レポート、口頭試験、小テスト、出席、授業時の発表や議論の状況などの組み合わせによって成績を評価している。講義科目では、学期末定期試験を行い、定期試験の成績によって評価している。定期試験1回に基づく成績評価が望ましくないような科目では、定期試験を含めて複数回の試験を実施して、成績評価している。出席率やレポート提出などを成績評価に組み入れる場合には、それぞれの比率をシラバスに明記している。演習科目では、レポート、出席状況、議論への参加状況などに基づいて成績を評価しているが、それぞれの評価割合はシラバスに明示している。

成績評価基準は、優（80点以上）＝A、良（70点以上80点未満）＝B、可（60点以上70未満）＝C、不可（60点未満）＝Dとし、可以上を合格、不可を不合格としている。これらは学科目履修規則第10条（資料79）に則っている。

編・転入学生に対しては、大学設置基準第28条に従い、経済学科、国際経済学科ともに60単位を超えない範囲で単位を認定している。2年次については、専修学校で修得した単位について共通教育科目及び専門教育科目として32単位を上限として申請を受け付け、経済学部教授会が科目の内容を判断して単位を認定している。3年次については、共通教育科目24単位、専門教育科目36単位（専門リテラシー科目8単位、コース科目4単位、選択科目24単位）の合計60単位を免除している。

〈4〉 経営学部

a. 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

各科目の成績評価基準はシラバスで明示されており、その成績評価基準に基づいて各教員の責任で適切に成績評価が行われており、当該科目の成績について疑義のある学生は、成績発表日から原則として10日以内に成績問い合わせを行うことができる（資料42 p.10-11）。

b. 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

単位評価に関して、学則第19条に基づいて単位認定が適切になされており、学則で定められた当該科目の単位数が認定される（資料79 学則第19条、学則別表第1-第2）。とくに、交換・派遣留学生を対象とした単位認定、インターシップを対象とした単位認定、海外地域研修を対象とした単位認定、および神戸ポートアイランド4大学連携単位互換制度による単位認定については、教務委員が申請書類を確認し、教授会での承認を経て単位認定が適切に行われている（資料42 p.32-33、p.50、p.53-54）。

c. 既修得単位認定の適切性

既修得単位については、学則第 34 条第 4 項、1 年次入学者の既修得単位の取扱要領、および編入学又は転入学の既修得単位の取扱要領に基づいて、教務委員が申請書類を確認し、教授会での承認を経て単位認定が適切に行われている（資料 79 学則第 34 条第 4 項、資料 42 p. 211）。

〈5〉 人文学部

成績基準をシラバスに明記することを基本としている。また学部の全授業（非常勤講師担当分も含む）に関して採点基準、模範解答の公開も実施している。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

成績評価の基準をシラバスに明記することを基本とし、出席、提出物、期末試験などの成績評価のための比率を明記している。単位認定はこれらの成績評価基準に従って行われている。

〈7〉 栄養学部

成績評価と単位認定の適切性について、成績評価・単位認定基準をシラバスに明確に示す方針をとっており適切に行われている。現状では特に大きな問題はない。学生教育で大きな課題は、学力の低い学生の学力向上が大きな課題であり、成績評価と単位認定に関連して、そのような学生教育の向上を目指すように検討している。また、本学では、成績発表後に成績問い合わせ期間を設定しており、成績の内容を明示することになっており、堅実に評価が行われている。今後もこの制度を継続して適切に単位認定がなされているか検証する。

〈8〉 薬学部

各科目の成績評価は、中間試験や定期試験の結果に出席状況やレポートの内容などを加味して設定されている評価基準を基に、担当教員により厳格に実施されている（資料 46）。成績は、S・A・B・C（合格）および D（不合格）の 5 段階で評価し、これを基に各学年での進級要件や卒業要件として必要な単位数及び GPA（Grade Point Average）が定められている。単位数及び GPA のいずれか一方でも基準に達していない場合は進級（卒業）できない。また、成績発表後の疑義照会の機会も設けられている（資料 46）。

編入または転入時の既修得単位認定の規定は、編・転入学試験要領および履修の手引に明示され、適切に運用されている（資料 3、資料 46）。即ち、編・転入学を許可された学生が、既修得科目の成績証明書及びシラバスを添付した単位認定願いを提出し、学生・教務委員・当該科目担当教員の 3 者が協議し単位認定の可否を決定している。

〈9〉 学際教育機構

科目ごとに厳正な試験およびレポート、出席状況などを数値化することで適切に行われている（資料 60）。また、インターンシップの単位認定は各引き受け先に報告書作成を依頼し、その受け入れ先の報告書と学生の報告書を元に、ユニット会議において認定手続きをとっている。

〈10〉 共通教育機構

成績疑義照会の制度（資料 40～資料 46）を設けることで、学生の信頼を担保できている。

〈11〉 法学研究科

各授業科目については、担当教員において、シラバスで明示した評価方法・基準に基づき、厳格な成績評価・単位認定を行っている。評価は、優、良、可、不可とし、可以上を合格とすることを明示している（資料 79 大学院法学研究科規則 9 条）。

〈12〉 経済学研究科

シラバス（講義内容）には、「成績評価基準と方法」を明確に記載しているので、シラバスに基づいた授業を実施している。従って、厳格な成績評価を実施するとともに単位認定は適切に行われている。（資料 51 p. 71-89）

〈13〉 人間文化学研究科

成績基準をシラバスに明記することを基本としている。シラバスは、「大学院履修要項」（資料 51 p. 111-175）に明示されている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

成績評価の基準をシラバスに明記することを基本としている。出席、提出物、期末試験などの成績評価のための比率を明記している。単位認定はこれらの成績評価基準に従って行われている。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）：各科目のシラバスに明示されている。
- b. 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性：講義科目は週 1 回 15 週設定されている。その他講義や演習に関しては、大学院栄養学研究科規則第 3 条（資料 79）に明示されている。その上で次のように単位認定している。
 - ア. 授業科目に関して、成績評価、単位認定は適切に行われている。
 - イ. 演習科目について、課題レポートの提出、学会での口頭発表、最新研究論文の内容紹介等総合的に評価して単位認定は適切に行われている。
 - ウ. 研修科目に関して、学長と派遣先の長との間で文書による契約を行い必要な手続きをしている。成績の判定に関しては、派遣先管理栄養士、臨床検査技師による判定をもとに研究科長が総合的に成績を判定している。
 - エ. 特別講義に関しては、講義出席状況および提出レポートを基に研究科長が適切に成績を判定している。
- c. 既修得単位認定の適切性：栄養学研究科では過去に該当者はいないが、他の大学院で履修した授業科目に関して 10 単位を超えない範囲で当該研究科における修得単位とみなすことが、大学院学則（資料 79 第 9 条）で決められている。

以上のことから成績評価と単位認定は適切に行われていると言える。

〈16〉 薬学研究科

研究科で習得すべき単位数は必修科目 20 単位、選択科目 10 単位以上であり、その成績は各科目担当教員が、出席、小試験の結果、レポート提出、質疑応答の態度などにより適切に評価している。各科目の単位認定は、修士論文提出後の修了認定研究科委員会で厳正に実施している（資料 79 大学院食品薬品総合科学研究

究科規則)。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

評価方法と評価基準はそれぞれのシラバスに明示されており（資料 51 p. 258-270）、講義担当者はそれに則り、単位認定を行っている。単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性および既修得単位認定の適切性は、支障が生じた場合に食品薬品総合科学研究科委員会によって審議される（資料 79 大学院食品薬品総合科学研究科規則第 8 条の 4、資料 114）。

(4) 教育成果について定期的な検査を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善にむすびつけているか。

〈1〉 大学全体

a. 教育開発センターの学士課程部会での検証

基準Ⅳの「成果」の項で触れているとおり、本学では教育の成果等を測定するために 2009（平成 21）年度から「学生アンケート」（資料 190、118）、「卒業生アンケート」（資料 191）などを実施しており、その集計結果と分析結果を総合企画会議や教育開発センターの学士課程教育部会などで報告している。このうち、特に「卒業生アンケート」に関しては直接に本学の教育活動が生み出した成果を測るための指標の基礎となるデータとして重要であり、2010（平成 22）年度以降も継続的に実施してカリキュラムの改善へとつなげていく。

b. 教育開発センターの FD 部会での検証

FD 部会は学生による授業改善アンケート（資料 111）の実施主体であり、また、全学レベルの FD 活動の中心組織でもある。FD 部会では、2010（平成 22）年度内を目途として、学生による授業改善アンケートのさらなる活用方法の検討を実施する。その際、集計結果の分析・活用を促進するために、学生による授業改善アンケートの過去 5 年間分の経年変化分析の実施と、その集計・分析結果の各学部へのフィードバックを行う。また、学生による授業改善アンケートの分析を通して判明する問題点には、それらの改善のための FD プログラムの内容や頻度を検討して実施することで対処する。

〈2〉 法学部

a. 卒業試験はなく、卒業後の進路も多様なので、卒業時の学力を正確に測る手段はないが、法学検定試験の受験を奨励しており、その合格率は成果検証の一助になる。

b. FD 委員を中心に、教育方法について議論を重ねている。

c. 教授会後に教育方法について議論をする機会を設けている。

d. 2010（平成 22）年度は入試プロジェクトにおいて、在学生の高等学校における学習状況などを調査するアンケートを行った。その結果、社会科科目の理解が十分でないことが分かったため、今後の初年次教育（とくに基礎演習）のプログラムを設定する参考となっている。

〈3〉 経済学部

経済学部では、経済学部活性化委員会の定期的な検証をもとに、カリキュラム

改正を2004（平成16）年度、2007（平成19）年度、2011（平成23）年度と定期的に行い、必要な科目を新設している。

前期と後期の年2回の学生による授業改善アンケートをすべての講義科目で実施するようにしている。同アンケートの設問項目は、出席率や予習・復習の程度など学生自身の授業に臨む態度を問う「学生自身の自己評価」と授業の進捗や内容などを問う「授業に関する評価」から成っている。これは全授業共通のアンケートであり、個々の教員が個別にアンケートの質問を作成して別途調査しているケースもある。アンケート結果を学部全体として報告書にまとめて、学生に公表している。また授業科目毎にアンケート結果を担当教員に通知している。この学生による授業改善アンケートの結果を教員各自が授業内容や方法の点検に活用できる。

学部内でFD懇談会を開催している。全学で行うFDワークショップには参加して、研修に取り組んでいる。

〈4〉 経営学部

a. 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

各科目（一部演習科目を除く）について学生による授業改善アンケートを実施し、その調査結果を各教員にフィードバックすることで、各教員の授業改善を促している。また、入門演習の終了後に行われる入門演習担当者会議を通じて、入門演習における問題点の共有化が図られ、入門演習用テキストの開発等の改善が図られている（資料192、資料193）。さらに、学生による授業改善に資する情報を収集するため、数名の経営学部在学学生・留学生を対象とした学生と教員による懇談会を行い、そこで得られた生の声を各教員にフィードバックしている（資料155、資料194）。

〈5〉 人文学部

a. しばしば教授会等で議論し、改善に結び付けている。

b. 学生による授業改善アンケートの記述部分に対して担当教員が回答し、それを公開している

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学年次の低いときの評価などの教育内容を学年次が高くなったときの治療などに応用することで、理解度などを検証している。また、この検証を行うことで、次学年に対する教育などに反映している。実習などにかかわる講義内容については、臨床実習前などにOSCE（客観的臨床能力試験：模擬患者を用いた学内で実技試験）などを行いその教育内容の理解度を検証している。

また、年2回の紀要（資料195）の発行と、年1回の学部を母体とした総合リハビリテーション学会主催の学術大会（毎年12月23日祝日）を開催し（資料196）、普段の研究や講義の成果を学生、卒業生、教員などが発表しており、普段の講義では行えない教育効果を得ている。

〈7〉 栄養学部

教育成果の定期的な検証、その結果の教育課程や教育内容・方法の改善の反映について、各教員は個人的に種々改善を行っているし、また教授会等では、全体の改善について絶えず議論している。学生による授業改善アンケートを年間2回

(前期・後期)実施し、調査報告書を作成している。学部内でFD活動を企画して教育改善に役立てている。学内で行われる実験・実習に関するアンケートを年間2回(前期・後期)実施し、教育改善を図っている。

教育成果の定期的な検証、その結果の教育課程や教育内容・方法の改善の反映については、結果としての管理栄養士や臨床検査技師の国家試験合格率が如実にその成果を示している。学力の低い学生の学力向上が大きな課題であり、教育効果の定期的検証等と関連して、そのような学生教育の向上を目指すように検討している。

入試制度の多様化に応じて、入学生の基礎学力(化学、生物学など)による違いが顕著に見られるため、徹底したリメディアル教育の必要性があり、近々に導入することを検討している。

管理栄養士、臨床検査技師などの国家試験のある教育では、教育すべき教育内容をもらさず講義することが重要である。より効率的に教授する方策を検討しており、実践に向けて教授法の改善を種々の角度から検討している。

(8) 薬学部

本学の教育職員が教育の質向上及び教育の改善を図るために行う活動を支援するためFD委員会(2002(平成14)~2006(平成18)年度)およびFD・SD委員会(2007(平成19)~2008(平成20)年度)が活動してきたが、現在、これらの組織を継承したFD部会が設置されている。FD部会は、①教育改善に関する情報の学内提供 ②教育改善に関する調査及び分析 ③教育改善に関する企画又は推進 ④教育支援体制の整備 ⑤その他、FDに必要な事項について具体的に支援活動を実施している(資料197)。

授業内容・方法等の改善システムの1つとして、2008(平成20)年度より「.Campus」(資料185)を利用したWeb入力方式を用いて学生による授業改善アンケートを実施している。このシステムは、学年別に各教員が担当している科目について学生による授業改善アンケートを実施し、その結果を担当教員だけでなく、全教員が共有できるように工夫されている。又、この結果をまとめた「学生による授業改善アンケート」調査報告書(資料111)が教育開発センターより毎年作成されている。

(9) 学際教育機構

教育効果については、学生による授業改善アンケートの結果をうけて、各教員が検証を行うとともに、各ユニット会議において検証を行い、次年度の改善に結び付けている。

(10) 共通教育機構

全学的なレベルでFD活動に取り組むとともに、各学部と同様に共通教育機構においても学生による授業改善アンケートを実施し、その検証結果をもとに分野主任が教育内容・方法の改善の措置を講じている。

(11) 法学研究科

年度末の論文審査・修了認定のための研究科委員会を、当該年度の教育活動の検証の機会ととらえ、具体的な課題についても議論しうる場として位置づけてい

る。その他、定例の研究科委員会においても、必要に応じ教育成果について議論し、改善の方策を検討する機会を設定している。

〈12〉 経済学研究科

修士および博士の学位授与に係る審査について、審査委員会を設置している。審査委員会には、指導教授のほか他大学の教員を審査委員として加えることなどにより、論文審査とともに研究成果などについて意見交換等を実施して、その議論の中で検証をしている（資料 51 p. 62-63）。

〈13〉 人間文化学研究科

大学院生に対する授業改善アンケートの集計結果を研究科委員会で報告し、その中で記述部分を多めにとり、記述回答を全て公開している。また研究科委員会等で議論し改善に結び付けている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

現在年次進行中であり、将来は、卒業生の状態を見て、修正が必要となると考える。

〈15〉 栄養学研究科

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施：教員は大学で行われる FD 行事に参加している。

〈16〉 薬学研究科

大学院独自の FD 委員会は設置されておらず、研究科委員会や学部 FD 委員会の中で大学院教育についての議論と改善を実行してきた。現在の修士課程は募集停止したので、今後設置予定の 4 年制大学院では大学院用の FD 小委員会も設置し、定期的に検証を行い、改善に結び付けるような活動をする必要がある。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施はなされていない。

2. 点検・評価

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

指導教員制度を採用し、全学生に指導教員が付いて、学習シート（資料 183）を通じた学習指導が行われている。

〈4〉 経営学部

上級年次のより高度な専門科目の学習にスムーズに移行させるための方策として、経営学部の基幹科目である基礎経営学Ⅰ・Ⅱ、基礎会計学Ⅰ・Ⅱを1年次のコア科目として配当している。2010（平成 22）年度においては、1年次生全体に占める当該科目の履修登録者数の割合は、約 97%以上と高い水準を示している（資料 198）。

〈5〉 人文学部

- a. 演習での少人数教育によって、学生への指導をきめ細かく行っている。
- b. 学生による授業改善アンケートやFD活動の成果を教育に反映させている（資料111）。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

少人数単位の教育を行うことで、早期に学習指導や生活指導が可能となっている。卒業して資格を取得した後も、広い範囲の分野で仕事ができるよう指導できている。

医療リハビリテーション学科では、1年次では入門演習、3年次や4年次では卒業研究など、さまざまな教員と触れ合う機会を設けており、教員の体験などから学習する部分も重要と考えている。また、社会リハビリテーション学科では、1年次の基礎演習、2年次の演習、3年次・4年次の専門演習と卒業研究と一貫して少人数単位のきめ細かい支援を実施している。

〈7〉 栄養学部

各教員は、座学、実験・実習において、教員の作成したパワーポイント講義や、プリントによる講義など、様々な工夫をこらして教育を行っている。近年入試制度の多様化に応じて、入学生の基礎学力（化学、生物学など）による違いが顕著に見られるため、徹底したリメディアル教育の必要性があり、近々に導入することを検討している。

〈8〉 薬学部

e-learningの一環として「.Campus」（資料185）が導入され、講義を補完する目的で有効利用されている。GPA制度の導入により、進級要件の単位数（科目数）だけを満たすだけでは進級できないことから、幅広い科目の単位数を取得することが必須となり、高い教育効果を上げている。又、前後期それぞれ15回の講義内容を分割し、期間の半ばで試験を実施する中間試験制度の導入により、学生は学修計画を立て易くなり、学生の成績向上に貢献している。

学生参加型の授業は演習実習で実施され、教育効果を上げている。

〈9〉 学際教育機構

教育方法については、参加型学習がそれぞれの授業で機能しており、学生の発言が活発に行われるようになった。また、学習指導についても、少人数教育が功を奏しており、学生の成績は良好である。

〈10〉 共通教育機構

講義が主体のリベラルアーツ分野においても、20名程度の少人数で演習や実習の科目を設けて、コミュニケーションを重視したきめの細かい授業を行っている。

〈11〉 法学研究科

少人数教育の利点を生かして、各学生のニーズおよび学習の達成度をふまえて、軟かつきめ細かく指導が行われている。

〈13〉 人間文化学研究科

当研究科では、学生の専門性を深めるために、各講座の科目（方法論・特殊講義・特論・演習・実習）それぞれに複数の教員を配置し、各学生の学習目標に沿

ってもっとも適任な教員が教育・指導を行う態勢をとっている。これは学生にとって大いに望ましい（資料 51 p.104-170）。

〈15〉 栄養学研究科

学生の主体性を促す授業方法：少人数教育であるので学生が主体的に取り組むことになる。

〈16〉 薬学研究科

一部ではあるが、学生の主体的参加を促す授業が実施されている。研究指導計画に基づく研究指導は指導教員により適切に実施され、学位論文作成指導については、指導教員を主査に、2名の副査には教授または准教授があたり、論文発表会、論文作成指導期間を通じて、適切に指導している。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

a. 両キャンパスの分割（1、2年次有瀬キャンパス、3、4年次ポートアイランドキャンパス）は教育遂行に多大な弊害となっている。おそらく法学部の教育における最大の問題。2年ゼミと3年ゼミの共働を阻害。2年次留年生は有瀬キャンパスに取り残され、教員の指導が行き届きにくいだけでなく、学生間の友人関係さえ断絶しかねない。

b. どのコースを選んでも受講可能科目は変わらないこともあり、コース選択が将来の進路を真剣に考える機会になっているかどうか疑問である。コースごとの選択人数の大きな相違の是非（特に国際コースの選択者の極端な少なさ）も要検討となっている。

〈4〉 経営学部

a. 2009（平成 21）年度後期学生による授業改善アンケート調査結果によれば、「授業内容について、ある程度自習（予習・復習）した。」は4点満点中2.4点と2008（平成 20）年度後期、2009（平成 21）年度前期とともに、やや低い評価となっている（資料 111 p.12、p.14）。

b. とくに大人数の講義において授業中の私語が多く見受けられ、授業進行の妨げとなっている（資料 111 p.12、p.14）。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学生のこれまでの生活を基礎とした知識や経験と教育内容に、若干のミスマッチが見られる場合がある。（資料 199）学生はアルバイトなどの私生活の比重が高く、学習に影響を及ぼす場合もあるが、学生の生活指導上、これらの個人情報も不足する場合がある。

学科や専攻によっては、卒業時に受ける国家試験と修得する資格の内容についての理解に時間がかかる場合がある。

〈7〉 栄養学部

学生教育の向上を目指すように検討している。併せて、本学では、成績発表後

に成績問い合わせ期間を設定しており、成績の内容を明示することになっており、堅実に評価が行われている。今後もこの制度を継続して適切に単位認定がなされているか検証する。

(9) 学際教育機構

参加型学習については、その手法を十分に身に付けた教員と身につけていない教員との差がある。その差をできるだけ少なくするようにさらなる努力が求められる。

(10) 共通教育機構

補講の実施率に科目によって偏りがみられる。

(11) 法学研究科

修士論文・博士論文執筆のための研究指導が、各学生の実情に応じてきめ細かくわれている反面、完成に向けたスケジュール等の設定は各指導教員に委ねられており、研究科全体としては必ずしも共有されていない。

(15) 栄養学研究科

研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導にあたり、指導教員による研究指導計画の明示をより徹底する必要がある。また、副査による指導体制のあり方を改善する。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

2010（平成 22）年度用シラバスの記載に際して、次の 3 項目（①科目の主題と、学生が到達すべき到達目標を区別して記載すること、②学生の予習・復習を促進するような内容を「提出課題など」に記載すること、③評価基準は、できるだけ数値で表現して明確に記載すること）がどの程度実現されているかを検証したところ、法学部のシラバス（全 320 件）では、上記 3 項目すべてにおいて向上が認められた（下表を参照）。一方、栄養学部のように、2009（平成 21）年度と 2010（平成 22）年度で有意な差がみられない学部もあった。

＜法学部シラバス（2009（平成 21）～2010（平成 22）年度）の変化＞

	2009（平成 21）年度	2010（平成 22）年度
①主題と到達目標の分割記載	約 20%	約 33%
②予習・復習を促進する工夫	約 49%	約 50%
③評価基準の明記	約 7%	約 17%

今後さらにこのガイドラインが周知され徹底されるよう、FDC ニュースレターによる広報活動や FD 研修の実施を通しての啓発活動を継続していく。

(4) 経営学部

2009（平成 21）年度後期学生による授業改善アンケート調査結果によれば、「授業内容は、大筋で理解できた。」は 4 点満点中 3.0 点、「この科目を受講して、良かった。」は同 3.2 点と 2009（平成 21）年前期よりも改善の傾向を示している（資

料 111 p. 12、p. 14)。

〈5〉 人文学部

学生による授業改善アンケート項目「授業の進め方や内容はシラバスに書かれているとおりであった」に対して、学生からの4段階評価では4若しくは3と回答した学生が90%近くにのぼっている。このようにほとんどの授業がシラバスに基づいて行われている（資料 111）。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

おおむね、シラバスどおりの授業が行われている。授業記録を提出することで、15回の授業が保証されている。

〈9〉 学際教育機構

シラバスに基づいて授業が進められているために、「シラバスは予習・復習に役立ちましたか」という問いに対して、約6割の学生が「そう思う」と答えており、教育効果が高いことがわかる（資料 111）。

〈10〉 共通教育機構

複数の担当者が分担する科目やペア授業の科目では分野主任が統一的にシラバスを作成し、担当者による授業のバラツキが生じない工夫をしている。

〈11〉 法学研究科

シラバスのみならず、履修指導の機会等も利用して、授業内容の周知が図られている。

また、少人数教育の利点を生かして、受講学生のニーズ等をふまえた授業内容の弾力的な運用を行っている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

法学部では、学生による授業改善アンケートの集計結果において、「シラバスは予習・復習に役立ったか」の設問に対する肯定的な回答が半数に満たない(43.9%)状況にあり、早急な対策が必要である。また、現状では経済学部、経営学部の学生による授業改善アンケートには授業内容とシラバスとの整合性についての設問自体が含まれていない。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

授業記録の提出が100%でない。また、各教員が書くシラバスに対するチェックシステムがない。

〈9〉 学際教育機構

連携共同科目で行われているコンピテンシーの入ったシラバスを全科目にひろげることが望まれる。

〈10〉 共通教育機構

分野においてはシラバスの統一がとれていないことがあるので、是正の検討が必要である。

〈11〉 法学研究科

シラバスについては、少人数のため、学生から不満は聞かれないが、授業科目

の題目」「内容」「授業計画」「成績の評価方法」などに関して記載内容のバラツキがあることは事実である。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科においては、学生による授業に関するフィードバックならびに教育方法を改善するための検証方法がない。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈5〉 人文学部

学生からの疑義照会を受け入れることにより、適正な評価を行うことができるようになっている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

成績評価の基準が予め明記されているため、客観的に評価できる。

〈10〉 共通教育機構

成績評価基準・採点基準をシラバスにより明確に記載している。

〈12〉 経済学研究科

シラバス（講義内容）に教育目標、授業内容とともに「成績評価の方法」と「受講生に対する要望」を記載しているため、スムーズに授業を展開することができ、適正な授業評価を行うことができる。また、演習（修士課程）、特殊研究（博士後期課程）は、議論を通じての主体的な研究意欲を重視した成績評価となっている。

〈15〉 栄養学研究科

受講者は、余裕を持って必修科目と選択科目を受講し、優秀な成績で単位を修得している。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈5〉 人文学部

採点基準や模範解答の公開率が50～60%で、徹底されていない。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

一部、成績評価基準をシラバスに明記していない教員がいる。

〈10〉 共通教育機構

定期試験の模範解答の公開が十分ではない。

〈15〉 栄養学研究科

統一形式に基づいた出席簿の作成が必要である。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科においては、学生による授業に関するフィードバックならびに教育方法を改善するための検証方法がない。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。

① 効果が上がっている事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(2) 法学部

FD活動の成果によって、学生の実態を踏まえた上でのニーズに対応した教育を提供する方向で改善が進んでいる。

(5) 人文学部

教員の授業改善意識の向上へと結びついている。

(6) 総合リハビリテーション学部

評価、治療のように繰り返し学習することで、着実に身につけることができる。新カリキュラムを作成する際は、実状に応じた内容と構成に変更することができた。

(10) 共通教育機構

複数の担当者が分担する科目やペア授業の科目では、分野主任の下で研修会などを通じて担当者間の意志統一を図り、教育内容や方法の調整を図っている。

② 改善すべき事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(3) 経済学部

FD懇談会や講演会の開催が少ない。

(5) 人文学部

多様化する学生の能力に合わせた教育方法を模索する必要がある。

(6) 総合リハビリテーション学部

新カリキュラムにおいて、例えば、作業療法専攻の1年次後期に作業療法概論があるが、作業療法見学実習が前期（夏期休業）にあるなど、一部の科目の配置が適切でないところなどがあり、調整の必要がある。

(8) 薬学部

学生による授業改善を行う体制は既に整っているが、学生による授業改善アンケート結果から実際にどの程度改善されたかを検証する制度はまだない。

(15) 栄養学研究科

修士課程在学学生にも授業改善アンケートを実施して教育内容・方法の改善に結び付ける。

(17) 食品薬品総合科学研究科

食品薬品総合科学研究科においては、学生による授業に関するフィードバックならびに教育方法を改善するための検証方法がない。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(3) 経済学部

さらに効果を上げるための方策については、学習シート（資料 183）の活用がある。いわゆる大学全入になると、学習シートのような個別指導の重要性は飛躍的に高まることが予想される。学習シートをより効果的に使用して、学生の学習状況を把握し、教育効果を高める方法を検討する。

(4) 経営学部

高い履修率を引き続き維持するために、今後も1年次配当コア科目を受講しやすい日時に配置するとともに、受講するよう履修指導を徹底する。

(5) 人文学部

よりきめ細かい教育や指導を行うため、教員間の協力を強化する。また、そのためのルールや組織作りの検討を行う。

(6) 総合リハビリテーション学部

ゼミ学生やクラス担当学生であっても、長期に授業を欠席する学生に対しては、学習指導や生活指導をさらに徹底することとする。

(7) 栄養学部

教育成果の検証、その結果の教育課程や教育内容・方法の改善の反映については、結果としての管理栄養士や臨床検査技師の国家試験合格率（資料 177）が如実にその成果を示している。学力の低い学生の学力向上が大きな課題であり、教育効果の定期的検証等と関連して、そのような学生教育の向上を目指すように検討している。

(8) 薬学部

薬学部6年制が完成年度となる2011(平成23)年度以降の薬学教育を見据えた、教育の改善・発展方策を検討する時期となり、教育改善委員会を中心に議論を進めている。講義内容の見直し、講義科目の入れ替え、講義科目間や講義科目と演習・実習間の連携など、学生が到達目標を達成するためのより良い方策を提案してゆく予定である。特に、学生参加型授業や双方向授業の充実を目指した教育施設の設置の可能性について検討中である。

(9) 学際教育機構

参加型学習のさらなるレベルアップにむけて、FDにおいてファシリテーション技術の習得の研修会を実施していく。

さらに、参加型学習をレベルアップさせることで、学生にファシリテーターの知識と技術を身につけさせることを目指す。

(10) 共通教育機構

学生が集中して学習できるように科目配当を1・2年次に集中的かつ段階的に配置したカリキュラム編成をして、時間割の編成時に特定の時間帯への科目の集中

を避ける工夫をする。

〈11〉 法学研究科

研究科委員会の場合などを活用し、指導学生のニーズをふまえた指導状況について、情報の共有をはかる。

〈13〉 人間文化学研究科

教員自ら不断の勉強により、その専門性と学識をさらに向上させ、時代に即した最善の教育を提供できるように努力する。

〈15〉 栄養学研究科

学生が研究で得られた成果に喜びを感じ、新しい課題に興味をもつ適切な指導を取り入れる。

〈16〉 薬学研究科

募集を中止したので、将来に向けた発展方策はない。

② 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

a. 分離キャンパスの解消

学生への充実した教育のためには、現在の2キャンパス制を解消することが望ましい。もっとも、この点は全学的な問題であり、法学部のみで解決できるものではない。

b. コース制の見直し

コース制および受講可能科目、コア科目については教務委員会を中心に見直しを行う予定としている

〈4〉 経営学部

a. 学生の自習を促すための取り組みを各教員が講ずるよう学部を挙げて取り組む。

b. 原則300名以上の大人数クラスは分割し、各教員が適宜注意をして私語対策を講ずるよう学部を挙げて取り組む。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

資格取得後に業務で関係する障害者・患者・対象者の幅広い生活とその問題点を理解できるように、さまざまな具体例を取り上げて講義する。

〈7〉 栄養学部

改善すべき点としては、国家試験内容から少し乖離している教育内容、特にアップデートな内容の講義への導入は図られるべきである。また、管理栄養士と栄養士の今後の在り方との関連から、本学としての教育をどのように実施するかを議論し、教育を進める必要がある。

〈9〉 学際教育機構

参加型学習のレベルアップにむけて、FDにおいてファシリテーション技術の習得の研修会を実施していく。

〈10〉 共通教育機構

休講に対しては共通教育運営委員会での検証を通して補講率を向上させる。

〈11〉 法学研究科

修士論文執筆に向けたスケジュールの設定、副指導教員制度の導入を検討する。

〈15〉 栄養学研究科

研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導を改善するための方策として、次の3点がある。

a. 研究指導計画を文書として明示する。

b. 他研究科を参考にして主査、副査および指導教員のあり方について検討する。

c. 若手教員が直接大学院生を研究指導できるよう検討する。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

① 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

2011(平成23)年度用シラバスの記載に際しても、2010(平成22)年度と同様、次の3項目(①科目の主題と、学生が到達すべき到達目標を区別して記載すること、②学生の予習・復習を促進するような内容を「提出課題など」に記載すること、③評価基準は、できるだけ数値で表現して明確に記載すること)の明確な記載が推進されるように、FDセミナー等をとおして啓発活動を推進する。

〈4〉 経営学部

1、2年次配当の基幹・基礎科目の履修率が高まれば、3、4年次配当の応用科目について「大筋で理解できた」学生の割合がより高まるものと期待されるため、同年次配当の基幹・基礎科目は別々の時間帯に原則開講するものとし、学生の受講機会を確保する。また、「受講して良かった」と考える学生の比率をより高めるため、経営学部生が将来目指すキャリアデザインと、各授業の内容がどのようにリンクしているのかを担当教員がわかりやすく説明する機会を設けるとともに、社会的ニーズがどこにあるのかを把握し、担当教員が授業改善に反映するよう取り組む。

〈5〉 人文学部

学生による授業改善アンケートの結果をチェックし、シラバスに基づいた授業の展開を維持する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

予め配付したシラバスと実際の講義等に変更がある場合には、学生に対して印刷物で変更を通知する。

〈9〉 学際教育機構

各授業の初めに、より具体的なシラバスを学生に配付する事で、シラバスに基づいた授業の展開の徹底を図っていく。

〈10〉 共通教育機構

学生が予習・復習などをさらに計画的に学習できるようにシラバスの記述について工夫する。

〈11〉 法学研究科

履修指導の機会をいっそう活用し、シラバスの内容について、具体性を高めた周知を拡充する。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

学生による授業改善アンケートの集計結果において、「シラバスは予習・復習に役立った」という質問項目につき否定的な回答が多い学部では、その理由を精査し、対策を実施するよう、教育開発センターのFD部会を通して学部の執行部に働きかけを行う。また、経済学部、経営学部の学生による授業改善アンケートに、授業内容とシラバスとの整合性に関する設問を追加するよう、同様に働きかけを行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

授業記録の提出をさらに徹底する。

〈9〉 学際教育機構

コンピテンシーと学生指導を関連させるための指導マニュアルをつくり、コンピテンシーの活用を目指す。

〈10〉 共通教育機構

分野内で統一の取れたシラバスを提供できるよう作成時に指導を徹底する。また、学生による授業改善アンケートを検証して、シラバスに十分に反映させる。

〈11〉 法学研究科

シラバス記載事項のバラツキを減少させることによって、学生の科目選択の便宜を図るのみならず大学院レベルでのFDの活性化を図る。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

改善のための検証方法を検討し、組織的研修・研究を実施する。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈5〉 人文学部

学生が疑義照会をより行いやすい環境を整える。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

シラバス記載の成績評価を確実に単位認定の基本とすることを徹底する。

〈10〉 共通教育機構

成績基準・採点基準のシラバスへの明記をさらに徹底化する。

〈12〉 経済学研究科

シラバス（講義内容）の内容をさらに充実させることにより、より良い成績評価や単位認定が出来るように教員のFD研修を実施して学生の満足度を高めたい。

〈15〉 栄養学研究科

今後も継続して適切な成績評価と単位認定を行う。

② 改善すべき事項

- 〈1〉 大学全体
記述事項なし
- 〈5〉 人文学部
採点基準、模範解答の公開率を上げる。
- 〈6〉 総合リハビリテーション学部
一部、成績評価基準をシラバスに明記することを徹底する
- 〈10〉 共通教育機構
学生に成績基準・採点基準を分かりやすくするため、模範解答の公開を徹底する。
- 〈15〉 栄養学研究科
学部出席簿と同一形式の大学院生の出席簿を教員全員に配付する。
- 〈17〉 食品薬品総合科学研究科
改善のための検証方法を検討し、組織的研修・研究を実施する。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。

① 効果が上がっている事項

- 〈1〉 大学全体
記述事項なし
- 〈2〉 法学部
FD活動をより一層進めていく。
- 〈5〉 人文学部
教員間での連携を強化し、意識向上を持続する。
- 〈6〉 総合リハビリテーション学部
段階を追って学習、体得できる構成を、より徹底する。
- 〈10〉 共通教育機構
分野主任が教育内容や方法の調整を十分に行えるよう FD 活動の体制を整備する。

② 改善すべき事項

- 〈1〉 大学全体
記述事項なし
- 〈3〉 経済学部
改善のための方策については、FD講習会の開催回数を増やす。個々の教員の教育モチベーションが向上するような報奨制度を考える。
- 〈5〉 人文学部
効果的な授業方法についての研修を継続的に行う。

- 〈6〉 総合リハビリテーション学部
新カリキュラムにおいて、講義と実習などがより適切に学べるよう、調整する。
- 〈8〉 薬学部
学生からの授業評価に対応してどれだけ改善されたかを検証するシステムを構築する。
- 〈15〉 栄養学研究科
受講者が少ないのでしばらくは自由記述方式のアンケートをとる。
- 〈17〉 食品薬品総合科学研究科
改善のための検証方法を検討し、組織的研修・研究を実施する。

4. 根拠資料

- 資料 3 - 「2011 編・転入学試験要項」
- 資料 40 - 「履修の手引 2010 法学部」
- 資料 41 - 「履修の手引 2010 経済学部」
- 資料 42 - 「履修の手引 2010 経営学部」
- 資料 43 - 「履修の手引 2010 人文学部」
- 資料 44 - 「履修の手引 2010 総合リハビリテーション学部」
- 資料 45 - 「履修の手引 2010 栄養学部」
- 資料 46 - 「履修の手引 2010 薬学部」
- 資料 51 - 「大学院履修要項 2010」
- 資料 53 - 「法学部シラバス」
- 資料 54 - 「経済学部シラバス」
- 資料 55 - 「経営学部シラバス」
- 資料 56 - 「人文学部シラバス」
- 資料 57 - 「総合リハビリテーション学部シラバス」
- 資料 58 - 「栄養学部シラバス」
- 資料 59 - 「薬学部シラバス」
- 資料 60 - 「共通教育機構・教養総合教育科目・教職課程・博物館学芸員課程・学際教育機構シラバス」
- 資料 72 - 「2010（平成 22）年度総合リハビリテーション学研究科授業時間割表」
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科長期履修細則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学学科目履修規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院法学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院栄養学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 111 - 「学生による授業改善アンケート調査報告書 2009（平成 21）年度後期調

査(第 20 回)」

資料 114－「各年の食品薬品総合科学研究科課程博士審査手順フローチャート」

資料 145－「教育開発センタージャーナル」

資料 155－「学生と教員による懇談会報告（経営学部）」

資料 177－「栄養学部 国家試験合格率」

資料 178－「新年度履修指導について」

資料 179－「2010（平成 22）年度履修相談日程及び担当者」

資料 180－「2010（平成 22）年度 学年暦」

資料 181－「神戸学院大学大学人間文化学研究科心理学専攻ブログ」

(<http://psychogkgu.blogspot.com/>)

資料 182－「法学部オリジナルサイト」

(<http://www.law.kobegakuin.ac.jp/~hogakubu/>)

資料 183－「経済学部 学習シート A、学習シート B」

資料 184－「経営学部 学習シート」

資料 185－「. Campus 」(<http://www.kobegakuin.ac.jp/study/index.html> ※在学生・教職員専用)

資料 186－「大学公式ホームページ 学習支援 シラバス（授業計画）」

(<http://db.kobegakuin.ac.jp/syllabus%5Fnew/search/>)

資料 187－「学生にとって分かりやすいシラバスの書き方について」

資料 188－「経営評価指標 使命番号 2『教育機能の充実』No. 11『授業選択等にあたり講義要項の分かりやすさ（シラバスの整備）に満足していると思う学生割合（経営学部）』

資料 189－「戦略的大学連携支援事業『防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開』のサイト」

(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~tkk/>)

資料 190－「学生アンケート 2009 年度設問」

資料 191－「神戸学院大学卒業生アンケート集計結果報告書（2010（平成 22）年 3 月）」

資料 192－「2010（平成 22）年度入門演習担当者会議議事録」

資料 193－「一クレセント・ワークス小山田奈央「2010 入門演習－神戸学院大学経営学部」（株）ベネッセコーポレーション」

資料 194－「2010（平成 22）年度経営学部留学生との FD 懇談会議事録」

資料 195－「神戸学院総合リハビリテーション研究」

資料 196－「第 4 回神戸学院大学総合リハビリテーション学会学術集会 抄録集」

資料 197－「教育開発センターオリジナルサイト」

(<http://www.kobegakuin.ac.jp/fdc/about/purpose.html>)

資料 198－「2010 年度 1 年次配当コア科目の履修状況一覧」

資料 199－「進路変更による退学者（総合リハビリテーション学部）」

資料 324－「2010（平成 22）年度 薬学部自己点検評価報告書」

(四) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

(1) 大学全体

教育成果を測るために本学で従来から活用している指標は、大別すると、①在学中の状況にかかわる指標（単位修得率、休学率、退学率）、②卒業・修了の状況にかかわる指標（修業年限以内の卒業生比率）、③在学生による授業評価、の3種類である。これらに加え、2009（平成21）年度に、④在学生を対象としたアンケート（資料118）、⑤卒業生を対象として本学の正課および課外の教育について調査するアンケート（資料191）を初めて実施した。これらのアンケートの集計・分析結果は、本学の中長期計画検討の中心的委員会である総合企画会議や教育開発センターの学士課程教育部会において報告し、各学部のカリキュラムの検討の材料として活用している。なお、人文学部では、全学レベルでの卒業生アンケートとは別途に、人文学部の全卒業生を対象としたアンケートを毎年実施して活用している。これらの指標につき、次に個別に説明する。

a. 在学生の状況にかかわる指標

「留年経験学生の割合（留年経験学生数／学生数）」は2006（平成18）年度以降の5年間を通して4.1～5.9%。2006（平成18）年度にGPAを導入して進級の要件を従来から厳しくした薬学部では、留年経験学生の割合は他学部より0.5～1%程度高くなっている。

「除籍・退学した学生の割合」は2006（平成18）年度以降の4年間を通して2.3～3.2%である（資料200）。

b. 卒業・修了の状況にかかわる指標

「卒業生の単位修得率（単位修得科目数／履修科目数）」は2006（平成18）年度以降の5年間を通して79.7%～81.8%となっている（資料173）。

また、薬学部における薬剤師国家試験合格率、栄養学部における管理栄養士国家試験合格率、総合リハビリテーション学部における理学療法士、作業療法士、社会福祉士国家試験合格率の推移の概要は（資料201 p.44～45）のとおりである。

c. 学生による授業改善アンケート（資料111）

在学生による授業アンケートは、各学部、共通教育機構、学際教育機構にて2000（平成12）年度以降、年2回実施している。2008（平成20）年度以降は名称を「授業評価アンケート」から「学生による授業改善アンケート」に変更し、アンケートの目的をより明確にしている。

d. 在学生を対象としたアンケート

本学は2009（平成21）年4月に在学生を対象としたアンケートを開始した。これは、入学の動機（新入生のみ）、学生生活・日常生活の支援体制への満足度、学習の状況、教育施設・機材への満足度などについて、毎年1回の調査を実施するもので、集計結果（資料118、119）は大学経営評価指標のホームページ上で全教職員に公開されている。

e. 卒業生アンケート

本学は2010（平成22）年1月に卒業生アンケートを実施した。卒業生アンケートは、大学時代に学んだ専門教育科目、ゼミ、語学、キャリア科目などが現在どの程度役立っているか、学生時代にどのような科目をもっと勉強しておけばよかったと思うか、などを質問項目として含んでいる。卒業生アンケートの集計結果（資料191）をみると、「これからの本学の教育に望むこと」という設問では、「コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力のような一般的な能力を養うカリキュラム」（51.0%）を上げたものが最も多く、次いで、「直接資格取得に結びつくカリキュラム」（44.6%）、「高い専門性を習得できる教育」（41.7%）の順であった。また、「大学時代に勉強したことが役立っているかどうか」という設問では、「語学」の評価が全学部に通じて低い（総合リハビリテーション学部の理学療法専攻・作業療法専攻では、「語学」が役立っているとしたものが0%となっている。この設問への解答で最も肯定度の高い薬学部でも31%に過ぎない）。また、学部専門科目における「ゼミ」の評価が非常に低い学部があった。

(2) 法学部

- a. 新カリキュラムのもとでは、法学関係の資格取得についても単位認定をすることによって、学生の意欲を高めることを目指している。
- b. 公務員試験においては、法律学関連科目の理解が肝要であるところ、学部教育を通じてこれらの科目の理解を深めている。
- c. 法科大学院（ロースクール）への進学者
すでに法科大学院を終了し、新司法試験に合格した者もみられる。法科大学院進学については、本学法科大学院だけでなく、他大学も含まれる。

(3) 経済学部

教育目的として、「自ら成長する経済人」を謳っているから、これを基準にすると、教育上の成果を測定することは容易ではない。しかし、長期的にみた場合、本学部の教育の成果の評価は、卒業生の活動、入学試験における偏差値、入学志願者数（応募者数）そして入学者数のような社会的評価の反映となる数値の中に、反映されるものと考えられる。

一方、学部教育の満足度のようなものを測ることは比較的容易であろう。本学でも、卒業生にアンケート（資料191）をしているが、それをみると悪い評価は少ない。ただし、問題は、アンケートの回収率が低いこと、そして個々の学生の教育の評価に学生の就職の満足度も混入することである。

GPAは奨励生選考に用いている。奨励金を学業・人物ともに優秀で全学の模範となりえる2年次以上の学生10名以内に支給しているが、GPAの上位20名程度を第一候補者として選出している。成績優秀者に与える経済学部長賞は、積み上げ方式で算出された成績評価による。積み上げ方式は、A=3点、B=2点、C=1点、D=0点、単位認定=2点として、単位数でウェイトを付けて合計点を算出する。修得単位数が多いと点数が上がるが、修得単位数が多いことも本人の努力の結果であると判断して、積み上げ方式を採用している。

学生の自己評価については、学生による授業改善アンケート（資料111）に、授業によく出席したかどうか、意欲的に取り組んだかどうか、自習（予習・復習）したかどうかを問う項目があり、アンケートへの回答を通じて、学習態度を反省する機会がある。また学習シートへの記入を通して、学生自身が目標達成度を自主的にチェックするように促している。学習成績が良くない場合には、成績不振の理由を見つけて対応策を考えることになる。

〈4〉 経営学部

- a. 経営学部においては、ディプロマ・ポリシーに沿って3つのコースを設定し、履修モデルに基づき、段階的な科目履修が行われている（資料 42 巻頭、p. 46、p. 55-57）。
- b. 2009（平成 21）年度（平成 22 年 3 月）卒業生学位授与率は 77%（資料 202）、就職率は 81.8%（資料 203）、進学率（大学院）は 0.008%（資料 203）であった。教育目標に適う資格等の取得を奨励する「学部賞」を設け、2009（平成 21）年度においては、語学関係、経営・会計関係、情報関係合わせて 58 名の学生が表彰されている（資料 204）。
- c. 「卒業者に関するアンケート」を就職先に対して実施し、本学部出身者に対する評価を把握するようにしている（資料 205）。
- d. 学生の自己評価に関して「卒業生アンケート」（資料 191）を実施し、教育改善に向けた資料を収集・分析している。

〈5〉 人文学部

ディプロマ・ポリシーを実現するカリキュラムを設定し、1 年次から履修必修となっている演習において卒業研究・卒業論文を作成する能力を養うことができている。

卒業研究・卒業論文の作成を通して、学部の目標とする教育内容を身につけることができている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

第 1 期生、第 2 期生が卒業し、概ね教育目標にそった教育ができたものと考えている。また、国家試験合格率も全国平均を上回った（資料 201 p. 45）。就職率も医療リハビリテーション学科は 100%、社会リハビリテーション学科も 2010（平成 22）年 2 月末で 97%と全国平均を上回ることができた。

〈7〉 栄養学部

管理栄養士養成課程では、3 年次に 2 回、4 年次に 5 回以上の全国模擬試験を導入して、全国平均点と栄養学部平均点を比較している。

臨床検査技師養成課程では、4 年次に 1 回全国模擬試験を導入して、全国平均点と栄養学部平均点を比較している。

管理栄養士の全国模擬試験は、3 年前から導入しているが、毎回学部平均点は全国平均点を上回っている（資料 206）。全ての専門領域・科目においても全国平均点を上回るなか、または一部の科目では全国平均値になることもあるが、全国平均値いかになることはないことから、教育目標を達成できている。この好調な全国模擬試験の成績を維持、もしくはさらに向上させるためには、教員間の情報

交換や共有が重要であり、管理委員会などを通じて交流（話し合い）を継続していく。結果として、管理栄養士や臨床検査技師の国家試験合格率がその成果を反映し、本学部は管理栄養士や臨床検査技師養成を着実にやっている。毎年実施される理栄養士や臨床検査技師の国家試験の合格率から検証・反省し、さらなる成果をあげる対策を継続して実施し続ける。

臨床検査技師の全国模擬試験は、2009（平成 21）年から導入を始めたが、学部平均点は全国平均点よりも下回ってしまった。臨床検査技師養成科目を担当している教員が臨検委員会を中心に対策を考える。そして、補習講義や国家試験対策講義など新しい試みを実施する。

管理栄養士国家試験の方は、国家試験合格率にそれほど変動がなく、最上位校に属しているが、一方、臨床検査技師国家試験の合格率は、少し変動があり、比較的低い時もあり、このような点は、改善して、安定した国家試験合格率を保つようにすべきであると考えている。学生側については、強い動機づけを与えるために入学時や毎学年時に臨床検査技師養成のガイダンス（就職指導など）を実施する。教員側については、臨検委員会などで担当教員間の情報共有と対策会議を諮っている。

(8) 薬学部

学生の学習成果を測定するための評価指標としては、中間試験や定期試験による客観的な評価が有効であり、学年毎に科目のGPAの平均点や不合格率が集計されている。一方、学生による授業改善アンケート（資料111）では、学生の学習成果を自己判断する項目が設けられており、担当教員の自己点検に活かされている。教育目標の達成度を測る指標の開発は特に実施していない。

6年制薬学部の育成する人材像は、薬学部ディプロマ・ポリシーとして定義され、履修の手引等で明示されている（資料46）。

6年制薬学部では現在5年次生が最高学年であり卒業生に関する資料がないので、4年制薬学部での最近5年間の学位授与率（資料211）、就職率、進学率（資料207）、資格取得率を資料に示した（資料208）。4年次在籍学生の学位授与率は5年間の平均で約95%である。卒業生の約15%が大学院へ進学するほか（資料207）、卒業時に約60%が就職している。卒業生の約25%は卒業時就職が決まっていないが、国家試験合格後に就職する学生が大半である。主な就職先は、薬剤師としての職能を活かす製薬企業、調剤薬局、病院である。4年制薬学部卒業生の過去5年間の薬剤師国家試験（第94回～第90回）合格率は、全国トップレベルを維持している（資料208）。卒業前総合統一試験は、4年制薬学教育の集大成として、また、薬学士となるための資質を問う卒業試験として年3回実施している。卒業試験には厳格な合格要件が規定され、適用されているが、高い学位授与率と高い薬剤師国家試験合格率が揃っていることから、薬学士教育と薬剤師教育の両面で成果が上がっていると考えている。学生による自己成長評価、卒業後の評価については実施されていない。

(9) 学際教育機構

教育目標に沿った成果は、おおむね達成されていると思われるが、専任教員の

不足や各学部からの科目担当者の安定的なサポートがなされていないことで、若干の問題がある。

〈10〉 共通教育機構

新しい教養教育を目指して2007（平成19）年度に立ち上げた「共通教育プログラム」の骨子は、リベラルアーツ教育とリテラシー教育である。前者は専門分野のみならず、より広い視野と柔軟な思考力を養うことを、後者は専門分野で学んだことを社会で活かす前提として、社会への関門を突破するための基礎思考能力、専門職や社会人として活躍する基礎となる上での実践的能力を養うことを目的としている。さらに付言すれば、実施方針に基づいて文理7学部にわたる多様なカリキュラムを編成し、専門教育に入る前の初年次教育や社会人として活動していく上で不可欠な教養教育に相応しい教育内容を提供している。個々の学生が自己の将来の進路を見据えて、主体的に履修モデルを構築できるようにきめ細やかな履修指導をするとともに、具体的な履修モデルも提示して、学生自らが履修モデルを構築出来るように支援している。また、共通教育機構を運営する中心メンバーである分野主任は、それぞれの分野における教育方針、授業内容、教員の配置、シラバス、授業評価などの調整や点検などを行うことによって、各分野の教育に責任を持って重要な役割を果たしている。

〈11〉 法学研究科

修士課程については、一定の水準の修士論文を執筆した上で、税理士等の資格取得者、国家公務員（Ⅱ種、国税専門官等）・地方公務員各試験合格者、博士後期課程進学者等を輩出している。

博士後期課程については、大学専任教員、専門学校教員等、研究能力を要する専門職についた者を輩出している。うち、最近10年間の学位取得者は2名である。

〈12〉 経済学研究科

本研究科の教育目標は「経済学および経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有益な人材を養成することとする。」である。修士課程では、税理士の国家資格を取得する目的で入学する者が多く、その目的は達成している。博士後期課程では、2000（平成12）年以降2名の博士課程の修了者を輩出している。

〈13〉 人間文化学研究科

研究科の目的である「高度な専門的かつ総合的な研究を行い、その研究成果を教育の場や実社会において実践できる人材を育成するだけでなく、創造的自立的な研究能力をもつ優れた研究者の育成を目指す」ことを実現するために、学位論文作成に向けた丁寧な個別指導が行われており、順調に学位を取得し、専門職に就く修了者を輩出している（資料209）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

現在在籍している学生は次第に大学院生としての資質を備えてきている。

〈15〉 栄養学研究科

栄養学研究科の修士の学生数は、現在は定員を満たしていない。したがって、修了学生がどのようなところに就職できるのかということと、社会人入学者数が、

一番の学習成果の評価の指標になると考えている。現状は次の通りである。

- a. 修了者の多くが管理栄養士、臨床検査技師並びに管理栄養士施設教員として活躍している。
- b. 社会人の入学者は極めて少ない。

〈16〉 薬学研究科

専門科目以外に学生の資質向上に配慮した薬学英会話及び薬学英語も開講され、成果を上げている。一方、専門的な知識と技能の向上を図るべく、学生の所属する講座単位で本研究科の目的に沿った教育・研究指導が実施されている。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

講義・演習を担当する教員による優、良、可、不可の判定（資料 79 大学院食品薬品総合科学研究科規則第 7 条）が、学生の学習成果を測定するための評価指標に当たり、教育目標に沿った成果が上がっている。また、研究指導計画に基づく研究指導の成果として学会に受理公表された学術報文の内容および数も食品薬品総合科学研究科委員会に評価されている（資料 210）。

しかし、学生の自己評価は実施されておらず、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）も口伝で情報を得る程度である。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

(1) 大学全体

各学部、学科ごとに学則（資料 79）および学科履修規則（資料 79）に定めた卒業要件に基づいて、要件を充足しているかを各学部教務委員が、成績表および採点表等をもとに卒業認定資料の確認を行い、教授会において卒業認定を行っている（資料 173）。卒業論文や卒業研究を課している学部においては、教員相互に評価基準の遵守の申し合わせをし、教員相互にチェックしている。

また、卒業論文発表会も実施している。

大学院においても、大学院学則（資料 79）、本学学位規則（資料 79）、本学学位規則細則（資料 79）、各大学院研究科規則（資料 79）、大学院研究科規程（資料 79 学位規則法学研究科規程、資料 79 学位規則経済学研究科規程）および履修規程（資料 79 大学院経済学研究科履修規程、資料 79 大学院人間文化学研究科履修規程）に定め、それに基づいて行っている。実務法学研究科（法科大学院）においては、修了要件を充足しているかを成績表を基にして認定資料の確認を行い、実務法学研究科委員会で修了認定を行っている。

(2) 法学部

- a. 上記ディプロマ・ポリシーに基づいて行われている。
- b. 法学部における卒業要件は、共通教育科目 24 単位、専門教育科目 100 単位である（資料 40 履修の手引）。
- c. 2009（平成 21）年度においては、4 年次在籍学生のうち、25%強が留年している。
- d. 4 年次で卒業単位に満たない学生については、再試験の制度によって単位認定を行って卒業を認めている。これによって、該当する学生に最後のチャンス

を与えることができている。

〈3〉 経済学部

経済学部の卒業要件は明確に定めてある。2007（平成19）年度入学生の卒業要件は次のとおりである。卒業要件は、経済学科と国際経済学科で同じである。

共通教育科目については、

- a. リテラシー科目群に開設される外国語分野から8単位以上修得すること
- b. 外国語分野の8単位を含め合計24単位修得すること（24単位以上修得した単位は、合計8単位以内までならば専門教育科目の選択科目単位として認める。）

専門教育科目については、

- a. 基幹科目から24単位以上修得すること。
- b. 専門リテラシー科目から8単位以上修得すること。
- c. 上記a、bを含め、基幹科目、専門リテラシー科目および演習科目から合計52単位以上を修得すること。
- d. コース科目のうち共通科目および各、所属したコース科目から24単位以上を修得すること。
- e. 上記aからdを含めて、合計100単位以上修得すること。
- f. 修業年限の最終年次において、通算で10単位以上以上の専門教育科目の単位を修得すること。

卒業認定は毎年9月と3月の2回行っている。教務事務センターが作成した資料を、教務委員2名が卒業要件を満たしているかどうかを事前にチェックしている。その後、教授会で卒業認定資料を基に審議して卒業認定をしている。

卒業認定の合格率は、2007（平成19）年度が78.8%、2008（平成20）年度が77.6%、2009（平成21）年度が74.5%で推移している（次表参照）。ただし、この表には、過年度生が含まれている。特に経営学科は全員が過年度生である。

	2007（平成19） 年度	2008（平成20） 年度	2009（平成21） 年度
経済学科	84.7%	83.8%	74.7%
国際経済学科	76.5%	74.3%	75.9%
経営学科	51.2%	9.1%	16.7%
経済学部計	78.8%	77.6%	74.5%

経済学部では、卒業年次において、定期試験で不合格になり卒業所要単位に不足した場合、不足単位数が12単位以内でその不足単位を修得すれば卒業できる者に再試験を認めている。2009（平成21）年度前期は、再試験受験者4名で2名（8科目のうち5科目）が合格になった。2009（平成21）年度後期は、再試験受験者42人のうちのうち32人（68科目のうち54科目）が合格となった。2005（平成17）年度以降の合格率は50%～89%で推移しており、再試験を受験すれば全員が合格

になる状況ではない。本学部の成績評価が厳格に行われていることの証左と考えることもできる。

(4) 経営学部

経営学部においては、学則（資料 79）に従って所定の卒業要件（総単位数 124）を充足した者に、学士（経営学）を授与している。3月と9月の年2回、教務事務センターの作成する資料に基づき、学部教務委員が卒業要件を満たしているか確認し、教授会で承認する卒業認定を実施している。

(5) 人文学部

卒業研究・卒業論文に関して、指導教員を含む2名で評価を行っている。各ゼミの代表者による卒論発表会を公開で行っている。

(6) 総合リハビリテーション学部

「履修の手引」（資料 44 p. 50-54、p. 86-90）に記載の通り、卒業要件を明示し、学部教授会審議の上、学位授与を行っている。大学全体としては単位数によって卒業認定を行うが、その中に臨床実習などを単位認定することによって、総合的に判定し学位授与を行っている。学位を授与されたもののうち、国家試験合格率は全国平均を上回った。

(7) 栄養学部

管理栄養士養成課程においては、専門科目の単位取得だけでなく、3～4年次の全国模擬試験（4回）と学内試験（1回）＋学内試験追試（1回）の結果を併せて卒業判定を行っている。臨床検査技師養成課程においては、専門科目の単位取得だけでなく、3～4年次の全国模擬試験（1回）と学内試験（4回）によって、国家試験受験資格者を選抜している。各学年の進級時において、2年次と3年次は成績下位10%、4年次は成績下位20%の学生の保証人（保護者）へ成績不振者の通知を行っている。

今後も現在と同様に大学教務や栄養学部教授会の審議を経てから学位認定をしていく。卒業判定を通過した卒業生の管理栄養士国家試験合格率が非常に高い。今後も現在と同様に管理栄養士国家試験に合格する実力を有した学生だけが卒業できるという基準で卒業判定を行っていく。

臨床検査技師国家試験受験資格を得た学生の国家試験合格率が非常に高い。今後も現在と同様に臨床検査技師国家試験に合格する実力を有した学生だけが卒業できるという基準で卒業判定を行っていく。

上記の通り、学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われており、改善すべき点は現時点では特にない。今度も現在と同様の学位授与の認定方法を続けていく。卒業判定によって、毎年の留年者が若干名（5%次）が出てしまうので、留年者を無くす努力が必要である。専門科目の授業や総合試験の成績不良学生が留年候補者となるため、早期（下級学年時）からクラス担任がきめ細かい指導を行っていく。各学年次の進級要件を設けることで、卒業時留年を減らし、より適切な学位授与が可能になる。現在も各学年次の進級要件があるが、それをより厳しくするなど常に検証・改善していく。

(8) 薬学部

6年制薬学部卒業所要単位は、共通教育科目12単位以上、基礎教育科目10単位以上、専門教育科目のうち必修60単位、選択必修94単位以上、合計164単位以上と規定されている（資料46 履修の手引）。一方、学年毎に規定されている進級要件には修得単位数の基準と共に、GPA制度が設けられ2～4年次への進級には一定基準以上のGPAポイントの獲得が必須となっている。又、5年次に実施される病院・薬局実習を履修するための資質を問う共用試験制度（CBT及びOSCE）が4年次に設けられ、この試験に合格することが必須条件であり、実質的な卒業要件として含まれている（資料46）。現在6年制5年次生までしか在籍していないので、これらの基準・制度を基にした学位授与は実施されていない。

〈11〉 法学研究科

修士課程の修了要件は、原則として2年以上在学し、特殊研究8単位を含め32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することである（資料79 大学院学則 第11条、資料79 大学院法学研究科規則 第6条）。

博士課程の修了要件は、原則として3年以上在学し、指導教員の指導のもとに必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することである（資料79 大学院法学研究科規則 14条）。

審査委員会による学位論文審査結果は、最終試験の結果とともに法学研究科委員会で報告される。研究科委員会における論文審査は、あらかじめ論文要旨が全員に配付されたうえで、論文についての評価（合または否）と、口頭試験結果の合否報告によってなされ、最終の判定は法学研究科委員会の議題として慎重かつに厳格に審議される。

「データ集（表09）大学院における学位授与状況」（資料211）の通り、法学研究科の学位授与状況は、2006（平成18）年度から2009（平成21）年度の4年間に、前期入学者50名中、修士号が授与された者は39名であり、博士号の授与者は1名である。

〈12〉 経済学研究科

経済学研究科学位論文作成細則（資料51 大学院履修要項 p.60-61）に基づいて指導教員の指導により学位論文を作成している。同細則には、学位論文作成に係る日程や学位論文の水準などについて詳細に規定し適切に行われている。

修士課程、博士後期課程の学位授与に係る審査手続きについて、修士の学位と博士の学位に係る審査手続き等に関する内規（資料51 p.62-64）に詳細に規定し適切に行われている。

〈13〉 人間文化学研究科

学位論文に関しては、学位申請者が資格要件を満たすとともに（資料51 大学院履修要項 p.96-103）、審査にあたる教員は当該研究分野の水準を考慮した適切な評価を行うことを申し合わせている。

論文の審査に関して、他専攻の教員を審査委員に加えている。とくに博士論文の審査に関して、学外の審査委員を加え、公聴会を義務付けており、透明性の高い学位授与が可能となっている（資料212）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

現在年次進行中で、まだ卒業生はいない。

〈15〉 栄養学研究科

大学院学則（資料 79 第 11 条）に規定されている修了要件のもとに、栄養学研究科委員会で決定され、公表された日程に基づき適切に認定が行われている。修了認定手続きについては大学院履修要項（資料 51 p.227）に、大学院栄養学研究科規則第 5 条に基づく研究指導として明示されている。

また、学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策の現状は次の通りである。

- a. 主査 1 名、副査 2 名で修士論文作成の指導を行っている。
- b. 最終試験として修士論文発表会を開催し、活発な質疑応答を行っている。
- c. 最終試験の後に栄養学研究科委員会を開き、修士論文および発表会質疑応答の結果を考慮して修了の認定を行っている。

〈16〉 薬学研究科

薬学専攻と医療薬学専攻からなる薬学研究科では、研究科の履修要項により学生は担当教員の指導もとそれぞれの専攻課程で規定された単位数を取得した上で修士論文を提出することが規定されている（資料 51 大学院履修要項）。更に、修士論文の内容について修士論文発表会での質疑応答、主査 1 名と副査 2 名による修士論文作成指導、引き続き修了認定研究科委員会での審議という手続きを経て、修士の学位授与の可否が決定されている。指導教員と学位論文主査の分離はできていないが、学外者を論文審査員として委嘱した事例はある。過去 5 年間（2005（平成 17）年～2009（平成 21）年度）では、薬学専攻では合計 24 名に、又、医療薬学専攻では合計 59 名に修士の学位が授与されている（資料 211）。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

学位授与基準、学位授与手続きの適切性は、定期的に行われる食品薬品総合科学研究科委員会にて適宜検討されている（資料 79 大学院食品薬品総合科学研究科規則第 8 条の 4）。また、学位審査および修了認定も食品薬品総合科学研究科委員会にて行われ、客観性・厳格性が確保されている（資料 79 大学院食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規）。

2. 点検・評価

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

① 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

- a. コース別の履修要件を満たすことによって、専門性の向上が図られている。
- b. 学部賞授与基準を見直して厳格化したにも関わらず、資格取得人数が増加していることにより（2008（平成 20）年度 54 名、2009（平成 21）年度 58 名）（資料 204）、さらなる専門的知識の修得が進んでいる。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

第2期生についても、第1期生に近い成果を上げた。第1期生は卒業後、高い評価を受けている。

〈8〉 薬学部

これまでの4年制卒業生の高い薬剤師国家試験合格率は、4年次在籍学生の高い学位授与率と共に、本学の4年制薬学教育が充分成果を上げてきたことを示している。6年制薬学教育の1つの区切りである共用試験に4年次生全員が合格したことも、本学における教育の成果の1つである。

〈9〉 学際教育機構

教育目標である実学教育の成果は、大きくでており、多くの学生が積極的に各種事業やボランティア活動に参加している。新聞紙上にも学生の学外授業、ボランティア活動を評価した記事が多く出ている。また、卒業生の就職率も高く、毎年90%程度を確保している（資料213）。

〈10〉 共通教育機構

教養教育と専門教育との有機的連関を掲げた教育目標に沿って、1・2年次に集中的・段階的に科目を設定したカリキュラム編成によって、専門教育へのスムーズな導入ができています。また、分野間のバランスの取れた履修のみならず、集中的・段階的なカリキュラム編成によってかなり一定の分野に集中した副専攻的な履修も可能になっている。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 修了者が国立病院機構等の病院に採用されている。
- b. 管理栄養士の知識を活かして企業にも採用されている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

本学は2009（平成21）年に大学経営評価指標を導入するとともに、在学生や卒業生へのアンケート調査を通して学生や卒業生による評価の入手を開始した。これらは、授業改善アンケートとともに、本学の教育成果測定に関わる指標の基礎となるデータである。指標のもととなるデータの集積は開始したが、これらのデータの解析と活用の方法を開発するのは今後のことであり、有効な指標の開発が急務である。

〈4〉 経営学部

- a. 「卒業生に関するアンケート」結果の有効活用が必要である。
- b. 退学率の上昇（2007（平成19）年度0.66%、2008（平成20）年度1.84%、2009（平成21）年度1.84%）（資料214）について、対策が必要である。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

社会リハビリテーション学科では、第2期生が第1期生に比較して国家試験合格率が低下したので、さらに受験指導を徹底する必要がある。

〈9〉 学際教育機構

学際教育機構をサポートする体制を検討する必要がある。

〈10〉 共通教育機構

時代のニーズに即応するために、数年に一度の間隔で教育カリキュラムや教育環境の検討と見直しが必要である。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 社会人も含め収容定員を満たす努力が必要である。
- b. 修士としての就職先確保のため、社会へのアピールを行う必要がある。
- c. 高度職業人教育のために他研究機関と連携を考える。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

学生の自己評価や修了後の評価を実施していない。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

① 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

大学設置基準第 32 条に則し、学位授与方針により学則等諸規則に定められた卒業要件に基づいて厳正に卒業認定を行うとともに、学部により異なるが「卒業研究」「卒業論文」を課して在学中の学習の集大成を評価している。

一方、大学院の学位授与審査についても、2006（平成 18）年 3 月 30 日に文部科学省により策定された「大学院教育振興施策要綱」に示されたとおり、学位の国際的な通用性、信頼性の向上を図る必要がある。大学院研究科では、その手続きについて学位規則細則、各研究科規則、各研究科履修規程並びに学位授与に係る審査手続き内規に詳細に規定し、それぞれの規定に基づき厳正な審査を行っている。また、論文発表会の公開、学外審査員の登用、指導教員を審査委員会の主査から外すなどの取り組みにより、学位授与の客観性、透明性及び厳格性を確保している。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学位を授与されたもののうち、国家試験合格率は全国平均（資料 215）を上回った。卒業生は卒業後、高い評価を受けている（資料 216）。

臨床実習の単位認定基準について、明確な文章表現でない部分があった。これは、ただちに修正され、次年度からのトラブルの発生を予防することができた。

〈13〉 人間文化科学研究科

学位の授与についての要件および手続きの明確な手引きが整備されており、学生が明瞭な将来ビジョンをもてるようになっている。また、学位申請論文の審査についても明確な手続きと民主的審査の仕組みが明記され、公明性が担保されるようになっていることにより、安心して勉学に打ち込むことができる（資料 51 p. 96-103）。

〈16〉 薬学研究科

修士論文発表会は発表時間 20 分及び質疑応答時間 10 分で実施されているが、制限時間を超えて活発な質疑応答が行われ、発表者に対する充実した指導が実施されている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

a. 卒業論文が必修ではなく、他の専門科目を履修すれば、卒業できるのが現行の制度である。この制度は必修にした場合に不合格にしにくいという点をカバーしているが、卒業論文作成の作業が付与する教育の質が、それをしない学生に保証されないという欠点がある。

b. 再試験制度の是非については経済学部教授会で何度も議論したところである。就職先が決まっている学生への人道的配慮、卒業式まで勉学を強いる必要性および制度廃止に伴う留年率の上昇等の諸要因が問題となり、廃止に至っていない。

〈4〉 経営学部

4年次生の学位授与を円滑に行うために、4年次に発生する留年率（2007（平成19）年度13%、2008（平成20）年度15.9%、2009（平成21）年度20.5%）（資料200）の上昇について、対策が必要である。

〈5〉 人文学部

不合格者、成績不審者への指導を強化する必要がある。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

4年間で学位授与に至らなかった学生の内、一部が方向転換を希望している。方向転換を行う場合は、転学部が認められる第2年次末までに意思決定と手続きが可能になるよう指導する。

〈7〉 栄養学部

卒業判定によって、毎年の留年者が若干名（5%以下）が出てしまうので、留年者を無くす努力が必要である。専門科目の授業や総合試験の成績不良学生が留年候補者となるため、早期（下級学年時）からクラス担任がきめ細かい指導を行っていく。各学年次の進級要件を設けることで、卒業時留年を減らし、より適切な学位授与が可能になる。現在も各学年次の進級要件があるが、それをより厳しくするなど常に検証・改善していく。

〈12〉 経済学研究科

改善すべき事項としては、指導体制のレベルでの厳格化とのリンクを図る必要がある、専門分野での論文レベルの格差をなくすことが望まれる。

〈15〉 栄養学研究科

学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策は次のとおり。

a. 論文審査の主査を指導教員以外の教員が行う事を検討する。

b. 修了生に対する適切な論文指導のため副査の関与方法を具体的に検討する。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

学生の自己評価や卒業後の評価の改善に結びつけるシステムを構築する。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(4) 経営学部

a. 専門性の向上に必要な「基礎固め」を重視して、各コースのカリキュラムを見直す。

b. 「学部賞」をさらに学生に周知し、資格取得への動機づけを行う。

(6) 総合リハビリテーション学部

学部広報誌「RE BIRTH Ver.6」(資料 32 p.24)で学科・専攻の就職先を開示しているが、さらにわかりやすい説明をしていくことにする。また、卒業生の声を掲載する。

(8) 薬学部

6年制薬学部のディプロマ・ポリシーに定義された人材像を規範とする卒業生の輩出にむけ、努力することが重要である。

(9) 学際教育機構

就職率だけでなく、就職の質の向上をめざすために、企業や行政との連携を強化し、学生に還元できるように努力する。

(10) 共通教育機構

きめ細かい履修指導や履修モデルの提示等によって、専門分野にとらわれない幅広い教養の修得や副専攻的な履修モデルの構築を実現しやすい学習環境を整備していく。

(15) 栄養学研究科

a. 修了者が病院へ就職できるよう、この分野の就職先を開拓する。

b. 卒業生の就職先確保のため、管理栄養士を必要とする企業を開拓する。

②改善すべき事項

(1) 大学全体

過去 10 年にわたり継続実施している授業改善アンケートに加え、2009 (平成 21) 年度から在学生アンケートや卒業生アンケートを新たに実施して、教育成果を測るための指標の基礎となるべきデータの蓄積は順調に進行している。今後は、在学生アンケートや卒業生アンケートの質問項目や調査対象の選定の見直しなどを実施して、より目的に即した調査へと改善する。それ以上に重要なことは、これらの各種調査から得られるデータを解析し、本学の教育改善へとつなげていくことである。

(4) 経営学部

a. 「卒業生アンケート」を分析し、キャリア教育・教科教育へのフィードバックを進める。

b. 現在も半期毎の成績発表直後に履修指導を行い、学生の問題把握に努めているが、その体制の在り方を見直し、強化する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

国家試験委員を中心に、各担当者、ゼミ教員、実習支援室が協働して合格率向上にさらに務める。

〈9〉 学際教育機構

学際教育機構の教育的効果は相当高いが、その活動に見合った教員や事務の体制が不十分である。したがって、さらに発展させていくためには大学全体として取り組む予定である。

〈10〉 共通教育機構

学部の教育目標に因るところではあるが、共通教育科目の修得すべき単位数は、学部において差があるので、可能な限り学生に共通教育科目を修得してもらえよう全学的に理解を求める工夫をする。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 社会人入学者を確保するため、指導教員を充実させる。
- b. ホームページを改善して研究科で行われている研究内容をわかりやすく解説し、社会へ研究内容をアピールする。
- c. 高度職業人教育のため、医療系他研究科との連携を考える。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

学生の自己評価や卒業後の評価の改善に結びつけるシステムを構築する。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

大学院の学位審査において、論文発表会の公開、学外審査員の登用、指導教員を審査委員会の主査から外すなどの取り組みについては、研究科ごとに対応している。学位の質保証や学位授与の客観性、透明性及び厳格性をさらに確保するためにも、大学全体として統一的に取り扱う方向で検討する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

医学リハビリテーション学科においては、理学療法学専攻、作業療法学専攻のいずれもが資格試験合格 100%を目指し、合格率向上をめざす。また、社会リハビリテーション学科では、卒業が同時に国家試験受験資格となっていないが、受験希望者にはできる限りの合格率向上に努める。

〈13〉 人間文化科学研究科

審査する教員も日々研鑽を積み、自己の専門性と学識を深めて、的確な指導を行い、申請論文の審査に対してはつねに正確で公明正大な判断を行えるようにさらに努力する。

〈16〉 薬学研究科

薬学研究科修士課程の募集を停止したので、将来に向けた発展方策はない。新設予定の4年制大学院で今後検討を実施する。

②改善すべき事項

- (1) 大学全体
記述事項なし
- (3) 経済学部
- a. 改善のための方策については、2011（平成23）年度入学生から、卒業論文を提出しない者は、各コースの4年次後期に開設されるコース終了認定試験を受けて合格しなければ卒業できないようにする。この改正は、卒業論文を提出しない者に対しても、「質保証」の点で同等の保証を行うことを目的としている。
- b. 改善のための方策については、再試験の対象科目を削減する。2011（平成23）年度以降の入学生については、カリキュラム改訂に伴い単位の修得条件を厳しくしたため、再試験制度を維持せざるを得ないと考えている。しかし将来における同制度の廃止を視野において、再試験対象科目を12単位から8単位に削減することを決定した。従来から演習系科目は再試験を認めていないが、新たに各コースの特講科目（企業経済特講、公共経済特講、総合経済特講）の再試験についても認めない。
- (4) 経営学部
半期毎の成績発表直後に履修指導を通じて、1、2年次の早期の段階で取得単位数の少ない学生の問題把握し適切に指導する。
- (5) 人文学部
個別対応を含めた丁寧な事後指導の実施を徹底する。
- (6) 総合リハビリテーション学部
入学後、方向転換を希望する学生があると同時に、教員側から見て、方向転換をすることが望ましい学生がいる。そのような学生も、自分から意思決定を行うことは難しいが、第2年度末までという制限がある。そのような学生には、個別の相談を含む方法によって意思決定を支援する。
- (7) 栄養学部
管理栄養士、臨床検査技師養成校の伝統を継続していく上で、免許の質的向上などのアップデートな問題が生じれば、解決しながら、教育を継続していく。
- (12) 経済学研究科
指導体制のレベルでの厳格化とのリンクを図る必要があり、専門分野での論文レベルの格差をなくすことが望まれる。したがって、集団指導体制への移行によって、論文レベルの格差も縮小するものと考えられる。
- (15) 栄養学研究科
学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策および改善するための方策は次の2点が考えられる。
- a. 指導教員以外で修士論文内容に精通した教員を主査に指名する。
- b. 副査をもう少し早い時期に決定する。
- (17) 食品薬品総合科学研究科
課程博士並びに論文博士の業績の雛形を明示する。

4. 根拠資料

- 資料 32 — 「総合リハビリテーション学部広報誌『RE BIRTH』」
- 資料 40 — 「履修の手引 2010 法学部」
- 資料 42 — 「履修の手引 2010 経営学部」
- 資料 44 — 「履修の手引 2010 総合リハビリテーション学部」
- 資料 46 — 「履修の手引 2010 薬学部」
- 資料 51 — 「大学院履修要項 2010」
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学科目履修規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学位規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学位規則細則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院法学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院経済学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院栄養学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院薬学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学位規則法学研究科規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学位規則経済学研究科規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院経済学研究科履修規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院人間文化学研究科履修規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 111 — 「学生による授業改善アンケート」調査報告書 2009（平成 21）年度後期調査（第 20 回）」
- 資料 118 — 「学生アンケート集計結果 2009 年度」
- 資料 119 — 「学生アンケート集計結果 2010 年度」
- 資料 173 — 「大学経営評価指標 使命番号 2『教育機能の充実』 指標番号 07『卒業者の単位修得率』、及び指標番号 91『年度単位修得率』」
- 資料 191 — 「卒業生アンケート集計結果報告書（2010 年 3 月）」
- 資料 200 — 「休学・退学・除籍者一覧」
- 資料 201 — 「2010（平成 22）年度版 神戸学院大学データ集」

<http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/data.html>

- 資料 202—「卒業判定」『大学データ集（表 08）』
- 資料 203—「2010（平成 22）年度教育懇談会資料 「就職状況」」
- 資料 204—「大学経営学部学部長特別賞・学部長賞・学部賞・奨励賞集計表」
- 資料 205—「神戸学院大学卒業者に関するアンケート（経営学部）」
- 資料 206—「全国統一模擬試験 第 25 回（第 1 回～第 3 回）結果」
- 資料 207—「就職・大学院進学状況」『大学データ集（表 10）』
- 資料 208—「薬剤師国家試験合格状況」
- 資料 209—「学位取得者と就職状況に関する資料（人間文化学研究科）」
- 資料 210—「学位授与を申請する際の様式（履歴書）」
- 資料 211—「大学院における学位授与状況」『大学データ集（表 09）』
- 資料 212—「学位論文 審査予定表及び審査の結果要旨集（抜粋）」
- 資料 213—「ユニット内部調査資料（学際教育機構）」
- 資料 214—「学部・学科の退学者数」『大学データ集（表 15）』
- 資料 215—「総合リハビリテーション学部 国家試験結果」
- 資料 216—「就職内定時の礼状」

V 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈1〉 大学全体

a. 入学者選抜にあたっては、文部科学省が定める“大学入学者選抜実施要項”の趣旨に即して実施している。本学が求める学生像及び本学に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示するものとして、全ての学部においてアドミッション・ポリシーを設定している。これに沿って入学試験の方法と科目設定を行い、受験生に対しては大学案内（資料 21）によってアドミッション・ポリシーに基づいた「求める学生像」として周知を行っている。

b. 各学部が定めているアドミッション・ポリシー（資料 93）は次の通りである。

ア. 法学部

法学部は、ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標を実践し、社会の様々な分野で活躍できる人材を育成するために、以下のような方々の入学を期待します。

- i. 高等学校の教育課程における基礎的な学力を習得し、それを大学における法学・政治学の専門分野の勉学に生かそうとする人。
- ii. 社会の様々な動きに関心を持ち、自らの考えを積極的に表現できる人。
- iii. 勉学だけでなく、課外活動やボランティア活動などにも積極的に取り組んできた人、あるいは大学でも積極的に取り組む意欲のある人。
- iv. 基礎学力や特殊技能を生かした資格や検定に一定の成果をあげ、それを将来に生かそうとする人。
- v. 社会における経験や外国での生活経験を学びに生かそうという意欲のある人。

イ. 経済学部

i. 知識・理解力

高等学校で学習する国語、英語、地理歴史、公民、数学などについて、高等学校卒業相当の知識を有し、それらの基本的内容を理解している。

ii. 関心・意欲

経済問題をはじめ広く社会問題に対する関心を持ち、問題解決を志向する学習意欲を有するとともに、大学で学んだ知識や技能を自分の将来や社会に役立てたいという意欲がある。

iii. 思考・表現力

社会のさまざまな問題を多面的に考察し、自分なりの判断を行うことができるとともに、自分の知識や意見を他者に分かりやすく表現することができる。

ウ. 経営学部

経営学部は、企業経営に関する問題に関心を持ち、大学で学ぶ知識や技能を社会で役立てたいという意欲を持った人たちを求めている。

エ. 人文学部

私たちが入学を期待する学生像は、人文学部が掲げるディプロマ・ポリシー（1. 専門知識の獲得と理解、2. 真の教養力、3. 社会で有効なリテラシー能

力、4. 統合的な実践的知性)の主旨に賛同し、その獲得をめざし、卒業後も真理を愛好するものとして積極的に社会と関わろうとする意欲を持った人たちです。

そのうえで、人文学部は豊かな個性を備えた学生たちを迎え入れたく、みなさんの多面的な能力に適合したさまざまな基準を設けて入学者選抜試験を実施しています。

わ. 総合リハビリテーション学部

総合リハビリテーション学部では、対象となる方々の苦悩を受け止め、人生の再構築を支援する専門職を目指して意欲的に挑戦するたくましい思いやりのある皆さんを求めます。

か. 栄養学部

栄養学部では倫理感覚に裏打ちされた人間性豊かな管理栄養士・臨床検査技師・栄養教諭を育成しています。そこで、次のような学生を広く求めています。

- i. 食べ物と健康に科学的な関心を持ち、そのための学習に必要な基礎学力を持つ人
- ii. 自らあたらしい課題を見つけ挑戦し、よりよい食生活の改善に意欲を持つ人
- iii. 将来は、管理栄養士の資格を活用して、人々の健康維持増進に貢献しようとする人

注)基礎学力とは、英語、化学、生物、数学、国語の教科である。

き. 薬学部

【教育目標】

医療の場での多様な課題に取り組み、それを解決することができる能力を持った薬剤師の養成

この教育目標に応える、次のような学生の入学を希望します。

【入学生像】

- i. 人を思いやる心と協調性を持ち、何事にも積極的に取り組もうとする人
 - ii. 自然科学への強い関心と探究する心を持ち、その真理を解き明かす努力をしようとする人
 - iii. 高校での学習に前向きに取り組む、そこで得た基礎学力を大学で発展させようとする人
 - iv. 薬剤師の資格を得て、医療の活動や健康増進に国内外で貢献しようとする人
- c. 障がいのある学生については、2000（平成 12）年に定めた「身体不自由者支援に対する基本理念」（資料 217）に基づき、本学への受験機会を保障するとともに必要に応じて入学試験時における人的、物的支援を行っている。

〈2〉 法学部

- a. 法学部の教育目標を定めたディプロマ・ポリシーを 2009（平成 21）年に教授会で決定し、それを基礎として、学生の受け入れ方針を包括的に定めるアドミッション・ポリシーを 2010（平成 22）年に教授会で決定し、大学案内（資料

21 p.40) およびホームページ(資料129)に明示している。

- b. 一般入試および公募制推薦入試については、入試ガイド(資料1)で「出題のねらい」および「受験生へのアドバイス」を分かりやすく説明しており、高校段階で修得すべき知識の内容および水準が明示されている。
- c. 障がい(弱視、肢体不自由など)のある学生を受け入れて、受験時および入学後に必要なサポートを行うため、入学事務室に相談の窓口を設けて、入学試験要項などで案内している。

〈3〉 経済学部

経済学部のアドミッション・ポリシーを以下のように定めて、求める学生像を明示している。

a. 知識・理解力

国語、英語、地理歴史、公民、数学などについて、高等学校卒業程度の知識を有し、それらの基本的内容を理解している。

b. 関心・意欲

社会問題に対する関心を持ち、問題解決を志向する学習意欲を有するとともに、大学で学んだ知識や技能を自分の将来や社会に役立てたいという意欲がある。

c. 思考・表現力

社会問題を多面的に考察し、自分なりの判断を行うことができるとともに、自分の知識や意見を他者に分かりやすく表現することができる。

〈4〉 経営学部

企業経営に関する問題に関心を持ち、大学で学ぶ知識や技能を社会で役立てたいという意欲を持った人たちを求めていることをアドミッション・ポリシーとして「大学案内」(資料21 p.52)に明示している。そのうえで、志願者の個性や特技に応じた選抜方法をもうけて多様な人材を募集していることを入学試験要項(資料2)や入試ガイド(資料1)で公表している。

〈5〉 人文学部

アドミッション・ポリシーをホームページなどで提示している。

入学試験については、「大学案内」(資料21)、ホームページ、入学試験要項などに明示している。またオープンキャンパス、高大連携授業で受験生に説明を行っている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学部のアドミッション・ポリシーを明確にし、「大学案内」(資料21 p.66)に明記することとした。学科、専攻別に修得できる資格を明記するとともに、それらの資格取得者の仕事をわかりやすく説明している。社会リハビリテーション学科では資格を取得しないコースを選択することが可能であるが、その場合での就職先などについてわかりやすく説明している。これらの結果、次第に卒業後の就職先や仕事の内容について、予め理解して入学してくる学生が増加するようになってきている。社会リハビリテーション学科では履修モデルを提示して、資格を取得する場合としない場合での入学後の状況をわかりやすく説明している(資料44 履修の手引 p.46-47)。しかし、一部の学生は単に資格を取ることができる学部ということで志望し、仕事の内容などに大きな魅力を感じていない学生が入

学している。

〈7〉 栄養学部

アドミッション・ポリシーを策定し、修得しておくべき知識等を含めて学生の受け入れについて明示されている。受験生と教員・在学生在が懇談する機会であるオープンキャンパスを4日間設けている。広告、受験雑誌及びホームページにより情報を提供している。

大学案内とは別に、独自の学部広報誌「Good Health」（資料33）を作成している。ホームページにより講義案内、研究室や教員紹介等を発信している。高校訪問は学部各教員が分担し、入試変更点や卒業生の就職先、オープンキャンパス日程などを予め説明している。

入学者選抜方法として、本学部入試は、推薦入試が2種類（公募制、指定校）、一般入試が3種類（A日程、B日程、C日程）、大学入試センター試験利用入試が2種類（前期日程、後期日程）に加え、外国人留学生、帰国生、社会人入試を設けており、様々な入学者選抜方法を実施している。2010（平成22）年度における入学定員ならびに入試区分別の募集人員は入試ガイド（資料1 p.7-8）の通りである。公募制推薦入試では、適性調査-2科目合計点と高校時代の活動、成績調査書の評定平均値の合計を配分するが、調査書の配分を高くした従来型の推薦入試（スタンダード型）と、適性調査の点数配分を高くした適性調査重視型の2つの型の試験を設けている。一般入試、大学入試センター試験利用入試の方式、選択科目については入試ガイド（資料1）の通りである。2010（平成22）年度入試より、公募制推薦入試、一般入試A日程、B日程、大学入試センター試験利用入試前期日程、後期日程において、理系・文系共に受験できる環境を整えている。より多くの受験生が受験しやすい環境をつくり、より優秀な合格者を選出するため、受験生の確保に努めている。

オープンキャンパスに参加する高校生が、年々増加傾向にある。高校生に対して本学部の特徴を分かりやすく伝えるため、オープンキャンパスの早期化及び日程数増加を検討する。

オープンキャンパスは毎回、内容・担当者が変わるため、受験生に他大学と本学部の違いが理解されやすい。オープンキャンパスで本学の特色を体験して頂くため、ミニ実験コーナーを増加させて参加者に理解されるように努める。学部広報誌「Good Health」（資料33）やホームページは、頻繁に内容を更新して入試情報に留まらない本学の魅力を有効に発信している。学部広報誌「Good Health」や広告のみならず、大学ランキングによる上位アピールや国家試験の合格率上位など、第三者機関による評価を公表する。高校訪問では、在学生の状況を高校側に伝え入学後のケアを含め好評を得ている。近隣高校への訪問に力を入れ、全教員で高大連携を図っている。卒業後の進路状況を高校に伝えるなど、きめ細かいサービスをしている。

入学者選抜方法に関して、従来の理系科目のみの入試から、文系、理系科目ともに志願できる環境を整えたことによって、多くの受験者を集めることができた。受験科目の違いが入学後の進級に影響を与えないように補修授業などの実施を検討する。入試制度の変更に伴い、学部教職員全員が入学生に対して基礎学力、高

い職業意識、学習への動機付けを身につけさせる工夫と環境整備をしている。補修授業の充実化を進めながら、現場の管理栄養士を非常勤講師に招いて実務教育の充実化を図り、職業意識を高める学習支援を行う。講義・実習に対して学生の高い満足度に応えられるよう本学部教員全員が学生による授業改善アンケート（資料 111）をとり、常に講義内容の改善に努めている。授業改善アンケート調査報告書の結果公開や大学 FD による講義技術の向上を努める環境整備を進める。

〈8〉 薬学部

a. 求める学生像の明示

ア. 教育目標と整合性のある学生の受け入れについて

アドミッション・ポリシーとして、薬学部の教育目標と、それに整合性を持つと期待される入学生像について公開をしている。その内容は「大学案内」（資料 21 p. 84）に掲載し、入学を考慮する高校生に明示している。

夏期休業中にはオープンキャンパスを 4 回実施し、学部紹介、模擬実験、在学生による相談、薬学部施設見学などを通じて教育目標を理解していただくようにしている。

イ. 社会人学生の受け入れについて

有職の社会人学生向けに、昼間とは別の時間帯に授業を開講することをしていない。そのため、薬学部では社会人向けの特別な入学制度を持ってはいない。ただし、大学の既卒者を対象とした特別枠の入試制度（編・転入学試験）（資料 3）を実施しており、既卒の社会経験を持った学生の受け入れは積極的に行っている。

ウ. 留学生受け入れ

外国人留学生のための入学試験制度を設けている。ただし、薬学部での学習は、国家資格取得を一つの目標に置いているため、日本語での授業や学習に十分対応できる学生に限定される（資料 6）。

b. 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

入学試験科目の指定以外に、高校で修得しておくべき知識等は特に指定していない。

c. 障がいのある学生の受け入れ方針

ア. 質的充実を伴うユニバーサル・アクセスの実現

身体的不自由を持った学生については、できる限り一般学生と同等の学生生活を送れるよう、あらゆる大学内施設や状況において、不利にならないような設備とサポート体制を整える努力をしている。これまでも、小児麻痺や難聴の学生を受け入れ、薬剤師として育成した実績を持っている（資料 2、資料 217、資料 218）。

〈11〉 法学研究科

一般入試および成績優秀者特別入試の受け入れ方針及び要件、またその募集方法について大学院学則（資料 79）において明確にしており（同学則 2 条〈課程〉、3 条〈修業年限〉、6 条〈教育方法〉、18 条・19 条〈入学資格〉）、さらに大学院案内（資料 22）、大学院ガイダンス等を利用して公表している。成績優秀学生の場合、学内掲示、本人への受験資格を持つことについての通知の方法を含め、受

け入れを明示している。また、兵庫県行政書士会との連携（資料 174）による講座への、行政書士の受け入れを明示している。

なお、大学院案内（資料 22）、大学院入学試験要項（資料 13）ならびにガイドランス等の機会を通じて公務員試験受験生、資格試験受験生の受け入れを明示し積極的に広報を行っている。

研究者志望学生の受け入れ、外国人受験生の受け入れについても、一般受験生と同様に受け入れ方針等を明確にしている。

〈12〉 経済学研究科

大学院案内（資料 22）や大学院入学試験要項（資料 13）などを通じて明示している。

〈13〉 人間文化学研究科

人間文化学研究科の学生定員は、神戸学院大学大学院学則（資料79 第5条）に明示されている。毎年、大学院入学試験要項（資料13）が6月に公表される。それに、各専攻の募集人員が記載されている。

また大学ホームページの人間文化学研究科のページ（資料104）において、育成すべき人物像を「人間行動論専攻と地域文化論専攻では、学際的・独創的な研究方法を採用して、人間と文化の本質を理解し、人文科学の領域を体系的に捉えることで、広い視野と深い人間性を備えた人材を育成。心理学専攻では、心理学系と臨床心理学系を設け、臨床はもちろん、子育て、学校、老人医療、一般企業などの幅広い現場で暮らしを支える心理スペシャリストの養成を目指します。」と提示している。また、大学院入試説明会で受験生に個別の説明を行っている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

大学院入学試験要項（資料 13）を印刷物として配布すると同時に、同要項をホームページに公開している。この中で、入学を希望する学生に対しては、予め指導教員になるべき教員と相談をしてから入学願書を提出するように指導している。

〈15〉 栄養学研究科

求める学生像の明示、課程に入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示、障がいのある学生の受け入れ方針（資料 217、資料 218）についての現状は以下の通りである。

- a. 各入試とも公平かつ適切に学生募集及び入学選抜を実施しているが、特に求める学生像を明示していない。
- b. 課程に入学するにあたり修得しておくべき知識等については大学院入学試験でチェックしているが、その内容・水準特については特に明示していない。
- c. 障がいのある学生の受け入れ方針については、大学の方針に従って受け入れる方針である。

〈16〉 薬学研究科

a. 求める学生像の明示

7. 教育目標と整合性のある学生の受け入れについて

薬学専門分野における高度の専門技術、研究手法、高度な技能の取得を目標にし、筆記試験及び面接試験で学生の受け入れを決めてきた。

イ. 社会人学生の受け入れについて

有職の社会人学生向けに、昼間とは別の時間帯に授業を開講することは困難なことから、事実上、受け入れていない。

ウ. 外国人留学生受け入れ

外国人留学生受け入れのための入学試験制度を設けていない。

b. 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示
入学試験科目の指定以外に、事前に修得しておくべき知識等は特に指定していない。

c. 障がいのある学生の受け入れ方針

質的充実を伴うユニバーサル・アクセスの実現、学部と同一条件で対応してきた。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

大学院食品薬品総合科学研究科規則（資料 79）に記載されているように、食品薬品総合科学研究科は栄養学、薬学もしくは関連分野の修士課程を修了後、食品・薬品に関するさらに高度な研究を行う意欲をもつ者を募集しているが、アドミッション・ポリシーは設けられていない。また、障がいのある学生の受け入れ方針については言及されているが、実験などに伴う制限から、障がいの状態にもよるがその受け入れは難しい局面が多い。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈1〉 大学全体

a. 学生募集方法および入学者選抜方法については次のとおり実施している。

ア. 学生募集方法

学生募集方法については、「2011 大学案内（資料 1）」などの刊行物、ホームページなど、それぞれの媒体の特徴を活かしながら、教育研究活動、学生生活、そして卒業後の進路までを網羅した形で、大学生生活をイメージしやすい形で発信する工夫をしている。

また、業者が作成している受験情報誌や入試情報サイトへの出稿をはじめ、新聞広告や主要交通機関の駅貼り広告や中吊り広告などの学外媒体も積極的に活用して受験生への情報発信を行っている。

学生募集活動については、全学的に入学センターがその役割を担い、高等学校訪問・高等学校内入試説明会・進学相談会などを通じて大学の魅力を伝える活動を展開している。2009（平成 21）年度では、高等学校に延べ 453 校訪問したをはじめ、高等学校内入試説明会には 144 回参加、業者が主催する進学相談会には 116 回参加している。さらに、2010（平成 22）年度には、「大学コンソーシアムひょうご神戸」（加盟校兵庫県下 33 大学）が主催する進学相談会を本学ポートアイランドキャンパスで初めて開催した（資料 219）。

高等学校からの要望に応じたの活動としては、大学キャンパスを直接的に体験する大学見学会を随時実施しており、2009（平成 21）年度には 31 校の来訪を受け入れている。大学見学の依頼元は、京阪神地区の高等学校を中心に、遠くは中四国・東北地方の学校からの依頼もある。

また、高大連携事業として高等学校に本学の教員を派遣して行う出張講義や模擬授業も積極的に展開しており、2009（平成 21）年度では延べ 89 校に教員を派遣している。

全学行事としての情報発信の機会は「オープンキャンパス」である。参加者の受験率が高いという理由からも、大学として特に重点を置いて取り組んでいる。

例年 8 月に有瀬・ポートアイランドの両キャンパスで実施している。このオープンキャンパスには、学部紹介や入試説明、大学の講義や実習体験といった教員・職員が中心となって行う企画だけではなく、在学生在が学内を案内するキャンパスツアー、相談コーナーや受験生の知りたい情報として、学生生活・奨学金の手引き（資料 220）、キャリア支援（資料 221）などのパンフレットの配付をおこない、受験生の目線に合わせた企画も組み込んでいる。（資料 222 オープンキャンパス・プログラム）

4. 入学者選抜方法

入学者選抜方法は、主なものとして推薦入試、一般入試、及び大学入試センター試験利用入試を実施している。推薦入試では公募制推薦入試と指定校推薦入試を実施している。同様に一般入試では本学独自の試験問題のみで判定するものから、大学入試センター試験併用型など多様な試験方法と機会を提供している。なお、公募制推薦入試及び一般入試については、受験生の利便性に配慮し、本学以外の試験場を全国に最大 17 箇所配置して実施している（資料 2）。

i. 推薦入試

高等学校 3 年間の学習成果及び高等学校生活全般にわたる諸活動（部活動、生徒会、資格取得等）を評価する入学試験である。公募制推薦入試と指定校推薦入試の 2 種類がある。

ii. 一般入試

一般入試は本学受験生の約 58% が受験する試験方法である。全学部で実施しているのは A 日程、B 日程、C 日程である。また、一部の学部学科で実施しているものには S 日程、SC 日程、AC 日程、BC 日程、CC 日程がある。

iii. 大学入試センター試験利用入試

本学独自の試験を課さず、当該入試年度に実施された大学入試センター試験の成績を利用して合否判定を行う入試である。全学部で実施しているのは前期日程および後期日程である。2010（平成 22）年度入試からは、薬学部が新たに中期日程を実施している。

iv. その他の入学試験

社会的背景を踏まえつつ、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試以外にも多様な素養を持った人材を受け入れるための入学試験制度として、A0 入試、スポーツ選抜入試、外国人留学生入試、帰国生入試、社会人入試等を実施している。

大学院入試については、一般入試のほか、社会人を対象とした入試、外国人留学生を対象とした入試、本学の在学生在で成績優秀者を対象に選抜を行う入試を実施している。

- b. 入学者選抜における透明性の確保のため、本学では、創設以来、全学部において入試判定については、経営から独立した各学部の教授会において、その構成員全員によって決定される。合格基準・合格人数の原案作成は、各学部の学部長および入試総務委員によって協議・作成され、各学部の教授会によって決定された後、学長が最終判定を行っている。

〈2〉 法学部

- a. 学生の募集および入学者選抜は、すべて募集要項に示された基準に従って行われている。
- b. 入試の合否判定は、受験者の個人名を秘した得点表に基づいて教授会での合議のもと行っている。
- c. 学力試験については、コンピューターによって機械的に得点が出される。また、学力試験以外の要素（面接、小論文）を合否判定の基準に含む試験については、評価を担当する教員（面接者など）が合否判定の教授会において評価の結果だけでなく評価の理由も説明している。
- d. 入学者選抜の結果（出願者数、受験者数、合格者数、合格最低点など）は、ホームページで公表される。なお、法学部への入学者のうち、学力試験のみを基準とする入試（一般入試及び大学入試センター試験利用入試）によって入学した者の割合は、2005（平成 17）年度入試から 2009（平成 21）年度入試までを平均すると、約 47%となっている。

〈3〉 経済学部

経済学部のアドミッション・ポリシーに基づき、入学試験を行い、合否判定を行っている。入学試験には、一般入試の他に、公募制推薦入試、指定校推薦入試という推薦入試がある。それぞれの募集人員は募集要項に明記している。出題する科目の内容と水準は入学試験要項（資料2）に明記している。

公募制推薦入試の選考方法は、スタンダード型と適性調査重視型があり、同一試験日に併願することも可能である。スタンダード型は、調査書の評点平均値、基礎的な適性調査項目（英語と選択科目（数学、国語から1科目選択）、学業以外の成果（課外活動：2項とよばれている）を点数化し、これらを総合して判定する。適性調査重視型は、調査書の評点平均値、基礎的な適性調査項目（英語と選択科目（数学、国語から1つを選択））を総合して判定する。適性調査重視型は、課外活動をしていない受験生が不利にならないように、2011（平成23）年度入試から取り入れたものである。

一般入試の選考方法は次のとおりである。A日程は英語、国語、選択科目（地理歴史（日本史B）、地理歴史（世界史B）、数学（数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A）から1科目選択）、AC日程は大学入学センター試験併用型である。B日程は英語、選択科目（国語、数学から1科目選択）、BC日程は大学入試センター試験併用型である。C日程の試験科目は英語、国語である。

公募制推薦入試、一般入試ともに、アドミッション・ポリシーの知識・理解力の確認する試験科目を設定している。指定校推薦入試では、本学部が指定した成績の評定平均値以上の学生のみが出願可能であり、学生は高校側で選抜される。本学では、面接試験を行い、アドミッション・ポリシーが定める「関心・意欲、

思考・表現力」の有無について確認している。編・転入学試験については、英語または小論文、面接（点数化している）を実施している。

入学者の選抜については、判定教授会で判定資料をもとに合否を判定している。入学者選抜において透明性を確保するために、判定資料には受験番号・氏名を記載していない。

〈4〉 経営学部

受け入れ方針に基づいて公正に学生募集を行い、入学者選抜に関しては受験生が特定されない方法で、判定教授会で合否判定を行っている。一般入試、公募制推薦入試、大学入試センター試験利用入試以外の入試制度では、次のような選抜を行っている。

- a. スポーツ選抜入試では、実技テスト、筆記試験、面接による選考を実施している。
- b. 指定校推薦入試では過去の入学実績を重視して高校を指定している。
- c. 指定校推薦入試（課外活動対象）では、各クラブと学部が調整のうえで実績のある高校を指定している。
- d. 外国人留学生入試、帰国生入試、社会人入試、編・転入試では、筆記試験と面接による選考を実施している。
- e. 神戸学院大学附属高等学校特別入試では、書類審査を実施している。

〈5〉 人文学部

多様な能力を持った学生を受け入れるために、人文学部独自の選抜方法を実施している。例えば、A0入試においては高校在籍時の活動報告書や志望理由、将来への展望、自己の成長についての作文を事前に課し、書類審査を行っている。さらに試験当日には小論文とグループディスカッションを課し、プレゼンテーション力や文章表現力、行動力などを評価している。神戸学院大学附属高等学校特別入試でも事前の作文と試験当日のプレゼンテーションを課し、プレゼンテーション力や文章表現力を評価している。

また、入学試験選抜の事務的作業は公正性が保たれた厳密なマニュアルによって行われている。全学的な入学試験制度のもとで厳重に問題情報や受験生情報が管理されており、また学部教員全員が出席する判定教授会においても受験生をシークレット番号にして、客観的かつ公正な選抜を行っている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

一般入試では個人名を特定することができないような試験判定資料を使用して、成績によって選抜を行っている。各種の選抜方法を取り入れ、入学希望者に対してさまざまな方法を選抜できるようにしているとともに、受け入れ側大学としても様々な特徴をもった学生を選抜することができるよう各種の入学者選抜方法を採用している。一般入試以外では、A0入試、指定校推薦入試、神戸学院大学附属高等学校特別入試などに面接を取り入れ、アドミッション・ポリシーに対応した学生であるかどうかを確認している。

〈7〉 栄養学部

栄養学部ではA0入試、スポーツ選抜入試を除いた多種類の入試を導入している。その種類は神戸学院大学附属高等学校特別入試、指定校推薦入試、社会人入試、公

募制推薦入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期日程）、一般入試（A・B・C日程入試）、帰国生入試、外国人留学生入試である。募集定員はそれぞれ3、5、若干名、30、8・2、28・14・5、若干名、若干名である。各入試とも公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。

管理栄養士養成施設であることから、その教育を受けるのにふさわしい資質と強い目的意識を持った学生を受け入れる方針の下、公平性を重視し、多様な入学者選抜方法を採用している。公募制推薦入試の基礎的な適性調査、一般入試の選抜試験科目では、文系、理系科目ともに志願できる環境を整えており、また、指定校推薦入試、神戸学院大学附属高等学校特別入試、外国人留学生入試、帰国生入試、社会人入試では、学部アドミッション・ポリシーを掲げ、書類審査から面接選考に到るまで、アドミッション・ポリシーに合致しているかどうかという観点で選抜を行っている（資料45 栄養学部-アドミッション・ポリシー）。

公募制推薦入試の特徴としては、Z項審査という制度を導入しており、英語検定や漢字検定などの資格取得、部活動成果、体育・文化活動、生徒会長などの活動歴を評価対象として点数化している。これらは、基礎的な適性調査と共に評価点を合算しているため、学力のみならず、多様な活動性を持つ有能な学生を選抜するのに大いに貢献している。推薦入試による合格者・入学者の割合は5割を超えないことを方針としている。

入学者の選抜は、栄養学部教授会で合意を得た後、合格判定が成される。筆記試験の採点時には受験番号や名前を伏せ、試験成績順に付けられるシークレット番号より合否判定を行っている。受験者からの成績開示請求に応じるなど選抜基準の透明性は十分保たれている。

指定校推薦入試では、過去の入学実績等により本学部が指定した高等学校からの推薦であることを踏まえ、推薦書、調査書を基に面接を経て合否判定している。神戸学院大学附属高等学校特別入試では3名という限られた枠を入試当初から守ってきており、高等学校からの推薦書、調査書を基に面接を経て合否判定している。高大連携を積極的に行っており、本学教員が県内外の近隣高校に出向き授業を行う「出張講義」を通年行い、専門分野と本学への関心を高めることに努めている。神戸学院大学附属高等学校とは、生徒が特別聴講生として講義や実習見学を受けるなどの高大連携活動を行っている。

外国人留学生入試受験資格として、外国における学校教育課程を修了した者、日本留学試験において本学が指定した科目を受験した者などを規定しており、帰国生の受験資格としては、日本国籍を有し、外国における学校教育課程を卒業または卒業見込みの者が含まれる。入学試験は、外国人留学生・帰国生ともに、日本語の「小論文」と英語・化学2科目の試験が課せられ、面接を経て合否判定を行っている。

指定校推薦入試、神戸学院大学附属高等学校特別入試、外国人留学生入試、帰国生入試、社会人入試では、学生にふさわしい資質と学力・能力を持っているかどうかを書類審査、学力試験のみならず、十分な面接を通して確認しているため、退学者、留年者の発生頻度は非常に少ない現状にある。今後も十分に公平性を重視し、本学部の特色に添った学生を受け入れる入学者選抜方法を取り入れられるよ

う、「入試制度改善検討部会」を設置し改善案を示す。2010（平成 22）年度は、受験科目や募集方針の変更により前年に比べて志願者が増えた。

入試制度の見直しや他大学の動向等については、入試委員会にて審議された改善案では細部の改善が主となっているものの、毎年改善が実施され、本学入試委員会は十分に機能しているものと考え。大学ホームページ内での受験者合格確認ならびに、志願者、受験者数の公開、合格者数公開を合格発表日に確認できる取り組みは十分に評価できる。今後も、本学部の入試情報公開、透明化を継続し、受験生、保護者の方々に評価されるよう努める。

〈8〉 薬学部

a. 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

薬学部への入学希望者には、入試ガイド（資料 1）、入学試験要項（資料 2）、薬学部広報誌（資料 34）等により必要な情報を適切に提供している。

b. 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

合格最低点等の入試に関する各種データは、公表している（資料 1）。また、希望者には、入学試験の成績照会に応じるなど適切に対応している。

〈11〉 法学研究科

一般選考（第 1 次募集、第 2 次募集）の他に、成績優秀者対象及び外国人留学生対象の入学選考は、成績優秀者対象大学院入学試験要項（資料 16）および外国人留学生対象大学院入学試験要項（資料 14）により、いずれも適切に設置、公表されており、公正かつ適切に選抜されている。

成績優秀者に対する特別選考入試は、「本学法学部学生」を対象に実施されている。「学部成績優秀な者」とは、基礎科目、専門科目を総合して学部 3 年次までの評定成績の平均が 2.45 以上の基準に該当する者をいい、その基準が明示公表され、その措置は適切にかつ公正に行われている。日頃の成績が反映されるように適正に評価されていると言っている。また成績優秀者については、学内に掲示されるだけでなく、本人に優秀者枠による大学院受験資格があることが通知され、学生の意欲喚起にもなっている。

一般選考入試においては、学内外の受験者を区別することなく同一試験科目と同一合否判定基準を適用している。このことは博士後期課程一般選考入試においても同様である。社会人においても、同一の審査基準で合否判定は行われている。（また、過去の入試問題を公開している。）

2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度までの修士課程在学生 58 名のうち、本学学部卒業生は 41 名である。同時期における博士後期課程在学生は、6 名であり、本学出身だけに限らない。社会人の入学者、外国の大学の卒業生等入学者の多様性は、本学研究科の開かれた受け入れ方針の証左とも言える。

本研究科は、本学大学院の方針と大学院学則の関係規程に従って、科目等履修生、特別聴講生を受け入れている（資料 79 大学院学則 28 条、28 条の 2～4）。

〈12〉 経済学研究科

学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜が行われている。

〈13〉 人間文化学研究科

- a. 毎年、大学院入学試験要項（資料13）が6月に公表される。それに、各専攻の募集人員が記載されている。修士課程は9月に1次募集の選考、翌2月に2次募集の選考が行われる。博士後期課程は2月に募集と選考が行われる。
- b. 大学院入学試験要項が公表される時期に合わせて、学部生を対象とした入試説明会を実施している。
- c. 修士課程の入試は、筆記試験と口頭試問からなる。合否は二つの試験を総合して判定教授会で決定する。博士後期課程は面接のみで選抜を行う。口頭試問は必ず複数の教員が担当することになっている（資料223）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

入学試験は筆記試験と口頭試問を行い、口頭試問では4名の教員が評価を行っている。

〈15〉 栄養学研究科

公表された日程に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。入学試験の種類は、推薦入試、一般選考（第1次募集、第2次募集）、外国人留学生入試、社会人対象入試がある。募集定員はそれぞれ若干名から8名である（資料13）。

入学者選抜において透明性を確保するための措置を以下のように行っている。

- a. 入学試験問題出題者名は非公開である。
- b. 各種入学試験の判定の基準を栄養学研究科委員会で定めている。
- c. 試験、面接の後、すべて項目について100点満点で数値化し、平均点が60点以上の者を合格としている。
- d. 合否判定は、栄養学研究科委員会で委員全員の承認を得て行う。

〈16〉 薬学研究科

- a. 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

薬学研究科への入学希望者には、大学院入学試験要項（資料13）、薬学部広報誌（資料34）等により必要な情報を適切提供してきた。2010（平成22）年度より募集を停止している。ただし、6年制教育の上級学科としての食品薬品総合科学研究科への進学（資料22）は、現行制度で可能である。

- b. 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

入試に関する各種データの公表は行っていない。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科課程博士/論文博士審査手順フローチャート（資料114）に基づき、年間2回の募集をし、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。入学者選抜は、食品薬品総合科学研究科委員会の下で実施されるため、透明性は確保されており、問題点が見出された場合も、食品薬品総合科学研究科委員会（資料79 食品薬品総合科学研究科規則第8条）で是正される。

- (3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉 大学全体

a. 現時点では、学部の定員の設定および在籍学生数については適正な状態にある。

しかし、大学院については、定員充足に向けて努めなければならない状態である。

2010（平成22）年度入試の入学状況、および在籍学生数（2010（平成22）年5月1日現在）は次表の通りとなっている。

大学院

研究科名等	入学定員 (a)	入学者数 (b)	$\frac{(b)}{(a)}$	収容定員 (c)	現員 (d)	$\frac{(d)}{(c)}$	備考
法学研究科 博士課程	5	2	0.40	15	2	0.13	
法学研究科 修士課程	18	7	0.39	36	12	0.33	
実務法学研究科 専門職学位課程	35	8	0.23	155	69	0.45	
経済学研究科 博士課程	5	0	0.00	15	0	0.00	
経済学研究科 修士課程	20	3	0.15	40	10	0.25	
人間文化科学研究科 博士課程	5	2	0.40	15	13	0.87	
人間文化科学研究科 修士課程	38	20	0.53	76	41	0.54	
総合リハビリテーション学研究科 修士課程	12	8	0.67	24	14	0.58	
栄養学研究科 修士課程	8	3	0.38	16	6	0.38	
薬学研究科 修士課程	30	-	-	30	20	0.67	※1
食品薬品総合科学研究科 博士課程	4	0	0.00	12	4	0.33	
大学院計	180	53	0.29	434	191	0.44	

※1 2010（平成22）年度より募集停止

学部

学部名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	$\frac{(b)}{(a)}$	収容定員 (c)	現員 (d)	$\frac{(d)}{(c)}$	備考
法学部	475	563	1.19	1,980	2,471	1.25	
経済学部	350	381	1.09	1,442	1,702	1.18	
経営学部	300	341	1.14	1,242	1,444	1.16	※2
人文学部	510	575	1.13	2,110	2,350	1.11	
総合リハビリテーション学部	200	246	1.23	800	929	1.16	
栄養学部	95	101	1.06	380	423	1.11	
薬学部	250	254	1.02	1,250	1,272	1.02	
学部計	2,180	2,461	1.13	9,204	10,591	1.15	

※2 2007（平成19）年度より入学定員変更 250→300人
収容定員には、編入学の定員を含んでいる。

(2) 法学部

a. 2007（平成19）年度より学部を改組し、それまでの一学部二学科（法律学科、国際関係法学科）から、一学部一学科（法学部法律学科）となった。その際入学定員は、法学部法律学科を475名とし、一学部二学科の時の時と合計人数を同じくした。編入定員は法学部法律学科については40名に変更したが、この合計人数に変更はない。なお、この定員は、臨時定員増の返還を計らいながら決定したものである。

b. 2009（平成21）年5月1日時点での法学部法律学科の在籍者数は、一年次生565名、二年次生679名、三年次生541名、四年次生487名の合計2272名（編入学生を含む。）。また、同日における法学部国際関係法学科の在籍者数は一年次生0名（募集せず）、二年次生1名、三年次生2名、四年次生216名の合計219名（編入学生を含む。）である。

c. 2007（平成19）年度入学生より、法学部法律学科では二年次から三年次へ進級する際に進級制度を設けた。そのため、留年生は、二年次生と四年次生の位

置で併合して表示されている。なお、二年次の留年者数は 93 名、四年次の留年者数は 178 名である。

〈3〉 経済学部

2007（平成19）年度より学科の区分をせず一括して募集しているが、2007（平成19）年度は、いわゆる歩留まり率の読み違いにより、学年定員の1.30倍にあたる456名の入学者があったが、2008（平成20）年度は410名（1.17倍）、2009（平成21）年度は369名（1.13倍）、2010（平成22）年度は381名（1.09倍）と改善されている（大学基礎データ 表3）。

収容定員に対する在籍学生数比率は、経済学科が1.23倍（5年間平均1.20倍）、国際経済学科が1.11倍（5年間平均1.17倍）である（大学基礎データ 表4）。学部全体では、1.18倍（5年間平均1.19倍）である。

〈4〉 経営学部

収容定員に対する在籍学生数比率は 2010（平成 22）年度で 1.16 倍となっており、適切な状態にある。収容定員に対して適切な在籍学生数になるように、毎年、定員の見直しを行っている（大学基礎データ 表 3 および表 4 参照）。

〈5〉 人文学部

定員の超過は 1.15 倍を目標値とし、多くても 1.2 倍以内になるよう調整している。また、これを超えた場合、次年度からの受け入れ人数を調整している。その結果、毎年ほぼ 1.2 倍の在籍学生数となっている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教育目標を達成するための適切な定員を設定して学生を受け入れている。在学生数の収容定員数に対する割合が一定水準内に収まるよう制限を設け、教育効率が低下しないよう管理している。

〈7〉 栄養学部

入試判定教授会で受験者数、過去の歩留まり率を勘案しながら合否判定を行っている。学部のみならず、入学事務グループと教務事務グループも含め、過去の入学者数、現在の在籍者数を分析し、大学全体で適正な定員確保に努めている。その結果、2005（平成 17）年から 2009（21 年）度までの過去 4 年間の本学部入学定員超過率は別紙の通りである（大学基礎データ 表 3）。

また、2005（平成 17）年から 2009（平成 21）年度までの過去 4 年間の本学部の退学者数、退学率は別紙のとおりである（資料 200）。

退学の主な理由は、進路変更や一身上の都合となっている。各指導担当教員が学生の相談にのり、その理由把握に努めている。

〈8〉 薬学部

a. 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

入学定員と入学者数の適正比率内管理については、学部内で適切に行われている。

b. 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

現時点では、6年制教育が完成年度に達していないので、正確な数値は出ないが、6年制教育開始以来薬学部では定員に対する入学者数の割合が 1.1 倍の適切な状況にある。この点検は毎年行っている（資料 224）。

〈11〉 法学研究科

修士課程法学専攻は、入学定員 10 名に入学者 5 名（2010 年）と年ごとに若干の増減振幅はあるが概ね適切に管理されている。修士課程国際関係法学専攻については、入学定員 8 名に入学者 2 名（2010 年）とここ数年にわたり若干定員を満たせずにいる。博士後期課程法学専攻については、入学定員 5 名に入学者 2 名（2010 年）と定員を割っている。

2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度までの法学研究科及び在籍学生数は、2006（平成 18）年度 30 名、2007（平成 19）年度 29 名、2008（平成 20）年度 24 名、2009（平成 21）年度 15 名、2010（平成 22）年度 12 名である。

修士課程は増減があるものの若干定員に満たない状況が続き、博士後期課程は定員の恒常的欠員が生じている。そこで、2008（平成 20）年度以降、主として大学院法学研究科の修士課程の志願者ならびに大学院での学びの認知を拡大するための広報、また併せて教育内容、教育環境の充実のため取り組んできた。

学部学生を対象とする大学院ガイダンスを実務法学研究科（法科大学院）と併せて開催（年 2 回）し、大学院進学への関心を高める試みを行っている。2009（平成 21）年度は春、秋に実施し、5～10 名程度の参加者があった。

各種専門職業人試験の準備としての大学院の活用という点と併せ、兵庫県行政書士会と協定（資料 174）を結び、行政書士の自己研鑽、再教育の機会として受講できるようカリキュラムの整備を行っている。

〈12〉 経済学研究科

実際の入学者および受け入れ施設に比べて定員には余裕がある。

〈13〉 人間文化学研究科

定員は「神戸学院大学大学院学則」（資料 79 第 5 条）に明示されている。講座により在籍学生数の多少はあるが、全体の収容定員は超えないように考慮している（大学基礎データ 表 4）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

教育目標を達成するための適切な定員を設定して学生を受け入れている。これまで、定員より若干少ない学生が入学している。

〈15〉 栄養学研究科

定員は、「神戸学院大学大学院学則」（資料 79 第 5 条）で 1 学年 8 名設定し、栄養学研究科委員会のもと在籍学生数を適正に管理している。過去 5 年間の学生数は以下の通りである。

入学年および入学数

2006（平成 18）年 4 月	2007（平成 19）年 4 月	2008（平成 20）年 4 月	2009（平成 21）年 4 月	2010（平成 22）年 4 月	2011（平成 23）年入学予定者
5 名	5 名	4 名	3 名	3 名 （うち社 会人 1 名）	7 名予定

受験者を増やすために近隣の他大学に入学試験要項を送付している。

〈16〉 薬学研究科

a. 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

入学定員と入学者数の比率管理は、入学判定研究科委員会で行われてきた。

b. 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

定員と学力との兼ね合いによるが、過去から 2009（平成 21）年度修士 1 年入学生の入試まで評点 60%以上合格という基準を設定している。結果として、ここ数年定員の未充足が継続しているが、充足のための対応はとっていない。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

定員は 4 名で、若干名の論文博士も受け入れている（資料 79 食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規第 1 条、第 5 条）。収容定員に対する在籍学生比率は低い（大学基礎データ 表 4）。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

a. 本学では、高等学校・予備校の教員から本学の入試制度や入試問題についての意見を伺う「入試モニター校制度」を設けている。これは本学への出願者・入学者の多い高等学校・予備校（計 51 校）に入試モニター校を委託し、本学の入試や最新情報を説明するとともに、毎年度本学の入試問題・正答をいち早く公表することにより、本学入試制度の透明性を印象づけるものである。

入学時納入金の納入方法の変更や補欠合格制度の廃止、公募制推薦入試で部活動、生徒会、資格取得等を評価する Z 項制度の見直しなど、これまでに入試モニター校からの意見・要望により改善された項目は数多い。

また、学内においては入学センター委員会（資料 79 入学センター委員会規程）で毎年度入学試験大綱について審議しており、併せて見直しもその都度行っている。入学試験大綱は、入学センター委員会で作成したものを入試委員会（資料 79 入試委員会規則）で審議し、最終的な決定としている。

〈2〉 法学部

a. それぞれの入学者選抜方法間で極端な不平等状態を生じないように、受験者数により多少変動することはあるが、特定の入学者選抜方法において極端に倍率が高くなるということはない。また、広範な地域より学生を募集するために、本学入試と地方入試を行っている。

b. 法学部の入試結果は、全て公表される。統計的なデータのみならず、受験者別に成績データが送付される仕組みになっている。

c. 各入学者選抜方法における公正さ、適切性の確保については、学力入試的な入学者選抜方法（A・AC・B・BC・C、大学入試センター試験利用入試）では複数教科間の得点の合計点により可否の判定を行っている。また、推薦入試的な入学者選抜においては、次のとおりである。A0 入試では、予め課すレポートにより読解力及び文章表現能力、ミニ講義及びそれに関する小論文で理解力・決められた時間内での文章表現能力、グループ討論で口頭での自己表現力、そしてそれらを通じて分析力や論理の一貫性を評価する。複数の評価要素がありなが

らも、採点基準をある程度統一し、それを周知徹底することで公正な判断を可能としている。指定校推薦入試は、高校の長の推薦書及び調査書など高校の教育及び高校から提供される資料に信頼を置いている。公募制推薦入試については、調査書、高校活動申告書のような高校から提供される資料に信頼を置き、高校生活における活動を一定の基準で点数化して評価するとともに、基礎的な適性調査による判定を加えることで、より公正な判断を可能ならしめている。

d. 公募制推薦入試における基礎的な適性調査の問題及び学力入試的な入試方法の問題は、本学教員の手で作成される。それら問題の作成に関わる者は各学部から選出されており、そこで問題の作成・点検が行われる。さらにそこで作成された問題は、その後大学の入試委員会（資料 79 入試委員会規則）で検証される。

e. 各教科の入試問題は、過去のデータをもとに類似問題や難易度及び学習指導要領へ配慮するなどして問題が作成されている。その後、入試の実施後には入試制度全般にわたりモニター校に意見聴取が行われ、事後的な検討が行われる。

〈3〉 経済学部

入学試験制度の見直しは毎年検討されており、教授会の議を経て必要な制度改正を行っている。例えば、2011（平成 23）年度入学試験においては、指定校推薦入試の指定校の見直し、公募推薦入試における適性調査重視型入試の導入、一般入試における大学入試センター試験併用型入試（AC 型、BC 型入試）の導入を決めている。

〈4〉 経営学部

社会的要請と状況に応じて定期的に次のような検証を行っている。

- a. 各入試の定員は、志願者数や入学者数をもとに毎年見直しを行っている。
- b. 指定校推薦入試では、指定する高校として適切かどうかを 2 年に 1 度、入学実績や成績をもとに見直している。
- c. 入学時に基礎学力テストを実施している。

〈5〉 人文学部

種々のタイプの入学者選抜方法によって入学してきた学生の成績調査を行い、その結果の検証を加えながら、毎年、入学試験種別の選考方法、募集人員などについて変更を行っている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

入学者選抜方法については、各種の試験に対する合格者定員を調整するなど、公正かつ適切に行うことができるよう、毎年見直しを行っている。アドミッション・ポリシーに適する入学者を、より多く選抜できるように、面接ができる選抜方法による入学者の数を増加させている。

〈7〉 栄養学部

入学者選抜方法の検証

指定校推薦入試、神戸学院大学附属高等学校特別推薦入試、外国人留学生入試、帰国生入試、社会人入試では学部長を含めた複数の教員が面接を通して受験生の意欲・資質をはかり、学力・書類審査の合格基準も含んだ特性を踏まえ、総合的な評価を行っている。

一般入試の入試問題作成にあたっては、各学部から選出された担当教員がチームを組み、半年以上もの長い期間をかけ、過去の入試問題や高校の教科書を精査し、出題範囲が高等学校の学習指導要領から逸脱しないようにしている。大手予備校講師の問題添削を受けるなど、高等学校出題範囲の実態の把握を行いながら出題について審議を行っている。入試問題は、基礎的な学力が身につけているかを判定できるよう作成に配慮している。試験終了後は設問毎の正答率を調査し、また各学部の受験者の平均点を算出し、次年度の問題作成に向けて対応している。一般入試の入試問題は、各出題委員のグループごとに作成され、委員全員が複数回校正し、さらに、大手予備校講師に校正を依頼することにより入試問題の出題ミスは殆どなくなっている。本学では出題委員として本学教員を選出する他、出題校正のため元高校教諭を新たに雇用するなどの入試問題対策を行っている。

〈8〉 薬学部

a. 入学者選抜方法等の組織的な検討について

毎年、大学全体の組織である入学センター委員会（資料 79 入学センター委員会規程）で当該年度の反省を踏まえ、次年度の入試大綱を決定し、さらに薬学部関係事項については教授会で審議し、了承している。

b. 受け入れ方針や定員の適切性について

毎年学部教授会で検討を行っている。

〈11〉 法学研究科

選抜試験前の研究科委員会で、成績優秀者の基準について前年度の状況等を斟酌しつつ、その適正性について検証を行っている。目的意識を明確にした成績優秀学生の入学が若干ながら増えている。

定員充足率についても、合否判定会議の折に各専攻の検証が行われている。学生募集、選抜については、大学院進学ガイダンスのうちに継続的に検証している。

〈12〉 経済学研究科

各年度の実績に基づき定期的に検証作業を行っている。志願者及び受験者の受け入れ方針に関する問い合わせには迅速に対応しており、社会人を対象とした特別選抜や学部内成績優秀者を優遇する入試制度が導入されていることが挙げられる。入学者の選抜における面接の評価基準に関しては、公平性の確保により慎重であるべきだと考えており、社会人・外国人留学生入試については、さらなる「特別な考慮」が制度上必要であることが挙げられる。

〈13〉 人間文化学研究科

大学院研究科委員会、大学院FDにて適宜議論している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

入学者選抜の方法については、アドミッション・ポリシーに適する入学者を選抜できるように、筆記試験と面接による選抜方法により、優秀な学生を入学させている。現在は年次進行中であることから、検証は行っていない。

〈15〉 栄養学研究科

学生募集および入学者選抜の都度、栄養学研究科委員会が開催され、公正かつ適切に選抜が実施されているため、定期的な検証は行っていない。

〈16〉 薬学研究科

- a. 入学者選抜方法等の組織的な検討について
学部の場合と同様の取り扱いで対応している。
- b. 受け入れ方針や定員の適切性について
毎年研究科委員会で検討しているところであるが、本学を希望するのか、他大学を希望するのか等の学生の意向や学生の学力等から判断して、現行の 30 名に落ち着いている。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

学生募集および入学者選抜は、食品薬品総合科学研究科委員会により決定（資料 114、資料 79 食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規第 2 章）されるため、公正かつ適切に実施されており、その検証は定期的に行われている。

2. 点検・評価

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

アドミッション・ポリシーに相応しい多様な学生が入学している。

- a. 入学者に占める商業高校出身者の比率が 2006(平成 18)年度の 5.5%から 2010(平成 22)年度の 7.6% (8 名増加) へと増加している。
- b. 障がいをもつ学生が毎年 1 名程度入学している (資料 225)。
- c. 学長賞 (資料 79 表彰受賞者選出要領) を受賞する社会人入試で入学した優秀な学生が出てきている。

〈11〉 法学研究科

資格試験等の準備で大学院教育を活用するアナウンスの効果は、公務員試験、資格試験の合格報告の増加からも伺える。また、そうした目的を持った入学者の増加が面接等から伺える。

なお、兵庫県行政書士会との連携 (資料 174) で「行政書士のための司法研修講座」(授業科目「家事裁判法特殊講義Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「要件事実論特殊講義Ⅰ、Ⅱ」など) を置き、毎年数多くの兵庫県下の行政書士が受講している。同講座は一般院生も受講しており、双方向の演習の中で、行政書士の法実務を知る貴重な場となっている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

基礎学力不足の面で対応が必要な学生も見受けられる。

〈8〉 薬学部

薬学を学ぶ上で、高校ではどのような教科をどれ程の水準で学習しておく必要があるかを、もう少し具体的に明示する必要がある。一般には、化学が薬学の基礎の1つではあるが、生物、物理、さらに基礎学力としての国語や数学の大切さについて知らせる。

〈12〉 経済学研究科

潜在的な教育ニーズに合った受け入れ方針が開発できていないということが挙げられる。

〈15〉 栄養学研究科

求める学生像を明示する必要がある。

〈16〉 薬学研究科

薬学研究科（修士課程）は、2010（平成 22）年度より募集を停止しており、6年制に続く新たな大学院薬学研究科の設立を準備中である。医療薬学を志向した4年制大学院を設置する。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

2010（平成 22）年度入試においては、一般入試で S 日程の新設をはじめ、栄養学部で高得点科目重視型、薬学部で化学重視型といった新たな選考方法（資料 1）を実施したことにより、志願者総数は 14,904 人と前年度より約 4.8%増加した。

【参考】過去 5 か年の志願者総数の推移

学部	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2010/2009年度比
法学部	2,017	2,555	2,625	2,401	2,159	-242 (10.1 %減)
経済学部	2,260	2,492	2,792	2,596	1,899	-697 (26.8 %減)
経営学部	1,738	2,183	2,389	2,180	1,903	-277 (12.7 %減)
人文学部	2,751	2,808	2,978	2,449	2,877	428 (17.5 %増)
総合リハビリテーション学部	2,947	1,755	1,384	1,173	1,230	57 (4.9 %増)
栄養学部	1,352	1,082	835	868	1,797	929 (107.0 %増)
薬学部	3,470	2,796	2,770	2,559	3,039	480 (18.8 %増)
計	16,535	15,671	15,773	14,226	14,904	678 (4.8 %増)

〈6〉 総合リハビリテーション学部

卒業生が良好な就職率（資料 203）であったことから、入学希望者が増加していると同時に、卒業後の資格に基づく仕事の内容をある程度理解して入学している学生が増加している。

〈13〉 人間文化学研究科

全学的な入学試験制度のもとで厳重に問題情報や受験生情報が管理されており、また研究科教員全員が出席する判定研究科委員会においてもが受験生が特定でき

ないようにして、客観的かつ公正な選抜を行っている（資料226）。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究所

口頭試問（面接）を行うことによって、予め、入学予定者の状況を把握できている。

〈15〉 栄養学研究科

募集方法、選抜方法および透明性を確保する方法の適切性について、大学院入学試験要項に基づき筆記試験、口頭試問（面接）結果を踏まえて栄養学研究科委員会で公正かつ適切に判定している。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

受験生の要望と個性・学力の多様性に沿う形で、入学者選抜方法の多様化、個別化が進んでいる。多様な入学者選抜方法により、多様な学力の学生が集まり、活気が出る半面、学力の差に基づく個別的指導の必要性が高まっている。特に推薦入試は実施時期が早く、合格から入学までの期間が長い。推薦入試合格者の学力は一般入試合格者よりも低い傾向があり、入学前教育が必要である。

〈5〉 人文学部

受験生にとってより魅力的な選抜方法であるとともに、受験生の能力・学力を適正に測る選抜方法を模索し続ける必要がある。また入試出題、採点の厳正さを求めるあまり、作業量が増大し、入試業務担当者の負担が増えている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

一般入試では、学部が求めるアドミッション・ポリシーが十分に浸透していない。

〈11〉 法学研究科

受験者の実情から、いっそう社会人が受験しやすい環境の検討が求められる。

〈12〉 経済学研究科

英語力の評価の位置づけが曖昧であり、グローバル化に対応できていないことが挙げられる。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

入学者数が募集定員を大きく逸脱することはなく、入学者数を募集定員に近づける努力は成果をあげていると考えられる（資料227）。また、収容定員に対する在籍学生数は概ね適正であると判断している。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 複数の受験生があり、収容定員は満たされていないが合格者の入学手続き率はほぼ 100%となっている。
- b. 2002（平成 14）年度に「社会人対象の大学院入学試験要項」（資料 18）を制定し、2009（平成 21）年度に初めて社会人から入学生を受け入れた。

②改善すべき事項

- 〈1〉 大学全体
記述事項なし
 - 〈2〉 法学部
二年次生での留年生が学年全体の約一割おり、それらの者に対して学習意欲を継続させたり、退学や更なる留年を防ぐために講ずべき措置については、いまだ検討中である。
 - 〈4〉 経営学部
帰国生入試、社会人入試、編・転入試で定員に対して未充足な年度がある。
 - 〈11〉 法学研究科
国際関係法学専攻に外国人留学生がかたよっている。
 - 〈12〉 経済学研究科
入学者を増やす努力をすべきであることが挙げられる。
 - 〈13〉 人間文化学研究科
専攻・講座によって受験生のバラツキが大きく、多くの学生を抱える講座では、教員の負担の偏りが生じかねない点は配慮が必要である。
 - 〈15〉 栄養学研究科
定員を確保する必要がある。
 - 〈17〉 食品薬品総合科学研究科
収容定員が満たされていない。これは理科離れや経済情勢によるとともに、本研究科に関する紹介や広報活動が不十分であることに起因する。
- (4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

①効果が上がっている事項

- 〈1〉 大学全体
記述事項なし
- 〈5〉 人文学部
全学的な入試体制のもと、入試委員会（資料 79 入試委員会規則）などで定期的に検証されている。
- 〈6〉 総合リハビリテーション学部
面接を行うことによって、予め、入学予定者の状況を把握することができる。また、多様な学生が選抜されるようになってきている。
- 〈12〉 経済学研究科
志願者及び受験者の受け入れ方針および入学者選抜の選考結果に関する問い合わせには迅速に対応しており、社会人を対象とした特別選抜「社会人対象 大学院

入学試験要項」(資料 18) や学部内成績優秀者「成績優秀者対象大学院入学試験要」(資料 16) を優遇する入学者選抜方法が導入されていることが挙げられる。

〈15〉 栄養学研究科

大学院入学試験要項(資料 13) に基づき筆記試験、口頭試問(面接) 結果を踏まえて栄養学研究科委員会で公正かつ適切に判定している。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈2〉 法学部

A0 入試において予め課すレポートやミニ講義及びそれに関する小論文、グループ討論については、現在、担当する教員個人の裁量に委ねられている。この点については複数の教員で出題する前にレポート課題やミニ講義の内容等を検討し、より公正な試験の実施を図るようにすることが今後、必要となろう。

〈7〉 栄養学部

入試問題の作成に関して、公募制推薦入試(1、2 日目)、一般入試 A 日程(1、2 日目)、B 日程(1、2 日目)、C 日程(1 日目) の分を作成しなければならず、出題者の作業的な負担は非常に大きくなっている。問題作成の要領を継続的に継承する方策を立てる。ミスが許されない心理的負担も大きいことから、問題作成への教員負担が大きな課題となっている。

〈11〉 法学研究科

定員を充足しきれていない点は、今後研究科委員会の検討課題である。

〈12〉 経済学研究科

改善すべき事項としては、入学者の選抜における面接の評価基準に関しては、公平性の確保に向けてより慎重であるべきだと考えており、社会人・外国人留学生入試については、さらなる「特別な考慮」が制度上必要であることが挙げられる。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

完成年次以降の定期的な検証の時期が決まっていない。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

①効果があがっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

他の学生に良い刺激を与えるような社会人出身の優秀な学生を受け入れる方針を進める。

〈11〉 法学研究科

広報、入学ガイダンス等の機会を通じて大学院教育を活用した勉学の多様性を積極的に示す。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

基礎学力不足の面に対処が必要な学生が見受けられた神戸学院大学附属高等学校特別入試と指定校推薦入試での合格者を対象に、2010（平成 22）年度入学者より入学前教育を続けていく。

〈8〉 薬学部

6年制学部教育と大学院教育との連携を発展させること。さらに、高等学校へ模擬授業としてなお一層積極的に出向き、高校生に直接働きかける。

〈12〉 経済学研究科

潜在的な教育ニーズに合った受け入れ方針が開発できていないので、今後この点を改善していくべく検討する。

〈15〉 栄養学研究科

神戸学院大学大学院案内に求める学生像を明示する。

〈16〉 薬学研究科

6年制学部教育と大学院教育との連携を発展させること。さらに、地域医療施設、研究施設との連携を深め、大学院臨床教育に資する。医療薬学を重視し、基礎研究も推進できる4年制大学院を設置する。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

今後、さらに志願者を増やすために、入学者選抜方法を全学部で出来るだけ統一して実施できるようにする。その方が、受験生への広報もしやすくなる。例えば、一般入試では AC 日程および BC 日程（大学入試センター試験併用型入試）を 2010（平成 22）年度入試では 5 学部で実施していたが、2011（平成 23）年度入試では 7 学部全てで実施する予定である（資料 1、資料 2）。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

神戸学院大学附属高等学校特別入試においては、卒業後の資格に基づく仕事の内容を理解して入学してくる生徒が増えるように、高校側から推薦される学生について、予め高校側と打ち合わせを行い、アドミッション・ポリシー、学びのポイントを理解した学生が増えるように、さらに努力する。

〈13〉 人間文化学研究科

現在まで入学試験の公平性や判定の厳格性に関しては十分な成果が得られているが、今後ともより一層、個々人の意識を高め、よりよい学生の確保に努めていく。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

面接により入学予定者の状況が把握できているため、将来にわたり受験者全員の面接を行う。

〈15〉 栄養学研究科

これまでの学生募集および入学者選抜方法に則り、公正、適切に判定するようにする。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

改善するための方策については、推薦入試の合格者に対して入学前教育を実施している。経済をテーマにした課題レポートおよび経済学学習で必要となる英語と数学の学習を課し、レポートとして提出してもらっている。入学後、指導教員がレポートを評価して、返却している。さらにすべての入学者に対して、1年前期の入門演習において、大学に必要な学習の基礎を学ばせている。基礎学力の習得を促すため、キャリア関連科目の中で、文章表現、漢字力、実用的英語力の養成を目的とする授業を行っている。

〈5〉 人文学部

他大学での実態を調査し、入試業務の軽減と適切な負担を可能とする人員の配置についての検討を行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学部広報誌「RE BIRTH Ver.6」(資料 32 p.11-16)で受験生へ学科・専攻の学びのポイントを明示しているが、さらにわかりやすく大学案内などでも説明することにする。

〈11〉 法学研究科

社会人枠の検討を進める予定である。

〈12〉 経済学研究科

英語力の評価の位置づけが曖昧であり、グローバル化に対応できていないことが挙げられるので、この点を改善すべく検討を重ねていく。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈3〉 経済学部

在籍学生数を収容定員に近づける努力を続けて、在籍学生数を適正に管理していく。

〈15〉 栄養学研究科

社会人入学者を増やすために学外に対して広報を行い、講義の配当や教員に関して、社会人が入学しやすい状況を整える。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体
記述事項なし

〈2〉 法学部

今後、18歳人口の更なる減少の影響を受けることは疑いない。そのため、必要に応じて、受験生の動向に対応した制度の見直しや制度の運用方針の変更が、法学部で検討される必要性が今後出ている。これについては、現在学部内入試プロジェクトで推薦入試の制度改革などを議論している。

〈4〉 経営学部

入学者数が年度によって変動する帰国生入試、社会人入試、編・転入試の定員を、志願者数の実状や社会からの要請なども勘案して見直しを行う。

〈11〉 法学研究科

留学生に対する入学後のフォローを行い、聴き取り等必要な手段を通じてその実情を把握し、基礎資料の集積を行う。

〈12〉 経済学研究科

入学者を増やす努力をすべきであることが挙げられ、今後、以下のような試みを検討する。

- a. 入学者数の確保に向けてのPRを積極的に行う。
- b. PRとともに、社会人の学び直しニーズに積極的に応ずる。社会人入学者数を増大させて、大学院の社会人化を進める。夜間の社会人大学院などが考えられる。
- c. ニーズの多様性にかんがみて、収容定員の適正化を図る。

〈13〉 人間文化学研究科

専攻・講座によって受験生のバラツキが大きいので、入試説明会の回数を増やし広報を充実させるなどの方策をとる予定である。

〈15〉 栄養学研究科

改善するための方策として以下の4点を実施する。

- a. 受験者を増やすためには、修士修了後の就職対策をたてる。具体的には、現在キャリアセンターで医療系資格を持つ学生、卒業生の就職対策として医療連携制度を検討し、これを充実させて行く。
- b. 定員確保の方策として、今後も積極的に社会人入学者の受け入れを継続する。
- c. 受験生に魅力のあるホームページを開設し、充実した研究・教育体制をアピールする。さらに国外からの受験生を増やす目的で、英文ホームページも開設する。
- d. 学部オープンキャンパスのときに大学院説明コーナーを設ける。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

本研究科の広報活動を高めて学外研究者の学位取得の推進など、定員を充足する重点的施策を検討する。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

①効果が上がっている事項

- 〈1〉 大学全体
記述事項なし
- 〈5〉 人文学部
検証結果を学生募集・選抜方法に的確に反映させる。
- 〈6〉 総合リハビリテーション学部
毎年の入学試験の結果を検討し、次年度の入学試験の方法や定員を検証し、試験の種類と定員の調整を行う。
- 〈12〉 経済学研究科
志願者及び受験者の受け入れ方針および入学者選抜の選考結果に関する問い合わせには迅速に対応しており、社会人を対象とした特別選抜や学部内成績優秀者を優遇する入試制度が導入されていることが挙げられる。今後同様の方向でいきたい。
- 〈15〉 栄養学研究科
入学者選抜は公正かつ適切に実施されているので、今後もこれを続けて行く。

②改善すべき事項

- 〈1〉 大学全体
記述事項なし
- 〈2〉 法学部
入試方法の見直し
入試制度の多様化は学生間の学力格差の原因ともなりかねない。そこで、法学部では学部の教育理念に基づき、今後も継続的に入試方法および入試定員について議論を進める必要性から、プロジェクト内で対応策を検討中である。
また、以上の問題に関連して、入学前教育についても初年次教育の在り方の検証とともに、今後の方策を検討中である。
- 〈7〉 栄養学部
入試問題作成に関して、今後、本学教員の出題委員としての負担を避ける方策として、出題校正のため元高校教諭雇用の増員ならびに、大手予備校への問題作成委託の割合を増やすといった計画案を作成する。一般入試では、志願者を確保し、受験生の学力を引き出すかという観点からの改善案を検討する必要がある。競合大学に比較して本学部がより魅力的であることを受験生にアピールする。教員全員が切磋琢磨し、就職状況、国家試験合格率、研究・教育実績を他校よりも積み重ねていくことが必要である。それにより質の高いレベルでの、志願者確保、入試が可能になると考えられるため、より第三者機関による評価を上げられるよう努める。受験生確保には、予備校マーケティング部門担当者の研修会招聘や近隣の高等学校への挨拶周りにより情報を収集し、協議を重ねて課題・改善点を明らかにする。本学部の特色に添った学生を受け入れる入試制度を取り入れられるよう「入試制度改善検討部会」を設置して受験生に魅力的な学部を紹介できる改善策を立てる。
- 〈11〉 法学研究科
他大学一般学生を対象とした広報活動を更に積極的に展開する。大学院ホーム

ページの充実を図り、一般社会人への広報活動を積極的に展開する。行政書士会以外の専門職業団体への働きかけを積極的に展開する。

〈12〉 経済学研究科

入学者の選抜における面接の評価基準に関しては、公平性の確保に向けてより慎重であるべきだと考えており、社会人・外国人留学生入試については、さらなる「特別な考慮」が制度上必要であることが挙げられる。したがって、この点は、今後検討、議論をしていきたい。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

現在年次進行中であり、完成年次以降は卒業生の状況を見て、毎年、検証を行いフレキシブルな対応をできるようにする。

4. 根拠資料

資料 1 - 「2011 入試ガイド」

資料 2 - 「2011 年度 神戸学院大学入学試験要項」

資料 3 - 「2011 年度 編・転入学試験要項」

資料 6 - 「2011 年度 外国人留学生入学試験要項」

資料 13 - 「2011 年度 大学院入学試験要項」

資料 14 - 「2011 年度 大学院入学試験要項（外国人留学生）」

資料 16 - 「2011 年度 大学院入学試験要項（修士課程）法学研究科・経済学研究科（本学卒業見込成績優秀者対象）」

資料 18 - 「2011 年度 大学院入学試験要項（修士課程）経済学研究科 人間文化学研究科 総合リハビリテーション学研究科 栄養学研究科（社会人対象）」

資料 21 - 「2011 大学案内」

資料 22 - 「大学院案内 2011」

資料 32 - 「総合リハビリテーション学部広報誌 RE BIRTH Ver.6」

資料 33 - 「栄養学部広報誌 Good Health」

資料 34 - 「薬学部広報誌 2011 年度入学」

資料 44 - 「履修の手引 2010 総合リハビリテーション学部」

資料 45 - 「履修の手引 2010 栄養学部」

資料 79 - 「神戸学院大学大学院学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学入学センター委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学入試委員会規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「表彰受賞者選出要領」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 93 - 「FDC ニュースレター 2010 No3」

資料 104 - 「大学ホームページ 大学院人間文化学研究科のページ」

(<http://www.kobegakuin.ac.jp/graduate-school/culture.html>)

資料 111 - 「『学生による授業評価アンケート』調査報告書 2009（平成 21）年度後

期調査(第20回)」

資料 114－「2010 年度神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科課程博士/論文博士審査手順フローチャート」

資料 129－「大学公式ホームページ 神戸学院大学とは」

(http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/policy_top.html)

資料 174－「神戸学院大学と兵庫県行政書士会との学術交流協定・覚書」

資料 200－「休学・退学・除籍者一覧」

資料 203－「2010（平成 22）年度教育懇談会資料「就職状況」」

資料 217－「身体不自由者支援に対する基本理念」

資料 218－「身体不自由者対応マニュアル」

資料 219－「大学コンソーシアムひょうご神戸 加盟大学 合同説明会チラシ」

資料 220－「学生生活・奨学金の手引き」

資料 221－「キャリア支援パンフレット」

資料 222－「2010 オープンキャンパス プログラム」

資料 223－「「修士課程入学試験」および「博士後期課程入学試験」の際の口頭試問担当者の割り当て表」

資料 224－「日本私立薬科大学協会だより 第 75 号 p. 64 平成 22 年 6 月」

資料 225－「障がいをもつ学生の人数」（学生委員会（2010 年 5 月 資料）

資料 226－「入学者判定会議の資料」

資料 227－「2010 年度入試募集人員および入学者数」

VI. 学生支援

1. 現状の説明

- (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

ア. 修学支援

修学支援として、神戸学院大学憲章(資料 86)に定めている神戸学院大学が期待する教職員像を成し遂げるため、各学部・学科・年次ごとに指導教員の担当割りルールがあり、それに基づいて学生一人一人に対して教員が指導する体制を取っている。

イ. 生活支援

学生に対する生活支援として、ホームページの「学生生活」のページ(資料 88)に奨学金・学費分納・教育ローン等の経済支援、下宿・アルバイト等の生活支援および健康相談・学生相談・ハラスメント防止に関する取り組み等を掲載し、生活支援全般を明確に示している。さらに、全学生に Student Diary(学生手帳)(資料 25)や課外活動 HAND BOOK(入学時)(資料 228)等を配付し、支援方法を明示している。また、年 4 回、時期ごとのトピックス、諸手続、啓発事項をまとめた学生向け広報誌「CAMPUS」(資料 92)を発行して支援内容の情報を提供している。

学生の生活支援に関する事項を審議する機関として、学生委員会(資料 79 学生委員会規程)があり、学生の安全の確保、人格形成の陶冶の支援、学習機会の確保(講義の提供等を除く)のための各種援助、障がい者の諸問題解決及び本学学生の当面する個人的問題についての相談・助言・支援等を協議し、方針を出している。

ウ. 進路支援

学生に対する進路支援の方針は、ホームページの「就職支援」のページに就職支援概要(資料 229)を示し、キャリアセンター利用ガイド、就職サポートシステム、バックアップ体制、キャリアトレーニング体制、課外講座・サポート体制、インターンシップの取り組み等の知りたい情報をビジュアル的にも分かりやすく紹介している。

- (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

- a. 各学部・学科・年次ごとに成績不振者基準(資料 230)を定め、該当する学生については、指導教員が適宜指導している。また、保証人にもその旨を通知している。休学および退学を願い出るにあたっては、指導教員が必ず相談にあたり、指導教員の下承のもとで願い出する体制を取っている。また、留年者(資料 231)については、成績発表時に学部教員が個々に指導にあっている。休学・退学・除籍者一覧(資料 200)や学年別平均修得単位数一覧(資料 232)を各教員に配付し、状況の把握をしている。また、初年次に大学入門演習として各学部において、入門演習や基礎演習を開設し、大学生活への導入教育を行

っている。

b. 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

2000(平成12)年3月に「身体不自由者支援に対する基本理念」(資料217)を制定し、障がい学生の「自立」を支援していくことを基本理念としている。入学後に何らかの配慮が必要と思われる個別学生に対して、入学までに学生本人、保護者、高等学校教員、大学関係者(学部長、教務委員、学生委員、学生支援事務担当者)等が打ち合わせの機会を設け、高等学校在学時の学業、生活の状況を確認したり、入学後の不安、支援の要望を聞くなどしたりして、人的、物的支援計画を作成している。

具体的には、「身体不自由者対応マニュアル」(資料218)に基づいて、定期試験においては、試験時間延長、別室受験、解答方法配慮、注意事項等文書伝達等を、通常の授業時においては、使用教室配慮、講義内容録音許可、ノートテイク支援等の配慮を行い、学生生活においては、自動車通学の許可・自動車の学内乗り入れの許可、施設、設備の改修(バリアフリー)、学内外支援組織との連携等の支援を行っている。さらに、2001(平成13)年3月には、発達・行動障がい者等の「緊急支援体制」も整備し、身体障がい学生への支援だけでなく、メンタルな面で支援を必要とする学生への支援にも対応している。このように学業、学生生活にサポートが必要と認められる学生への取り組み及び連携を行っている。

c. 奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学独自の制度として、①学資を貸与し学業を継続させることを目的とした貸与奨学金制度、②学資の支弁に支障のある者に対して学資を支給して学術研究を継続させることを目的とした支給奨学金制度、③家計急変等の理由により学費の納入が著しく困難と認められる学生に対して、学資を貸与し学業を継続させることを目的とした臨時貸与奨学金制度を設けている。その他、学費分納制度、貸付金制度、大学提携教育ローン、私費外国人留学生奨学金、交換・派遣留学生奨学金、課外活動奨学金、さらに、家計支援者が災害にあった学生への支援策として災害奨学金制度等、各種の経済的支援制度を設けている(資料233)。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

a. 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

ア. 学生の当面する個人的問題についての相談に応じ、適切な助言を与え、より良い学生生活を送るための手助けとなることを目的として、有瀬キャンパス、ポートアイランドキャンパスともに、二つの学生相談室(学生生活(一般)相談室、カウンセリング室)を設けている。学生生活全般の個人的問題については、学生生活(一般)相談室において実施し、心理的健康に関する諸問題については、カウンセリング室において相談が行われている(資料234 学生相談室案内)。

カウンセリング室では、2010(平成22)年度から常勤カウンセラーが配置

され、非常勤カウンセラーも増員となった。有瀬キャンパスでは毎日、2～3名のカウンセラーが相談室に勤務しており、電話相談や保護者からの相談の要望にも応えることができるようになった。

2010（平成22）年度に、入門演習等での学生相談室見学ツアーを提案したところ、多くの新生がゼミ単位で指導教員とともにカウンセリング室を見学を訪れた。見学後に相談室を利用する学生も増えてきている。

- イ. 健康を維持、増進することを目的として、有瀬キャンパス、ポートアイランドキャンパスともに医務室を設けている。定期健康診断、救急処置等を行うとともに、学校医による健康相談・精神相談等も行っている。

健康管理を目的とする定期健康診断は、毎年、約90%の受診率「健康診断統計」（資料235）を維持しており、肺結核等の感染症や病気の早期発見、集団感染防止、また、健康に対する意識の高揚の啓発にも役立っている。

- ウ. 健康保持・増進を目的として、有瀬キャンパスでは、トレーニングルーム、フィットネスルーム、卓球場を設けている。その他、体育館、グラウンド等の施設が利用できるとともに、課外活動団体の使用施設とは別に一般学生用にテニスコート、バレーコート等を整備している。ポートアイランドキャンパスでは、人工芝グラウンド、テニスコート、3on3コート等を整備し、学生の健康保持・増進に供している。

- エ. ケガ等に対する経済的支援として、医療費補助や見舞金等の制度がある。正課中・大学行事中のケガに対しては、大学が医療費補助（資料79 学生の傷害医療費及び弔慰金の支給内規）を、課外活動中のケガに対しては、教育後援会から医療費（資料79 教育後援会傷害医療費補助及び死亡弔慰金に関する内規）の補助等が行われる。さらに学生教育研究災害傷害保険にも加入している。

- オ. 学生の食生活や生活支援としては、有瀬キャンパス、ポートアイランドキャンパスともに学内食堂、レストラン、喫茶室、書店、売店、コンビニエンスストア、旅行代理店等を整備し、学生への生活支援をしている。

b. ハラスメント防止のための措置

- ア. 本学では、ハラスメント防止に関する神戸学院大学の基本的な姿勢をホームページの「ハラスメント防止に関する取り組み」（資料236）に明確にしており、あらゆるハラスメントの防止およびハラスメントが発生した場合の対応策を協議するため、「人権問題委員会」（資料79 人権問題委員会規程第3条第1項第2号）を設置している。人権問題委員会には、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他（パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等）のハラスメントについて定義し、それぞれ防止ガイドライン（資料237）を制定している。人権問題委員会は、主に予防を目的としたハラスメント防止委員会（資料79 ハラスメント防止委員会規程）と、実際に被害を受けた際の相談窓口としてのハラスメント相談室（資料79 ハラスメント相談室規程）を統括している。また、人権問題委員会は学長が、ハラスメント防止委員会は副学長が、ハラスメント相談室は学長補

佐が、それぞれ長を務めるなど、学長直轄の組織とすることで、諸問題に迅速に対応できる体制としている。

- イ. ハラスメント防止委員会は、原則月 1 回開催されている。ここでは、ハラスメントの予防、根絶に向けた学生・教職員のための具体的な教育・研修・広報活動について審議している。
- ウ. 被害を受けた際の直接の窓口となるハラスメント相談室には、2 名の専門相談員を配置（常勤 1 名、非常勤 1 名）している。実際に事件が発生した際には、解決方法として、当事者間の話し合いによる「調停（資料 79 ハラスメント調停規程）」、加害者とされる者への厳重注意などの「通知」、調査部会（資料 79 ハラスメント調査部会規程）による被害者、加害者双方への「事実調査」の申し立てが、被害者の希望により選択できる。
- エ. 2010（平成 22）年度からは、ストーカー行為、つきまとい等に対する緊急避難措置として、警備員による学内エスコートサービス（資料 238）を開始している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

a. 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

学生の卒業後の進路は、就職、大学院進学、海外留学、資格取得のための学修継続など多岐に渡っている。その進路選択の道標となるキャリア教育については、一部の学部で独自に学生生活の目標と人生設計を考えるための入門講座（1 年次）や、将来の目標を明確にし、職業観を確立し、社会で働くことの意味を多面的に考える講座（2 年次）が開設されている。学生の全般的な進路選択に関わる指導・相談についてはゼミや研究室の指導教員がもっとも身近な存在であり、各教員が個々の学生に対応している。一方、就職活動全般に関するガイダンス、実践的なセミナー、実際の求人情報の提供や進路指導・相談についてはキャリアセンターにおいて対応しており、2008（平成 20）年度、2009（平成 21）年度、及び 2010（平成 22）年度の就職関連年間スケジュール（資料 239）にガイダンスの対象学年、参加者数等を示している。

b. キャリア支援に関する組織体制の整備

学生の就職に対する進路相談に対応し、情報提供を行う部署としてキャリアセンターを設置している。キャリアセンターには、専任 9 名、嘱託 1 名、任期付 1 名、パート 4 名、進路相談員 6 名（交代勤務）、キャリアカウンセラー 2 名（週延べ 4 日勤務）の職員を配置し、1 学年約 2500 人の学生の就職指導をより効率的かつ有効に実施していくため、進路指導・相談、就職ハンドブックの作成、就職ガイダンス、各種実践セミナー（履歴書・エントリーシートの書き方添削、マナー、模擬面接、就職試験・適性試験対策、業界説明会等）を計画的に行っている。

その他、学生の自主的な就職活動を進める上での環境整備として、求人票、企業案内、就職関係書籍、新聞等を備えた就職資料室の設置や独自の就職情報システムの導入や企業検索（パソコン）コーナーを設置し、学生の就職活動を

広い範囲に渡って支援する体制を整えている。

また、各学部（教員）とキャリアセンターとの連携による学生の進路選択を支援していくため、各学部より就職委員を選出し、キャリアセンター所長を委員長とする就職委員会（資料 79 就職委員会規程）を設置・開催している。

2007 年 4 月に新キャンパスが開設され、2 キャンパス体制となり、両キャンパスで同一内容のキャリア支援を行っているが、一部の学部が行っているキャリア教育（就業力育成）との連携をより一層進めていく必要がある。

2. 点検・評価

- (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

①効果が上がっている事項

入学時の新入生には「とまどい」や「不安」がつきものであり、これを解消するため、在学生による「新入生何でも案内」（資料 240）を一定期間実施している。正に、わからないことがあれば何でも相談に応じることから、新入生から非常に役立っているとの評価を受けている。

②改善すべき事項

学生は、大学の教育理念に則り、学則、諸規則を遵守し、学生としての自覚を持ち、自分の行動に責任を持たなければならない。入学時には種々のオリエンテーションを行っており、飲酒、喫煙、大麻等不正薬物乱用防止、防犯、悪徳商法、感染症対応、ハラスメント防止、ボランティア活動、課外活動等の学生生活に関する重要な事項をガイダンスしているが、新入生オリエンテーションの期間は時間が限られていることから、細部にまで亘って十分に啓発することができていないのではないかと考えられる。新入生には、高校までの「教わる」教育から、大学での「学ぶ」教育への変化を導入教育として実施していく必要がある。新入生アンケート（資料 241）では、理解できていない学生が少なからずいることがわかり、改善を必要とする。

- (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

②改善すべき事項

聴覚障がい学生のノートテイクについては、学内で実施するノートテイク養成講座（資料 242）を修了した学生を中心に配置している（一部、学外の支援団体へ依頼）。安定した支援を維持するためには、常に学内での障がい学生への理解を啓発し、教職員の協力のもとで学生の支援力を維持する必要がある。

- (3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

①効果が上がっている事項

ア. ハラスメント予防の観点から、各学部のハラスメント防止委員が毎年新入生に対して、本学オリジナルのハラスメント防止のパンフレット（資料 243）やガイドラインを使用し、説明を行っている。本学のハラスメントに対する

取り組みや相談窓口の告知はもちろん、ハラスメントに対する知識を向上させることに主なねらいがある。

- イ. 教職員についても採用時に説明しているほか、毎年研修会を実施している。2010年（平成22）4月には、ハラスメント防止のための行動指針（資料244）が制定され、教職員一人ひとりの行動に対する責任と自覚を促している。
- ウ. ハラスメント相談室の2009（平成21）年度事案件数は48件であった。そのうち被害者の希望により申し立てに至ったケースが2件あった。本学がハラスメントの根絶を目指すうえにおいては、この数字が挙がることをもって効果とするかどうかは議論が必要とされる場所である。ただ、少なくとも被害者が泣き寝入りなどにより、事件が放置されることなく、大学として責任をもって対処されたことについては、成果とみるべきであると考えている。

②改善すべき事項

- ア. ハラスメント相談室は、現在、常勤1名、非常勤1名の計2名で対応している。1万人の学生、教職員の規模から想定される相談件数および内容からみると、決して十分な体制とは言えない。
- イ. ハラスメント相談室の体制整備と同時に、「起こさせない」という予防の観点から、ハラスメント相談室による啓発活動など、受身ではなく能動的な動きが期待される。
- ウ. 個人情報の関係もあり、取り扱いが難しい分野ではあるが、今後、学生生活全般について取り扱う学生相談室との情報交換など、他部署、他機関との連携が必要である。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

②改善すべき事項

本学のキャリア教育（就業力育成）については、一部の学部が独自に開設しているが、全学部・全学生に共通して必要なものであり大学として全学的なキャリア教育（就業力育成）プログラムを構築し、キャリアセンターの実践力養成（ガイダンスや実践的なセミナー）プログラムとの連携を図ることが必要である。

キャリアセンターの業務は、学生の進路相談をはじめ、就職ガイダンスや実践講座の実施、企業対応、企業開拓、教育後援会、同窓会との連携業務など多岐に渡っている。これらの業務に対応するには、現在の人員・人材では不足である。特に今後、大学としてのキャリア教育（就業力育成）とキャリアセンターとの連携を含む全学的な学生のキャリア支援を行うには、新たな組織と適正な人員・人材配置が不可欠である。

3. 将来に向けた発展方策

- (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

①効果が上がっている事項

学生生活（一般）相談室の相談件数が減っている（資料 245）一方、カウンセリング室においては、心理的な問題以外の学生生活全般に関わる問題（単位の修得、不登校、ひきこもり、休学、退学）を取り扱うことが多くなってきている（資料 246）。例えば、学生相談室の窓口を一つにすれば、問題の性質に応じて、適切な支援に繋いでゆくという形も考えられ、各学部や各事務部署とも連携して支援の輪を広げることができるのではないか。いわゆる「何でも相談」「よろず相談」を年間を通して実施するのである。また、学生同士の支援も考えられる。「新入生何でも案内」が一定の期間に限定されているので、年間を通して学生が、「良き仲間」「良き先輩」として同じ大学の学生を支援するピア・サポートの制度である。授業、勉強、試験（レポート）等に関するアドバイスや大学生活を送る上での相談活動を実施していく予定である。

②改善すべき事項

学生生活に関わる重要な事項を新入生オリエンテーションでガイダンスするだけでは十分に理解できていないことから、導入教育として、1年次前期に開講される「基礎演習」「入門演習」等の科目において数時限分を学生生活に関する重要な事項の指導に充てることなどを教育開発センターの学士課程教育部会で決定し（資料 247）、2011（平成 23）年度からの実施に向けて共通テキスト、共通シラバスの作成作業を進めている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

②改善すべき事項

聴覚障がい学生への支援は、ノートテイク養成講座を修了した学生ノートテイク（有償）を中心に実施している。安定的な参加数を維持するためには、障がい者支援のボランティアサークルの設置に向けた働きかけを実施することや、「情報保障」としての安定した制度（ノートテイクの賃金の見直し、配置調整の体制強化等）を確立し、学生が安心して修学できる環境を整備する。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

①効果が上がっている事項

ハラスメントが発生したときの体制としては、ある程度整備できたことで、将来的に新たな問題事象の発生に備えた足場作りができたと考えている。しかし、基本姿勢として「ハラスメント根絶」を目指している以上、今後はこれまで以上に予防に力点を置く予定である。

②改善すべき事項

具体的には、講演会のような研修形態にとどまらず、将来的には正規のカリキュラムとして全学的に盛り込みたい。内容としては、ハラスメントへの直接的なアプローチはもちろんだが、ハラスメントが起こる要因となりうる部分に学際的にスポットを当てる。つまり、学生にとっては、ハラスメントというマイナス因子をきっかけに、コミュニケーションスキルやチームビルディング、人間関係構築などのカリキュラムを通じて学ぶことで、逆に人間的成長へのプ

ラス因子となるようマネジメントしていきたい。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

②改善すべき事項

本学においては、一部の学部においてキャリア教育（就業力育成）が開設されているが、これらを全学部・学生に共通して必要な就業力育成のための教育プログラムとして発展的に再構築し、大学としてのキャリア教育の指針を決定する予定である。これらを実現するには、現在のキャリア支援に関する組織体制では、人員・人材ともに難しい状況であるため、現在、将来計画検討プロジェクト（資料127）において新たにキャリア教育を担う組織として「キャリア教育センター」設置が中間答申されている。

キャリア教育を担う組織が整備され、大学として全学部・全学生共通の統一的なキャリア教育（就業力育成）プログラムを構築し、キャリアセンターの就職に直結する実践力養成プログラム（ガイダンスや実践的なセミナーの実施や就職情報の提供、進路・相談業務など）との連携による全学的な「学生の進路支援体制の確立」を目指す予定である。

4. 根拠資料

資料 25 - 「2010 Student Diary(学生手帳)」

資料 79 - 「神戸学院大学学生委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「学生の傷害医療費及び弔慰金の支給内規」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「教育後援会傷害医療費補助及び死亡弔慰金に関する内規」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学人権問題委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付 p520』

資料 79 - 「神戸学院大学ハラスメント防止委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学ハラスメント相談室規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学ハラスメント調停規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学ハラスメント調査部会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学就職委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 86 - 「神戸学院大学憲章」

資料 88 - 「大学公式ホームページ」 (URL : <http://www.kobegakuin.ac.jp/>)

資料 92 - 「CAMPUS vol. 158」

資料 127 - 「将来計画検討プロジェクト中間答申」

資料 200 - 「休学・退学・除籍者一覧」

資料 217 - 「身体不自由者支援に対する基本理念」

- 資料 218－「身体不自由者対応マニュアル」
- 資料 228－「課外活動 HAND BOOK」
- 資料 229－「大学公式ホームページ 就職支援 就職支援概要」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/support/index.html>)
- 資料 230－「成績不振者基準」
- 資料 231－「留年生の指導について」
- 資料 232－「学年別平均修得科目数および単位数一覧」
- 資料 233－「奨学金・奨励金等概要」
- 資料 234－「学生相談室案内」
- 資料 235－「健康診断統計」
- 資料 236－「ハラスメント防止に関する取り組みのページ」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/index.html>)
- 資料 237－「ハラスメント防止ガイドライン」
- 資料 238－「エスコートサービス利用カード」
- 資料 239－「就職関連行事年間スケジュール及び学生参加人数等集計一覧」
- 資料 240－「新入生行事予定表（新入生何でも案内）」
- 資料 241－「新入生アンケート」
- 資料 242－「ノートテイカー養成講座」
- 資料 243－「ハラスメント防止と根絶に向けて」
- 資料 244－「ハラスメント防止のための行動指針」
- 資料 245－「学生生活（一般）相談室の相談件数」
- 資料 246－「カウンセリング室相談件数」
- 資料 247－「総合企画会議 2010 年度第 3 回 配付資料 6」

VII. 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

2004（平成 16）年以降の教育研究等環境の整備については、2007（平成 19）年 4 月のポートアイランドキャンパス開設を含め「神戸学院大学移転基本構想」（資料 248）をベースに進めてきた。現在「神戸学院大学移転基本構想」をもとにした整備が一段落し、新キャンパス開設後の財政的な見通しも明らかになったため、2010（平成 22）年 2 月、総合企画会議のもとに将来計画検討プロジェクト（資料 249）を設置し、新たな中長期計画の立案を進めている。

年度ごとの整備計画については、必要に応じて総合企画会議のもとにプロジェクトを設置し原案を作成した上で、総合企画会議、常任理事会の議を経て決定している。

なお、本学では、建学の精神である「真理愛好・個性尊重」に基づき、障がいを持った学生も他の学生との自由な交流・切磋琢磨を通して、その個性を開花できる環境整備を常に念頭において、環境整備に努めている。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

2007（平成 19）年 4 月のポートアイランドキャンパス開設により、校地面積（大学基礎データ 表 5）は従来の約 1.6 倍に、校舎面積（資料 250）は約 1.5 倍に増え、校舎面積は設置基準上必要面積の 5 倍を超えている。ポートアイランドキャンパスは開設間もないため、すべての教育研究設備が新しく、C 号館については、設計の段階から薬学部 6 年制カリキュラムに対応した教育研究環境を整備した。このキャンパスの特色として都市共生型エコキャンパスの実現をテーマに建築しており、2009（平成 21）年には第 24 回空気調和・衛生工学会振興賞技術振興賞（資料 251）を受賞している。

有瀬キャンパスについては、2007（平成 19）年に、ポートアイランドキャンパス開設後の課外活動環境の充実を目的として、有瀬キャンパス内及び第 4（樫谷校地）、第 5（池上校地）、第 6（南別府校地）グラウンドの課外活動施設ナイター整備を行った。また、2009（平成 21）年には、「有瀬キャンパス再整備検討プロジェクト」において提出された答申書（資料 252）に基づき将来構想を含めた「緑とバリアフリーのキャンパス構想」を視野に入れ、耐震補強・バリアフリー工事等を実施し学生の利便性を図るため事務室等の再配置を行った。

さらに、2009（平成 21）年度には全キャンパスに地震通報（速報）システム（資料 253）・AED 装置を配備した。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

- a. 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性については、2010（平成 22）年 5 月 1 日現在の蔵書冊数は図書 1,010,487 冊、視聴覚資料 28,009 点、合計 1,038,496 冊（資料 254）である。この冊数は「平成 21 年度学術情報基盤実態調査」の私立大学同クラス平均（以下「同クラス大学平均」という）664,858 冊（資

料 12 30 ページ) の約 1.5 倍であり、平均水準を大きく上回っている。

学術雑誌は内国書と外国書を合わせて 7,335 種類(資料 254)を所蔵している。また、2010(平成 22)年 1 月から冊子体学術雑誌 281 種類(資料 254)を電子ジャーナルへ移行した。

データベースとして日経テレコン 21、聞蔵 II ビジュアル、Knowledge Worker、Japan knowledge、NII 論文ナビゲーター(CiNii)、医中誌 Web、雑誌記事索引集成データベース等を導入している。

- b. 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境については、現在、図書館は有瀬キャンパス図書館、ポートアイランドキャンパス図書館、実務法学研究科(法科大学院)図書館の 3 館に分かれている。

3 館合わせた延べ面積および収納可能冊数は 16,911.07 m²、1,629,175 冊(資料 255 p.4、p.6、資料 256)である。同クラス大学平均の 8,935 m²、789,621 冊(資料 257 p.28-29)に比べて、面積、収納可能冊数ともに約 2 倍であり、平均水準を大きく上回っている。

3 館合わせた司書の人数は 43 人であり、同クラス大学平均 12.5 人(資料 257 p.6)の約 3.4 倍で、平均水準を大きく上回っている。

各図書館の開館時間(授業期間)は有瀬キャンパス図書館・ポートアイランドキャンパス図書館が 9:00-21:00(月-土)、実務法学研究科(法科大学院)図書館が 8:00-23:00(月-土)、9:00-21:00(日、祝)である。

3 館合わせた閲覧座席数・情報検索設備(検索端末台数、情報コンセント口数)は 1,900 席(資料 258)、60 台、109 口であり、閲覧座席数については同クラス大学平均 976.4 席(資料 257 p.29)のほぼ 2 倍である。

地域連携の一環として地域住民への図書館サービスを行っている。2009(平成 21)年度の登録者数は入館パス登録者(閲覧のみ可能)が 275 人、学外登録利用者(閲覧・貸出可能)が 107 人になっている(資料 255 p.26-27)。

- c. 国内外の教育研究施設との学術情報相互提供については、1994(平成 6)年度から国立情報学研究所の提供する GeNii の事業の一つである目録所在情報サービス(Nacsis-CAT、Nacsis-ILL)に加入している。これの利用により本学図書館システムからインターネットを介して図書、学術雑誌の本学所蔵情報の公開を行い、他教育研究施設との相互利用(文献複写・貸借)を活発に行っている。(資料 255 p.20-21) また、「ポーアイ 4 大学による連携事業」に参加し、図書館の相互利用(入館・閲覧・貸出)のサービスを 2007(平成 19)年 10 月から開始した。

- (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

本学では教育研究等を支援する環境・条件の整備のため、競争的資金、研究助成金等の獲得から管理全般を支援すると共に、研究成果より得られた知的財産の権利化・活用全般を支援するための研究支援グループおよび情報環境の構築・管理・運営を統括し、教育研究を支援する情報処理センターを設置している。

また、教育研究の拠点として、有瀬キャンパス図書館・ポートアイランドキャン

ンパス図書館・実務法学研究科（法科大学院）図書館（3館合わせて蔵書冊数103万8千冊、学術雑誌7,355誌）を設置するとともに、教具・備品も5万7千点を上回り、施設・設備の整備に努めている。

一方、教育支援体制として、ティーチング・アシスタント（TA）制度を、研究支援体制として、本学の共同研究機構にポストドクトラルフェロー（PD）とリサーチアシスタント（RA）の制度を設けている。

さらに、教員が研究に専念することができる時間は十分に確保できるように配慮している。「個人担当教育・研究費 <助教以上>文系 620 千円、理系 446 千円 <実験助手>理系 184 千円 * 2010（平成 22）年度予算総額は 185,024 千円 学部専任教員<助教・実務家専任教員を除く>の持ちコマ数は、4 コマを基準としている」

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、生命の尊重及び個人の尊厳を保持すると共に、ヒトを対象として実施する全ての研究・教育遂行上の調査・実験について、人権及び倫理的配慮の下に、研究目的、研究計画等の事前審査を行うことを目的として、「生命倫理・安全性委員会規則」（資料 79）及び「ヒトを対象とする研究等倫理委員会規程」（資料 79）を制定している。また、大学の知的資産を管理し、社会に活用すると共に、本学の知的財産活動を行う指針として、「知的財産ポリシー」（資料 79）及び「利益相反マネジメントポリシー」（資料 79）を制定している。さらに、研究倫理を遵守するために必要な措置として、「外部教育・研究資金の管理・使用に関する行動規範」（資料 259）、「神戸学院大学における競争的資金等の不正防止計画」（資料 259）、「公正研究委員会規程」（資料 79）及び「競争的資金等取扱規程」（資料 79）を制定している。

2. 点検・評価

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

①効果が上がっている事項

a. 神戸学院大学移転基本構想をベースに計画的にキャンパス整備を進めてきた（資料 260）。

b. 教育研究等の整備に関する方針については、総合企画会議のもとに設置されるプロジェクトにおいて議論され、プロジェクトの中間答申等において、全教職員が意見を述べることができる（資料 261 p.32-45、資料 262）とともに、最終答申についても全教職員に公表され情報を共有している（資料 252、資料 261）。

②改善すべき事項

低金利のため第 3 号基本金の運用収入による教育研究環境の整備充実は、当面、困難であるため新たな寄附金制度を設けるなどして、寄附金を活用した教育研究環境の整備を活発化する必要がある。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

①効果が上がっている事項

ポートアイランドキャンパス開設により、教育・研究施設が飛躍的に充実するとともに、学生が休息その他に利用するためのアメニティー施設や運動場施設の充実（人工芝サッカーグラウンド及びテニスコート3面増設）によりキャンパスの活性化が図れた（資料263）。

- a. ポートアイランドキャンパス3校舎の新築に伴い、有瀬キャンパスでオフィスアワー室の整備・心理臨床カウンセリングセンターの整備・ハラスメント相談室の整備・教育開発センターの整備を行い効果が上がった。
- b. 耐震化に併せて老朽化建物のリニューアルを効率的、経済的に整備し安全性が確保できた。

②改善すべき事項

- a. 教育研究に供していない遊休地の資産活用。
- b. 有瀬キャンパス遊休施設の効率的活用。
- c. ポートアイランドキャンパスの課外活動施設の充実。
- d. 高低差のある有瀬キャンパスにおける各建物間の段差解消および車椅子が利用できるバリアフリー環境のいっそうの整備。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

①効果が上がっている事項

図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性については、電子ジャーナルおよびデータベースの導入により、キャンパスのどこからでも、学術雑誌やデータベースを利用することができるようになり、利便性が大きく向上した。また、電子ジャーナル（資料264）のパッケージ契約により利用可能雑誌タイトルも大幅に増えて4,447タイトルとなっている。

②改善すべき事項

図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性については、電子ジャーナルを有効利用するために必須である学術文献データベース（特に洋雑誌）の導入がまだ不十分であるといえるかもしれない。また、学術文献データベースの検索結果から簡単・高速に雑誌文献本文へ移動するサービスを導入する必要がある。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

①効果が上がっている事項

研究費としては、科学研究費補助金・厚生労働科学研究費補助金以外にも競争的資金〔科学技術振興機構（JST）2件、新産業創造研究機構（NIRO）1件、消防庁1件〕が獲得できるようになった。

また、2009（平成21）年度は法人（大学）帰属の職務発明3件の特許出願（本学初）を行い、内1件は、特許登録されると共に、国際出願も行っている。

さらに、ティーチング・アシスタント（TA）制度、ポストドクトラルフェロー（PD）制度とリサーチアシスタント制度の導入により、教育・研究の成果が上

っている。

設備関係決算額〔2008（平成20）年度〕は、教育研究用機器備品費2億7千万円、図書費9千万円など充実している。

②改善すべき事項

競争的資金等外部資金の獲得を促進するために外部資金に関する情報を最適なタイミングで提供することが必要であり、また、知的財産の権利化（特許化）の面では、一層これを促進する必要がある。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

①効果が上がっている事項

研究倫理に係るポリシー、規定等（資料79、資料265 生命倫理・安全性委員会規則、ヒトを対象とする研究等倫理委員会規程、知的財産ポリシー、利益相反マネジメントポリシー、外部教育・研究資金の管理・使用に関する行動規範、神戸学院大学における競争的資金等の不正防止計画、公正研究委員会規程、競争的資金等取扱規程）を制定し、研究倫理を遵守すると共に外部競争的資金等の管理体制を整備し、不正防止に努めている。また、研究支援センター専用のホームページ（資料265）を設けて関係ポリシー、規定等の周知徹底を図っている。

さらに、新入教職員に関係ポリシー、規定等を理解していただけるよう、オリエンテーションの機会を活用して、当該教職員に直接説明している。

②改善すべき事項

研究倫理に係るポリシー、規定等については、制定後も関係ポリシー、規定等が実態と乖離していないかどうかの検証を行う。また、全ての研究分野の研究者が守るべき倫理的・道義的な規範が制定されていない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

①効果が上がっている事項

将来計画検討プロジェクトの最終答申が2011(平成23)年1月末をめどに、総合企画会議に対して提出される予定である。最終答申が総合企画会議において了承されしだい、必要な学内手続きを経て、示された中長期計画に従ってキャンパス整備計画を遂行する。また、必要な第2号基本金の積立を開始する。

②改善すべき事項

2012(平成24)年に法人創立100周年、2016(平成28)年には大学創立50周年を迎えるため、これを機に記念募金を実施し、教育研究環境の整備に必要な資金を集める。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

①効果が上がっている事項

前述の中長期計画に従ってキャンパス整備計画を遂行する。

②改善すべき事項

- a. 林山校地（元短期大学跡地）については、資産売却や体育施設としての活用等を検討している。
- b. 学生が気軽に利用できるスペースを整備する。また学生生活を豊かにするため新たな店舗等を誘致する。
- c. ポートアイランドキャンパスにおける体育館建設を将来計画に入れる。
- d. 総合リハビリテーション学部学生・教員の協力を得ながら（学生にとっては、よい教育の場ともなる）、年次計画でバリアフリー環境の充実を推進する。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

①効果が上がっている事項

図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性については、さらに冊子体から電子ジャーナルへの移行を進める。

②改善すべき事項

図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性については、学術文献データベース（特に洋雑誌）の導入の検討を行い、さらに学術文献データベースの検索結果が本学契約の電子ジャーナルに含まれている文献ならばダイレクトに論本文本文へジャンプできる「リンク・リゾルバ」機能の導入の検討を行う。

(4) 教育研究等と支援する環境や条件は適切に整備されているか。

①効果が上がっている事項

本学では、『神戸学院大学競争的資金等取扱について』のホームページ（資料259）を設けて、競争的資金、産学官連携活動に係る関係ポリシー、規定等について、構成員全員に対して関係情報の共有化を図ってきた。今後、社会に対してホームページを更に充実させ情報開示を推進し、さらに本学構成員の競争的資金、産学官連携活動等に対する理解を深めていく。

競争的資金に係る応募説明会に関係教員のみならず関係職員が出席することにより、当該情報の共有化を図り、当該競争的資金の効率的な獲得と増加を図っていく。

また、研究者への知的財産権に関する啓発活動の充実と研究者へのリエゾン活動（発明の発掘）を強化し、一層の権利取得と権利活用の促進を図り、知的創造サイクルの円滑な運用を行う。

②改善すべき事項

本学と神戸大学のアライアンスを通じて、科学技術振興機構（JST）、TLO ひょうご等と一層の関係を強化していくことで、競争的資金の一層の獲得を目指す。

また、知的財産管理の独立組織を設立（発明の発掘から権利化、活用〈ライセンス、産学連携〉までをトータルで迅速判断・管理できるように大学トップ直轄の組織運営）し、知財管理の強化と産学連携を促進する。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

①効果が上がっている事項

今後は全学対象の説明会のみならず、各学部の特殊事情をふまえた説明会を企画開催する。

②改善すべき事項

研究倫理に係るポリシー、規定等については、実態と乖離している場合は実態に即したポリシー、規定等に見直しを図る。また、全ての研究分野の研究者が守るべき倫理的・道義的な規範を定める「神戸学院大学研究倫理綱領」を作成する。

4. 根拠資料

- 資料 79 - 「神戸学院大学生命倫理・安全性委員会規則」『各種規程等一覧(抜粋)』に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学ヒトを対象とする研究等倫理委員会規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学知的財産ポリシー」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学利益相反マネジメントポリシー」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』
- 資料 79 - 「外部教育・研究資金の管理・使用に関する行動規範」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学公正研究委員会規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学競争的資金等取扱規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』
- 資料 248 - 「神戸学院大学移転基本構想」
- 資料 249 - 「将来計画検討プロジェクトの設置について」
- 資料 250 - 「主要施設の概況」『大学データ集(表 27)』
- 資料 251 - 「第 24 回空気調和・衛生工学会振興賞技術振興賞 受賞資料」
- 資料 252 - 「有瀬キャンパス再整備検討プロジェクト」
- 資料 253 - 「地震通報(速報)システム」
- 資料 254 - 「図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況」『大学データ集(表 14)』
- 資料 255 - 「2010 年度図書館概要」(<http://opac2.kobegakuin.ac.jp/ilis/>)
- 資料 256 - 「大学・短期大学・高専図書館調査票 2010/日本図書館協会(抜粋)」
- 資料 257 - 「平成 21 年度学術情報基盤実態調査結果報告/文部科学省(抜粋)」
- 資料 258 - 「学生閲覧室等」『大学データ集(表 16)』
- 資料 259 - 「大学公式ホームページ 研究支援センターのページ 競争的資金等取扱についての取り組み」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~research/torikumi.html>)
- 資料 260 - 「キャンパス環境整備」
- 資料 261 - 「将来計画検討プロジェクト最終答申」
- 資料 262 - 「有瀬キャンパス再整備検討プロジェクト中間答申に対する意見等について」
- 資料 263 - 「校地・校舎・施設整備」
- 資料 264 - 「図書館ホームページ」(<http://opac2.kobegakuin.ac.jp/ilis/>)
- 資料 265 - 「研究支援センターホームページ」

(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~research/>)

VIII. 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」に大学の社会貢献が強調されたこと及び2006（平成18）年の改正教育基本法、2007（平成19）年の改正学校教育法に大学の社会貢献が明記されたこと等も受けて、2007（平成19）年10月25日に「神戸学院大学憲章（以下「大学憲章」という。）」（資料86）を制定した。本学の目指す姿のひとつとして「地域の住民・産業界と共に進化する大学」を掲げ、1）社会に役立つ人材の育成、2）知の社会への還元、3）地域社会への貢献などを通じて社会に開かれた存在でなければならないと考えており、大学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）の地域連携のページ（資料266）に掲載し、方針を定めている。

社会との連携・協力に関する方針は、ホームページ、教職員用大学憲章リーフレット（資料87）、Student Diary（学生手帳）（資料25 p.2）等に掲載し、大学の使命としての社会貢献を広く大学内外へ発信するための周知を図っている。神戸市や明石市などの自治体をはじめとする地域連携協定の締結、近隣高等学校との高大連携協定、さらに大学間の連携協定を締結し、さまざまな連携活動を行っている。さらに2010（平成22）年度の予算編成方針（資料267）においては、「産官学連携および地域連携の推進」を重点項目の一つとして、積極的に社会貢献を予算面からも支援する方針を設定した。産・学・官等との連携の方針は次のとおりである。

a. 自治体との連携は、2005（平成17）年4月に明石市（資料268）、2007（平成19）年5月に神戸市西区（資料269）、2008（平成20）年11月に神戸市中央区（資料270）、及び2010（平成22）年7月に神戸市教育委員会（資料271）とそれぞれ「連携協力に関する協定」を締結している。さらに、2007（平成19）年には4月に神戸市と災害対策用の「備蓄拠点協定」（資料272）、10月に神戸市消防局と「特殊災害発生時の協力に関する覚書」（資料273）を締結し、官との連携方針を定めている。

b. 2007（平成19）年4月、ポートアイランドに法学部、経済学部、経営学部の3～4年次生と薬学部の2～6年次生が学ぶ新キャンパスを開設した。

新キャンパスの目指す姿の一つとして【神戸の市民や街とともに発展する「神戸の市民・企業・街に不可欠なパートナー」になることを目指す。】としており、教育職員へのキャンパスコンセプトでは「産官学連携による共同研究拠点」を挙げている。

c. 大学間連携では、ポートアイランドに兵庫医療大学、神戸女子大学、神戸女子短期大学の4大学が隣接しているという利点と各大学の特色を活かした高度な研究・教育活動で連携している。4大学のより効率のよい効果的で安定した大学経営を実現させ、市民、企業、自治体等と交流・連携し、地域社会に貢献することを目的に文部科学省が実施する2008（平成20）年度戦略的大学連携支援事業に、本学を代表校とする「ポーアイ4大学による連携事業－安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として－」（資料37）が採択され、2008（平成20）

年9月に4大学で「戦略的大学連携支援事業の共同実施に関する協定書」（資料274）を締結した。本連携は横軸と縦軸のコンセプトから構成されており、横軸連携は「入試広報部会」、「図書館部会」、「学生部会」、「教務部会」、「エクステンション部会」、「社会貢献（生涯学習）」部会を設置、縦軸には大学の使命である「教育」「研究」「学生支援」「社会貢献」「生涯学習」の各フェイズにおいて有効に機能していくことをめざし、「ポーアイ防災推進プロジェクト」「ポーアイ健康推進プロジェクト」の2つのプロジェクトにより事業を実施している。ホームページにポーアイ4大学による連携事業の取組を掲載（資料275）し、その中に社会貢献、生涯学習の内容や地域社会からの要請に沿ったプロジェクトを取り上げている。さらに、2008（平成20）年3月に東北福祉大学と本学が地域社会のボランティア活動の充実・発展に資するため「防災・減災及びボランティア活動に関する相互支援協定」（資料276）を締結し、2009（平成21）年3月には、大妻女子大学、工学院大学、神戸女子大学・神戸女子短期大学、兵庫医療大学並びに本学が学生及び地域社会への「防災・減災及び災害時のボランティア活動に関する5大学連携支援協定」（資料277）を締結した。協定書締結により、東北福祉大学、工学院大学及び本学は、「防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開」（資料39、資料278）の取組で文部科学省が実施する2009（平成21）年度大学教育充実のための戦略的大学連携支援事業に採択された。本事業では、社会的要請に鑑み、3大学が連携し、それぞれの大学の特色、強みを活かしつつ文系と理系の融合により高度な社会貢献に関する教育、研究を行い社会に貢献することを目的としている。

- d. ホームページの研究支援センターのページ（資料265）には、大学で創造された知的財産を、新たな教育・研究に組み込んで進化させるだけでなく、地域に開かれた大学としての役割を果たすべく、広く社会に公開、還元することを目標に、「知的財産ポリシー」（資料79）、「発明規則」（資料79）、「発明審議委員会規程」（資料79）、「発明補償金支払要項」（資料79）を明示している。さらに、大学の知を産業界へ技術移転するためには産学官の連携が必要であり、この過程において必然的に利益相反の状態が生じることは不可避と考え、これを適切にマネジメントすることにより克服し、社会に説明責任を果たす必要性から「利益相反マネジメントポリシー」（資料79）、「利益相反マネジメント規則」（資料79）、「利益相反マネジメント委員会規程」（資料79）、「産学官利益相反マネジメントガイドライン」（資料279）を制定し、連携の方針を定めている。
- e. 地域社会・国際社会への協力量針は、大学憲章の教育基本理念として「グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」を掲げると共に、同じく大学憲章の期待する教職員像に「自らの知見を大学運営や社会貢献に活かそうとする人」として、教育基本理念の一つとして、また教職員に求める姿としての社会貢献の在り方を定めている。
- f. 高大連携は2008（平成20）年3月に兵庫県立舞子高等学校との「教育提携協定」（資料280）、2009（平成21）年7月に神戸市立須磨翔風高等学校との「連携協力協定」（資料281）を締結すると共に、近隣高校と「異文化交流」授業、「大

学体験授業」等の実施をホームページ（資料 266）に掲載している。

g. 本学独自の地域貢献活動のひとつとして大学の施設・設備の地域社会への開放は、1988（昭和 63）年春に約 700 名収容のメモリアルホールが完成したのを機に、無料で地域住民と本学学生および教職員に、一流の舞台芸術に接して貰うべく、毎年春と秋に各 6～9 回の公演を「グリーンフェスティバル」（資料 282、資料 283）の名称で行っている。現代音楽、日本の古典芸能・演劇を中心に国内外のアーティストを招き、また、本学の吹奏楽部、管弦楽団及びチアリーダー部などの学生団体の定期演奏会も組み込み、学生にとっては人間力向上につながる課外活動の発表の場の一つとなっている。

各公演のレベルは非常に高く、近隣に同種の催しが無いこともあって、その独自性が高く評価されている。また、一般のコンサートとは違う、大学の催しであることを念頭に置き、公演では出演者へのインタビューの実施や参加者のアンケートによる意見をプログラムに反映させたりして地域住民との交流をはかり、気軽な雰囲気楽しんでいただいている。2010（平成 22）年の春公演で 23 年目を迎え、通算では 300 回を超える公演となり、延べ 14 万人以上の参加者がある。グリーンフェスティバルは開催目的等を記載して、ホームページ（資料 284）、広報誌及びチラシ・ポスター等で周知している。なお、2007 年度から 2009 年度までの入場者は下記のとおりである。

グリーンフェスティバル入場者数 (人)

	2007 年度	2008 年度	2009 年度
春	2,677	3,528	2,676
秋	2,454	3,408	3,502
合計	5,131	6,936	6,178

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究の成果を適切に社会に還元する取組として、ホームページに「生涯学習」（資料 285）と「地域連携」（資料 266）を掲載し、新着情報として地域社会への周知に努めているが、教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動のうち生涯学習に関しては、土曜公開講座、講師派遣事業、グリーンフェスティバル等を実施するとともに、科目等履修生・聴講生の受け入れを行っている。さらに 2008（平成 20）年度に、文部科学省の委託事業として採択された「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」（資料 286、資料 287）を実施し、2010（平成 22）年度からは委託事業終了後の後継プログラムとして社会人等の多様なニーズに応じた分野の学修機会を提供し、社会に貢献するために、履修証明プログラムを活用した「高齢者・障害者福祉ケアキャリアアップコース」（資料 288）を開設し、生涯学習に積極的に取り組むとともに、教育研究の成果を社会に還元している。

a. 本学は「真理愛好・個性尊重」の建学の精神のもと、知の社会への還元、地域社会への貢献として、地域から要請される講演会、フォーラムの講師等を派遣する講師派遣事業のほかに大学における教育研究の成果を地域、社会一般に

1976（昭和 51）年から 30 数年間公開講座として開放している。有瀬キャンパスの第 1 回は栄養学部創設 10 周年記念として開講され、1980（昭和 55）年度からは神戸学院大学土曜公開講座と改名し、その後、毎年春、秋の 2 期に各 5～6 講座を無料で開講している。春は「私たちの暮らしをよくするために」（資料 289）、秋は「私たちの暮らしと文化」（資料 290）をメインテーマとして、参加者のアンケートによる意見も参考にしながら、各学部の教員がそれぞれの専門領域から関心の深い今日的な問題を取り上げており、2007 年度から 2009 年度までの地域からの参加者は下記のとおりである。

ポートアイランドキャンパスの公開講座は、4 大学連携事業の生涯学習・社会貢献フェイズと横軸の「社会貢献（生涯学習）部会」において公開講座を実施している。各大学で実施すれば公開講座が乱立し、地域が求める公開講座にならないこともあるので、4 大学の連携により各大学が持ち回りで実施することや共同で実施することにより、各大学の経営にもやさしい社会貢献ができています。

有瀬キャンパス土曜公開講座参加者数 (人)

	2007 年度	2008 年度	2009 年度
春	765	777	883
秋	141	574	720
合計	906	1,351	1,603

- b. 明石市とは 2000（平成 12）年度から、明石市産業振興財団との共催で、神戸学院大学公開セミナー・健康セミナーを年 2 回開催し、明石市周辺の地域貢献を継続している。
- c. 地域交流・国際交流事業への積極的参加として、阪神・淡路大地震を経験した大学として、地域主催行事への学生・教職員のボランティア参加、地域住民参加の防災シンポジウム、社会貢献シンポジウム等の開催、学生による出前授業の開催、地域消防団活動への参加、環境問題としてこども環境フェスタ、地球環境防災フォーラムの開催、国際交流事業としては、カンボジアにおける地雷回避教育教材開発や伝統文化継承事業、さらに、インドネシアやフィリピンの大学からパネリストを招き、国際環境防災シンポジウムの開催（資料 38）等を行った。
- d. 学外組織との連携協力による教育研究の推進では、自治体と連携協力協定を締結していることは前述しているが、神戸市西区との「連携まちづくり活動」（資料 291、資料 292）、兵庫県や大学コンソーシアムひょうご神戸との連携事業「まちの寺小屋師範塾」（資料 293）、「キッズオープンキャンパス」（資料 294）では自治体との連携協力による教育研究の推進を図っている。
- e. 法学部では、2000（平成 12）年度から兵庫県弁護士会（資料 295）、2002（平成 14）年度から兵庫県司法書士会（資料 296）、2009（平成 21）年度から兵庫県行政書士会（資料 174）と協定に基づき提携講座を実施し、経済学部では、2002（平成 14）年度から野村證券、三菱東京 UFJ グループと提携講座（資料 54 p. 83-84）を実施している。また、産・学・官等との連携による学外共同研究に 2008（平成 20）年度は企業 6 件、公立大学法人 1 件があり、2009（平成 21）年

度は、企業 8 件との共同研究を実施している。

2. 点検・評価

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

①効果が上がっている事項

1966（昭和 41）年の開学以来「真理愛好・個性尊重」を建学の精神として掲げてきたが、2007（平成 19）年 10 月 25 日に大学憲章を制定し、ここに建学の精神を改めて問い直し、さらに、本学の目指す姿、それを実現するための教育と運営の基本理念、そしてその実現を担う教育職員と事務職員に期待する姿を大学憲章として制定した。本学の目指す姿に社会貢献の役割を明記し、社会との連携・協力に関する方針が教職員に浸透してきたことは効果が上がっている事項である。

②改善すべき事項

社会との連携窓口の明確化を図ることが重要である。本学の地域連携、高大連携、大学間連携事業は複数の部署が担当しているため、学内及び学外からもわかりにくいという評価があるので改善すべきである。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

①効果が上がっている事項

教育研究成果の地域社会に対する還元の一環として実施している本学の公開講座は、1976（昭和 51）年度から、これまで連携協定自治体の要望や参加者のアンケート等の意見により、それぞれに応える形で改善を加え、有瀬キャンパスでは 30 数年間実施してきたことにより、地域住民に定着し延べ 8 万人以上の方が受講していることは効果が上がっている事項である。

2008（平成 20）年度戦略的大学連携支援事業である「ポアアイ 4 大学による連携事業－安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として－」は、本学では 7 学部と学際教育機構（資料 36）が取り組んでいる。その中で学際教育機構の防災・社会貢献ユニットの学生が中心となり、「地域で救命士講習（AED 講習を含む）の実施」、「地域で安全・安心見回り隊、健康・生活見回り隊の活動」、「地域消防団活動への参画」、「オリジナル教材や絵本等を作成し幼稚園、小学校、中学校への出前授業の実施」、「国際シンポジウム実施に学生実行委員会の結成」、「市民参加のスポーツ大会の実施」、「地域で学生チャレンジショップの開店」等の活動を行っている。学生主体の地域貢献活動は、教育成果の社会への還元として効果があがっている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

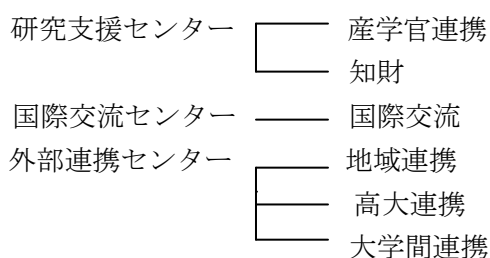
①効果が上がっている事項

大学憲章を教職員・学生に対してより一層の浸透を図るために、新採用教職員に対して採用時のガイダンスで説明するとともに、新入生にはオリエンテーショ

ンで説明し、大学の社会貢献の役割についての意識向上を図っていく。

②改善すべき事項

社会との連携・協力に関する方針を定めるとともに、社会との連携窓口の明確化を図ることが重要である。本学の窓口は、産学官連携、知財に関する社会貢献は研究支援センター、国際交流に関する国際貢献は国際交流センターが業務を実施している。しかし、地域連携等に関わる社会貢献は企画部「広報・渉外グループ」が担当しているが、学内外には地域連携、高大連携及び大学間連携に関わる連携窓口がわかりにくいという評価を受けているため、下記のとおり外部連携センターを設置し、窓口を明確にしていく。



(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

①効果が上がっている事項

学生主体の地域貢献ができていることは、教育の成果の社会への還元であるが、正課の教育だけでなく、正課外においても学生が主体的に活動し人間力、社会性を培う必要がある。「ポーアイ4大学による連携事業－安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として－」では、横軸の連携事業として、「学生部会」を設置し、学生の協同・協調により市民参加のポーアイ4大学スポーツ大会の実施、地域消防団活動への参画、地域で学生チャレンジショップの开店等を実施している。今後は正課教育とともに正課外活動においても学生指導、学生支援を充実させ、社会への貢献活動を発展させていく。

4. 根拠資料

資料 25 — 「2010 Student Diary (学生手帳)」

資料 36 — 「学際教育機構 防災・社会貢献ユニット/スポーツマネジメントユニット 広報パンフレット」

資料 37 — 「ポーアイ4大学による連携事業－安全・安心・健康のための総合プログラムを軸として－ リーフレット」

資料 38 — 「ポーアイ4大学連携 事業紹介」

資料 39 — 「防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開 リーフレット」

資料 54 — 「経済学部シラバス」

資料 79 — 「神戸学院大学知的財産ポリシー」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 — 「神戸学院大学発明規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

資料 79 — 「神戸学院大学発明審議委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

- 資料 79 — 「神戸学院大学発明補償金支払要項」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学利益相反マネジメントポリシー」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学利益相反マネジメント規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学利益相反マネジメント委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 86 — 「神戸学院大学憲章」
- 資料 87 — 「大学憲章リーフレット」
- 資料 174 — 「神戸学院大学法学部と兵庫県行政書士会との学術交流協定・覚書」
- 資料 265 — 「研究支援センターホームページ」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~research/>)
- 資料 266 — 「大学公式ホームページ 地域連携のページ」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/regional/index.html>)
- 資料 267 — 「2010（平成 22）年度予算編成基本方針」
- 資料 268 — 「明石市と神戸学院大学との連携協力に関する協定書」
- 資料 269 — 「神戸学院大学と神戸市西区との連携協力に関する協定書」
- 資料 270 — 「神戸学院大学と神戸市中央区との連携協力に関する協定書」
- 資料 271 — 「神戸学院大学と神戸市教育委員会との連携協力に関する協定書」
- 資料 272 — 「協定書」（神戸市との備蓄拠点に関する協定）
- 資料 273 — 「特殊災害発生時の協力に関する神戸市消防局と神戸学院大学との覚書」
- 資料 274 — 「戦略的大学連携支援事業の共同実施に関する協定書」
- 資料 275 — 「大学公式ホームページ ーポーアイ 4 大学による連携事業ー」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~kp4uc/>)
- 資料 276 — 「防災・減災及びボランティア活動に関する相互支援協定」（東北福祉大学との協定）
- 資料 277 — 「防災・減災及び災害時のボランティア活動に関する 5 大学連携支援協定書」（大妻女子大学、工学院大学、神戸女子大学・同短期大学、兵庫医療大学との協定）
- 資料 278 — 「防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開 平成 21 年度活動内容報告資料」
- 資料 279 — 「神戸学院大学産学官利益相反マネジメントガイドライン」
- 資料 280 — 「教育提携に関する協定書」（兵庫県立舞子高等学校との協定）
- 資料 281 — 「神戸学院大学と神戸市立須磨翔風高等学校との連携協力に関する協定書」
- 資料 282 — 「2010 神戸学院大学 Green Festival」（春季公演）
- 資料 283 — 「2010 神戸学院大学 Green Festival」（秋季公演）
- 資料 284 — 「大学公式ホームページ ーグリーンフェスティバルー」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/student-life/green.html/>)
- 資料 285 — 「大学公式ホームページ ー生涯学習ー」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/lifestudy/index.html/>)

- 資料 286—「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム リーフレット」
- 資料 287—「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム 募集要項」
- 資料 288—「高齢者・障害者福祉ケアキャリアアップコース 募集要項」
- 資料 289—「神戸学院大学第 59 回土曜公開講座 私たちの暮らしをよくするために」
- 資料 290—「神戸学院大学第 60 回土曜公開講座 私たちの暮らしと文化」
- 資料 291—「大学・西区まちづくり活動助成 助成金交付申請書・交付予定額通知書」
- 資料 292—「わかれば楽しい音楽の会 PART1」(募集案内)
- 資料 293—「兵庫県・大学コンソーシアムひょうご神戸 まちの寺子屋師範塾」(募集案内)
- 資料 294—「大学コンソーシアムひょうご神戸 キッズオープンキャンパス」(募集案内)
- 資料 295—「神戸学院大学法学部と兵庫県弁護士会との学術交流協定・覚書」
- 資料 296—「神戸学院大学法学部と兵庫県司法書士会との学術交流協定・覚書」

IX. 管理運営・財務

(一) 管理運営

1. 現状の説明

- (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

神戸学院大学憲章に「運営基本理念」(資料 86)を示し、【1. 中長期計画に基づいた健全で安定した運営】、【2. 学生の修学活動とそのための環境整備を優先した運営】、【3. 意思決定プロセスの透明化と情報の共有化を重視した運営】、【4. 学生や教職員等の意見、第三者の評価を反映した運営】の 4 つの運営基本理念を大学公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)やリーフレット等で大学構成員に周知している。

a. 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

常任理事会(資料 79 学校法人神戸学院常任理事会規則)のもとにある経営企画委員会において「法人の中長期計画に係るワーキンググループ」が 3 つ設置され、法人の中長期計画の策定に取り組んでいる。2009(平成 21)年 4 月にはポートアイランドキャンパス移転後の法人の設置する学校の発展についての答申(資料 297)を取りまとめ、大学専任教職員全員に配付した。また、大学の中長期の将来計画を検討するため、大学の中長期計画及び予算を審議する総合企画会議(資料 79 総合企画会議規程)のもとに将来計画検討プロジェクトを設置し、大学の中長期計画の策定に取り組んでいる。2010(平成 22)年 9 月 30 日に同プロジェクトから総合企画会議に中間答申(資料 127)が提出され、同年 10 月 5 日に全教職員に配付し意見聴取を行っている。2011(平成 23)年 1 月には同プロジェクトから総合企画会議に最終答申を提出し、大学構成員に周知する予定である。

b. 意思決定プロセスの明確化

大学の教学に関する事項の意思決定プロセス(資料 298)は、各種委員会を経て総合企画会議および評議会(資料 79 評議会規程)にて審議され、大学院関係は研究科委員会、各種委員会を経て総合企画会議および大学院委員会(資料 79 大学院委員会規則)にて審議されている。教育職員の人事に関する事項は、学部関係は各教授会を経て評議会にて審議され、大学院関係は各研究科委員会を経て大学院委員会で審議している(資料 79 法学部教授会規則、経済学部教授会規則、経営学部教授会規則、人文学部教授会規則、総合リハビリテーション学部教授会規則、栄養学部教授会規則、薬学部教授会規則、大学院法学研究科委員会規則、大学院経済学研究科規則、大学院人間文化学研究科委員会規則、大学院総合リハビリテーション学研究科委員会規則、大学院栄養学研究科規則、大学院薬学研究科規則、大学院食品薬品総合科学研究科規則、大学院実務法学研究科(法科大学院)委員会規則)。

経営に関する事項(中長期計画・組織等の重要事項)の意思決定プロセスは、総合企画会議および常任理事会で審議しているが、予算編成に関する事項は予算会議で審議のうえ評議会でも審議している。

c. 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

学則第 8 条に各学部教授会を、大学院学則第 39 条に研究科に研究科委員会を

置くことが明記され、その審議事項を学則第 9 条および大学院学則第 39 条に規定している。

教学に関する事項は、各学部の教授会の構成員から選出された委員により構成する評議会、各研究科委員会の構成員から選出された委員により構成する大学院委員会において審議し決定している。

管理運営事項は、理事長、大学学長、附属高等学校長、常務理事及び財務担当理事により構成する常任理事会及び理事会で審議し法人の業務を決定している。

d. 教授会の権限と責任の明確化

学則第 8 条の規定に基づき、各学部教授会規則が定められ、学則第 9 条の規定に基づき、学生の入学、卒業などに関する事項、教育職員の人事に関する事項などの審議事項についても規定されている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

a. 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

管理運営に関する学内諸規程の整備については、関係法令に基づき整備を行い、適切に運用を行っている。

b. 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

学長、学部長・研究科長および理事の職務権限規程は制定されていない。

c. 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長の選考方法は、学長選出規則(資料 79)に基づき、学長選出管理委員会が設置され、学長候補者推薦投票、除斥投票および学長選挙の順に学長の選出を行っている。学部長・研究科長の選考方法は、各学部・研究科ごとに選出規則があり、選挙によって選出されている。(資料 79 法学部長選出規則、経済学部長候補者選挙規程、経営学部長候補者選挙規程、人文学部長選挙規程、総合リハビリテーション学部長候補者選出規則、栄養学部長選挙規程、薬学部学部長選出規則)

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

a. 事務組織の構成と人員配置の適切性

本学の事務組織の構成は「学校法人神戸学院組織図」(資料 299)、「神戸学院大学事務組織規則」(資料 79)のとおりであり、人員配置については、各部署へのヒアリングをもとに人事小委員会(資料 79 人事小委員会規程)および人事委員会(資料 79 人事委員会規則)を経て常任理事会において適切に行っている。

b. 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

2007(平成 19)年にポートアイランドキャンパス開設に伴い有瀬キャンパス、長田キャンパスとともに 3 キャンパスの体制になった。ポートアイランドキャンパスの開設にあたり、総合企画会議のもとに人事政策総合プロジェクトが設置され、3 キャンパスに分散しても機能的で、効率的な事務組織などを目指し、グループ制の導入、事務のワンストップ化を図り、従来の細分化された組織と階層化された組織の統合を図った。

2008(平成 20)年 10 月には、国際交流の組織上の位置づけを明確化するとともに取り組みの強化を目指し、研究支援グループを国際交流・研究支援グループに

改称した。2009(平成 21)年 4 月には、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に対応するため、教育開発センターを設置した。2010(平成 22)年 4 月には、大学を取り巻く環境の変化に対応した大学の教育環境、学生の就職環境を構築するため、キャリアセンターを独立させキャリア支援を強化し、さらに入学センター、国際交流・研究支援センターも独立強化させ、3 センター体制から 6 センター体制とした。

2007(平成 19)年 4 月の事務組織改革に伴い、職階のフラット化を実現し、それまでの部長、次長、課長、課長補佐、係長という 5 つの職階を部長、部長補佐、グループ長、リーダーの 4 つの職階としたとともに、職能資格制度を導入し、これまで役職と給与がリンクしていたものを、職能給を導入することで役職と給与を分離した(資料 79 事務職員人事規則)。

c. 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

職員の採用・昇格等については諸規程を整備し、必要な会議体の承認を受ける仕組みも入れ込み、適正に運用している。採用については、事務職員採用規程(資料 79)およびその細則(資料 79)を 2007(平成 19)年 4 月 1 日制定した。昇格・昇進については、事務職員職能資格規程(資料 79)を 2007(平成 19)年 4 月 1 日制定し、各職能資格に求められる職務遂行能力を明確化し、昇格基準、選考および決定方法等を規定している。また、事務職員役職規程(資料 79)を 2007(平成 19)年 4 月 1 日制定し、役職位の定義・名称および役職位の職能基準とともに、任用要件も規定している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

a. 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

人事考課を導入し活用(反映)させているのは、リーダー・グループ長への昇進審査および役職者の再任用(役職者については 3 年の任期制)の判断に限定され、部分的である。被考課者に対しては、考課結果に基づき、考課者(上司)が能力開発等について必要に応じて指導・教育している。一定の水準に達し昇進・昇格が可能となったときには処遇が改善(向上)される。

b. スタッフ・ディベロップメント(SD)の実施状況と有効性

事務職員の研修の基本計画、企画および運営については、事務職員研修規程(資料 79)により事務職員研修委員会で協議している。研修は、第一に本学の教学および管理運営の基本理念と基本方針を理解させ、事務職員としてこれを推進するための自覚を高める。第二に本学の教育、管理運営の業務遂行に必要な知識等を修得させ、学生への教育支援能力、管理運営能力を養うことを目的としている。

2. 点検・評価

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

①効果が上っている事項

意思決定プロセスの明確化

大学の中長期計画及び予算を審議する総合企画会議の構成員は、2006(平成18)年度までは、学長、副学長、各学部長、実務法学研究科長及び事務局長であった。2007(平成19)年4月の事務組織改革に伴い、各センターに事務部長が配置され、総合企画会議の正式委員(資料79 総合企画会議規程 第3条)として、教育職員が職務を担う教務・入学センター所長、学生支援センター所長、学術情報センター所長及び学長補佐とともに、事務職員が職務を担う総務部長、企画部長、教務・入学センター事務部長、学生支援センター事務部長、学術情報センター事務部長及びKPC事務センター事務部長も加わり、意思決定組織に参画が認められるようになった。

②改善すべき事項

中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知
常任理事会もとの経営企画委員会で審議されているものの、中長期計画の策定にはいたっていない。事業計画、収支計画、設備投資計画、人員計画および資金計画を策定する必要がある。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

②改善すべき事項

学長、学部長・研究科長および理事(学務担当)等の権限と責任の明確化

学長、学部長・研究科長および理事の職務権限規程が制定されていないなかで、大学経営が行われている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

①効果が上っている事項

2007(平成19)年のポートアイランドキャンパス開設に伴い、細分化された組織と階層化された組織を統合した。職階のフラット化により、部署内での意思決定の過程が簡素化・明確化し、意思決定までに要する時間が短縮された。

②改善すべき事項

学内外から地域連携、高大連携および大学間連携に関わる連携窓口がわかりにくいとの評価を受けている。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

被考課対象者は、役職者およびリーダー・グループ長への昇進候補者に限定されているが、全事務職員への対象者拡大が必要である。また、人事考課(人事評価)に基づき、能力開発、賃金、異動、昇格等への反映が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

①効果が上っている事項

意思決定プロセスの明確化

事務職員の部長及び事務部長が、大学の中長期計画及び予算を審議する総合企画会議の正式な構成員として参加することになり、これまで以上に、部長及び事務部長による経営面からの提案や事務の現場からの提案を積極的に行っていく。教員・職員協働の意思決定を行うことにより、経営と教学が一体化した政策決定を行っていく。

②改善すべき事項

中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知
法人 100 周年にあたる 2012（平成 24）年までに中長期計画を策定し、公表する。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

②改善すべき事項

学長、学部長・研究科長および理事の職務権限規程を制定し、経営と教学の職務権限を明確にし、適切な役割分担と権限委譲を進め業務の円滑な運営を行う。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

①効果が上っている事項

それぞれの職階における職務権限と権限の委譲を明確化することにより、意思決定までに要する時間をさらに短縮するとともに、適切な役割分担と業務の円滑な運営を行う。

②改善すべき事項

外部連携センターを設置し、地域連携、高大連携、大学間連携および産学官連携の窓口を明確化し、大学の第三の使命である社会貢献の役割を果たしていく。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

評価制度を早期に導入し、能力開発体系図を整備する。

4. 根拠資料

資料 79 - 「学校法人神戸学院常任理事会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学総合企画会議規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学評議会規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学大学院委員会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学法学部教授会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学経済学部教授会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学経営学部教授会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学人文学部教授会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学栄養学部教授会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

資料 79 - 「神戸学院大学薬学部教授会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』

- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院法学研究科委員会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院経済学研究科規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科委員会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院栄養学研究科規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院薬学研究科規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学大学院実務法学研究科(法科大学院)委員会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学学長選出規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学学長選出規則施行細則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学学長辞任請求規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学学長辞任請求規則施行細則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学法学部長選出規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「経済学部長候補者選挙規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「経営学部長候補者選挙規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学人文学部長選挙規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学総合リハビリテーション学部長候補者選出規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学栄養学部長選挙規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学薬学部学部長選出規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学事務組織規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「人事小委員会規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学人事委員会規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「神戸学院大学事務職員人事規則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「事務職員採用規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「事務職員採用規程細則」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「事務職員職能資格規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「事務職員役職規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 79 - 「事務職員研修規程」『各種規程等一覧(抜粋)に添付。』
- 資料 86 - 「神戸学院大学憲章」
- 資料 127 - 「将来計画検討プロジェクト中間答申について」

資料 297－「経営企画委員会最終答申」

資料 298－「学校法人神戸学院 経営・監査システムフローチャート」

資料 299－「学校法人神戸学院 組織図」

(二) 財務

1. 現状の説明

- (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。
- a. 2007（平成 19）年度のポートアイランドキャンパス開設により、教育研究環境は大きく発展したが、財務面では 2002（平成 14）年度に 477 億円あった運用資産残高（現預金＋有価証券＋特定資産＋3 号基本金）は 2007（平成 19）年度には 265 億円まで減少した。この間 2004（平成 16）年度に 100 億円の借り入れも行っているが、予算と決算の検証、適切な予算編成、経費節減の結果、2010（平成 22）年度には運用資産残高は 300 億円台に回復する見込みである。
 - b. 「財政の健全化と財政基盤の強化を図るとともに、限られた財源を有効的に配分すること」を、予算編成基本方針としている。
 - c. 科学研究費補助金等外部資金獲得のために、外部講師による研修会を実施し（資料 300）、応募・採択数の増加に向けて取り組んでいる。特別寄附金は、積極的に教育・研究活動に活用している（資料 301）。
 - d. 人件費比率 51.2%、教育研究経費比率 34.5%、消費収支比率 101.6%であり、全国平均以上である。また、自己資金構成比率 83.2%、流動比率 245.5%、総負債比率 16.8%であり、ポートアイランドキャンパス開設の影響もあり全国平均には一部届いていないが、全体的に改善傾向であり、いずれも適正である（資料 302）。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

- a. 予算会議（委員：財務担当理事、学内理事ほか）において予算編成方針策定から各部署の予算要求内容精査・復活折衝までを行っている。
- b. 年 1 回 7 月に 3 日間にわたって予算・決算検証会議を行い、適切な予算執行が行われたかどうかを検証している。
- c. 事業科目振替等に制限を設け、当初の目的以外の流用を防いでいる。
- d. 決算の内部監査は適正に行われている（資料 79 内部監査規則）。
- e. 月次監査は、財務担当理事と内部監査室長が行っている。また、内部監査室長および監事による会計監査（業務監査含む）を年間計画により厳格に行い（年 9 回）、理事会・評議員会で年 2 回報告し、報告書は学内構成員にネット上で公表している（資料 303）。なお、2010（平成 22）年度より内部監査室の人員を増加（1 名→2 名）して体制強化を図っている。

2. 点検・評価

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

① 効果が上がっている事項

- a. 経常経費を含めた全学的な事業の見直し。
2006（平成 18）年度から帰属収支差額において収入超過となっている（大学基礎データ 表 6）。
- b. 科研費等に関する学内への啓発。
例年、約 6 割以上が継続の研究課題であり、安定して間接経費を獲得している

(資料 304)。

- c. 間接経費による教育研究環境の向上。

学外研究費は 3,000 万円以上獲得 (資料 305) しており、更なる外部資金獲得に繋げるため、知的財産学内セミナーを 2009 (平成 21) 年度以降に 4 回継続して開催している (資料 306)。

②改善すべき事項

- a. 寄附金増加の方策の検討。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

①効果が上がっている事項

- a. 各学部・部署から直接ヒアリングするため、実態を把握することができる。
(資料 307) 事業目的を遂行するために、競争見積等を励行し、経費節減の効果をあげている。
- b. 事業目的以外の予算執行を認めていないので、資金面で事業規模を把握できる。
- c. 予算要求・予算会議 (Plan)、予算執行 (Do)、予算・決算検証会議 (Check)、次年度予算要求へ反映 (Act) の PDCA サイクルが整備されている (資料 308)。

②改善すべき事項

- a. 各教職員が自ら検証する姿勢をもつように、意識改革を推し進める必要がある。
- b. 予算・決算検証会議の実施により、年々改善傾向にあるが、教育研究経費の予算執行率は、例年 80% 台後半であり、予算と決算に相当な差異が生じている。そのため、決算完了まで収支の予測がつきにくい。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

①効果が上がっている事項

- a. 財政基盤を維持するため、帰属収入の 8 割を占める学生生徒等納付金を安定的に推移させる必要があり、中長期計画のもとに募集力と教育力の強化に重点を置いた施策の実施を全学的な合意を得て行う。
- b. 他大学の財務担当者と調査、検討等を定期的に行い、他大学の優れた部分を本学に導入して、事業経費のさらなる分析・見直しを行う。また、外部コンサルタントを活用し、見積書・契約書の精査による単価の見直しを行う。
- c. 科研費等外部資金の応募・採択数増加、学内への啓発を行うとともに、科研費等外部資金に採択された教員やグループに対する褒章制度を設ける。

②改善すべき事項

- a. 寄附金増加の方策として、募金に対する顕彰制度や指定寄附制度、遺贈制度を導入する。また、法人 100 周年記念募金、大学創立 50 周年記念募金を実施する。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

①効果が上がっている事項

- a. 経費節減だけでなく、予算執行が適切に行われるよう内部監査室による監査体制を強化する。
- b. 予算配当後の事業科目間の振替が発生しないよう予算編成時に精査する。
- c. 2011（平成23）年度予算要求から大学ホームページ上の学内専用サイトで行えるようにした。これにより、予算編成検討の時間を確保し、より実効性のある予算編成を実現する。また、予算・決算検証会議等を通じて予算管理体制を強化する。

②改善すべき事項

- a. 各教職員の意識改革を推し進めるとともに、2010（平成22）年7月に設立された大学行政管理学会西日本支部「財務問題研究会」等外部研修に積極的に参加して、業務に反映する。
- b. PDCAサイクルを継続し、より精密な予算編成を実現する。

4. 根拠資料

資料 79 - 「学校法人神戸学院内部監査規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』

資料 300 - 「科研費研修会開催一覧」

資料 301 - 「特別寄附金一覧表」

資料 302 - 「財務分析（平成16年度～平成20年度）」

資料 303 - 「大学公式ホームページ -財務状況-

(<http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/zaimu.html>)

資料 304 - 「科研費申請採択一覧表」

資料 305 - 「学外からの研究費」

資料 306 - 「知的財産セミナー開催一覧」

資料 307 - 「予算・決算検証会議関係資料」

資料 308 - 「2011年度予算 編成スケジュール表」

X. 内部質保証

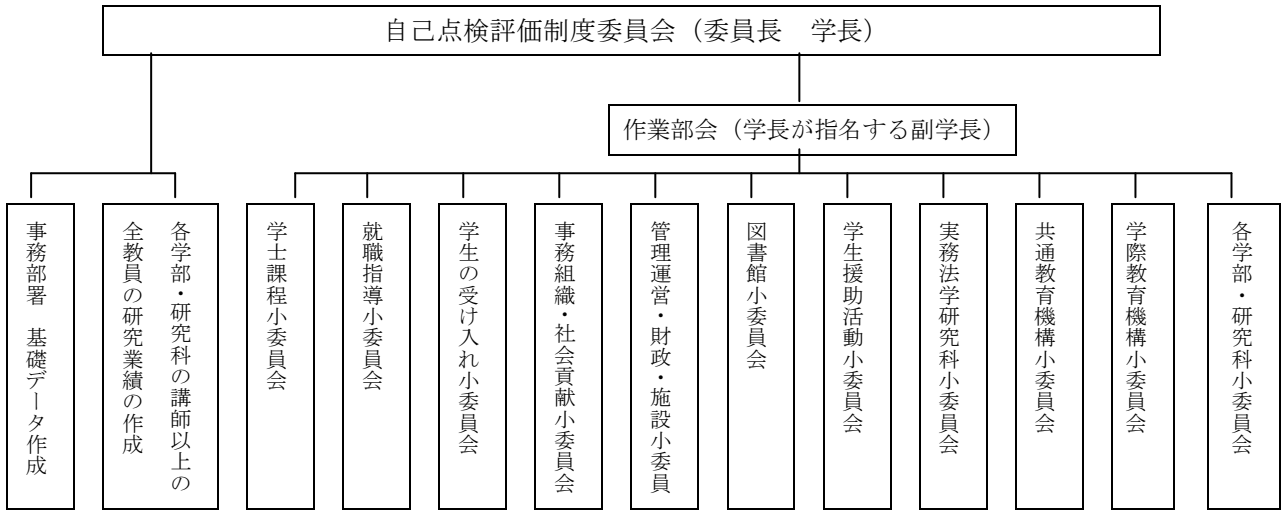
1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果しているか。

- a. 本学の自己点検・評価の実施と結果の公表については、1992（平成4）年5月21日に「自己点検評価制度委員会規程」（資料79）を制定し、同時に自己点検評価制度委員会を設置して自己点検評価制度がスタートした。1995（平成7）年3月31日には「神戸学院大学の現状と課題」を刊行した。その後、1997（平成9）年5月31日に大学基準協会第1回「相互評価」報告書として、「神戸学院大学の現状と課題 第2号」を刊行し、2004（平成16）年度には自己点検評価結果及び第2回相互評価結果を「神戸学院大学の現状と課題 第3号」にまとめて学内外に公表した。2004（平成16）年度から学校教育法第69条の3第2項の規定により認証評価を受けることが義務づけられた。そのため、2004（平成16）年度に大学基準協会の相互評価及び認証評価を受け、「本協会の大学基準に適合している（認定期間は2012（平成24）年3月31日まで）」ことの認定を受けた。認定に際しては改善報告が求められたので、改善報告書を提出し（序章参照）、大学基準協会からは「改善報告書検討結果（神戸学院大学）」を受けた。大学基準協会の相互評価及び認証評価はCD-ROMに納め、大学に対する提言の長所として特記すべき事項だけでなく、助言や勧告についても真摯に受け止め、教育・研究の一層の充実に向けて改革を進めていくように、大学公式ホームページ（資料88、以下「ホームページ」という。）に掲載することにより、自己点検・評価の実施の結果を社会に公表している。

自己点検評価を実施するための自己点検評価制度委員会のもとに小委員会を設け、各学部・研究科自己点検評価小委員会を始め、学際教育機構、共通教育機構、実務法学研究科、学生援助活動、図書館等の小委員会を設置した。その後、2011（平成23）年度以降の大学評価システムの新評価基準では「協会の指定する10の基準ごとに大学全体の視点から記述してください。」という報告書作成の留意点が明示された。大学全体の視点から記述することを重視するために「管理運営・財政・施設設備小委員会」「事務組織・社会貢献小委員会」「学生生活（就職指導）小委員会」「学生の受け入れ（入試）小委員会」「学士課程小委員会」を設置した。さらに、各小委員会の取りまとめをする組織として、委員会規程のなかに「作業部会」を設置し、各小委員会の調整機能としての役割とし、相互評価調書を作成する編集体制を次のとおり整備した。

相互評価調書（点検・評価報告書、大学基礎データ）作成の編集体制



点検・評価報告書の原稿の作成（点検・評価）

各種小委員会の座長は、既設の各種委員会との調整を図り、各委員は、教授会との調整を図りながら作成

- b. 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応については、これまでに教育研究活動、事業計画および財務情報を公開してきたが、さらに大学構成員に対して各種会議の議事録及び議事要旨を学内情報サービスに掲載して公開している。2009（平成 21）年 4 月 1 日に学校法人神戸学院情報公開規則（資料 79）を制定し、法人の情報公開の対象とする文書は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書としており、閲覧申請権者や申請手続き等を規定しているが、インターネットで公開している情報を閲覧する場合は、この限りではない。大学ホームページでは、「大学データ（大学データ集）」、「財務状況（予算―事業計画書、資金収支予算書、消費収支予算書、決算―事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、独立監査人の監査報告書）」、「設置認可申請書及び設置計画履行状況報告書」「神戸学院大学学則」等を公開している。

- (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

社会に対して本学の教育の質を保証することは、高等教育機関としての本学の社会的責任である。本学は、大学全体としても、また各学部、学科など個々の教育研究組織ごとにも教育目標を持ち、本学の構成員は、それぞれの組織の教育目標を実現すべく尽力している。本学の教育の質を保証するための学内体制の大枠は、以下のとおりである。

- a. 事業計画、方針の策定（Planning）

総合企画会議（資料 79 総合企画会議規程）は、学長を委員長とし、副学長、各学部長、実務法学研究科長、事務局長、各部署長、学長補佐、各事務部長で構成する会議体であり、本学の教学関係および経営管理事業に係る中長期計画および予算等の審議と策定において中心的な役割を担う会議体である。総合企画会議の下には、常設の委員会として「キャンパス活性化委員会」が置かれており、また、必要に応じて各種のプロジェクト

が設けられる。2010(平成22)年5月現在、総合企画会議の下に本学の中長期構想を立案するために「将来計画検討プロジェクト」(資料109)を設けている。

b. 事業の点検・評価(Check)と改善の実施(Action)

ア. 自己点検評価制度委員会、小委員会、作業部会

本章の冒頭で触れたとおり、本学の自己点検評価制度委員会は1992(平成4)年に発足した。学長、副学長、各学部長、実務法学研究科長、学際教育機構長、共通教育機構長、教育開発センター所長、事務局長、および各部署長と事務部長等で構成する親委員会と、その下に各学部・研究科、学際教育機構、共通教育機構、実務法学研究科(法科大学院)などの教育組織ごとの小委員会および学生援助活動小委員会、図書館小委員会などを置いているが、必要に応じて追加して小委員会を置くことになっており、2011(平成23)年度の大学評価申請に際しては、相互評価調書(点検・評価報告書、大学基礎データ)作成の編集体制のとおり5つの小委員会を追加して実施した。

また、各小委員会間での調整は、適宜、各小委員会の座長で構成する作業部会で行っている。

イ. 教育開発センターの学士課程教育部会・FD部会

本学に学士課程教育を構築することを目的として2009年4月に設置された教育開発センター(資料79 教育開発センター規則)は、本学の全学的な教育の質の向上に責任を負う組織である。教育開発センターのもとには、学士課程教育部会およびFD部会という2つの部会が置かれており、それぞれに本学の学士課程教育の質向上に深く関わっている。

教育開発センターの学士課程教育部会(資料309)は、センター所長・副所長、各学部長、教務センター所長、教務センター事務部長および共通教育機構長・副機構長、教育開発グループ長で構成し、本学の学士課程教育の質向上において企画・立案(Planning)の機能を果たしている。2009(平成21)年4月の開設以来、学士課程教育部会では、喫緊の課題として中教審の提唱にある3つのポリシーへの対応や入学前教育・初年次教育の全学レベルでの強化について検討すると同時に、学内の過去の各種プロジェクトの提案を踏まえてGPAの導入と活用、キャリア教育の強化についても検討を開始した。

学士課程教育部会は、本学におけるミドルレベルからマクロレベルまでの教育改革の出発点となることが期待されている。一方、FD部会(資料310)は、ミクロレベルからミドルレベルの教育の質向上に責任を負っており、本学の質の保証システムで改善の実施(Action)の機能を果たすことが期待されている。

ウ. 自己点検評価制度委員会の小委員会としての学士課程小委員会

従来、本学における自己点検評価制度の教育・研究活動は、各学部・研究科の小委員会が各学部・研究科単位で推進してきたが、2011(平成23)年以降の大学評価に向けて、全学的視点での学士課程教育の点検・評価に関して責任を負う小委員会として、学士課程小委員会(座長は教育開発センター副所長)を2009(平成21)年9月に設置した。学士課程小委員会には、本学の学士課程教育の質保証のPDCAサイクルにおいて、自己点検評価制度委員会と教育開発センターの学士課程教育部会およびFD部会を連携させる機能が期待されている。

エ. 学生調査（学生アンケート等）の実施による内部質保証について

学生調査（学生アンケート等）の実施による内部質保証については、これまでも「学生による授業改善アンケート」（資料 111）や 4 年に一度の「学生生活状況調査（2008 年度 第 9 回）」（資料 311）を実施し、さらに、学生自治会や課外活動団体等の学生団体からの意見や意識調査を教育および学生支援等に反映できるように予算や施設整備等に生かしてきた。しかし、本学も学生自治会が廃止や休止状況にあり、学生の声は、課外活動団体等を通じてかろうじて届く程度であり、授業改善アンケートや 4 年に一度の学生生活状況調査だけでは、学生気質の変化や社会情勢、経済状況等の変化のスピードに迅速に対応できていないことから、2009（平成 21）年度からすべての学生（10,564 人）を対象にゼミナール・実習等を通じて学生アンケート（資料 118）を実施し、2009（平成 21）年度は 6,968 人（約 66%）から回答を得た。教育内容、課外活動、厚生施設、キャリア支援、施設設備等について意見を聞き、集計結果は総合企画会議に報告し、各学部、部署において改善・改革の検討をしている。

学生アンケートの新生からの回答では、クラブ・サークル活動等も進路選択の重要な要素になっていたり、多くの新生が大学の授業・実習等が理解できるかどうかを不安に感じている等が明らかとなり、新生へのサポート体制強化の必要性が顕著になっている。学部ごとの新生へのサポートは実施しているが、全学的な支援体制は整っていない。

オ. キャンパス活性化委員会（資料 79 キャンパス活性化委員会規程）について

総合企画会議の下に置かれた委員会は、各部署または各委員会と連携して、キャンパス活性化に向けた課題の検証、活性化の方策に関することを審議し、会議に提案することを目的に設置している。キャンパス活性化の方策は各部署、各委員会がその任を負っているが、課題の検証や全学的な視点から活性化を図るためには、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムと捉え、委員会から活性化の方策を総合企画会議に提案し、総合企画会議で採用された方策を各部署、各委員会で実行に移す。

- c. 構成員のコンプライアンス意識の徹底については、「ハラスメント防止に関する取り組み」を大学ホームページに掲載し公開している（資料 236）。教職員に対しては「ハラスメント防止と根絶に向けて」（資料 243）のリーフレットの配付や毎年研修会を実施し啓発している。取り組み内容では、相談室（資料 79 ハラスメント相談室規程）を設置したことや行動指針（資料 244）を制定し、懲戒処分を受けたセクハラ、アカハラの事例を掲載するなど新たな試みを実施している。ハラスメント以外のコンプライアンス意識の徹底についても危機管理規則（資料 79）を制定し、本学および本学構成員に関する重要犯罪、感染症等の対応および対策を実施しているとともに、大学ホームページの教職員向け部局情報（資料 312）にもハラスメント防止等の取り組みを掲載している。

大学ホームページの「学生生活」には休み前の新着情報として「休暇中の注意について」（資料 313）を掲載し、飲酒運転の防止、未成年の飲酒、薬物乱用防止に関すること等を掲載し、啓発に努めている。

課外活動団体の学生にはリーダーズトレーニングの際に課外活動団体とコンプライアンスについて、飲酒や喫煙をめぐる問題、薬物乱用をめぐる問題等に関する研修を実施

している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

a. 大学経営評価指標データベースの導入と運用

本学の教育、研究、運営等の諸活動において質の向上を常に実現していくためには、不断の点検評価と、評価を客観的に裏付けるデータの収集・蓄積が今後ますます重要になる。大学行政管理学会と日本能率協会が開発した「大学経営評価指標データベース」（資料 314）を本学の学士課程教育を対象として導入し、2009（平成 21）年 4 月に運用を開始した。2010（平成 22）年 5 月 1 日現在、約 300 種類にのぼる指標のほとんどについて、2006（平成 18）年度まで遡ってデータ入力が終わっている。本学が構築しようとする客観的指標に基づく内部質保証システムにとって、この経営評価指標データベースの果たす役割は非常に大きい。今回の自己点検・評価および認証評価で十分な活用を行うとともに、自己点検評価での活用を踏まえ、今後、指標のあり方などにつき検証し、改善を加えていく必要がある。

b. 卒業生アンケートの実施による学士課程教育の成果測定

2010（平成 22）年 1 月には、自己点検評価制度委員会の下部組織である学士課程小委員会の発案で 2008（平成 20）年度卒業生約 2,000 人を対象とした卒業生アンケート（資料 315）を実施し、その集計結果および分析結果の報告を、教育開発センターの学士課程部会で行った。今回の卒業生アンケート自体は回収率が 10%程度（204 件）にとどまったこともあり、詳細な分析に適しなかったものの、共通教育プログラム、各学部の専門教育プログラムなどについての、本学卒業生からの評価を概括することは可能であった。2010（平成 22）年度以降は、回収率の向上のため質問項目の簡略化などの修正を加えて継続して実施する。

c. 文部科学省および認証評価機関等からの指導事項への対応について

ア. 2009（平成 21）年 4 月に総合リハビリテーション学研究科修士課程を開設するにあたり、2008（平成 20）年 10 月の設置認可の際に、文部科学省から 1 項目の留意事項を指摘された。この留意事項への対応は、（資料 316）のとおりを予定しているが、2009 年度、2010 年度ともに当該科目履修者がいなかったため、科目自体は未開講である。他の指導事項についても、この事例のように、原則として自己点検評価制度委員会が窓口となり対応している。

イ. 2004（平成 16）年 4 月に実務法学研究科（法科大学院）が開設され、2008（平成 20）年 6 月に独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し、「法科大学院認証評価自己評価書」（資料 320）を提出し、2009（平成 21）年 3 月に大学評価・学位授与機構から、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していないとの認証評価結果を受けた（資料 322）。具体的な内容は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準 4-1-1 関連「低い出席率で定期試験を受験できることが法科大学院として容認されていることは、厳格な成績評価及び適切な単位認定の在り方について問題がある。」こと、次に法科大学院評価基準 6-1-4 関連「入学者選抜において、法学未修者に対しても、司法試験の論文式及び短答式の合格実績、法学検定 2 級、ビジネス実務法務検定 1

級、ビジネス実務法務検定 2 級の合格実績を、特別評価項目の加点要素としており法学の知識が考慮されていることから法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されているとはいえない。」との内容である。

この結果を受けて、実務法学研究科（法科大学院）は、2009（平成 21）年 8 月に大学評価・学位授与機構に対し、「法科大学院認証評価（追評価）自己評価書」（資料 321）を提出し、2010（平成 22）年 3 月に大学評価・学位授与機構から、追評価において基準 4-1-1 及び基準 6-1-4 を満たしており、先の評価と併せて、法科大学院評価基準に適合しているとの評価結果を受けた（資料 323）。

2. 点検・評価

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

①効果が上がっている事項

教育の質保証のための組織として、2009（平成 21）年 4 月に教育開発センター（資料 79）を設置した。本学に学士課程教育を構築することを目的に、学士課程部会（資料 309）と FD 部会（資料 310）を置き、本学の全学的な教育の質の向上と FD をさらに推進するためである。本学にはこれまで FD 委員会は存在し、講演会、フォーラム、夏期研修会等（資料 317）は実施してきたが、組織としてのかかわりがなかったことや学士課程教育の構築に関しても、各学部教授会に責任と権限があり、全学的な視点での改革や改善に至っていなかった。2007（平成 19）年 10 月 25 日制定した大学憲章（資料 86）により、全学的な視点での本学の目指す姿、教育基本理念、運営基本理念を掲げ、さらに期待する教職員像を掲げたことは全学的な視点での質保証につながっている。教育開発センターが設置されるまでは、教育の質保証をするための組織としては、各学部や各部署が担当していたので、学部間にばらつきがあり、部署間においても縦割りの弊害が顕著であった。教育開発センターの発足により、全学的な視点での改革が促進でき質保証の効果が上がっている。

②改善すべき事項

キャンパス活性化委員会（資料 79）は、キャンパス活性化に向けた課題の検証、活性化の方策に関することを審議し、会議に提案することを目的に設置された。各学部、各部署ごとの縦割りの業務では活性化を図ることが困難であることから、全学的な視点から課題の検証、活性化の方策を策定し、提案するとしている。課題は実行に移す段階で、各学部、各部署との調整に問題が生じている。改革を実行するための人材や予算の問題等で活性化の方策が提案されたまま実行に移されないことも生じているため、キャンパス活性化委員会の設置目的は学士課程教育の構築に向かっていたのだが、実行に移すことができる委員会に改善すべきである。

キャンパス活性化の課題や活性化の方策を検討するためにも、学生の意見を反映する必要があり、2009（平成 21）年 4 月より全学生対象のアンケート（資料 118、119）を実施している。

学生アンケートの実施による内部質保証については、これまでもアンケートの実施やその集計に重点を置き、学生にこれらの集計結果をフィードバックすることは学部や

各部署に委ねられている。そのため部分的な改善は実現できたが、必ずしも全学的な体制ではなかった。キャンパス活性化委員会がその役割を担う予定であったが、前述したように、学生の意見等を踏まえて活性化の方策は提案できても実行に移れない問題があり、今後は体制や組織等を改善すべきである。

3. 将来に向けた発展方策

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

①効果が上がっている事項

2009（平成 21）年 4 月に発足した教育開発センターでは、特に学士課程教育部会を中心に、学士課程教育改革への取り組みが着実に成果を上げつつある。2009（平成 21）年度に全学部における 3 つのポリシーの策定が完了した（資料 93）。

目下、教育開発センターのもとには、(1) 就業力育成支援補助金事業の推進母体として「就業力育成部会」および (2) 全学レベルでの初年時教育充実のための取り組みとして「共通テキスト作成ワーキング・グループ」という 2 つの部署横断プロジェクトが設けられている。就業力育成部会は、教育開発センターの常設の委員会である学士課程教育部会の構成員に、キャリアセンター所長および学生支援センター所長を加えて構成し、学部横断的・部署横断的に就業力育成に関する全学レベルでの施策を策定することを目的として 2010 年 10 月に設置した（資料 318）。

一方、共通テキスト作成ワーキング・グループは、学士課程教育部会で全学レベルでの入学前教育・初年次教育の見直しを実施する中で、2010（平成 22）年 4 月から全学部共通テキストに基づく共通の内容を 3 回程度実施することが決定し、共通テキスト作成のための部署横断的ワーキング・グループを置くことが決定した。現在、学生委員、就職委員（以上、教員）、学生支援センター職員、キャリアセンター職員、教育開発センター職員により構成したワーキング・グループにおいて、初年次教育用共通テキストの編集作業が進行中である（資料 247）。

②改善すべき事項

キャンパス活性化委員会の設置目的は、各部署又は各委員会と連携して、キャンパス活性化に向けた課題の検証、活性化の方策に関することを審議し、会議に提案することである。その目的は内部質保証のためにも重要である。学生アンケート等による学生の意見を踏まえて活性化の方策を提案したのち実施に移すための改善が必要であり、「エンrollment・マネジメント」が実施できるようにすることが重要である。キャンパス活性化委員会は副学長、学長補佐から各 1 名および教育職員、事務職員、教務職員から 8 名の委員が選出され、活性化の方策を立案している。しかし、実施に移すのは関係学部や関係部署になり、そのため方策を作った者と実施する者との間の調整が困難であった。このことから活性化の課題や問題点ごとに、関係学部、関係部署から人材を集め、学部や部署の連携により委員会形式またはプロジェクト形式により、関係学部、関係部署ができる活性化の方策を持ち寄り、協議し活性化の全体像を策定していく。課題や問題点ごとに関係者が集まり方策を立案していくと実施もその関係者が行うことになるので、調整の必要がなく実施できる。出来上がった活性化の方策は、総合企画会議で全

学的な承認を得て、関係学部、関係部署に持ち帰り実施に移す方法に改善することで PDCA が機能し、将来に向けた発展につながる。

4. 根拠資料

- 資料 79 — 「神戸学院大学自己点検評価制度委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「学校法人神戸学院情報公開規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学総合企画会議規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学教育開発センター規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学キャンパス活性化委員会規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学ハラスメント相談室規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学危機管理規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 86 — 「神戸学院大学憲章」
- 資料 88 — 「大学公式ホームページ」 (<http://www.kobegakuin.ac.jp/>)
- 資料 93 — 「FDC ニュースレター 2010 No. 3」
- 資料 109— 「総合企画会議 2009 年度第 13 回 配布資料 3」
- 資料 111— 「学生による授業改善アンケート調査報告書 2009 年度後期調査（第 20 回）」
- 資料 118— 「学生アンケート集計結果 2009 年度」
- 資料 119— 「学生アンケート集計結果 2010 年度」
- 資料 236— 「大学公式ホームページ —ハラスメント防止に関する取り組み—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/index.html>)
- 資料 243— 「ハラスメント防止と根絶に向けて」
- 資料 244— 「ハラスメント防止のための行動指針」
- 資料 247— 「総合企画会議 2010 年度第 3 回 配付資料 6」
- 資料 309— 「大学公式ホームページ —教育開発センター—学士課程教育部会—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/fdc/ebc/index.html>)
- 資料 310— 「大学公式ホームページ —教育開発センター—FD 部会—」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/fdc/fd/index.html>)
- 資料 311— 「第 9 回 学生生活状況調査報告書 2008 年度」
- 資料 312— 「大学公式ホームページ —教職員の方へ—部局情報—総務事務グループ」
(<https://info.j.kobegakuin.ac.jp/sennin/jinjika/jinjitop.htm>) [アクセスには学内情報サービス用アカウントが必要]
- 資料 313— 「大学公式ホームページ —学生生活—休暇中の注意について—」
(http://www.kobegakuin.ac.jp/student-life/news/headline_detail.cgi?kanriid=201008024)
- 資料 314— 「大学公式ホームページ —教職員の方へ—大学経営評価指標（学内専用サイト）」 (<https://www.asp-user.jp/kobegakuin/system/>) [アクセスは学内からに限定され、また、学内情報サービス用アカウントが必要]
- 資料 315— 「大学公式ホームページ —図書館、教育・研究センター—教育開発センター—卒業生アンケートの集計結果について—」

(<http://www.kobegakuin.ac.jp/fdc/enquete/index.html>)

資料 316—「大学院 総合リハビリテーション学研究科 修士課程 設置計画履行状況報告書」

(http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/setti_reha_daigakuin.html)

資料 317—「FD 委員会 講演会、フォーラム、研修会等」

資料 318—「総合企画会議 2010 年度第 11 回 配付資料 8-3」

資料 320—「神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻法科大学院認証評価自己評価書」

資料 321—「神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻法科大学院認証評価（追評価）自己評価書」

資料 322—「神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻評価結果報告書」

資料 323—「平成 21 年度実施法科大学院認証評価（追評価）評価結果報告書」

終章

本点検・評価報告書を全体的観点からふりかえり、最後のまとめとしたい。

本章でも説明したとおり、本学には「真理愛好、個性尊重」という建学の精神があり、これは2007（平成19）年に制定された「神戸学院大学憲章」にも引き継がれている。2009（平成21）年には、さらにその大学憲章をふまえた全学レベルのディプロマ・ポリシーを策定するとともに、全ての学部において2010（平成22）年9月にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し終えた。それは、点検項目「Ⅰ 理念・目的」で説明されるとおりである。

こうした理念・目的は、ホームページ等を含んだ様々な媒体を介して教職員・学生を含んだ大学構成員に周知されるよう努力を重ねているが、翻って考えると、この理念・目的自体も、本学をとりまく環境条件の変化によって修正を余儀なくされる側面がまったくないとは言い切れない。

こうした環境条件の変化として最も大きいのは、周知のごとく、何と云っても少子化の中での大学進学率の上昇という事態であろう。18歳人口が1992（平成4）年の約200万人から現在の約120万人へと急降下してきたにもかかわらず、大学在学学生数は学部学生ではほぼ横ばい、大学院生を含めるとむしろ増加しており、これに伴い大学進学率が35%から50%へと上昇した。このことは、一般的に20年前ならば大学に進学していなかったであろう層の一部が、現在では大学で学んでいることを意味する。

こうした事態は、大学教育全般に大きな課題を突きつける。単独の大学で見れば、どの大学においても、入試方法の多様化も伴って、在学学生の質の幅が広がっており、教育対象の均質性が必ずしも保証されにくくなってきている。それは単に学習能力の分布だけではなく、学生のモノの考え方、あるいは広い意味での文化（カルチャー）の分布にも及ぶように思われる。このように学生層が変化をしているキャンパスにおいては、場合によっては、大学自身の「理念・目的」を、その変化に対応して修正する必要性が出現する可能性を一概に否定することはできない。

現在のところ、神戸学院大学においては、上述のごとく、また報告書で述べたごとく、現状の学生にふさわしい「理念・目的」を制定していると認識をしている。しかし、こうした変化が連続的であるとすれば、その点検・検証も連続的であらねばならないのは自然の理である。大学における継続的な自己評価・自己点検が求められることを感じさせられたところである。

とはいえ、現状での教育組織体制という観点からの自己評価という意味においては、まず組織として、教員組織をはじめとした教育組織の面（「Ⅱ 教育研究組織」及び「Ⅲ 教員・教員組織」）からも、またそれを支える事務組織の面（「Ⅸ 管理運営・財務」の「(一) 管理運営」）からも、十分に評価されうるに足る体制を整備しているものと判断している。

また、教育課程の編成や実施方針及びその下での開講授業科目（「Ⅳ 教育内容・方法・成果」の「(一) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」及び「(二) 教育課程・教育内容」）に関しても、学生支援や生活支援（「Ⅵ 学生支援」）及び教育研究等環境の整備（「Ⅶ 教育研究等環境」）についても、近年の就職環境の悪化に伴うキャリア支援体制の不十分さは抱えながらも、それぞれ適切に行われており、学生の受け入れ（「Ⅴ 学

生の受け入れ)についても、入試制度の再検討は必要なものの、システムとしては公正かつ適正に行われていると自負している。

さらに、公開講座や地域住民にも開かれたフェスティバルの継続的な実施、講師派遣事業、ポートアイランドキャンパスを拠点とした4大学連携プログラム、そして本学独自の教育プログラムであり、地域からも注目を頂いている防災・社会貢献ユニットの活動などを中心として、社会連携・社会貢献(「Ⅷ 社会連携・社会貢献」)に関しても、十分に自負できる活動を行っていると考えている。

しかし他方、問題点も浮かび上がる。上で述べた環境変化によって最も大きな影響を受けるのは、大学、とりわけ学部レベルにおける教育内容それ自身と、それを伝える教育方法(「Ⅳ 教育内容・方法・成果」の「(三) 教育方法」及び「(四) 成果」)である。ここ20年で大きく変化をした大学進学環境に大きくかかわる教育方法やその成果に関して、その実行と検証が各学部任される傾向が強く、各学部内においてはともかく、大学全体としての方針設定や点検が必ずしも十分には行われていないことが確認できる。

このことは、もともと各学部ごとに教育内容が異なることにその根本原因があるのであり、その限りにおいては、各学部では実は少人数教育の徹底、学部内での定期的な教育内容の検討、そして授業アンケートや学生との懇談等を通じての教育内容改善の努力がなされているのは事実である。しかし、教育方法の適切さや成果についての大学全体としての統一的指標が見出されておらず、あるいはその指標を作成するためのデータは存在していても、必ずしも十分に活用されておらず、したがってそれらを総合した定量分析が十分ではないという弱点を抱えている。

大学のいわゆるユニバーサル化が進行する現在、今後の大きな課題となることは明白だと思われる。点検基準「Ⅳ 教育内容・方法・成果」の「(三) 教育方法」及び「(四) 成果」については、大学全体としての目標あるいは指標の形成を通じて、今後も継続的に点検・検証が必要だと考えているところである。

教育に関するもう一つの問題点は、大学院教育である。ここは、教育内容や体制といった問題であることよりも、むしろ大学院教育それ自体の最近の変化に影響されているところが大きい。国立大学法人の大学院大学化が進む中で、入学対象学生(大学院受験生)層が大きく変化し、その結果として、以前と比較すると在籍大学院生数が、一部の研究科を除いて、一般的に減少してきている。そうした実態の変化に本学における少なくとも一部の大学院において、大学院教育の枠組自体が対応しきれていないことを認識せざるをえない。この点については、過去においても指摘を受けているところであるが、今後の重要な検討事項となることは強く認識させられたところである。

第三の問題点は、現在多くの大学が直面している学生の就職問題とそれに対する教育面及び事務支援面での体制上の問題である。事務支援組織もキャリアセンターと名称を変え、就職活動動機づけとその具体的な支援を含んだ教育科目群の総称としてのいわゆるキャリア教育も、より実学的色彩を強めながら、科目設定においても充実させてきているものの、まさに「成果」、すなわち就職率が改善されない時期がこここのところ続いている。その要因として、支援事務員の不足が改善点としてのぼるとともに、今後のキャリア支援の在り方を、学部等教育組織を巻き込んで検討すべき時が来ているように感じられた。

この点に関しては、すでに教育開発センターを設置し、その中において各学部における

キャリア教育のあり方を再検討しつつある。また、就業力育成等公的資金の獲得にも成功し、そのプログラムを実行しつつあるところでもある。こうした現在の検討結果及び実施施策の点検・評価も継続的に行うことが必要であると感じている。

第四に、財務体質の強化があげられる。本学が学校法人神戸学院に占める位置は圧倒的であり、大学の財務が法人の財務の大半を決していると言っても過言ではない。本学は2005（平成 17）年度一時的に帰属収支差額が赤字になったが、その後 2009（平成 21）年度決算まで順調に帰属収支差額は黒字に改善してきており、2007（平成 19）年度のポートアイランドキャンパス開設で減少した運用資産残高も、大きく改善してきている。

しかし、帰属収支差額比率はまだ全国私立大学平均よりもやや低く、さらに改善の余地があるのは事実である。また、前回の自己点検時にすでに指摘されているところではあるが、帰属収入に占める学生生徒納付金等の比率が高く、寄付金、補助金等収入の割合を高める努力がさらに必要である。

第五に、「X 内部質保証」についても言及しておく。大学内部における教育・研究の質保証（「X 内部質保証」）体制については、「事業計画、方針の策定」においても、「事業の点検・評価と改善の実施」においても、それぞれ大学内の正式審議・決議及び検討機関ないしは部局の設置とその内部での検討が真摯に行われているという意味において、システムとしては整備されていると判断している。

しかし、そこでの検討課題を総合的にまとめ、計画を立て、実施し、チェックするという点においては、大学全体のシステムはやや不十分な点があったのは否めない。その反省を踏まえ、遠くない時期に、いわゆる大学としての、また附属高校を含む法人としての「中長期計画」の策定が現在検討されつつあることはぜひとも付け加えさせていただきたい。

この点検・評価報告書作成作業は、以前と比べ今回の申請から形式が変更されたことにより、正直なところ戸惑いと困難を伴うものであった。とくに、報告書の内容とともに、その形式を満たすことに、従来より大きなエネルギーを注がざるをえなかった点は、報告書作成エネルギーの分散を生まざるをえず、やや残念であったことはお伝えしておきたい。

そうした戸惑いと困難の中でも、学内それぞれの部局・部署の教職員は真摯に点検・評価に取り組んだ。最後にふれたように、今後も改善や検証が必要な事項は少なからず上がっているのは事実である。しかし、そのことは現在までの当大学における教育・研究の営みが怠惰なものであったということではないことも、本報告書をまとめる中で再確認できたことでもある。

自己点検・自己評価は、まさに PDCA サイクルを定期的に回すことであり、現在本学ではその視点より上で述べた「中長期計画」の策定に取り組もうとしている。本報告書の作成は、そうした観点からも非常に意義ある作業であった。ここで見いだされた、あるいは見いだされる検証結果を今後の大学運営及び経営に大いに生かすことが求められている。